

盤谷及地方港輸出入額表

A 通年對照

Table showing trade statistics for Bangkok and local ports from 1931 to 1936. Columns include '輸入額' (Import), '輸出額' (Export), and '總額' (Total) for various categories like '穀類' (Grains), '油類' (Oils), and '雜貨' (Miscellaneous goods).

單位：錢 出所：暹羅貿易年報

交通

陸運 概説 一 當國は地勢及氣候上水運の便古くより發達した爲、道路交通は久しく閉却され、盤谷を除けば最近迄殆ど道路と稱し得るものを見なかつた。

陸運 概説 一 當國は地勢及氣候上水運の便古くより發達した爲、道路交通は久しく閉却され、盤谷を除けば最近迄殆ど道路と稱し得るものを見なかつた。盤谷市も十九世紀の末葉迄は舟楫の他交通機關なく、唯高原は年中車馬の交通が出来るが、凹凸甚だしき経路にて雨期には屢交通不能となり、平原の如きは雨期には雨水氾濫して全然通行不能であつた。

Table listing road construction projects with columns for '路線' (Route), '延長' (Length), and '支出總額' (Total Expenditure) for the years 1934 and 1935.

Table showing trade statistics for various goods. Columns include '輸入' (Import), '輸出' (Export), and '總計' (Total) for categories like '穀類' (Grains), '油類' (Oils), and '雜貨' (Miscellaneous goods).

十、ヤイラーIIベト

1107000

右の内田及内を除き他は舊計畫の繼續であつて、以上の外、新たに左記國道四路線の測量が開始された。一、アラーチンIIアランヤ・プラティ線、二、ベチャブリンIIロム・サーク線、三、サタヒIIアランヤ・プラティ線、四、チエンマイIIホートIIタークIIカムベンベツトIIナコーン・サワン線

公道の開発に伴ひ、最近に於ける車輛交通の數量及重量は一般且急速に増進した。例へば自動車通行の回數を見るに、各前年に比し北部第三國道は八五%（一九二七年度）、中部第十一國道は五〇%（一九二八年度）、南部第十一國道は一八五%（一九二六年度）を増加してゐる。故に單位距離及重量當りの運輸費も年々遞減しつゝあり、之を北部第三國道に徴するに一九二四年度には軒當り噸三四士丹であつたが、一九二八年度には僅々一二士丹となり、一八三%の低減を示してゐるが、近時は道路計畫の實現と共に運輸費も更に漸減の傾向にある。

盤谷市内道路—盤谷市を初め主要都市は數年前市區改正を行ひ、道路は面目を一新した。盤谷市に道路の開発を見たのは一八九五年以降の事であるが現今は市街地及郊外に跨り路幅八間及六間の道路が約二百軒に達してゐる。初め粗製煉瓦を敷き、後大中小の石を三段に入れて好結果を得、修繕も行届き兩側には排水渠を設けてゐる。橋梁は橋下舟楫の便を圖り橋を路面より遙かに高く造る必要があり、その爲經費の關係から大橋梁の完成は困難な事情に在り、特に當市を貫流するメナムチャオプラーヤに完全な橋梁を架設することは多年の待望であつたに俾らず、仲々實現の運びに至らなかつたのであるが、二百萬銖の巨資を投じて、盤谷とその對岸トンプリーとを連絡するラマ一世記念橋が架設せられ、一九三二年四月六日開通式を行った。本橋は實にメナム・チャオ・プラーヤに架けられた最初の橋であつて、船舶の通航が可能ならしむる爲開閉式となつてゐる。

公道行政—道路局創設前は公道の建設計畫は州總督等地方當局に一任したが、一九一一年度土木省を交通省に改稱して省内に道路局を創設し、且三年後公道政策樹立の爲最初の道路委員會を設けるに及び、茲に全國の公道行政は同局に統一されるに至つた。越えて一九一八年同局は鐵道局に合併し、一九二一年には鐵道及公道に關する法令を發布した。右法により公道は國道及地方道の二者に區別され、國道は更に一等・二等・三等道路・車道・馬道の五種に分類してゐる。

現公道は經濟省內鐵道長官管下であり、北部（本部ラムバーン）、中部（本部盤谷）及南部（本部ソクラー）の三公道區に分割して公道の維持建設及改造に従事してゐる。

尙、國道及地方道連年比較表、「等級別表」及「道路支出表」は本年鑑第二回版参照。

自動車其他—概説—當國は右の如く道路の開発が遅れてゐる爲、路上運送用車輛の發達も他國に比して甚だ遜色がある。以前陸上交通は象・馬・牛及牛車によつてゐるが、併し最近の道路開發により自動車其他の路上運送車輛は著しく發達しつゝある。爲に貨物輸送費も漸減しつゝあり、以前牛車（三百噸積載して一日一六軒を行進し日當り一臺二銖）にて噸當り軒四〇士丹、水路により同じ二〇士丹を要したが、現時ラムバーンIIチエンライ間に於て噸當り一軒十士丹内外にて貨物を輸送し得ると云ふ（「道路の項」参照）。

電車は盤谷市のみ在り、人力車・自動車と共に同市の主要交通機關を爲す。乗合自動車としては、郵便電信局がラムバーンIIチエンライ間に郵便乗合自動車（毎週三回往復）を運轉してゐる。（「旅行案内の項」参照）。

自動車輸法—逐年増加する自動車輛を取締る爲、一九三〇年五月二十二日自動車輸法を發布し、即日之を實施した。同法は盤谷には其の所轄大臣、盤谷以外には道路局が之を管轄する。自動車輛は所要の部分完備し、免許料を收め、登録しなければ使用し得ぬ。運轉手も免許を要するが、之に私用車運轉手（十八歳以上、公衆用車運轉手（二十歳以上）、自動自轉車運轉手の三種があり、毎年三月末を満期とする。車輛所有者の納付すべき免許料は年當り

自動車輛數表（三月末現在）

Table with columns for vehicle types (乗客用車, 貨物自動車, 其他), years (一九二八, 一九二九, 一九三〇, 一九三一), and regions (クルンテ, アプ州, 他州). Includes sub-tables for license fees (免許料) and exemptions (免許).

自動車其他車輛免許數・免許料表

Table with columns for vehicle types (私用, 貨物, 乗合, 貨物, 貨物, 貨物), years (一九二八, 一九二九, 一九三〇, 一九三一), and regions (クルンテ, アプ州, 他州). Includes sub-tables for license fees (免許料) and exemptions (免許).

運糧……交通

Table with 2 columns: 人車, 其他の特許料. Rows include 八, 九, 十, 十一, 十二, 十三, 十四, 十五, 十六, 十七, 十八, 十九, 二十, 二十一, 二十二, 二十三, 二十四, 二十五, 二十六, 二十七, 二十八, 二十九, 三十, 三十一, 三十二, 三十三, 三十四, 三十五, 三十六, 三十七, 三十八, 三十九, 四十, 四十一, 四十二, 四十三, 四十四, 四十五, 四十六, 四十七, 四十八, 四十九, 五十, 五十一, 五十二, 五十三, 五十四, 五十五, 五十六, 五十七, 五十八, 五十九, 六十, 六十一, 六十二, 六十三, 六十四, 六十五, 六十六, 六十七, 六十八, 六十九, 七十, 七十一, 七十二, 七十三, 七十四, 七十五, 七十六, 七十七, 七十八, 七十九, 八十, 八十一, 八十二, 八十三, 八十四, 八十五, 八十六, 八十七, 八十八, 八十九, 九十, 九十一, 九十二, 九十三, 九十四, 九十五, 九十六, 九十七, 九十八, 九十九, 一百.

七七八

鐵道 概説—一八八〇年の頃英人 Holt, S. Hallett, A. R. Colquhoun は、シヤン及ラオ・ステーツ、雲南、暹羅等の商權を掌握する爲、是等諸地と緬甸とを連結する英資本の鐵道を建設すべく主唱したが、英人中耳を藉す者なく失敗に歸した。併し之が遺民に鐵道交通の重要性を覺らしめ、一八八七年ラーマ五世は一英國會社と契約して整谷より北國境のチェンセンに至る鐵道布設を企劃したが、測量後中止となり、之に代つて一會社が整谷ハークナム(湄南河口)間の私營鐵道を完成(一八九三年)して、當國鐵道の先驅をなした。爾後鐵道交通は急速に發達して左記の如き鐵道網を見るに至り、行政・軍事・商業・交通上多大の貢獻を爲すと共に、從來物産の市場輸出に困難であつた地方の産業開發を促進してゐる。一九三四年三月末に於ける當國鐵道概況を示せば次の如くである。

鐵道概況表(一九三四年三月末)

Table with 2 columns: 出所(暹羅鐵道行政年報), 出所(暹羅鐵道行政年報). Rows include 一、開通線全長, 二、建設中線路全長, 三、測量中線路全長, 四、停車場數, 五、投下資本總額, 六、開通線料當り投下資本額, 七、總收入年額, 八、一日當り收入, 九、開通線料當り收入, 一〇、總支出年額, 一一、一日當り支出額, 一二、料當り支出額, 一三、總支出對總收入割合, 一四、總純益, 一五、旅客延料數, 一六、旅客總數, 一七、旅客一人當り旅程料, 一八、一日當り收入.

機關車一七八の中蒸汽機關車一六三、ディーゼル機關車二、ディーゼル電氣機關車一三である。軌道のゲージは初め四呎半を採用したが、其の後英領馬來、印度支那が總て一米ゲージを採用した爲暹羅でも一米に改め、其の後建設のものは總て一米に統一さるゝこととなつてゐる。軌道は古くは七〇封度軌條を用ひてが、現今は五〇封度のものを使用し、ドッグスバイクで硬木の枕木に固着し、枕木の下一五種には優良なベラスを敷いてゐる。路線は整谷附近約三〇軒を除き總て單線で、蒸汽機關車の燃料は木材を使用してゐる(林業の部参照)が、國際急行列車にはディーゼル機關車を使用し、平均速度は一時間約四五軒、整谷郊外のマカツサンに設備稍完備せる修繕工場があり、其の他全線主要驛二五箇所に小規模の修繕工場がある。最近政府は鐵道の大改良を計畫して居り、一九三五年三月日本に對して鐵道橋梁一六四本、總重量一、七〇四噸を注文し、同年十月には貨車三百輛更に一九三六年一月にはレール七千噸の引合をなすと共に、鐵道省星技師、總永車輛課長等を招聘して技術の向上に努力してゐる。鐵道行政—以前當國々有鐵道中メナム・チャオ・プラヤー東岸の諸系統は王室鐵道局にて南方線は南方線管理局にて各別に管理されてゐたが、一九一七年二月を一括して全線を管理することとなつた。降つて一九二一年八月十五日には鐵道及公道法令が發布され、鐵道局をして確固たる行政及商業的基礎

に置き、旅客及貨物輸送の安全・利便を圖り、公正なる土地獲得手段を規定し、私設及事業専用鐵道の管理を有効にした。

現今鐵道部は經濟省内に在り、運輸・工務・經理の三局より成るが、各局事務は地理的區域に分つて中央部、北部、東北部及南部の各課に分たれてゐる。別に、關係各省の代表者を委員とする鐵道委員會及總務局を置いて、鐵道行政の最高方針の決定及事務連絡を計つてゐる。

電信—鐵道局は現今事業用として約六、七八一軒、郵便電信局用として約八、八九一軒の電信線を維持してゐる。ホテル—鐵道局整谷に Phya Tai Hotel 及 Rajhansi Hotel を經營してゐる。前者は官殿をホテルに變換したもので、後者は數年前アラムボン停車場のプラットフォームに面接して建設されたホテルにて、凡て新式設備をなしてゐる。尙鐵道沿線の重要都市にはレストハウスがあり、旅客の宿泊に便してゐる。

鐵道部職員・労働者數表(一九三四年三月現在)

Table with 2 columns: 出所(暹羅鐵道行政年報), 出所(暹羅鐵道行政年報). Rows include 總務局, 運輸局, 工務局, 經理局, 計, 選入, 歐洲人, 支那人, 印度人, 其他, 計.

運糧……交通

Table with 2 columns: 既設線, 取位(軒). Rows include 國有鐵道(一九三四年三月現在), 盤谷ハークナム, 盤谷ハークナム(ウボン線), タノン・チラ(コラート郊外)ハークナム, 盤谷ハークナム(クワン), マカツサンハークナム, パーン・パーチーハークナム.

支線 一、パインダーラーハークナム(ラーマ六世線) 二、盤谷ハークナム(ラーマ六世線) 三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 一百、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線)

建設中路線— 一、パインダーラーハークナム(ラーマ六世線) 二、盤谷ハークナム(ラーマ六世線) 三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 一百、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線)

測量中路線— 一、パインダーラーハークナム(ラーマ六世線) 二、盤谷ハークナム(ラーマ六世線) 三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 二十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 三十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 四十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 五十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 六十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 七十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 八十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十一、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十二、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十三、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十四、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十五、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十六、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十七、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十八、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 九十九、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線) 一百、ハート・ヤイルハークナム(ラーマ六世線)

東北線 本線—佛人が西貢・盤谷間の貿易路を作り東部邊境の商權を奪はんと計畫するに及び、當國政府は軍事上及商業上の見地より、先づ盤谷ハークナム間の鐵道敷設を企劃し、一八九二年に起工してアナタヤ(七二軒)迄は一八九七年に、同市ハークナム(二六四軒)間は一九〇〇年に開通した。爾後之をウボン迄延長することとし、一九三〇年四月一日全線の完通を見るに至つた。

七七九

コーンケン支線—コーラートの東三軒のタノン・チラ(Tanon China)驛より北出してコーン・ケンに至る線にて、一九三一年五月一日にはプア・ヤイ(Ba Ya)迄七九・二九二軒が開通し、爾餘の線も一九三三年完成開通を見た。尙、本線を北延して國境のノン・カイに至る豫定線中コーン・ケン・クム・パワ・ビー間が目下建設中で、クム・パワ・ビー・ノン・カイ間は測量中である。

北方線 本線—盤谷より九〇軒の右線上バーン・パーチー(Ban Phajji)より分岐し、一九〇一年にロプリー迄開通した。爾前敷設の諸線は凡て歳入中より工費を支出したが、一九〇三年當國最初の公債百萬磅を募集して該線をクンチャイヤー迄延長し(一九〇九年)、爾後は一、三六〇米のクーン・タン(Kun Tan)隧道を初め幾多の難工事を経て、終に一九二二年一月一日チェンマイ迄開通した。同年十一月震害車及食堂附急行列車(運二回)を運轉し(所要時間二五・五時間)、一九二六年十二月より南方線と同様なる車輛に變換した。尙本線中盤谷—ラムバーン間は現存廣軌車輛を利用する爲、廣軌及メートル・ゲージ兩軌道を敷設してゐる。

スワンカローク支線—バーン・ダーラー(Ban Dara)より分岐しスワンカロークに至る短線で、本線をデンチャイヤー迄延長中に敷設された。

東方線 本線—本線は盤谷より東走して東埔塞國境のアランヤ・プラテートに至る線で、一九二六年十一月に開通した。アランヤ・プラテートより國境迄(六軒)は自動車路を建設し、東埔塞側の現存道路に連結してゐる。河岸支線—盤谷の次驛マカッサンにて東方線より分岐し、南下してメナム・チャオ・プラーヤー河上の鐵道橋に到つてゐる。

ラーマ六世線—メナム・チャオ・プラーヤー東岸の諸線と南方線との連鎖をなし一九二七年元旦に開通した。従前南方線は盤谷對岸の盤谷ノイ(小盤谷)驛に發着したが、爾後同線の急行はフラムボン(Thakumpong)盤谷中央停車場(にて發着するやうになつた。ラーマ六世線は盤谷ノイより約六軒のタリン・チャン(Taling Chan)驛にて南方線を分ち、ラーマ六世橋を越えて東岸系統に連結してゐる。ラーマ六世橋は總長四四二米の特設式鐵橋にて、メートル軌道の單線以外に道路をも備へ得る十分なる幅員を有してゐる。

南方線 盤谷ノイよりベチャブリー迄一五一軒は歳入中より工費を支出して一九〇三年に完成した。以南は一九〇九年馬來政府と契約し四百萬磅の外債を募集して工費とし、同年設立の南方鐵道管理局の手にて延長されたもので、ベチャブリーより南走して避暑地として著名なプア・ヒン、緬甸鐵道との連絡豫定地たるプラチヌアブ・キリーカンを横ぎり、支線分岐點たるトウソン(Tung Song)起點より七五七軒(カオ・チュムトン(Kao Chuan Thong)同上七八一軒)を経てハート・ヤイ(同上九二八軒)に至り、二派に分れて一は西南走して國境上のパダン・ブサル(Padang Besar)に、他は東南走しバタミー州を貫通してスンゲイ・ゴロク(Sungei Golok)に達し、共に英領馬來鐵道と連絡してゐる。南方線最後の工區は一九三一年十一月一日に開通し、一九一八年七月以降は盤谷—パダン・ブサル—彼南間に直通國際列車を運轉し、最初此の間三日を要したが、一九三一年十二月二日以降は僅に二六時間半にて旅行し得るに至つた。

支線—カンタン線はトウソンより西南下して印度洋岸のカン・タン(Kan Tang)に至り、ゾコン・シータムマラート線はカオ・チュム・トーンより北出して同港に向ひ、ゾングラ線はハート・ヤイより東北に分岐してゐる。

私營鐵道 右の外現今開通せる私設鐵道が全長一三三軒、當國諸所に存する事業専用鐵道が八〇軒あるが、何れも地方的の小鐵道である。其の中心要なるものは次の諸線である。

(一)パークナム線—パークナム鐵道會社の經營に係り、盤谷より湄南河口のパークナムに至る全長二・三軒、當國最初の鐵道にて、河口地方の鮮魚輸送を目的として一八九三年開通された。同線は一日一六回往復する外、乗客に便して盤谷—クローン・トイ(Klong Toi)間は朝六時より夕八時迄毎一〇分毎に電車を往復させてゐる。同社は資本金五十萬鎊の株式會社にて、從來二・三割の配當をなし、株券は常に高値である。

(二)メタローン線—盤谷よりターチン迄(三三軒)は一九〇五年、同地よりメタローン河口のメタローン迄(三四軒)は一九〇七年に開通し、最初二會社により各別に建設されたが、後兩者を合併してメタローン鐵道會社(資本金百

國有鐵道財政狀態表

既設線に對する資本的支出

年 度	年度内	年度末累計	總收入	經 費	殘 額
一九二八	1,210,100	1,210,100	8,000,000	11,000,000	2,790,000
一九二九	1,210,100	2,420,200	8,000,000	10,000,000	6,000,000
一九三〇	1,210,100	3,630,300	8,000,000	10,000,000	9,210,000
一九三一	1,210,100	4,840,400	8,000,000	10,000,000	12,420,000
一九三二	1,210,100	6,050,500	8,000,000	10,000,000	15,630,000
一九三三	1,210,100	7,260,600	8,000,000	10,000,000	18,840,000

國有鐵道營業狀態表

項 目	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
開通線延長(軒)	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210
一等	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000
二等	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000
三等	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000	3,740,000
計	11,220,000	11,220,000	11,220,000	11,220,000	11,220,000	11,220,000
乗客收入	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
手荷物收入	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100
其他	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100
乗客收入計	10,420,200	10,420,200	10,420,200	10,420,200	10,420,200	10,420,200
貨物收入	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100
雜收入	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100	1,210,100
總收入	12,840,400	12,840,400	12,840,400	12,840,400	12,840,400	12,840,400
總支出	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
總剩餘	2,840,400	2,840,400	2,840,400	2,840,400	2,840,400	2,840,400

リ北進一九軒、アラバート(Pura Badliabak)に至るタールア鐵道會社(資本金十二萬鎊)の私營鐵道(最狹軌)にて、年二回開催されるアラバート祭參詣者に便するもので、平常は木材運搬に従事する。

單位=鎊 出所=通運統計年報

既設線に對する資本的支出

年 度	年度内	年度末累計	總收入	經 費	殘 額
一九二八	1,210,100	1,210,100	8,000,000	11,000,000	2,790,000
一九二九	1,210,100	2,420,200	8,000,000	10,000,000	6,000,000
一九三〇	1,210,100	3,630,300	8,000,000	10,000,000	9,210,000
一九三一	1,210,100	4,840,400	8,000,000	10,000,000	12,420,000
一九三二	1,210,100	6,050,500	8,000,000	10,000,000	15,630,000
一九三三	1,210,100	7,260,600	8,000,000	10,000,000	18,840,000

運 送……交通

(一) 一般貨物及家畜類 (千石當り)

種類に依て之を八級に分ち、更に特別列車運賃、特殊港向運賃、郵便貨物及貨切貨車に對する運賃等に細別されてゐるが、茲には大體の貨率を知る爲に左表を掲ぐに止むることとする。(單位：千石)

Table with 8 columns: 距離 (Distance), 一級 (Class 1), 二級 (Class 2), 三級 (Class 3), 四級 (Class 4), 五級 (Class 5), 六級 (Class 6), 七級 (Class 7), 八級 (Class 8). Rows include 1-100, 101-1000, 1001-10000, 10000以上.

(二) 危險品及武器は之を其の性質に應じて四級に分ち、更に各級に對し荷造りの方法を定めて前項一般貨物と同様八級に分つて運賃が定められてゐる。

尙、參考の爲に暹羅領半島部の略中央部に位置するナコーン・シータムマラートに對する盤谷及彼南からの運賃を比較して見れば次の如くである。

盤谷ナコーン・シータムマラート間は鐵道にて八三二軒あり、同地間の雜貨(四級品)運賃は小荷物は標準にならぬ程高率であつて、十噸車借切りとしての一噸當り運賃は次の如くである。

Table showing freight rates for 盤谷 (Bangkok) to 同 (Same) and 彼南 (South). Columns include 汽車 (Rail), 汽船 (輪船) (Ship), 汽船 (郵送) (Ship Mail), 汽車 (二三軒) (Rail 2-3 tons).

即ち大體に於てナコーン・シータムマラート以南の半島部は盤谷經由よりも彼南經由の輸入品の方が運賃の競争に於て有利であり、又ナコーン・シータムマラート以南を産地とする錫鐵石が盤谷に搬出せられず主として彼南又は新嘉坡に積出さるゝ理由の一半は之に依つても明かにされるわけであつ

之を印度に下し、印度で棉花を積んで日本へ歸る航海を行つてゐるものがある。現在の邦船は大阪商船が貨客船四隻を用ひて二月五回の定期航路を運轉し、三井物産が不定期に四隻を使用してゐる。以上何れも乗客設備を有してゐる(詳細は「外國航路」一覽表を参照)。

盤谷港 港内一當國の主要港は盤谷にて、メナム・チャオ・プラヤー河口を去る二哩の上流にあり、河の一部を港としたもので、二哩の海軍碇泊所を加へて長さ一〇哩、幅五〇一、八〇〇呎、深さ中流にて六一・一五等を有す。棧橋横付船を除けば、各船は中流に干満兩潮に備へて二本の碇(三〇一四・五等の鎖付)を卸して碇泊するを要す。中流には長さ二〇〇一三五〇呎の船船用鐵地が約六〇あり、潮流は時々一時間三哩の流速を有す。多くの商社、海運業者精米所は吃水深き船の爲に棧橋を設備してゐる。

湖南門洲 河口外には廣き四哩の門洲があり、主要通路は二つの燈臺船外橋は赤色不動燈、内橋は綠色不動燈、共に五哩遠方より認識し得る)を以て示す。河口には更に燈臺船を設置し赤色不動燈を點す(五哩遠方より認識し得る)。出入船共に通路兩端の燈臺船を左舷百碼に見て航進し、河口の燈臺船は北側百碼に見て航行するを要す。當國海軍は一九一三年にこの門洲を再測量して海圖を發行した。門洲上のレヂメント燈臺は信號を以て日夜最淺部の水深を報告する。四月十月間は南西季節風が繼續し、其の間最高潮は夕方に大潮時一四・五一・五呎、最低潮は五・六呎である。續いて三月迄は北東季節風が吹くが、其の間最高潮は朝にて大潮時一五・一六・五呎最低潮は六一・七呎である。

コー・シー・チャン外港 盤谷港内には僅に三千噸級の外洋船を停べ得るが、右門洲の爲吃水一二・五一四・五呎(季節風により相異がある)以上の船舶は滿潮時にも通過不可能である。故に二千噸級以上の外洋船は河口沖合二五哩の小島コー・シー・チャンに假泊し、船尾を用ひ滿腹に至らずして出港した船腹を充し、又は茲にて船腹を輕めて廻江する。尙四、五千噸以上の船舶は最初より同島に碇泊して積込又は積卸をなす。是等の貨物は船尾にて盤谷へ又は盤谷より運搬する。船は盤谷にては十分なる供給があるが、本島に

て、更に南方のソングラーに近いハート・ヤイに對するものを見れば、同じ四級品に於て一噸當り次の如く大きな差を生ずる。

Table comparing freight rates for 盤谷 (Bangkok) and 彼南 (South) to 海 (Sea). Columns include 汽船 (輪船) (Ship), 汽車 (Rail).

海 運 當國にて汽船を初めて商用に供したのは一八七〇年頃にて、當時建造された汽船チャオプラヤー(四百噸)は盤谷・新嘉坡間に定期航路を開始した。續いて多數の競争船を生じ、一八八四年頃には戎克以外の汽船、帆船にて盤谷を出港するもの年四百隻を超えた。一八八〇年代末に盤谷・新嘉坡間にホルト線の支線が、數年後盤谷・香港・南支那各港間にスコツティッシュ・オリエンタル會社の定期航路が開通され、英船は十九世紀末には既に當國海運界に君臨して其の七四% (一八九七年)を占めてゐた。其の頃より盤谷に少數の獨船を見たが、北獨逸ロイド會社が前記二線を買収するに及び、獨船は當國貨物の半を輸送するに至つた。併し右社の利己専横により精米業者は不定期船をなすに至り、一方獨逸の他會社及日本郵船の割込により運賃の競争を生ずるに至つたが、大戰勃發と共に獨船は抑留された(當國の對獨逸戰と共に沒收)之に代つてストレイト汽船會社及パタヤールド・スワイア會社の船が出現し、更に英印汽船會社が新航路を開くに及び茲に再び英船の君臨を見、一方當國政府は押收獨船を以て暹羅汽船會社を設立し、丁抹船及我大阪商船の船も亦戰後配船數を増加するに至つた。

邦船は大戦當時船腹の不足と邦貨の南洋進出とによる南洋航路の開拓の結果、大阪商船(二航路)・山下汽船・三菱商船・三井物産等は夫々盤谷に向け航路を開いたが、後年の不況に悉く廢止となり、僅かに大阪商船及三井の内地盤谷間の不定期貨物船のみとなつてゐたが、一九三二一三三年以後貿易の恢復と共に急速に回復し、日本品の輸入増加の爲著しく活況を呈し、一九三五・三六年には直接又は間接に一箇月六萬噸内外の貨物が運ばれたが、此等の船の中には戻り荷が少ない爲、盤谷で日本品を荷上げし、其處で米を積込んで

の輸入貨物の積込及運送に就ては豫約を要す。政府は本碇泊所に多數の老朽船を沈没せしめて小防波堤を築いてゐるから、年中碇泊安全である。又盤谷との間には電信機關が設備され、又一九二八年五月末の告示により、暹羅領海内の船舶は郵便電信局の地上電信所と無線電信通信の特權を與へられてゐる。

船渠設備 海軍船渠の外盤谷船渠會社(Bangkok Dock Co., Ltd.)及 The United Engineers 社も船渠を有し、尙支那人所有のものも三所ある。盤谷船渠會社のものは規模最も大で新舊二船渠あり、夫々幅四五呎及五〇呎、長さは三五〇呎及三六〇呎、ブロック上の長さ三三〇呎及三五〇呎、渠口底の深さ一一呎及一六・五呎を有し、又六五呎迄のランチを上らし得る斜路三を設備してゐる。長さ二五〇呎迄の鋼又は木船の建造、各種の船臺又は機械修繕をなし、一〇噸迄の鐵及眞鍮の鑄造が出来、其の機械工場、ボイラ工場、鍛冶工場は最新式の裝置をなしてゐる。

出入港諸掛 水先案内料 門洲より盤谷迄及盤谷より門洲外碇泊所迄を含む水先案内料率を表示すれば次の如くである。

Table showing rates for 盤谷水先案内料率表 (Bangkok Water Pilotage Rates). Columns include 以上 (Above), 以下 (Below), 以上 (Above), 以下 (Below), 料金 (Fees).

錄其他の諸港よりは一鉢。

海港検査所—政府はアラ島を海港検査所としてゐるが、碇泊不便の爲、パ
クナムにて検査し傳染病を發見した時初めてアラ島に廻航す。

内國水運 内國水運の比較的發展せる事實は、道路の必要を餘りに感じ
ない原因となりたる程、盤谷を中心とする水路は從來非常な便益を與へてゐ
る。アヌダヤー王朝以來外國との交通頻繁となるに従ひ、下暹羅は國內重要
の位置を占めるに至つた。然るにこの地方は低濕であつて道路の開鑿には巨
額の費用を要するのみでなく、洪水の爲め損害を受ける事が多大であるか

ら、運河及堀割等を以て道路に代へたのは自然の勢である。

國內の大河を連絡させる運河は無數にあつて、南部・中部暹羅の殆ど全地は
之に依て自由に交通し得るのみでなく、遠くは暹羅及馬來の農産物等を首都
に集中し、雜貨・日用品等を地方に運送供給の便を與へてゐる。政府は常に運
河を浚深修繕し、一方灌溉の便を圖り、船舶の通過税に依りて其の費目に當
てゝゐる。

水運行政 内務省内に港務局があり、總務・港灣監視・船舶監視・登録等の
諸課を置き、一般港灣の取締・船舶の検査等を行ふ。

船舶免許數及免許料表

年 度	發 動 船		汽 船		解・荷船等	渡 船	其 他	總 計
	私 用	商 用	私 用	商 用				
一九二二	106	327	55	218	11,197	1,669	3,927	6,709
一九二一	117	407	55	300	10,699	1,662	4,025	6,853
一九二〇	119	351	69	266	9,929	1,503	3,812	6,005
一九一九	121	350	69	200	9,331	1,406	3,933	5,930
一九一八	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九一七	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九一六	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九一五	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九一四	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九一三	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九一二	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九一一	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九一〇	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇九	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇八	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇七	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇六	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇五	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇四	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇三	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇二	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇一	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
一九〇〇	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140
免 許 料 (銖)	127	378	63	200	8,331	1,277	3,532	5,140

出所 暹羅統計年報

盤谷港國籍別出入船舶隻數・噸數表

國 籍	入 港		出 港		免 許 料 (銖)
	隻 數	噸 數	隻 數	噸 數	
英國	11	5,393.8	6	2,275.4	193,133
佛 國	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
獨 逸	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
日 本	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
伊 太	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
諾 威	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
瑞 典	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
其 他	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
計	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
英國	11	5,393.8	6	2,275.4	193,133
佛 國	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
獨 逸	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
日 本	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
伊 太	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
諾 威	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
瑞 典	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
其 他	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
計	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
英國	11	5,393.8	6	2,275.4	193,133
佛 國	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
獨 逸	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
日 本	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
伊 太	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
諾 威	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
瑞 典	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
其 他	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133
計	11	2,779.4	6	2,275.4	193,133

暹羅...交通

Table with columns for ship names (e.g., 瑞, 瑞, 瑞), destinations, and dates. Includes a note (注) about arrival and departure times.

B 主要國籍別噸數歩合

Table showing tonnage statistics for various countries (British, French, German, etc.) and shipping companies.

内國航路一覽表

出所 Guide to Bangkok & Malayan Traveller's Gazette.

暹羅灣東岸廻り (定期) The Siam Steam Navigation Co. 暹羅灣西岸廻り (定期) The Straits Steamship Co., Ltd. 半島西岸廻り (定期) The Straits Steamship Co.

就航船隻 (a) (b) 各一隻. 就航路 (a) 盤谷-リヤム-盤谷 (b) 盤谷-リヤム-ハティエン-盤谷.

就航 (a) 盤谷毎水曜正午發、金曜午前リヤム着. (b) 盤谷毎土曜正午發、月曜朝リヤム着. (c) 盤谷毎日午後發、ハティエン(火)ケブ(火)經由金曜午前盤谷着.

主要寄港地 (a) シーラーチャ、コシー、チャン、ラヨ. (b) シン、クラン、ワーン、ヤオ、其他. (c) シーラーチャ、ラヨーン、チャン、ハティエン、ココン、リヤム、ケブ、アブ、ティエン、其他.

貨銀 往復 一等 二等. 盤谷-リヤム、ケブ、ハティエン間. 盤谷-新嘉坡 直行 往復. 盤谷-新嘉坡 途中 往復.

代理店 西貢 Societe Commerciale Francaise de l'Indochine. 盤谷 The East Asiatic Co. 新嘉坡 The Straits Steamship Co. 盤谷 The East Asiatic Co. The Borneo Co., Ltd. The Bombay Burma Co., Ltd.

外國航路一覽表

出所 Guide to Bangkok & Malayan Traveller's Gazette

Table listing international routes (e.g., 橫濱-盤谷, 香港-盤谷) with details on shipping companies, agents, and schedules.

暹羅...交通

The East Asiatic Co., Ltd.
The Siam Hook & Co.
Société des Affréteurs Indochinois (佛)

歐洲 歐洲 歐洲
盤谷 盤谷 盤谷
新嘉坡 新嘉坡 新嘉坡

西貢 盤谷

西貢 盤谷
Société des Affréteurs Indochinois (佛)
航路 航路 航路

爪哇 盤谷

爪哇 盤谷
Koninklyke Paketvaart Mij. (荷)
航路 航路 航路

盤谷 歐洲及阿弗利加

盤谷 歐洲及阿弗利加
前記 East Asiatic Bank Line 及 K.P.M. 航路
航路 航路 航路

自盤谷至内外諸港距離表

Table with columns: 國內諸港, 外國諸港, 單位, 出所, 距離. Lists various ports and their distances from Bangkok.

三 空 運

概要 當國の航空史も他國の例に洩れず、軍用機の活躍に始まつたが、最近漸く商業飛行時代に入りつゝある。當國は其の國柄上内國飛行及國際飛行共に特種の商業的利益を有す。初め當國陸軍は郵便電信局と提携し、一九二二年六月軍用機の一部を割いて東北鐵道上のコーラートより龐大なるジャンダルにて離隔されたる東方の犬生産地ウボン(ロイ・エツト經由三六三軒)に定期郵便飛行を開始し、次年更に第二線(ノーンカイ行)の空路を創始した。越えて一九二九年東北鐵道がウボン迄開通したので、翌年一月右第一線はナコンパノム行に變更したが、一九三〇年行政整理の爲兩線共廢止された。茲に同年十月暹人及在留外人により資本金六〇萬銖を以て暹羅航空運輸會社が設立され、一九三一年七月より「リマウス」機四機を以て東部暹羅に純商業飛行を開始して現在に至つてゐるが、目下盤谷を中心とする組織的航空網が計畫され、急速に開發されつゝあるが、その計畫に基く航空路は盤谷から四つの主要方向へ至るもので、(一)北方緬甸へ至り、(二)北東方河内・香港へ連絡し、(三)南東へ至つて西貢へ向ひ、(四)半島を南下して馬來領に至るものである。

暹羅は歐米より支那・比律賓・蘭領印度・濠洲等に至る航空路の最も安全且つ經濟的門戸として國際飛行上有利なる地位にある。例へば印度より蘭領印度へは水上機にて馬來半島西岸沿ひに飛行し得るが、巨費を要するのみならず不安全であり、且つ印度洋よりの季節風期には航空不可能なる場合がある。又歐洲より西伯利亞を經由し支那に達するには冬季は危険である。然るに暹羅は季節風の影響なき廣大なる地積を擁し、年中安全至便なる陸上航空路を提供する。政府も斯かる重要性を覺り諸種航空上の利便を圖りつゝあり、現に暹羅は別項の如く諸種の國際空路を吸收しつゝある。

航空行政 民間航空行政は國防省航空部と經濟省民間航空局との密接な連絡に依り運用されて居り、政府は前記暹羅航空運輸會社の財政上多大の利害關係を有して居る爲民間航空局と同會社の間には事務上にも密接な連絡が

暹羅...交通

貨客船三週一回 一等 110
盤谷 支店

二週一回・西貢隔週金曜發
盤谷隔週木曜發
西貢一同店
盤谷—E. G. Mand

四週一回 貨客 盤谷—Dyholm & Co.

Table with columns: 新嘉坡, 彼南, 蘭, 古倫母, 孟買, 海防, 汕頭, 倫敦, 廈門, 上海, 長崎, 橫濱, 大連, 桑港, 汕頭. Lists shipping routes and destinations.

保たれてゐる。又郵便電信局との契約の下に別項の如く東北地方の郵便飛行が行はれてゐる。尙、暹羅の航空法規は「The Aerial Navigation Law」に依り定められてゐるが、同法は「一九一九年國際航空協定」に基いて制定されたものである。

内國航空 現今内國定期航空線は次の暹羅航空運輸會社線のみで、料金は旅客料當り三〇—四〇士丹、貨物百軒當り毎軒三〇士丹である。使用機は De Havilland 120 H. P. 三機(一九三五年現在)である。

Table with columns: 寄航地, 發着日. Lists flight routes and schedules for domestic flights.

民間飛行場 コーラート、ロイエツト、マハーサラカム、コーン・ケイン、ウドーン、ノーンカイ、ナコーン・パノム(以上總て東北高原)の七飛行場は暹羅航空運輸會社専用である。

右の外盤谷近郊ドーン・ムアンの陸軍飛行場は民間航空にも使用されて居り、アスファルト滑走路、氣象臺、格納庫、修理工場、休憩所、料理店等の設備があり、夜間飛行に對する設備も完備してゐて、東洋に於ける一流飛行場としての設備を有してゐる。ピサヌローク(盤谷北方三八九軒)飛行場も民間用に當てられて居り、以上の外建設中のものに鋪裝滑走路設備のフア・ヒン、バインドーン(以上半島部)及ウドーン飛行場があり、不時着陸場としてサラブリー、ナコーン・サワン(盤谷西方)、ターク、メリート(ピサヌローク

暹羅...交通

西方)等に建設されてゐる。
尙、上層氣流観測所が四箇所あつて、各氣層の風速及風向が時々通告され、又主要観測所及飛行場附屬の氣象臺からの通達に依る情報に基づいた氣象通報及豫報が無線電信局及各飛行場の告知板に依り直ちに飛行機及旅客の利用に供される組織になつてゐる。

暹羅民間航空業績表

年 度	開通航空 路延長	飛行料程 飛行機	乗客數	郵便 行	商 品
一九二八・二九	七九四	七三、四四五	三、四九八	一八、三三九	一、八二五
一九二九・三〇	八三五	四三、六八六	一、四九九	一六、〇八五	一、九三三
一九三〇・三一	八三五	五三、六八三	一、六七七	一五、〇九三	一、九三三
一九三一・三二	六〇〇	七三、六四四	二、六	一五、三三三	一、三六三
一九三二・三三	六〇〇	一四、五九〇	五〇	一四、三三三	一、三六三

國際航空 國際航空に於ては前述の如く盤谷は早くから極東の中心地となり、現在盤谷を中心に英・佛・蘭の勢力が次々如何れも優秀なる飛行機を用ひて極東制空權の把握をめざして努力してゐる。

- (一)英國 英國のイムピリアル・エアウエイズの經營で、倫敦より盤谷を経て新嘉坡に至り、澳洲に接続するもので、週二回就航である。
- (二)佛蘭西 佛蘭西のエル・フランスの經營に係り、パリより盤谷を経て西貢又は河内に達するもので、週一回の就航である。
- (三)和 蘭 和蘭のK.L.M.の經營で、アムステルダムより盤谷を経て、新嘉坡・スマトラ・爪哇に至るもので、週二回就航してゐる。

三 通 信

郵便 概説—現郵便制度の創設以前は、内國郵便は本邦の往時を彷彿せ

書 狀 一九二八・二九 一、三三三、七三三 一九二九・三〇 一、三三三、七三三 一九三〇・三一 一、三三三、七三三 一九三一・三二 一、三三三、七三三 一九三二・三三 一、三三三、七三三

受 信 印刷物 一九二八・二九 一、三三三、七三三 一九二九・三〇 一、三三三、七三三 一九三〇・三一 一、三三三、七三三 一九三一・三二 一、三三三、七三三 一九三二・三三 一、三三三、七三三

振 出 口數 一九二八・二九 一、三三三、七三三 一九二九・三〇 一、三三三、七三三 一九三〇・三一 一、三三三、七三三 一九三一・三二 一、三三三、七三三 一九三二・三三 一、三三三、七三三

支 拂 金額 一九二八・二九 一、三三三、七三三 一九二九・三〇 一、三三三、七三三 一九三〇・三一 一、三三三、七三三 一九三一・三二 一、三三三、七三三 一九三二・三三 一、三三三、七三三

外國郵便爲替 金額 一九二八・二九 一、三三三、七三三 一九二九・三〇 一、三三三、七三三 一九三〇・三一 一、三三三、七三三 一九三一・三二 一、三三三、七三三 一九三二・三三 一、三三三、七三三

航空郵便—交通の部を参照。
執務時間—盤谷に於ては、一般郵便物取扱時間は午前八時—午後五時(本局のみは午後六時迄)であるが、爲替取扱は午後三時(本局は一時半)迄にて打切る。但し日曜及休祭日には午前中のみ執務し、爲替取扱は休止する。地方郵便局は其の地方の事情に鑑み當局が之を定める。

暹羅...交通

七九〇

しめる飛脚制度により、外國郵便は海峡植民地及香港政廳と取極めをなし、在盤英國領事館を通じて輸送し、又は船長等に託送してゐた。然るに一八八三年 Shanghai 親王が近代郵便制度を完成し、郵便電信局を創設してより本制度は急速に歩進發達し、一八八五年萬國郵便聯盟に加入した頃には、殆ど國內各都市に郵便局を見るに至つた。外國郵便は直接交換又は仲繼輸送により多大の利便を得、内國郵便も水・陸・空の輸送機關發達と共に配達は著しく急速となつた。尙國庫貯蓄銀行は一九三〇年大蔵省より郵便電信局に移管され、郵便局にて之を取扱ふことにした。

一九三六年現在に於ける郵便局(正規・特許)數七五三で、中四〇一が郵便電信局直轄にして殘餘の三五二が鐵道部の管轄に屬してゐる。完成せる電信線は八、三六七・五五七軒、電線總延長は一四、九八四・〇三一軒で、電信局總計は六八四である。

郵便局數及郵便物種別取扱件數表

項 目	一九二八・二九	一九二九・三〇	一九三〇・三一	一九三一・三二	一九三二・三三
正規郵便局(1)	131	137	131	110	118
鐵道郵便局(2)	308	318	311	311	311
特許郵便局(3)	184	184	181	181	181
計	623	639	623	602	609

一般郵便及爲替料金表

書 狀	區内	内地	外國
書 狀	最初二〇瓦迄	10	10
超過二〇瓦又は端數毎に	10	10	10
往 復	10	10	10
印刷物	五〇瓦又は端數毎に	10	10
商業用文書	五〇瓦又は端數毎に	10	10
最低料金	五〇瓦又は端數毎に	10	10
標本及見本	最低料金	10	10
郵便電信局に登記したる新聞	最初二〇〇瓦迄	10	10
超過一〇〇瓦又は端數毎に	10	10	10
小包	代金引換は右の外取立手数料として金額二枚又は其の端數毎に一士丹及郵便料として二五士丹を徴收する	10	10
留 留 料	(普通郵便料の他に)	10	10
配 送 料	(普通郵便料の他に)	10	10
速 達 料	(普通郵便料の他に)	10	10
爲替料	一口手数料	10	10
別金	別金二枚又は其の端數毎に	10	10

七九一

内・外國飛行郵便料金表

出所：同前表

Table with columns for '書', '印刷物', '登記したる新聞', '商業用文書', '標本及見本', '混合包束物', '小包', '内地', '外国'. It lists various communication items and their associated costs or rates.

電信 概要一八七五年陸軍省は盤谷一バークナム間に約四五軒の電線を架設して...

新聞電報及開送電報料金は普通電報料の半額である。 盤谷に初めて電話を架設したのは一八八六年である...

電話關係統計表

Table with columns for '項目', '一九〇一', '一九〇二', '一九〇三', '一九〇四'. It shows statistics for telephone lines and other communication metrics.

電信局・電信機・電報取扱数及電線延長表

Table with columns for '項目', '一九〇一', '一九〇二', '一九〇三', '一九〇四'. It provides detailed statistics on telegraph offices, equipment, and line lengths.

内國電信料金一内國普通電信料は最初一〇語以内は八〇士丹にて、一語を超過する毎に五士丹を増し、至急電報は普通料金の二倍である...

向ラチオ放送は、一九二〇年の春より盤谷に最新式且の短長兩波の放送局を完設するに至つた。 對外無線電信系統一

對外無線電信料金表

Table with columns for '國名', '普通電報料金(銖)', '普通電報料金(銖)'. It lists rates for international wireless telegraph services to various countries.

對外無線電話料金表

對外無線電話系統一既に歐洲各地、爪哇、スマトラ、比律賓、印度支那、馬來、南北亞米利加との通話がなされて居り、一九三七年三月十一日日本との通話も新たに開始せられた。

暹羅……其他

Table with columns for destination (地名), earliest departure (最初三分間), and latest arrival (爾後毎分). Destinations include Bangkok, Siem Reap, etc.

(備考) 暹羅印度との通話は毎日盤谷時間の午後五時一六時、歐洲とは午後四時一五時(但し日曜及祭日を除く)の間に本局内の中央無線電話室にて取扱ふ。尚、日本よりの聯絡時間は日本時間の午前十時一午後十時迄である。

其他

旅行案内…主要都市…外国人入国関係法規…(略)…通貨…度量衡…休祭日…新聞其他定期刊行物…日蓮諸團體…文獻目録

一 旅行案内

渡運の徑路 (イ)陸路—新嘉坡・盤谷間は汽車にて二晝夜餘にて達するが途中吉隆坡及彼南にて乗換へねばならぬ。之を不便とする者は日本より彼南迄歐洲航路船に依り、同地より直通急行列車に乗れば約一晝夜にて盤谷に到着する。本列車は設備・サービス共に馬來聯邦鐵道より優れ、一人用又は二人用の米國式コムバートメント及浴室を有する列車を連結してゐる。

發着 彼南發 毎日・金午前九時四十分 盤谷着 毎火・土午後零時五分 彼南着 毎水・土午後四時 盤谷發 毎日・金午後四時 彼南着 毎木・日午後四時半

西貢に上陸し、定期自動車便にてアンコール・ワット佛跡を遊歴の上國境上のアラランヤ・プラテート(鐵道部經營のレストハウスがある)に一泊後東方鐵道線にて盤谷に達し得る。列車は午前九時三十分アラランヤ・プラテート發午後五時十分盤谷着、貨銀は一等二・七五銖、二等七・六五銖、三等五・一〇銖である。

The Siam Steam Navigation Co., The East Asiatic Co. 兩社其他の便船がある(詳細は「交通の部」參照)。

一 週間の暹羅遊覽案内

- 第一日 市内をドライブし盤谷の概念を得た後休養
第二日 博物館・圖書館及主なる佛寺參觀
第三日 日本人關係官衙商社を訪問、暹羅調査資料の入手
第四日 新舊王城及ブ・ケーオ寺院拜觀(右は前日迄に中央停車場構内の鐵道案内所に申込み、許可證を受け置く必要がある)
第五日 商品陳列館・精米所・製材所・華僑商舖區域視察
第六日 ロプリー(盤谷より一三三軒)見物、同地にて舊王朝史蹟、ファウロン邸蹟等を參觀後、タールア(同上二〇二・五軒)へ向ひ、附近のバク大木門及灌溉施設の模様を視察後灌溉事務所に一泊
第七日 タールア發アヌター(盤谷より七二軒)著、アヌター王朝の史蹟・日本村跡・博物館等を參觀(船版及自動車の便があり、前者は城跡及日本村を巡つて一隻約五銖、後者は城跡を訪ふに便にて一時間約二銖、それよりバーンバイン(同上五八軒)へ向ひ、離宮を拜觀後盤谷歸還
若し北郡チエンマイに旅行すれば盤谷及同地間に直通急行があり午後六時盤谷發、翌日午後二時半チエンマイ着、途次ラムバーンよりチエンライに入ればハイヤ及郵便乗合の自動車便がある。
又東北部に旅行するには毎朝コーラート行の汽車便があり、同地に一泊して翌朝ウボン行の列車に乗れば夕刻同地に著く。
盤谷市内乗物料金 ①自動車 ハイヤは一哩三五士丹、一時間一銖五〇士丹が普通であり、タクシーは五〇士丹一銖にて市内相當の距離迄走る。②人力車は十分毎に約二五士丹、③電車は一區一〇士丹、④サンバンは河を渡るのに三乃至一〇士丹、⑤ランチは最初の一時間が五銖、其の後は一時間毎に三銖の規定になつてゐる。
盤谷市内の主なる旅館 ①洋式ホテル—
Pinya Thai Palace (Rajawathi Rd. 鐵道部經營)以前王宮の一部であつた實

暹羅……其他

澤なホテルで、別室を希望するものには獨立のバンガローもある。宿泊料は一二銖(一人室浴室なし)より三七銖(二人用浴室附)である。
Rajthani Hotel (中央停車場構内鐵道部經營)設備待遇十分にて、一人五銖(朝食附)及一〇銖(三食附)、二人一六銖、特別室二〇銖である。
其他 Thachero Hotel, Hotel Royal (Sathorn Rd.), Oriental Hotel (Oriental Avenue), Europe Hotel (New Rd.) 等があり、部屋代は七一・一五銖である。

二 主要都市

盤谷 當國の首都に Krung Thep Maha Phra Nakon と稱し、メナム・チャオ・プラヤー河口より二五哩の上流にある。アヌター滅亡後英傑フラー・タークが其の西岸を下して首都と定め、後(一七八二年)現王朝の祖が之を東岸に遷して一五〇年になる。現今市街は舊市街即ち城内を中心として南は Bangkok 岬に東北はサムセンに達し、河を越えて西岸一帯に及んでゐるが、一九三六年現在の同市人口は六十四萬五千人となつてゐる。
盤谷市にて見物すべきは先づ王城である。主なる王城を Grand Palace と呼び、河岸一哩四方に城壁を廻してゐる。城内には王城守護寺 Wat Phra Keo の外 Dusit Maha Prasat Hall (所謂トワシット・ホール) 及 Anandajit Vithai Hall (所謂アリン・ホール) の二謁見室があり、現王朝の祖が造營された興味ある建物である。前者は近代暹羅建築の粹にて主に外國使臣の謁見に使用される。其の後方には以前國王の居住された Biman Bakhya Hall がある。アマリン・ホールは宮殿前面にあり、其中 Chakrabati Biman Hall は元國王の居殿とされ、中央の Basal Takson Hall は戴冠式其他重要な儀式に使用され、昔時より玉座に使用された大石を藏置する。Dusit Palace 及

Throne Hall は右衛王城より約三哩東北方ドゥシット公園にあるルネッサンス式建物にて、其の大廣間は謁見式に使用される。右離宮の外バイン・バインにも離宮がある。

盤谷には無慮四百に近き寺院があり、富國美術の粹を集めて輪奐の美を極めてゐる。就中王城守護寺ワット・プラケーオ(公式にはSri Sakya Sasaranam)は一七八五年の造営に係り、彼の著名なるヘマラルド佛像を安置する外、佛像壁畫等見るべきものが多し。Wat Phra Jeatoun (Wat Poh) はワン・ヤイの南側にあり、アナタヤより迎へ來つた佛像を安置する爲一七八三年造営され、本堂及廻廊には多數の佛像を羅列してゐる。Wat Suktat はワン・ヤイの直東にあり、ラーマ一世より三世の代にかけて建立されたもので、其の二重屋根は暹羅建築の特徴であり、廻廊には數多の佛像を安置してゐる。ワットボの對岸に Wat Arun があつて、Wat Cheng の跡に、プラヤー・タークが建立したもので、プラブラインと稱する高さ七四米の高塔があり、塔上よりは盤谷を一望に俯瞰し得、四箇の小建物には佛陀の一生を表示せる佛像を安置してゐる。Wat Phra Chulachulalongkornrajavidyalaya には、ラーマ五世がクメール及爪哇の古代建築様式に則り大理石を以て建立せしもので、近代暹羅建築の粹と云はれ、暹羅・印度・緬甸・日本の精巧なる古佛を安置してゐる。其他圖書館・博物館・商品陳列館等も見物すべきであるが、是等に就ては各項に付参照されたい。

アナタヤ (俗稱 Krung Kao) 盤谷より北走汽車二時間にて達する地點にあり、一三九一—一七六七年に亘る王都にして、Krung Thep Maha Nakhon Sri Ayutthya と稱し威風四隣を壓したが、緬甸軍の兵燹により善美を極めた殿堂伽藍は一朝にして灰燼に歸した。(現今人口約二十七萬)兵營・官衙・博物館等があり、王城・古刹・青銅巨佛・象欄の廢趾・水上市場等見物すべきものが多し。河岸には日本村があり、ジャンゲル中に邦人家屋の煉瓦等が少數堆積され、纔に往昔の邦人活躍の殘影を止めてゐる。當國第二の都會にて人口三五萬(郊チエンマイ 北方線の終點にある。當國第二の都會にて人口三五萬(郊

外共)、其の大部分はラオ人であり、織物・陶器・銀細工・漆細工等の職工として働いてゐる。同市は十一世紀にタイ族酋長 Mang Rai が建設した閑雅なる市街にて、海に三〇〇米の標高を有し、見るべき寺院多く舊市街に城壁を廻らし、メー・ピン河の清流に臨んでゐる。チーク事業の中心地をなし、又米の大集散地で、附近には棉・甘蔗・藍・蔬菜等の産出が多し。Wat Phra Singha Wat Chedi Luang (後者は十四世紀に建立)・ドーイ・ヌター・山麓の Huey Keo 瀑布及米國長老教會本部があり、その經營に係る東洋一を誇稱する瀨治療院等見物の價値がある。在住邦人は田中盛之助氏、八木嘉吉氏外二名、共に寫眞業に従事して居り、旅館としては驛前にレイルウエイ・ターミナル・ホテルがある。

其他

ハートヤイー南部鐵道の要衝に當り、北方より來た鐵道は此處から一つは南方の重要港ソクラー港へ至り、他の二つは國境驛のスンゲイ・ゴックを経て英領馬來のケランタン州へ、他の一つは國境驛バダン・ブナルを経て彼南へ至り、共に新嘉坡へ連絡してゐる。本市は鐵道の要衝としての外に、近來錫鑛業の中心地として目覺しい發達を遂げたもので、歴史が淺い爲道路建物其他總ての施設が近代的で、年々市場は膨脹する一方である。尙、鐵道部經營のレストハウスがある。

ソクラーー人口二萬、約三百年前西班牙人に依て建設せられたものと傳へられてゐる。市街は半島東岸のタレー・サーブ内灣の入口に位し南方地方の重要港をなし、古々椰子、ウォルフラム鑛、米及錫等を輸出して居る他、その手織布は有名である。又ソクラーは古都として多數の寺院、記念物等が多く、南部暹羅獨特の華麗な祝典等を以て有名である。尙、驛前に鐵道部經營のレストハウスがある外、丘上の景勝の地を占むる立派なカオ・ナイ・ホテルがある。

バターニーー一五一六年、葡萄牙人に依て建設された古い都で、一五三六年には三〇〇人以上の歐人が居住し、東西交通の要衝として股賑を極めた。

現今南部地方重要港の一として重きをなし、人口十三萬を擁してゐる。ナコーン・シータムマラー(別名一六昆又は 'Lakon') 暹羅に於ける最古の都會の一つで、一千年以上の歴史を有し、十二、十三世紀の頃は馬來半島を支配する大王國の首都として、四隣を壓してゐたが、十三世紀以後漸く振はず、同王國は遂に滅亡を遂げて了つた。現在人口三三、〇〇〇人を擁する大都會にして、暹羅主要海港の一つで、市街美麗にして又清潔である。見るべき寺院多く、最も著名なるは、一千年以上の歴史を有するワット・マハター(Wat Mahathat)である。當市は又八百年の歴史を有すると言はれる精巧な黒金象眼細工を以て有名である。

ブーケットー半島暹羅の西海岸タリン島の東南隅にある古い海港で、人口約四萬、大部分支那人より成り、緬甸、馬來諸州との輸出入貿易が盛んである。尙、同島は錫の豐産を以て有名で、約二千年前印度人が鑛物採掘の爲に此處に植民し、それより數百年を遅れて亞刺比亞人が同様の目的を以て盛んに渡來し、十五世紀以後支那人が來つて活動を開始し、今日の基礎を確立したと言はれる。

バインドーンー人口約一萬五千、半島部暹羅第一の河バイン・ドーンの河口に臨む海港にして、半島中部の商業中心地であり多數の製材所があつて、木材の取引が盛んである。曾て附近に石炭の採掘が行はれたことがあるが、經營困難の爲挫折した。

チエンボン 人口約四萬、沿岸漁業の中心地にして、又燕巢の産地として有名である。當市は又馬來半島の最狭小部に當り、緬甸國境の最南端タブレーに至る距離は僅に五一軒に過ぎない。尙、鐵道部經營のレストハウスがある。

プラチユアブ・キリーカン 後に山岳を控へ、多數の岩島を擁する美しい灣に臨む勝景を以て開ける都市で、商業の中心地をなし、人口約三萬、背後の山岳地帯は各種木材の産出を以て名高く、從てその取引が盛んである。尙、當地には暹羅空軍の飛行場がある。

に過ぎなかつたが、現今に於ては有名な海岸保養所として知られ、離宮を初め盤谷に留外人、富裕階級の別荘多く、又新嘉坡・彼南等からの訪客も多く非常な賑ひを呈してゐる。立派なテニスコート、ゴルフ・リンクを初め各種の遊戯設備も完備し、又鐵道部經營の立派なホテルがある。

ベチャブリーー人口約十四萬、史上に名高い古都の一つであつて、曾て歐洲印度と極東方面との陸路交通の要衝をなし、股賑を極めたことがあり、又古い時代に一時暹羅の帝都たりし事あり、各種の遺跡、記念物に富んでゐる。ラーチブリーー人口約二十二萬、本市も暹羅最古の都の一つで、多くの由緒ある古刹・遺跡等が多く、夫等の建築様式には興味あるものが多い。暹羅第二の大河たるメクロンに臨み、附近の山林には各種木材の産出が豊富であつて、メクロンの上流には鉛・錫・亜鉛・アンチモニー等が豊富で、現に盛んに採掘が行はれて居り、又石灰石の産出も豊富である。

ナコーン・サワン(一名一バクナジボー)一メナム・チャオ・プラヤーの各支流合流點に當り、中部地方の商業中心地であり、人口約十四萬を擁する股賑なる都會である。即ち中部大平野の米の集散地であると共に、各河川上流から流送されて來たチーク材の徵稅所ともなつてゐる。

ビスヌローター隣接地域を含めて、人口約十二萬、ワット・マハタートは暹羅最古の寺院を以て名高く、米其他物産の集散地で、商業中心地をなししてゐる。

ラムバインー北部暹羅に於る物資集散市場の一つで、又暹羅極北部チエンセーに至る國道の南方終點に當り、隣接地方を併せて人口二五萬を算する都會である。又古い歴史を有する都市にして、遺跡の見るべきものが多く、尙、北部地方の歐人木材商社が多數軒を連ねてゐる。ラムブーン隣接地域を含めた人口は十四萬人で、西紀六世紀乃至八世紀にモーン人に依て建設された北部暹羅最古の都で十三世紀に至つて暹羅人に滅さるゝ迄モーン人の支配するところであつた。從て古寺、古蹟に富んでゐるが、最も著名なのは Wat Phra That Luang である。パトリニウー東部鐵道沿線の最大都市にして、人口約十六萬、名刹 Wat

Iron, Limestone) を以て開え、木材、米、鹽、其他物産の大集散地にして、近隣には鐵及鉛礦があるが、未だ大規模採掘に至つてゐない。尙、本市よりチャンタプリー其の他へ至る自動車道路建設計畫が進行中で、之が竣工の曉には本市の重要性は更に一段と増大するであらう。

パーチンブリー人口七五、〇〇〇人(隣接地域を含む)、古い都で、今尙城壁を繞らしてゐる東部地方に於ける物産集散地にして、各種木材・木炭・米・角・皮革類等の取引が盛んである。

アランヤ・プラテートー東埔寨國境六哩の地點にあり、東部鐵の終點で、鐵道部經營のレストハウスがある。近年印度支那と暹羅との陸路交通が頻繁となるに従て、交通及通商上の地位は益々重大化しつつある。

チャンタプリー東南部國境の重要海港にして、歴史的にも著名な古都である。各種物産の集散地をなし、殊に胡椒の産出が有名で、又背後地に於ける寶石類は當港を通じて輸出されてゐる。

コーラート(一名ナコーン・ラーチンマー)人口約十四萬、東北高原に於ける門戸をなし、古い都で、未だに城壁を繞らして居る。政治上、軍事上の重要都市にして、又東北鐵道は此處より二つに分れて一はウボンへ至り、一はコーン・ケーンに至つて居り、又暹羅商業飛行の中心地をなしてゐる。東北地方各種物産の集散地で、養蠶業及家畜業を以て有名である。

ウボンー東北部國境に近く、メコン河支流に臨み人口約八萬、市街清潔にして、大多數の建物は煉瓦建である。同地方商業上の中心地たる外、附近ヲオ人の中心地にして、又羅馬加特力布敦の中心地をなしてゐる。

三 外國人入國關係法規

(一) 入國法

當國に於て初めて外國人の入國を取締るべき入國法の公布を見たるは佛曆二四七〇年にして、其の後佛曆二四七四年に至り若干の改正を見た。是等法規に據り入國を禁止せらるべき外國人として左の通り列記されて居る(佛曆二四七四年入國法改正法第三條)。

但し右の居住證明書の規定は既に同種の證明書を所持するもの及本入國法改正法公布の際暹羅國に居住し居り其の後出國の際正規の再入國許可證(Re-entry Permit)の發給を受け再入國の時之を提示するものには適用なきことゝなつて居る。即ち此の高額の一種の入國税は全然新入國者のみに課せらるゝわけである。

居住證明書を所持するもの暹羅國外に出でんとするときは豫め其の居住する土地の郡長又は移民官に本證書を提示し出國の旨を申告して其の裏書を受け置くことを要す(佛曆二四七五年入國法に關する内務省令第六條)

(二) 入國法に規定する諸種の手数料

旅券又は國籍證明書を所持せざるものゝ入國に當り發給する本證明書の手数料は十銖とし有効期間は二箇年とす(佛曆二四七四年入國法改正法に依る内務省令第五條)

(三) 再入國許可證

發給手数料二十銖にして有効期間一箇年とす(佛曆二四七四年入國法改正法に依る内務省令第四條)

(四) 居住證明書

發給手数料百銖にして有効期間無制限なるも、本人が引續き一箇年以上暹羅國より離退する時は無効となるものとす(同上)

(五) 入國を禁止せらるべき傳染病患者

佛曆二四七四年入國法改正法第三條の規定に基き左記傳染病の患者は暹羅國に入國することを禁じられて居る(佛曆二四七〇年七月、内務省告示)。

- 1 癩病
- 2 トフホム
- 3 肺病
- 4 各種性病

前記の通當國移民法は外國人の入國に對する禁止及制限を設け居れる。

暹羅……其他

の暹羅國政府に依て承認せられ居る政府の發給に係る正規の旅券又は國籍證明書を所持せざるもの

の天然痘豫防注射をなさざるもの、又此の注射を拒絶するもの

の内務大臣が本條に關連して指定し官報に告示せる傳染病の患者

の獨立の生計を営むに足る收入なきもの及醫師に依り「身體上又は精神上の缺陷又は疾患に依り生活を営む能力なきもの」と認められたるもの

の不良の性格を有するもの又は暹羅國の公安を害する惧ありと認めらるるもの

の入國法及之に附隨する各種法規の規定する手数料を支拂ひ得ざるもの

其後佛曆二四七五年に至り前記入國禁止者の外に左記二項に該當する者の入國を禁止すべき旨規定せられた(佛曆二四七五年入國法改正法)。

の父又は母に同伴せられざる二十歳以下のもの、但し豫め内務省の許可を受けたるものは此の限りに非ず、豫め許可を得る手續は在暹領事を通し氏名、年齢、渡暹の目的、渡暹後の身元引受人を暹羅側に通告し其の入國許可を得たる後在外暹領事の査證を受くるものとす

の十二歳以上のものにして暹羅語又は其の本國の國語を讀み書き出來ざるもの

然るに前記の旅券又は國籍證明書を有せざるものと雖も移民官の發給する身柄證明書を受けて入國することを得べく、此の特別規定は主として暹羅と無條約關係にある中華民國人の入國者に對し適用せらるゝものにして支那人入國者の大部分は此の手續に依て居る。尙ほ本入國法の定むる入國制限の除外例取扱を受くべきものとして、外國の外交官、正式通告を以て派遣せらるる外國政府の公用旅行者、外國船舶及航空機の乗組員等が擧げられて居る。

次に入國法に於て重要な點は父母又は保護者に同伴せらるる十二歳以下の幼年者を除く凡ての入國者は移民官の發給する居住證明書(Certificate of Residence)を受くることを要す(佛曆二四七四年入國法改正法第四條)の點にして、右證明書の發給手数料は一種の入國税とも看らるべき後述の如き高額を規定して居る。

國籍乃至職業に依る禁止制限條項は設けられてゐない。

四 雜

(一) 公用尺曆 一九一三年以降(暹羅)谷曆(Batankasinhit Sotk 盤谷暹都の年を元年とす)に代(て佛曆(西曆)年(1913年)を使用し、ゲレトリオ曆の四月一日より翌年三月末日迄を一年とする。一日は正午十二時間前に始まり同十二時間後に終り、公用には午前午後を分割せず一時より二十四時迄通算して時間を讀む。標準時はグリニッチ東七時間を採用してゐる。(二) 舊民曆現今田舎では Chulaskarnit 曆(西曆年數+639年)を使用し、第五月に於ける漸大月の始を元日とす。(三) 宗教上の曆 佛曆を使用し、一年は第六暹羅太陽月の満月に始まる。

運賃 1銖(Baht)又は(Trai) = 4 Satang = 100 分丹(Satang) = 0.38756圓 = 0.77922海峽幣 = 1.10064盾 = 1.12921比弗 = 1.21212留比 = 1.51813志 = 0.44241米弗 = 0.88482比(以上理藩不買)

度量衡 一九二三年十二月十七日に度量衡法を發布して(翌年施行)、メートル制を採用し、其の使用を任意としたが、現今クルン・テープ、アムタヤ、ラーチブリー、パチンブリー等の諸州を主として約七十縣に於て既に米法が實施されてゐる。

(一) 右度量衡法に規定せる標準度量衡は次の如くである。

重量 1標準斤(=Hing) = 100標準斤(Catty) = 50 Chang = (50×20) Tamlung = (50×20×4) Baht = 1331/3 銖 = 60 銖 = 16 貫 1標準カラト = 20 銖
 長度 1Sen (=1/40 Yot) = 20 Arah = (20×4) Sawik = (20×4×2) Keup = (20×4×2×12) Nu = 40米 = 22 吋
 面積 1畝(Bai) (=1平方セン) = 4 Ngan (400平方ワ) = 1,600平方米 = 1畝
 6畝4歩 1英反 = 21/2畝
 容積 1標準 Kwien (=Coyan) = 2標準 Ban = (2×50) 標準 Sat = (2×50×20) 標準 Tlanun = 2,000立 = 11,087 石

暹羅……其他

従来慣用せる度量衡中重量は1ヤン(磅)=50チヤン(磅)...

政廳休日 毎々曜日 暹羅新年(Tavasa Sangkrum)...

八〇〇

至一月二十五日 暹羅新年(自四月一日至同二日)...

Table with columns: 紙, 名, 回数, 創刊年度, 備考(数字は發行部数)

暹羅……其他

Table with columns: 名, 回数, 發行所

等を目的として東京に設立を見たもので、秩父宮殿下を總裁に、暹羅國攝政...

暹羅……其他

(附) 日暹交通略史

(備考) 日附を漢字にて記したるは日本曆にして、数字にて記したるは西曆日である。例へば四・九は四月九日にして、〇・九は九月十二日を意味す。

- 皇紀 西曆
三三三(慶長七) 二六三
太泥にて葡萄牙人使節日本人二百人に上る。徳川家康太泥國林隠齋に返書を送る(七・五)
三三三(〃) 〇 二〇三
太泥渡航朱印狀二通下附
三三三(〃) 九 二〇四
暹羅渡航朱印狀暹羅在在與右衛門、島津忠恒等に四通下附。加藤清正の臣、市河治兵衛暹羅に移住す。
三三三(〃) 九 二〇四
太泥渡航朱印狀、今屋宗忠、大黒屋助左衛門、檜皮屋孫兵衛に三通下附
三三五(〃) 一〇 二〇五
太泥の町日本人に燒拂はる。太泥渡航朱印狀、尼崎屋又二郎、六條仁兵衛に三通下附
三三六(〃) 二 二〇六
暹羅國重臣、島津家久に書を送る(四・一) 徳川家康、暹羅に書翰を送る(九・二一) 暹羅渡航朱印狀、有馬晴信、木屋彌三右衛門、今屋宗忠、長崎惣右衛門等に四通下附。徳川家康、太泥國王に返書を送り、日本人の暴掠せしものを罰せんことを約す(七・一)
三三六(〃) 三 二〇七
暹羅、渡航朱印狀、大賀九郎左衛門、木屋彌三右衛門、島津忠恒、後藤宗印等に四通下附
三三六(〃) 三 二〇八
暹羅渡航朱印狀、田邊屋又左衛門に下附。本多正純書を暹羅國王に送る(一〇・一〇)。龜井茲矩の船暹羅に渡航す(一・一)
三三六(〃) 四 二〇九
本多正純書翰を暹羅國王に送る。暹羅渡航朱印狀、加藤清正、伊藤新九郎、トーマス、島津忠恒、木屋彌三右衛門、龜井茲矩等に四通下附。龜井茲矩、蝦治

八〇四

- 三三六(〃) 一五 二一〇
暹羅右衛門を暹羅に遣し提浮哪純廣に書を送る(八・一四)
日本人提浮哪純廣、龜井茲矩に書を送り、鉛、鐵砲の獻上、新造船の事を報ず(三・三)。本多正純返書を提雅大庫に送る(七・一)。徳川家康、暹羅國王に書翰を送る(九・一) 暹羅渡航朱印狀を木屋彌三右衛門、龜井茲矩、江島喜左衛門に三通下附 龜井茲矩、太泥國王に書を送る(八・二二)
暹羅渡航朱印狀を細川忠興に下附。日本人再度太泥の町を燒く
三三七(〃) 一六 二六一
在暹日本人二百八十人反亂を企て追放されんとす(三・一)。暹羅渡航朱印狀、木屋彌三右衛門、ヤン・ヨーステンに三通下附。日本船暹羅にて鹿皮十二萬枚を賣入る
三三七(〃) 一八 二六三
暹羅渡航朱印狀、長谷川忠兵衛、マノエル、ヤン・ヨーステンに三通下附
三三七(〃) 一九 二六四
暹羅渡航朱印狀、木屋彌三右衛門、アダムス、唐人ベツケイに三通下附
三三五(元和元) 二六五
暹羅渡航朱印狀、長谷川權六、唐人三官スベックス、高尾次右衛門等に四通下附。ウキリアム・アダムス日本人提浮哪城井久右衛門に贈物す(七・一)。提雅大庫、在暹日本人吉兵衛を日本に遣し刀甲を求む
三三六(〃) 二 二六六
提雅大庫、前田利常に書翰を送る(四・一)
三三七(〃) 三 二六七
暹羅に於ける英蘭人の争に日本人加はる(九・一〇)。ナイエンローデ、日本人提浮哪オロン・ソンのサツトル城井久右衛門と鹿皮賣買の契約をす(九・一〇)。コツクス、提浮哪城井久右衛門の父より書翰贈物を受く
三三七(〃) 四 二六八
日本人此頃メナム河の日本關を管理す
三三七(〃) 五 二六九
日本人提浮哪オロン・ソンのサツトル城井久右衛門船を仕立て、父に鹿皮を贈る(九・一〇)

暹羅……其他

- 三三六(〃) 六 二七〇
日本人長藏、太泥よりバタバヤに渡航し總督より營業自由の免許を受く(七・二一)
三三六(〃) 七 二七二
暹羅國使來朝、提雅大庫は長崎奉行本多正純に、國王は徳川秀忠に書翰を送る(四・七)。各返書あり(九・一)。山田長政も土井利勝、本多正純に書を送る(四・一)。各返書あり(九・一)。日本人提浮哪長政、英商館長の願により拘禁英人及日本人の釋放に斡旋す(九・一)
三三六(〃) 八 二七三
此春日本人區燒失しオランダ商館類焼す(三・一)。木屋彌三右衛門等暹羅渡航朱印狀を受く(九・二七)
三三六(〃) 九 二七三
暹羅國使來朝、國王は將軍秀忠に書翰を送り、東埔寨、暹羅間の紛争に日本人の援助せざらん事を乞ひ、提雅大庫は酒井忠世、土井利勝、板倉重宗に書翰を送る(四・一)。夫々返書す(八・一)。日本船三隻暹羅に渡航す
三三四(寛永元) 二七四
西班牙船アヌタヤにて長政等日本人に掠奪さる。アダムスの遣子等暹羅に渡航す。日本人提浮哪、朱印狀を得て暹羅に歸航す(七・一)
三三五(〃) 二 二七五
牧野信成、提雅大庫に返書を送る。小濱民部船暹羅に渡航す。他に一隻渡航す
三三六(〃) 三 二七六
提浮哪大庫、書を酒井忠世、土井利勝に送る(四・一) 各返書す。日本人切支丹四百人に上る(九・一)
三三七(〃) 四 二七七
小濱民部船、暹羅に渡航す。山田長政提浮哪に昇爵す。日本提浮哪船、暹羅に歸航す(一〇・一)
三三六(〃) 五 二七八
日本船三隻、暹羅に渡航す。アヌタヤにて西班牙船日本人作右衛門船を燒沈す(九・一四)
三三六(〃) 六 二七九
山田長政、東印度總督ターソンに書翰を送る(三・一)。山田長政酒井忠世の家臣、關主税に書を送る(三・三)
三三六(〃) 七 二八〇
暹羅新王、書翰を將軍家光に贈る(四・一五)。提雅大庫酒井忠世、板倉重宗に書を送る(四・一五)。東印度總督ターソン返書を長政に送る(五・二〇)。山田長政六

- 三三六(〃) 七 二八〇
昆太守に任せられ、日本人三百人、暹羅人四千人を率ゐて赴任す(九・一)。家光、暹羅新王に返書を送る(九・一)。酒井忠世、板倉重宗、夫々提雅大庫に返書す(九・一)。酒井忠世、長政に返書を送る(一〇・三)
此頃暹羅王の近衛兵中に日本人八百人あり
バタバヤ在住日本人等商品を暹羅に輸送して抑留さる(七・一)。山田長政、六昆にて毒殺され、其子オクン・セナビモク自立を圖り、次で東埔寨に亡命す(九・一)
アヌタヤの日本人町燒拂はる(九・一四)
日本人の一部、暹羅より避難歸國す(九・一)。東埔寨王、暹羅より遁入の日本人等の助力を得て暹羅と戦はんとす(九・一)。山田長政、殺害の報、幕府に達す(一一・二八)
暹羅國王赦令を出し舊住地に新來日本人の居住を認可す、日本人の長、糸屋太右衛門、平松廣助和蘭商館に鹿皮を賣る(九・一) 糸屋太右衛門、鉛をベグー人より買入れ和蘭人に渡す(九・一)。日本將軍の書翰、暹羅宮中に鄭重に保存せらる(九・一)。日本人三、四十人妻子を連れて東埔寨より暹羅に移住す(一一・五)
糸屋太右衛門、蘭商館長スハウテンと鹿皮賣買を契約す(九・一)。木村喜太郎、蘭商館長と鹿皮賣買を契約す(九・一)。平松廣助、蘭商館長と鹿皮の賣買を契約す(九・一)。暹羅國王、太泥征伐に日本人兵を用ふ(九・一)。彌兵衛等の日本船三隻交趾より暹羅に渡航す(九・一)。アヌタヤの日本人町燒失す(九・一)。日本人暹羅王の持船を買ふ(九・一)。暹羅王、使節船を日本に派遣す(九・一)。日本人、喜左衛門の船、日本に向ひ出帆す(九・一)。此頃森田長助、暹羅より歸國して暹羅通事となる
三三五(〃) 二 二八五
暹羅王の遣使船、日本にて拒絶されて歸航の途暴風に遭ひ廣南に寄航す

八〇五

- 三六〇(一) 一六六 前年、日本にて拒絶されし國王の使節船、再び日本に行き拒絶され、臺灣まで引返す(61)。日本人の海外渡航及び歸國禁止令發布さる(鎖國令)(五、一九)東埔葉王子、日本人百人を従へて暹羅に亡命す(118)
- 三六〇(二) 一六六 日本人支那金を暹羅に輸入す
- 三六〇(三) 一六六 在暹木村半左衛門長崎の親戚辻萬右衛門に普信を通ず(614)
- 三六〇(四) 一六六 此夏暹羅國王の使節日本將軍宛の書翰贈物を携へて出帆す。在暹久左衛門、軍兵衛和蘭商館長の依頼により皮革を買集む(11-21)。在暹日本人船二隻に鹿皮八萬枚を積んで交趾に出帆す(11-21)
- 三六〇(五) 一六六 蘭支人海外在住日本人の貨物、書翰、傳言の取次を長崎奉行より禁せらる(10-23)
- 三六〇(六) 一六六 日本人長木村喜太郎、錫を買ふ爲に商船を六昆に派遣す(11-12)
- 三六〇(七) 一六六 日本人町の長木村喜太郎別名半左衛門暹羅國王の大船を購入す(2-9)。半左衛門、六昆より錫を暹羅に輸入す(2-9)。暹羅王使節船を日本に派遣す(暴風雨の爲、六月三日澎湖島に着く)(4-22)。暹羅國王、日本町の長、半左衛門、善右衛門兩人に蘇木を贈る(4-27)。國王の命により半左衛門、船を交趾に派す(蘭船に拿捕されて臺灣に曳航さる)(5-1)。多数の日本人アヌタヤの蘭商館の皮革の手入れ、及び荷造に備はる(5-1、8-25)
- 三六〇(八) 一六六 木谷久左衛門、父母の年忌供養に暹羅より土産を故郷に送る
- 三六〇(九) 一六六 木村半左衛門、日本の故舊に普信を通ず(11-9)。此年半左衛門、王廷に運動して蘭人の皮革輸出独占權廢棄に努む
- 三六〇(十) 一六六 暹羅國王、新造船を日本に派遣せんとして蘭人航海

- 三五五(一) 一六五 國王、蘭人より鹿皮輸出の特許權を解放し、日本人等蘭商館に鹿皮を賣す
- 三五五(二) 一六五 暹羅船、長崎に着く、國使渡來す(1-6)。暹羅國王崩御して、繼承の内亂起り、日本人兵を率ゐて王宮に入る(66)。在暹日本人英人に鯨皮を賣る
- 三五五(三) 一六五 在暹日本人商船に蘭航海士を備へ東京に向ふ
- 三五五(四) 一六五 暹羅大使、和田理左衛門の船に便乗して東京に向ふ(五月一日東京につく)(2-8)
- 三五五(五) 一六五 暹羅國書を持てる大使二名再び和田理左衛門船に便乗して東京に向ふ(11-24)。堺の人中村彦左衛門、暹羅より佛畫を送る
- 三五五(六) 一六五 暹羅王船日本に向ふ(6-15)
- 三五五(七) 一六五 暹羅國王船日本に向ふ(6-15)
- 三五五(八) 一六五 此頃在暹日本人の主なるもの、木村半左衛門、北島八兵衛、徳永長三郎、石橋加兵衛、三宅次兵衛、野中市右衛門、吉原太兵衛、石津伴左衛門、次郎兵衛。暹羅王使、和蘭商館長のパスを持つて長崎に來航す(2-9)
- 三五五(九) 一六五 日本人アヌタヤに教會堂を建てんことを熱望す
- 三五五(十) 一六五 暹羅國王船日本に向ひ出帆す
- 三五五(十一) 一六五 暹羅國王船長崎に來航す、船長支那人病死す(11-15)
- 三五五(十二) 一六五 暹羅國王、船を日本に派遣す(4-26)。王妃、船を日本に派遣す(5-17)。國王及王妃共同にて船を日本に

明治以降の日暹交通略史

- 三五五(一) 一六五 當時工部省四等出仕であつた大島圭介氏太利公使と同行して一月十八日東京出發暹羅事情視察の途に上つた。他に大蔵省四等出仕川路寛堂氏が加はり、横濱から佛蘭西汽船に乗り、香港から埃太利軍艦に乗つてマニラ經由盤谷に着いたのが、同年二月十日であつた。二十四日には外務大臣に面會し、三月一日埃太利公使に伴はれて國王に謁見、七日には再び國王に謁見を仰付られ、種々懇篤なる御下問に接した。歸路は新嘉坡經由で、東京に歸着したのが同年四月十七日であつた。
- 三五五(二) 一六五 東伏見宮殿下(當時小松宮殿下と申上ぐ)が英國よりの歸途親しく暹羅を訪問せられた。
- 三五五(三) 一六五 暹羅外務大臣テラウオン殿下使節として來朝、九月二十六日、日暹修交宣旨書の調印を終へ、翌二十一年一月二十三日同宣旨書の批准了す。
- 三五五(四) 一六五 内閣勸業博覽會の視察を兼ねてバヌランシー殿下來朝
- 三五五(五) 一六五 暹羅文部省の依頼に依り畫工一名、彫刻師二名を送る
- 三五五(六) 一六五 新嘉坡駐在齋藤領事盤谷に派遣され、政府及外交團を展訪
- 三五五(七) 一六五 稻垣萬次郎氏辦理公使に任ぜられて、盤谷に公使館を開設、同年政尾博士法律顧問として渡暹し、暹羅の司法制度改革に功勞あり、司法省内に重きをなしたが、滯暹十六年、大正二年に歸朝した。
- 三五五(八) 一六五 日暹修交通商航海條約の調印を見(二月二十五日)、在留邦人は領事裁判權の下に保護さるゝこととなる
- 三五五(九) 一六五 暹羅皇室より佛骨分與の議があつて、その奉迎使節が派遣せられた。其の後日暹寺を愛知縣下に建立、

- 三六二(天和元) 一六八 飢饉の爲、長崎にて來航船より暹羅米を買ふ(612)
- 三六二(一) 一六八 暹羅宰相コンスタンチン・フアルコン、日本系婦人と結婚す(61)。英國東印度會社暹羅國王に書翰を日本に傳送せんことを乞ふ(12-15)
- 三六二(二) 一六八 暹羅船五隻、日本領一萬箱を積みて日本より歸國す
- 三六二(三) 一六八 暹羅船三隻日本に向ひ暴風雨に遭ひ難破す
- 三六二(四) 一六八 暹羅王船一隻日本より歸航す(617)。同じく王船一隻日本より歸國す(8-18)。同じく國王船一隻日本に向ひ出帆す(5-18)
- 三六二(五) 一六八 暹羅昭不耶大庫、支那船に托し書を長崎奉行に送る
- 三六二(六) 一六八 (四) 日本町未だアヌタヤの南郊にあり(8-27)
- 三六二(七) 一六八 日本人ロブリーの教會堂の壁畫を描く。宰相コンスタンチン・フアルコン處刑され、未亡人難を日本人町に避く(5-18)
- 三六二(八) 一六八 阿逸人ケムベル、アヌタヤに着く、日本人半右衛門之に同伴す、彼は諸國語に通ず(6-9)
- 三六二(九) 一六八 暹羅船二隻長崎に來着す(1-6)
- 三六二(十) 一六八 暹羅船洋中破船の廣東人男女十八人を救ひて長崎に入港す(8-)
- 三六二(十一) 一六八 宋居勝船廣東漂着長門人十二人を送還し長崎に着す(七-)
- 三六二(十二) 一六八 暹羅國王、日本銅をバタバヤに轉賣す

(以上は對生成一氏「近世初期日暹交通年表稿」に據る)

暹羅……其他

その用材は暹羅より寄贈せられ、三十五年ラーマ六世(皇太子時代)來朝の節は日暹佛骨奉安殿の前に手づから記念松樹を植えられた。此の頃在留邦人中暹羅東北地方の養蠶業を視察し、暹羅蠶業改良の必要を時の公使の手を経て暹羅政府に建白したことがあり、之が動機となつて其後暹羅政府は我國より數名の技術員を招聘して、蠶業局を創設、一時は非常な努力が傾注せられ、備聘邦人も數十名に達した。然るに其後全廢の悲運に遭ひ、農務省に重きをなしてゐた邦人も大正元年には遂に全く姿を消して了つた。

二五七(一) 四二 一九二二
ラーマ六世の戴冠式には伏見宮博恭王殿下御名代の宮として伊吹、淀の二艦を幸ひて御參席
三月、大阪商船の爪哇・盤谷線開始(大正十五年三月廢止)

二五八(一) 八 一九二九
三月五日、臺灣銀行支店を開設、因に同行は大正十三年に至つて之を閉鎖した。

二五九(一) 三 一九三〇
日暹改正通商條約が成立(十二月)、之に依り領事裁判權の撤廢と同時に、爾後邦人は暹羅國內地居住及財産權享有等に關する自由を得ることとなつた。
貴族院議員藤山雷太氏訪暹、各方面と交際
ラーマ七世の戴冠式に駐暹公使林久治郎氏特派公使に任命されて參列。九月、大阪商船西貢・盤谷線開始。十二月、駐日領事館の創設、大阪の安住伊三郎氏を初代名譽領事に任命。文部大臣ターニー親王教育視察の爲來朝

二六〇(一) 一五 一九三三
一月、安住名譽領事夫妻の領事就任答禮の往訪。七月、大倉喜七郎男訪暹、暹羅王室は國賓に准ずる待遇を與へ、殊に皇帝は佛像一體を同氏に托して日暹寺へ寄贈。大倉男の肝入りで秩父宮殿下を總裁に仰ぎ、近衛公を會長とする暹羅協會が東京に成立

二六〇(二) 一九三七

二五四(一) 九 一九三〇

とよなつた。
少年團日本聯盟練習船和通丸南洋巡航の途次盤谷に寄航、暹羅朝野の非常な歡待を受けた。暹羅官立文政大學の招聘を受け、九州帝大助教伊藤三郎氏農業經濟學を講ずる爲渡暹、因に同氏は昭和十一年四月任期満了して離暹。東京に於ける第二回汎太平洋佛敎青年大會を機會に日本商工會議所並に暹羅協會の共同招待に應じて、同大會參列を兼ねてアラヤー・シーテイカーン氏を首班とする日本産業視察團一行來朝
横濱復興記念大博覽會には暹羅物産紹介の爲文藝局建築技師を特派し、會場内に暹羅館を特設、各種米、木材、皮革類、標本、七寶器其他二百餘品を陳列して多大の注目を牽いた。四月、暹羅音樂舞踊學校生徒から成る舞踊團一行二十五名が來朝、各地巡歴公演を行ひ暹羅藝術の紹介並に日暹親善に貢献するところが多かつた。四月、暹羅訪日議員團ネー・ブソウイワツタナ氏一行十八名が來朝、各地の熱誠なる歡迎を受けつゝ熱心な視察見學を行つた。四月、暹羅少年團より寄贈の北象二頭到着、一頭は上野動物園へ、一頭は大阪動物園に飼育されることとなつた。六月、名古屋市に日暹協會成立、會長伊藤次郎左衛門、名譽會長アラヤー・ミターカム、ラクサ公使。

二五五(一) 一〇 一九三五

六月、暹羅人の日本留學乃至視察旅行者激増して日本語學習希望者増加せるに鑑み、暹羅日本人會の事業として盤谷に日本人小學校教師に依る日本語講習會を開くこととなつた。九月、經濟參議たりしアラヤー・サラサーム氏家族同伴日本の經濟・財政・産業各部門に亘つて長期研究調査の爲來朝。九月、暹羅鐵道局貨車計三〇〇輛我國注文に決定、三井物産に落札した。十一月、日暹兩國相互の理解、親善の目的

暹羅……其他

八〇八

二五六(一) 三 一九二六
大阪に日暹貿易協會成立。十月、衛生局長シャコール殿下御來朝
七月、ルアン・サナー氏を團長とする暹羅少年團一行二十一名が日本少年團の招待に依り來朝、各地少年團と交際し、到る處で熱誠な歡迎を受けた。殊に山梨縣笛吹川に於ける合同野營には秩父宮殿下の臺臨を得て感激を深くした。尙、同少年團は米を運ぶ牛車の模型を御土産として寄贈、現に皇室博物館に陳列されてゐる。十月、陸軍參謀長アロンコット殿下大演習參觀の爲來朝
十一月、カンベンベツチ殿下鐵道交通狀況視察の爲來朝

二五九(一) 五 一九三〇

暹羅少年團全國大會に日本少年團代表を招待、二荒伯を團長として全國より優秀健兒二十一名を選抜派遣、一月三日より同十三日迄滞在、國王陛下の特別なる御優遇を受け、國を擧げての歡待に接し、殊に歸國に際しては同國の古刹ナコム・パトムのムラバトムチエデイより佛舍利の分與を受け、現に東京震災記念堂に奉安してある。ラーマ七世米國御渡航の途次非公式に御立寄りあり、朝野の深甚な歡迎を受けた
無任所大臣ターン・スマハーン氏一行六名我が國諸制度視察の爲來朝

二六〇(一) 七 一九三三

二月、滿洲國獨立に關する國際聯盟總會に於て暹羅代表は敢然棄權を宣告して日本に對する理解を示すと共に自主的外交を發揚して世界的に非常なセンセーションを起した。同年、ラーマ七世の御從弟サントナカラ・ボアラド・アルン殿下會計學專攻の目的にて大阪商大に御入學、實に外國皇族の本邦留學の嚆矢である。同年末、内地産米保護の爲止むを得ず暹羅米其他の外米輸入に對して許可制が採用されること

二五六(二) 二 一九二九

とする暹日協會が盤谷に成立、同四日正式登録を了した。宮崎領事の斡旋に依り昭和八年頃より日暹人有志が毎月一回會食・會談を行つて日暹親善・相互理解に資してゐたのが、第二回汎太平洋佛敎青年大會に參列した暹羅首席代表アラヤー・シーテイカーン氏等の熱心な斡旋盡力に依り愈々熱して正式成立を見るに至つたものである。十一月、臺灣總督府の招待に依り暹字紙シー・クルン社記者其他一行四名が選抜されて來臺、博覽會見物と同時に臺灣各地を視察見學。十一月、日暹兩國に於ける諸制度、諸組織に關する視察・研究・調査及各種資料の蒐集を目的として池田成彬氏後援の下に東京に暹羅室開設。十二月末、ルアン・プラヂット氏來朝、各方面を視察、翌一月七日には天皇陛下に拜謁仰付けられ、勳一等旭日大綬章を拜授。三原博士棉作可能性調査の爲渡暹し、次いで暹羅農務省の備聘を受け、同國棉作指導の任に當ることとなつた
二月、暹羅鐵道局機關車八臺三井物産に落札。二月名古屋日暹協會招致の第一回留學生三名來朝。三月、安川雄之助氏を團長とする經濟使節一行十四名が訪暹、攝政宮殿下に拜謁を賜つた外、朝野各方面と公式、非公式の懇談並に交際を遂げ、日暹經濟提携に關する各方面の調査研究を遂げ、日暹親善に多大の收穫を收めた。三月、神戸日暹協會成立、神戸商工會議所會頭岡崎忠雄氏を會長とし、各方面有力者約七十名を網羅。四月、臺北高商内貿易事務科に暹羅語科開設。四月、帝國軍艦夕張南洋巡航の途次訪暹。四月、暹羅内務顧問サローン・ウオラワン殿下、夫人・令嬢同伴臺灣經由觀光を兼ねて視察の爲來朝。四月、暹羅國防省經理局長モムサニツタ・オングセーニー

八〇九

大佐以下四名、函館船渠會社にて建造中の油槽船ムサイ(一、四七七噸)進水式参列及軍事、産業各方面視察の爲來朝、因に同油槽船は同八月完成、引渡しを了した。七月、浦賀船渠會社にて建造中の暹羅海軍練習艦ターチンの進水式舉行、同時に同じく練習艦メークロンの起工式が行はれた。因にメークロンは同十一月に進水。七月三日、暹て日暹貿易の躍進的發達につれ、暹羅に於ける本邦金融機關設置の必要が痛感され、その開設を待望されて居た横濱正金出銀所が開店した。十二月二日、東京中央電話局に於て日暹國際電話の試験通話が交換された。十二月五日、東朝機艦號が訪暹飛行の爲羽田飛行場を出發途中臺北飛行場に一泊の上、十二月六日、ドンムアン飛行場著、劃期的な親善飛行の使命を完ふした。十二月二十四日、三菱神戸造船所に於て建造中の潜水艦マツチャース及同ウイルンの二隻の進水式が舉行された。盤谷ワットトリヤツプ境内に日本人納骨堂竣成。暹羅協會長近衛公の寄贈に係る暹羅學生會館が竣工した。

暹羅(リ) 三二 一五七

一月、大阪日暹貿易協會、大阪基督教青年會共同主催、大阪商工會議所後援に係る簡易暹羅語講座(夜間)開設。二月、吉田晴風氏を團長とする一行十二名の音楽舞踊團が臺灣經由暹羅多大の成功を収め、藝術使節の使命を果した。二月、暹羅海軍中尉以下四名に引率され七五名の海軍留學生來朝、約二箇年滞在研究の豫定。暹羅鐵道局ナイ・チャラーム氏他一名日本の汽車組立事業視察の爲三月渡日。三月九日、早稻田大學教授杉森孝次郎氏渡暹、文政大學に於て「The key to the Japanese History, Culture, and Character」なる演題下に講演を行ひ、又教員協會に於て「Educational Japan」と題して講演を行ひ、多

大の感銘を與へた。三月十五日より開かれた名古屋汎太平洋博覽會に暹羅物産紹介の爲暹羅館を特設。三島通陽子を團長とする日本少年團一行二十七名は暹羅少年團の招聘を受けて三月十六日東京發、暹羅各地に於て交遊を遂げ、四月十三日歸朝、御土産として暹羅少年團より贈られた猛虎一頭を齎らした。因に日本少年團訓練狀態見學の爲陸海軍人各一名、學校長四名來朝することとなつた。三月三十一日、暹國際電話會正式開通、當日兒玉選信大信、佐藤外務大臣が暹羅のボリバン經濟大臣、ブラジツト外務大臣と夫々歴史的祝賀通話を交換した。四月、東京外國語學校に修業年限一箇年の暹羅語速成科(夜學)の開設。四月二十三日、暹日協會長アラヤー・スリンチカン氏を團長とする官吏教師等より成る訪日暹羅觀光團の一行四十七名が神戸着來朝、大阪、奈良、京都、名古屋、東京、横濱等を見物、各地に於て多くの歓迎を受け、五月五日神戸發歸國の途に着く。六月十三日、浦賀船渠及石川島造船所で竣工した暹羅國練習艦メークロン、ターチン及警備艦クローンヤイ、タクバイ、カンタン引取りの爲メウボン、ラクサ中佐、ユタキト・ピラ中佐一行二百八十名が來朝、二十六日横濱出港、途中神戸、門司、長崎、那覇、基隆を經、各地に於て非常なる歓迎を受けて歸國の途に上つた。

〔暹羅 終〕

英領馬來來

英領馬來目次

地理	位置・面積	八三	衛生	馬來非聯邦	八三
	山岳・平野	八四	統計	總計	八三
	河川・湖沼・海岸線・島嶼	八五	總說	衛生行政及施設	八六
	氣象	八五		出生・死亡數及率	八七
歷史	動物	八六		諸疾病	八七
	植物	八六	政治	總說	八三
	年代記摘要	八三		海峽植民地	八三
	海峽植民地	八三		馬來聯邦	八三
	馬來聯邦	八三		馬來非聯邦	八三
	馬來非聯邦	八三		(附) 諸官署一覽	八九
人口	總說	八四	財政	總說	八六
	移民	八四		海峽植民地	八六
	在留邦人	八五		馬來聯邦	八六
住民・宗教	住民	八三		馬來非聯邦	八六
	宗教	八三		稅制	八六
教育	總說	八三	金融	(附) 輸出入關稅率	八七
	教育行政	八三		貨幣制度	八七
	海峽植民地及馬來聯邦	八三		金融機關	八八
				金利	八八
				外國爲替	八八

農業

總説……………八六六
 農業政策……………八六六
 農務行政及諸施設……………八六六
 主要農作物……………八六五
 牧畜業……………八六五

林業

總説……………九三三
 森林行政……………九三三
 林野面積……………九三三
 主要林産物……………九三三
 統計……………九三三

水産業

總説……………九四三
 主要水産物……………九四三
 漁獲法及漁場……………九四三
 統計……………九四三

鑛業

總説……………九五〇
 鑛業行政及法規……………九五〇
 主要鑛産物……………九五〇

工業

總説……………九六〇
 各種工業現況……………九六〇
 統計……………九六〇

勞働

總説……………九六五
 勞働者……………九六六
 賃銀……………九六九

商業

總説……………九七〇
 會社數……………九七一
 商業會議所……………九七三
 物價指數及主要物産市價……………九七三
 商品の取引方法……………九七六
 邦商の地位……………九七八

貿易

總説……………九八三
 貿易總額……………九八五
 國別貿易……………九八六
 品別貿易……………九八八
 主要國別・品別貿易……………一〇〇八
 對日本貿易……………一〇一四

交通

陸運……………一〇一八
 海運……………一〇二一
 空運……………一〇二四
 通信……………一〇二八

其他

旅行案内……………一〇四〇
 主要都市……………一〇四四
 雜……………一〇四八

英領馬來

地理

位置・面積—山岳・平野—河川・湖沼・海岸線・島嶼—氣象—植物—動物

一 位置・面積

英領馬來とは、普通一般には海峡植民地並に馬來半島中英國の勢力範圍内に屬する部分を呼稱するものとされてゐる。併し嚴密に言へば、所謂英領馬來中には、スマトラの南方印度洋中にあるココス諸島又はキーリン諸島(Cocos Is. or Keeling Is.)、クリスマス島(Christmas I.)は勿論、ボルネオに於ける英帝國の所領たるラバン(Labuan)、同保護領たるブルネイ(Brunai)、サラワク(Sarawak)、北ボルネオ會社に統治されてゐる英領北ボルネオ(North Borneo)をも含むものである。然し本編では英領馬來を普通一般の意に解してゐる。

地理的に言へば、英領馬來とは馬來半島の突端部中、北緯六度四三分四一秒から新嘉坡の南端一度五分四三秒に終る一小部分に過ぎない。此の地は久しき以前スマトラ、爪哇、ボルネオ等と接続して所謂スンダランド(Sunda Land)と云ふ頗る廣大なる陸面を形成してゐた。それが部分的沈下の結果今日の如き地形をなしたものである。東は南支那海の淺海を隔て、ボルネオ島に對し、西南は馬拉加海峽と境してスマトラの北部と相對峙し、北は接壤地暹羅を隔て、緬甸に通じてゐる。最も長き部分で七百軒、最も幅廣い所が三百二十軒あり、此の總面積一三七、七六二七平方軒(五三、一九六・五平方哩)即ち我が九州、四國及北海道を合したものと殆ど同面積である。面積は斯く小であるが、其の政治的區分は頗る複雑で海峡植民地、馬來聯邦及馬來

英領馬來……地理

非聯邦に分たれてゐる。今政治的區分に從ひ之を示せば次の通りである。

海峡植民地(Straits Settlements)

出所：馬來聯邦及海峡植民地測量局年報

地方別面積表	面積	方哩	英畝
新嘉坡(Singapore)	58,767	110	1,807,000
彼南(Penang)	12,808	110	4,070,000
マラッカ州ウェルケイ(Province Wellesley)	241,108	440	14,474,000
馬拉加(Malacca)	40,428	34	8,047,000
ラバン(Labuan)	1,353	3	117,000
クリスマス島(Christmas I.)	1,353	3	318,000
ココス島(Cocos Is.)	388	1	3,400
計	426,102	1,014	46,736,000

馬來聯邦(Federated Malay States)

パラ(Parak)(但ジャバヤンを含み)	110,446	74	1,047,100
スランゴール(Selangor)	81,400	110	1,011,000
ネグリヌム(Negeri Sembilan)	24,400	17	1,481,100
パハン(Pahang)	37,300	17	1,481,000
計	153,146	111	5,020,200

馬來非聯邦(Unfederated Malay States)

ジョホール(Johore)	18,900	24	1,100,000
ケダ(Keдах)	9,800	17	1,314,000
ペリス(Pelis)	2,016	110	1,478,000
ケランタン(Kelantan)	18,400	17	1,478,000
トレンガヌ(Trengganu)	13,000	17	1,117,000
ブルネイ(Brunai)	17,700	17	1,110,000
計	70,800	111	6,597,000
英領馬來 總計(British Malaya)	1,157,048	1,136	53,063,200

(備考) 馬來聯邦に對し聯邦に參加せざる馬來諸州を合し馬來非聯邦と通稱するも之等の諸州は行政上各獨立し其の關係を有せざるものである。換言せば馬來非聯邦なる稱號は行政上存して居る譯ではなく、尙ボルネオにあるブルネイも獨立したる一州であるが、本編には便宜上前記馬來非聯邦なる呼稱の下に取扱つてゐる所もある。讀者の諒解を得て置く。

二 山岳・平野

山岳 山脈は珪岩又は花崗岩或は是等の兩者により形成されてゐるが、比較的長い山脈でも其の方向が半島の地軸と並行してはゐない。即ち馬來の中央部西寄りを北から南へ眞直に走る山脈を中央山脈と稱し、之にブノム及タハンの二山脈あり西北に暹羅より南下せしナコン山脈その東に暹羅バタニーを起點とするピンタン山脈及クレダンと呼ばれる小さな花崗岩山脈がある。今前記諸山脈及之に屬する主要山岳名を東より順次西へ列記すれば左の通りである。

尙「地質」に就ては本年鑑「總論編」参照。

主要山脈山岳名及標高表

出所 英領馬來地圖

Table with columns: 山脈名, 山岳名, 標高, 山脈の位置. Lists mountain ranges like 中央山脈 (Central Range) and 山岳 like ノーリン山 (Noring Peak).

Table with columns: 山脈名, 山岳名, 標高, 山脈の位置. Lists mountain ranges like クレダン山脈 (Kledang R.) and 山岳 like タハンの山 (Tahan Peak).

三 河川湖沼海岸線島嶼

河川 馬來半島には多數の河川がある。而も此の地方は元密林を以て覆はれてゐたから、河川は内陸に至る最も主要なる交通路として使用されてゐた。今日と雖も尙唯一の交通路として利用されてゐる所がある。

西海岸に注ぐ河川は、大なる泥床又はマングローブを密生する濕地を形成してゐる。河川は概して熱帯地特有の單調な種類の植物によつて縁取られてゐて、珍しいかも知れないが美麗ではない。河川は泥土を以て満たされ鰐が巢喰ふに適してゐる。東海岸に於ける河川は西海岸と異つてはゐるが、クアンタン河 (Kuantan R.) の如くマングローブの濕地を有するものもないではない。併し常に強風に見舞はれてゐるので河口に砂洲を作り、一般に西海岸の河床よりは砂が多く、自然深さが足らず航行には不便であり、河口を這入つて行くことが難かしい。鰐は西海岸に於けるが如くに多くはない。主要河川の二、三を擧ぐれば次の通りである。

ペラ河—ペラ、ケラントンの兩州が暹羅と相接する巖岬たる山岳に其の源を發し、ペラ州を縱走して西海岸に注いでゐる。延長二百七十軒、兩岸の山岳重疊すると危険なる急流ある爲上流地方は住民も極く稀である。支流は割合に少なく、スンゴイ (Sengoh)、アムンホール (Amunggor)、ウト (Utah)、プラス (Plas)、キンタ (Kinta) 等が主なものである。

パハン河—最大の河川であつて、キヤメロン高地 (Cameron's Highlands) に源を發したる同河の上流フルタン河 (Bertan) は、海拔千二百米の廣闊なる谷間を流れ、セラウ (Serau)、リリス (Lips)、アムンタン (Tambeling)、スアンタン (Semantang) の支流を合し、パハン州を南北に二分しつゝ東海岸に注いでゐる。全長三百二十軒、河口よりパハン、ジュライ (Julai)、テロ

ム (Talam) の別名を以て呼ばれてゐる。

ケラントン河—ケラントン州を南より北に流れクムブ (Kembu) 迄はモータボートで通航し、大型の土人船を用ふればパハン州との境界のプライ (Pulai) 附近迄も上る事が出来る。上流をカラス河 (Gala) と呼び、ネンギ (Nengiri)、ベルガウ (Pergau)、ルコル (Lohin) の三大支流がある。

湖沼 馬來には特に擧げる程の大きな湖はない。唯東海岸に支那海から吹き上げられる砂に依て形成された瀉が此處彼處にあり、湖としてはパハン州のチニ湖 (Chini)、ペラ州のタセタ (Tasek) と呼ばれる泥湖、ダーヤン・ブンティン島 (P. Dayang Bunting) にある石灰岩に圍まれた小さな美しい湖がある位のものである。

海岸線 海岸線は頗る長く、延長約二千軒に及んでゐる。此の内最も長い海岸線を有してゐるのがジョホール州である。西海岸に多數流れてゐる河と河との間にある海岸地帯は大部分泥床であるが、ディンディンズの海岸、モリブ (Morib)、ポート・ドイクソン (Port Dickson) の海岸等は砂濱である。東海岸は常に強風に曝されてゐる爲、ケラントンからジョホールに亘る一大長砂汀あり、此の長砂汀にはカスアリナ樹 (Casuarina) が密生し旅行者に恰好の日蔭を提供してゐる。馬拉加海峽の穏かな海とは異り、美しく陽光に輝く大波黄金色の砂濱を洗ひ、景色の點では西海岸よりは遙に悪まされてゐる。島嶼 島は半島の兩側に多數散在してゐる。其の主要なるものは西岸のランカウキ諸島 (P. Langkawi)、彼南島、マンコル島 (P. Pangkor)、スモラン諸島 (Sembilan Is.)、ポート・スウェットナム (Port Swettenham) の沖合にある沖積土の諸島、南部の新嘉坡植民地に屬する新嘉坡島、其他東岸にはジョホール東部のティオマン島 (P. Tioman) 其他一群の島嶼があり、トレンガヌ、ケラントン兩州の沖合にも島々が連つてゐる。

四 氣象

概要 英領馬來は、氣象學上印度地方の一部に屬してゐると言へる。即

ち一箇年を北東季節風(十一月より三月迄)、南西季節風(五月より九月迄)の二期に分け得られる。然し雨の關係では印度地方と丁度反對で、大洋の水が東部及北部に流し、南西にスマトラの山脈を控へてゐる爲に、北東季節風には濕氣を齎し南西季節風には乾燥してゐる。

抑々氣象學的觀測の歴史は一八二〇—二五年中、新嘉坡のフォート・カニング・ヒル(Fort Canning Hill)上のアタツプ小屋で行つたものを以て嚆矢とする。之は一時中止されたが、一八六九年頃復活し、其の後新嘉坡に於ては規則的觀測が續行されてゐる。馬來聯邦に於ては農業上必要な雨量の測定以外に殆ど何も行はれてゐなかつた。現在では新嘉坡のフォート・カニング・ヒル上に王立氣象臺(Royal Observatory)、其他海峽植民地に觀測所(Meteorological Station)七を有し、馬來聯邦に於ては二七箇所(ペラ州一、スラソール州六、ネグリサムビラン州五、パハン州五)、此の外高地觀測所五箇所、雨量觀測所が一六箇所ある。馬來聯邦では觀測所一三箇所(ジョホール州六、ケダ州四、パリス州一、ケランタン州一、トレンガヌ州一)、雨量觀測所五箇所ある。

氣温 馬來半島は他の熱帯地方に於けるが如き高温度を見ざる點に於て惠まれてゐる。陰影下に於て華氏百度以上になる事は甚だ稀で、夜分は大抵華氏八十度以下である。記録に残つてゐる新嘉坡の最低温度は六十二度、過去五十四年間の陰影下の一年平均氣温八〇・七度であつて、最高最低の平均温度は七四・五度から八七・八度の間を上下してゐる。半島を圍繞する海温は七八度乃至八七度である。

降水量 北東季節風の初に於ては稍外的な降雨を見るが、雨量が概して一年中平均して居る事は馬來に於ける降雨の特色である。年平均降水量は約一〇〇吋即ち二、四五〇耗である。北東季節風の影響顯著なるは半島の東部及南部であつて、半島の脊椎をなす山脈は降水量に多大の影響を及ぼし、半島の西側は東側より概して雨が少く、中央山脈に接近するに従ひ降水量は次第に増加する。最も乾燥してゐるのはネグリサムビラン州のジェレブで最近四十一年間に於ける年平均降水量は僅に一、六四六・四耗(六四・八二吋)

で、之に反しタイピン(Taipin)裏山の高地にあるサ・カッターヂ(The Cotopaxi)に於ては最近二十八年間の年平均降水量六、〇七四・七耗(二三九・一六吋)とさへ記録されてゐる。一九二五—三四年に至る十年間新嘉坡に於ける年平均降水量は二、三九七・三耗(九四・三八吋)であつた。

濕度 平均濕度は六〇・一九八%で、六〇%以下に降下する事は殆ど無い。此の地方に於ける濕度の特長は、濕度が日没後常に昇騰し、夜分は二、三の場所を除く外大抵九〇%以上を示してゐることである。高温度と高湿度とが同時に襲來する時、即ち濕球温度が九十度以上になる時は肉體的勞働は殆ど出来ないものであるが、馬來半島に於ては九十度といふが如き濕球温度に達することは無い。

暴風 馬來半島は、支那海とベンゴール灣の中間に位し、此の兩者には颱風、旋風といふ暴風が一年の或る時期に襲來することあるが、馬來には其の様な暴風はない。従て高氣壓區域・低氣壓區域といふ様な語は半島在住者には意味をなさず、晴雨計による觀測の如きも、或る程度まで特色を缺き天氣豫報などには全然役に立たない。季節風が其の方向を轉換する十月と四月といふ過渡期には、雷の活動を伴ふ極めて短期間の爆發的暴風に出會することがあり、馬來半島に於ては之をスマトラ風と呼び、屢豪雨を伴ふことがある。

地震 英領馬來は、餘り遠からざる距離に活火山帯を有するに拘らず、火山帯を其の地域内に持つてゐない。所謂地震といふのは、此處では地殻の微動と稱すべきもので、この程度のもものは一八七三年、一八七四年、一八九四年、一八九六年、一九〇七年にあつたに過ぎない。近傍のスンダ海峽に位置を占めてゐるクラカタア島(Krakatau)が一八八三年爆發して一部影を没せる際、馬來地方に於て地震があつたことが記録せられてゐないことは奇異とするに足る。

次に「各地別氣温・降水量表」特に海岸地の新嘉坡、平地の吉隆坡、高山觀測所としてフレージャー丘及キヤメロン高地氣象學的觀測表」を夫々示せば左の如し。

統計

各地別氣温・降水量表 (一九三五年)

出所: 馬來年報

觀測所名	氣温 (華氏)		降水量	
	最高	最低	平均	常態
アロー・スター	八八・五	七三・〇	七九・〇	八七・三
ロタ・パール	八七・八	七二・八	七九・八	一〇〇・九
カタラ・ウオース	八七・七	七三・六	七九・四	一一一・八
カタラ・トレンガヌ	八七・二	七三・五	七九・四	一一〇・九
キヤメロン高地	八七・一	七三・四	七九・四	一一〇・九
シタイアワン	八六・一	七二・一	七八・一	一〇六・六
フレージャー丘	八五・七	七二・二	七八・九	一〇六・六
カタラ・パハン	八五・七	七二・二	七八・九	一〇六・六
テメルロー	八五・七	七二・二	七八・九	一〇六・六
ブキット・シエラム	八五・七	七二・二	七八・九	一〇六・六
吉隆坡	八五・七	七二・二	七八・九	一〇六・六
メルシン	八五・七	七二・二	七八・九	一〇六・六
馬拉加	八五・七	七二・二	七八・九	一〇六・六
クルアン	八五・七	七二・二	七八・九	一〇六・六
新嘉坡	八五・七	七二・二	七八・九	一〇六・六

各地月別氣温・降水量表 (一九三五年)

出所: 英領馬來年報

月別	平均温度		降水量
	最高	最低	
一月	八五・一	七二・〇	七・四
二月	八五・二	七二・一	七・五
三月	八五・三	七二・二	七・六
四月	八五・四	七二・三	七・七
五月	八五・五	七二・四	七・八

月別	平均温度		降水量
	最高	最低	
一月	八五・一	七二・〇	七・四
二月	八五・二	七二・一	七・五
三月	八五・三	七二・二	七・六
四月	八五・四	七二・三	七・七
五月	八五・五	七二・四	七・八
六月	八五・六	七二・五	七・九
七月	八五・七	七二・六	八・〇
八月	八五・八	七二・七	八・一
九月	八五・九	七二・八	八・二
十月	八六・〇	七二・九	八・三
十一月	八六・一	七三・〇	八・四
十二月	八六・二	七三・一	八・五

Climate table for 英領馬來 (British Malaya) showing monthly temperature and precipitation data.

キヤメロン高地

Climate table for キヤメロン高地 (Cameron Highlands) showing monthly temperature and precipitation data.

フレージャー丘

Climate table for フレージャー丘 (Fraser's Hill) showing monthly temperature and precipitation data.

五植物

Text describing the vegetation of the region, mentioning various tree species and their characteristics.

樹木である。

Text describing the types of trees found in the region, including species like the rubber tree and various tropical hardwoods.

Text discussing the geographical and climatic factors that influence the distribution and growth of trees in the area.

六動物

Text describing the fauna of the region, mentioning various animals and their habitats.

たる類である。而して彼等の生活に適當なる森林が伐採されずして残る限りは其の数を減ずることはあるまいと想像せられる。馬來産の野牛は印度産のものと同様である。現今スランゴールには殆ど居らず、ペラ州に於ては只稀に見られ、ネグリスマピラン及パハン州の或地方に於ては相當多数に見受けられる。又馬來非聯邦には以前よりは少なく、海峡植民地の方には全然生存しない。尙馬來には數種の鹿がある。即ち印度のサムバーに當るルサ、吠える鹿の類なるカヂヤンの二種の鹿鹿で、今一種マウス・ディアと云ふのがある。是等は普通半島に於て見受けられる。スロウと稱する羚羊は、人里を離れた近寄り難き地方には相當數生活してゐる。又馬來産の虎は大きに於て支那印度産に劣る。半島に棲息する小熊は椰子園に對して往々多大の損害を與へる。山犬は少なく且つ其の生活區域が一地方に局限されてゐる。猿には類人猿たるシアマン及椰子實の採集に使用するプロクダの如き大型のものから、長尾のロトン及クラ、夜間に近傍を徘徊する厚毛無尾のスロー・ロリスの如き小獸にまで及んでゐる。馬來は栗鼠の大集合地で猫よりは少し大きい位のものから、小鼠よりは幾分大きい位に過ぎない小さな種類のものまで色々ある。鼠は種類も多く、棲んでゐる數も多く、之は農業上の一大脅威である。蝙蝠は六十種以上記録されてゐる。其中には翼幅約五呎に達し、此科の動物中で最も大なるクルアンが數へられる。海岸のマングローブ中に、此種の蝙蝠が何千何萬となく飛んでゐるのが見受けられる。鯨は時々海岸を訪れるのみである。

約七百種の鳥類が馬來半島で知られてゐる。其の中に約四十種の獵鳥、獵鳩がある。獵鳥の中には青鷲、他の雄の種、孔雀、二種の鴉を含んでゐる。就中鳩は非常に種類に富んでゐる。馬來半島に於ける鴉は世界最良と云ふも敢て過言ではないと謂はれてゐる。鴉は二、三の地方に發見せらるゝトリ・ダツクの外の殆ど見受けられない。鴉は其の種類から云つても數から言つても非常に多量である。燦然たる羽翼を有するかはせみ、蜂、啄木鳥、熱帯地産啄木鳥及愛禽家に取てのみ興味ある小鳥の種類は、多數馬來半島に棲んでゐる。

各種の爬行動物が到る處に發見せらるゝ。鱉は、河流殊に馬拉加海峡に流出してゐる河の下流に多い。毒蛇類も多く馬來半島に發見されるが、毒蛇の咬傷に依る死は割合に少なく、あるとしても其は多く海蛇に由るものである。蜥蜴類は非常に多いが、其の中最も能く人の眼に留まるのはゲツコー又はチヤクと稱し、住宅に於て夜分蟲を捕へて食つてゐるものと、大きなウアラナス種とである。蠍、龜には數多の種がある。

鑛山の沈泥に依て汚染せられない河には、多種多様の魚類が棲んでゐる。此等魚類の中には印度のマーシアとトアに種族上の關係を有する大なる鯉及鯉の如きものから、泥溜に出入する半時足らずの小魚をも含んでゐる。鹹水魚は淡水魚よりも勿論種類が多い。然し此等の鹹水魚族は馬來半島の海と同一深度を保ち、且つ同一緯度内に存する他の東印度の海洋中に於けるものと何等異なつた特色を持つてゐない。

權威ある學者の説に従へば、馬來半島には二十五萬種よりは少からざる種類の昆蟲が棲んでゐるが、大多數は微蟲の部に屬し尙ほ研究を必要としてゐる。稍大なる昆蟲の中、蝶は一千種以上數へ擧げられる。蛾の種類も蝶に劣らない程多い。又甲蟲にも種類頗る多く、其の中には重量數オンスに上る様なものをも含んでゐる。

歴史

年代記摘要—海峡植民地—馬來聯邦—馬來非聯邦

一 年代記摘要

- 一七八六 ケダーより彼南島英人に割讓せらる
- 一八〇〇 ケダーよりプロビンス・ウエズレイを割讓せらる
- 一八一九 ジョホール王との協約に依て馬拉加を獲得す、ラツフルズ、ジョホール王と條約を締結して新嘉坡を取得す
- 一八二四 英・蘭兩國間に締結せる條約に依り新嘉坡及馬拉加に於ける英國の主權を認めらる
- 一八二六 ペラよりバンコル島とスミピラン諸島の割讓を受く
- 一八三七 海峡植民地新嘉坡を政治の中心地と定む
- 一八四六 ラブアン島、ブルネイのサルタンより英國に割讓せらる
- 一八六七 海峡植民地、印度事務省の管轄を離れ植民省に移管せらる
- 一八七三 ペラ英國の保護下に置かる
- 一八七四 スランゴール、英國の保護を受く、デインディンズ亦英國に割讓せらる
- 一八八五 ジョホールの保護並に指揮を與ふることを條約により規定す
- 一八八六 ココス諸島、英國の領有に歸す
- 一八八七 ネグリスマピランと稱する一聯邦形成せられ英人知事の下に管理せらるゝこととなる
- 一八八八 パハン、英國政府の保護を受く
- 一八八九 クリスマス島、英國の領有に歸す
- 一八九五 ペラ、スランゴール、ネグリスマピラン、パハンの四州聯盟條約に依り馬來聯邦を形成す
- 一八九六 海峡植民地總督、馬來聯邦の統監と成る

英領馬來……歴史

二 海峡植民地

- 一八〇九 ケラタン、トレンガヌ、ケダー及パリス島の馬來諸州、盤谷條約の結果英國の保護領に歸す
- 一八一四 ジョホールに英、の義務顧問を置く
- 一九二二 新嘉坡に海軍根據地設定に決す
- 一九三三 地方分權制採擇に決定
- 一九三四 デインディンズ再びペラ州に復歸
- 一九三五 馬來聯邦總務長官制廢止

東印度商會と英國勢力の動向 英國對馬來の史的關係は、英王が紀元千六百年東印度商會に對し十五年間有效なる勅許狀を下附した時に始まる。同商會はスマトラのアチエー(Acheh)及爪哇のバンタム(Batavia)に商業上の根據地を設け、屢遠征隊を派遣し商業上の利益を得てゐた。併し東洋の商權は英國が獨占してゐた譯でなく、當時既に葡萄牙人及和蘭人は根據地を東印度諸島に据えてゐた。英・和・葡の三國が三巴になつて競争すること相互の利益を減殺することになる。此處に於て東洋に於ける葡萄牙の商業的勢力を破壊せる和蘭東印度會社が、英國東印度商會との提携を提議するに至つたが英國は此の提議を拒否した。英・蘭兩國の葛藤は斯くの如くして生じ、其の結果英國は東印度諸島に於ける貿易より除外され、和蘭人は反對に印度本土より驅逐され、東印度商會は印度に於ける最も優勢なる權力者となることを得た。其の後英國は貿易上の根據地を馬拉加海峡方面に選定することの必要を痛感して遂に彼南を獲得し、英人を驅逐する事により得たる和蘭貿易の優勢に對し一大脅威たるに至つた。元來彼南島はケダーの一部分であつたが、ケダーのサルタンはフランシス・ライイト(Francis Light)がサルタンの敵を破り彼を保護したことに對して一七八六年之を割讓したものである。然るにケダーのサルタンは一七九〇年之を回復せんとして成功せず、賠償金六千弗を得て永久に之を英人に割讓した。十年後ケダーは四千弗を得てプロビン

スウェーデンを英人に割譲し更に領土を縮めた。一八〇五年東印度政府は彼南を一箇の管區に變更した。一八二七年には關稅が撤廢され、而して英領馬來に於ける英國勢力の勃興は此の頃に始まる。

馬拉加は一七九五年英人に依り占領され、古くから其處にあつた蘭人の城砦は一八〇四年に破壊せられた。ロード・ミンダー(Lord Minto)は一八一一年爪哇遠征の根據地として馬拉加を利用した。然るに維納條約の規定に依り馬拉加は一八一六年和蘭に返却せらるゝこととなり、和蘭人は一八二四年迄これを維持してゐたが、同年英國が一六二四年商業上の根據地を樹立してより以來維持し來れるスマトラのベンクーレン(Bengkelen)及ベンカ、ピリットの二島と交換された。馬拉加はそれ以後居留地としての價値に於て、後に出來た彼南及新嘉坡に比し全く劣ることになつた。今日に於ては豊饒なる農業地を背景とせる平和な舊時代の町として、昔日の偉大さを偲ばしむる舊蹟地たるに過ぎない觀を呈してゐる。

ラツフルズの新嘉坡設定 新嘉坡は馬來半島の南端に位せる一小島を以てなる一植民地である。英領馬來に於て最も重要な商業上の中心地たる新嘉坡は、一八一九年サー・スタムフォード・ラツフルズ(Sir Stamford Raffles)に依り設定されたものである。一八一九年には馬拉加は尙和蘭人の手にあつたが、ラツフルズは同じく和蘭人の保護下に在つたジョホール王國の高官との協約に依り同地を獲得するに至つたのである。和蘭は新設された新嘉坡が自己の領土たる馬拉加の貿易に多大なる悪影響を及ぼすべきを豫見し、ラツフルズの執れる行動に對して強硬に抗議した。然し和蘭も既に英國と一種の保護條約を結べるリオー(Riau)を占領する等の不法行爲を敢てしてゐた爲、彼等の抗議を徹底せしむることが出来なかつた。一八二四年英・蘭兩國の間に締結された條約は新嘉坡及馬拉加に於ける英國の主權を認めた。而して新嘉坡に於ける英人の權利はジョホールのサルタンに依る追認を得た。新嘉坡は其の後非常な勢を以て發展し、東印度群島に於ける最大の貿易港たるに至つた。而してそれが軍事的の價値は同地に於ける海軍根據地が完成するに至つて益々増大した。

馬來半島に於ける英國の勢力範圍は、ペラが一八二六年バンコル島とスマビラン諸島とを割譲せる事に依り更に擴大せられた。英國が之等の諸島を領有するに至つたのは、馬拉加海峡のマンダローグを以て縁取れる入江・河口を其の巢窟とせる海賊を征伐せんが爲であつた。

ラプアンは一八四六年、ブルネイのサルタンに依り英國に割譲され、コラス諸島は一八八六年、クリスマス島は一八八九年に英國の領有に歸した。

三 馬來聯邦

ペラ、スランゴール兩州と英國との政治的關係 馬來半島の諸邦と英國との政治的關係は一八一八年に始まる。同年中彼南の英人知事はペラ國王と條約を締結し、英人は該條約の結果としてペラと自由交易を爲し得ることとなつた。一八二五年には英人仲裁委員の手に依り保甲中であつたペラ、スランゴール兩國の國境が協定せらるゝことになつた。又翌一八二六年暹羅との間に締結せられたバーネイ條約(Burney Treaty)は、ペラ、スランゴール兩國の獨立を協定してゐる。然し當時英帝國政府の採つた政策は絕對不干渉主義であつた。英國が該主義を拋棄せねばならなかつたのは、一八七三年互に反目せる支那人鑛山業者及鐵夫の二團體がペラのラルット(Larut)地方で争闘を始め、其の争闘が兇暴を極め遂に英國の干渉を餘儀なくするに至つた時である。該騷動の際英國は兵力を以て支那人の防禦柵を破壊し、遂にペラ國を英國の保護下に置くことになつた。即ち一八七四年英國代表サー・アンドリュー・クラーク(Sir Andrew Clarke)は、ペラの酋長等とバンコルに於て條約を結び、ペラは該條約の規定に依り、宗教と土人の風俗習慣以外の總ての事項に就て、英國に於て任命する知事・副知事の指揮を仰ぐことになつた。右條約の結果として、ディンディンズも亦英國に割譲せられ、海峡植民地に屬する一植民地たるに至つた。當植民地は一九三四年に海峡植民地政府より再度ペラ州に還附せられた。

スランゴールに於ても、右と相前後して王家の有力者間に紛擾絶えず、且

つ海岸地帯には海賊の跳梁出沒が甚しかつた。是等海賊の或者が馬拉加籍の一商船を掠奪し、船員船客を殺戮したのが問題となり、海峡植民地總督クラークは下僚に對しこれが調査方を命じ、其の結果スランゴールのサルタンは一八七四年英國の保護を仰ぐべきことを公然約束するに至つた。

ネグリスマビラン州と英國との政治的關係 スランゴールに於ける騷動の際、志を得なかつた者が亡命して多數隣國なるスンガイ・ウジモン(Sungei Ujong)に入込んだ。スンガイ・ウジモンの酋長ダト・クラナ(Dato' Khan)は、海峡植民地政府の警告に基き是等の者共を領外に驅逐した。然るに隣接地の酋長ダト・バンダー(Dato' Bandur)は、驅逐された是等の亡命者を自らの膝下に引寄せた。ダト・クラナはこれが爲領内住民の間に非常に不人望となり、英國の援助を仰がざるを得なくなつた。其の結果スンガイ・ウジモンに英人知事を置き、政務を輔佐せしむることになつた。一八七六年には英國正朔を奉ずるダト・クラナを攻撃したスリ・ムナンティ國(Sri Mananti)其の統治者をヤング・デイ・アルトウアン(Tang di Pertuan)と云ふに對して膺懲の帥を出すことになり、遂に國王をして隣邦の内政に關し絕對に干渉せざることを約束せしむることになつた。五年後土侯の希望に基き彼が統轄する一小國ジェレブ(Jelebu)を、スンガイ・ウジモンを管理する英人知事の管下に置くことになつた。一八八七年にはレムバウ(Rembau)の諸酋長が相集つて英人理事官を受入れることになつた。其の後二年レムバウ、スリ・ムナンティ、タムピン(Tampin)の諸邦が相集つてネグリ・スマビラン(九國の意)と稱する一聯邦を形成し、一英人知事を仰ぐことになつた。該聯邦は一八九八年、前記スンガイ・ウジモン及ジェレブの二國を併合して一新聯邦を作り、前述のヤング・デイ・アルトウアンを名目の王に戴き、一英人知事の下に管理せらるゝことになつた。而して聯邦の名として依然ネグリ・スマビランといふ名稱を襲用してゐる。

パハン州と英國との政治的關係 現馬來聯邦の東部を形作るパハンに對してはサー・フレデリック・ウヰルド(Sir Frederick Weld)の代理官としてヒュー・クリフオード(Hugh Clifford)交渉の任に當り、一八八七年條約を

することになつた。該條約に依りパハンは英國政府より一代理官を戴き、外國よりの攻撃に對しては英國の援助を仰ぐことを約束したが、其の翌一八八八年には代理官の代りに英人知事を置くことになつた。一八九二年にはパハンに於ける二、三の酋長が新政府を轉覆して舊政を復活せんとし、互に連絡を保つて反抗したるも目的を達することを得ず、國外に放逐せらるゝことになつた。一八九四年彼等はケランタン、トレンガマを策源地として攻撃を再開したが、ヒュー・クリフオードの統率する遠征隊の爲容易に擊退せられた。パハンに於ける政情は其の後全く靜謐である。

上記ペラ、スランゴール、ネグリ・スマビラン、パハンの四州十一八九五年締結された聯邦條約及一九〇九、一九一三、一九二四年及一九二七年中締結せられたる補助協定に基き、合併して馬來聯邦を形成し、爾來スランゴール州吉隆坡に所在する聯邦政府に依り統轄せられてゐる。聯邦に關する立法事務は、各州統治者を以て組織する聯邦立法會議が之を掌つて居たが、一九二七年以後は統監を首腦とする立法會議が之に代り、而して同年の協定に基き各州統治者は議員たる地位を退く事となつた。

四 馬來非聯邦

ケダー、パリス、ケランタン、トレンガマ諸州 聯邦に加入せざるケダー、パリス、ケランタン、トレンガマ等の馬來諸州の統治權に關する問題は、一九〇九年の盤谷條約に依り之を規定してゐる。該條約の條章に依り、暹羅は之等諸州に於ける保護權・行政權其の他政治上一切の權利を英國の利益の爲に拋棄した。翌一九一〇年ケランタン王は一英人顧問及一英人副顧問を受入れ、宗教・習俗以外の一切の事件に關し其の勳告に従ふことを約束した。トレンガマ王も亦同年一英人代理官を自己の州内に駐在せしめ其の指揮を仰ぐことを約束し、一九一九年には英人顧問を入れて之に代らしむる事になつた。ケダー、パリスの二州も亦夫々一九二三年及一九二九年に前二州の例に倣ひ、英人顧問を設置して政治上の指揮を仰ぐことになつた。

ジョホール州 ジョホールとの條約は一八八五年締結せられた。該條約は、同地のマハラジャ (Maharaja) をサルタンとして推戴すること、英國はジョホールの内憂外患に對して該國を保護すること、サルタンは、英國に於て希望する場合には英人代理官を該國に駐在せしめ、其の指揮を仰ぐべきことを規定してゐる。一九一四年には、サルタンの要求に依て更に條約を締結することとなり、其の結果以前の條約に規定された代理官は總務顧問 (General Adviser) となつた。總務顧問のジョホールに於ける権限は、非聯邦に於ける顧問の夫と大同小異である。一九二七年に締結せられた協定に基き、一八二四年の協約中に規定されたジョホール海峽内十哩制限の代りに同海峽の中心を以て新嘉坡とジョホールの境界とする事となつた。一八六七年までは海峽植民地の行政権は印度事務省の掌握せる處なりしが、同年以後植民省に移管せられ、同省は又馬來聯邦同非聯邦の行政をも掌つて居る。前述せる馬來諸邦と英國との關係が條約に依て確立して以來、是等諸邦には以前到底經驗し得ざりし平和・繁榮・安寧の時代が遂に其の實現を見た。豊富な天然資源の開發及英國の保護の下に行はるゝ進歩的教育、人智の開發は、相俟ち相倚つて此等諸邦に於ける將來を益々多量ならしめてゐる。又商業上の重要貿易港たる彼南、國防上國際取引上の要衝に當る新嘉坡を有する海峽植民地は、英帝國といふ組織中に於て頗る重大なる位置を占めてゐる。

人口

總説 移民—在留邦人

一總説

概要 英領馬來に關する人口統計は、一九〇一年の國勢調査を第一回として其の後毎十年間行はれ、最近は一九三一年四月一日一齊に行はれた第四回國勢調査があり、尙海峽植民地、馬來聯邦及非聯邦各政府に於ては毎年の出生死亡に關する報告書中に各其の推定人口を簡單に發表してゐる。

一九三一年の國勢調査に據れば、英領馬來の總人口(國勢調査にはブルネイを含む)は四百三十八萬五千三百四十六人で、之を一九二一年の三百三十五萬八千五百四十四人に比すれば百二萬七千二百九十二人即ち三〇・六%の増加である。右の中、男は二百五十九萬八千二百三十三人、女は百七十八萬七千三百二十三人である。密度は海峽植民地最も大で同年一平方哩當り七二・九、馬來聯邦は六三、同非聯邦六四で、英領馬來全體としては八二となつてゐる。

英領馬來に於て人口の増加を齎す主因は、諸國に於て見る如く出生及死亡によるのではなく、移民によるものである。斯くて馬來に於ける人口の自然増加は年二%の程度と看做すべきであらう。尙ほ印度人及支那人労働者移民の外に、爪哇及スマトラからは間斷なく移民の流れが新嘉坡、ジョホール及馬來聯邦の西岸に入つて居り、是等移民の大部分は農民で其の所有小農園に耕作することを自己の生業とせるものである。故に前述の如く、支那・印度・其他馬來諸島から多數の移民が來なかつたならば、英領馬來の人口は前記三〇%以上増加することなく、却つて減少してゐたであらう。以下一九三一年度の國勢調査數字及一九三六年推定人口を示せば次の通りである。

人口増加の趨勢

人口數及増加率表 (一九〇一—一九三一年)

Table showing population numbers and growth rates for various regions in Malaya from 1901 to 1931. Columns include region names (e.g., 海峽植民地, 新嘉坡, 馬來聯邦), population in 1901, 1911, 1921, 1931, and growth rates.

地方別

面積總數

男

女

一平方哩當り人口

Table showing population statistics by region, including area, total population, and population per square mile. Columns include region names, area, total population, male population, female population, and population density.

歐米人	111	150	159	349	188	0	0
歐亞混血人	109	124	160	169	269	0	0
馬來人	1,043,777	1,151,010	1,262,100	1,373,190	1,484,280	4,912	4,917
支那人	9,676	11,748	13,820	15,892	17,964	3,300	3,305
印度人	2,923	4,777	6,630	8,483	10,336	1,400	1,405
其他	2,923	3,300	3,677	4,054	4,431	1,000	1,005
計	2,672,818	3,355,611	4,088,351	4,863,354	5,640,016	10,000	10,005

(註) ①馬來人中には馬來半島及馬來群島に在住する其他の蕃族を含む。

體性別人口

體性別人口表 (一九二一年)

出所：同前表

人種別	人口(千人)	總人口に對する千分率
男	1,921	100
女	1,931	100
計	3,852	200

(註) ①馬來人中には馬來半島及馬來群島に在住する其他の蕃族を含む。

馬・支・印系統別人口

馬來人系統別人口表 (一九三一年)

出所：英領馬來國勢調査

馬來人	1,141,110	1,252,200	1,363,290	1,474,380	1,585,470
支那人	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
印度人	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
其他	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
計	1,271,110	1,484,200	1,707,290	1,930,380	2,157,470

支那人及印度人系統別人口表 (一九三一年)

出所：同前表

支那人	1,141,110	1,252,200	1,363,290	1,474,380	1,585,470
印度人	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
其他	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
計	1,271,110	1,484,200	1,707,290	1,930,380	2,157,470

其他	11,012	12,012	13,012	14,012	15,012
一九三一年計	6,455,514	7,155,010	7,854,506	8,554,002	9,253,498
一九二一年計	4,948,510	5,448,006	5,947,502	6,447,000	6,946,496

主要都市別人口

主要都市別人口表 (一九三一年)

出所：同前表

都市名	所在地	馬來人	其他	支那人	印度人	歐米人	歐亞混血人	其他	計
新嘉坡	新嘉坡	2,358,819	1,918,480	3,807,610	1,171,110	6,551,819	6,133,380	1,418,439	10,111,218
彼拉加	彼拉加	1,777,777	1,777,777	1,777,777	1,777,777	1,777,777	1,777,777	1,777,777	10,111,218
馬六甲	馬六甲	5,948,510	5,948,510	5,948,510	5,948,510	5,948,510	5,948,510	5,948,510	10,111,218
吉隆坡	吉隆坡	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
怡保	怡保	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
芙蓉	芙蓉	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	10,111,218
馬六甲	馬六甲	1,111,111	1,						

英領馬來……人口

年 別	歐洲人	歐亞混血人	日本人	支那人	馬來人	印度人	南方印度人	其他	計
一九三一年	(-)	(-)	三六四	一一九六五	三二〇	(-)	(-)	(-)	一八七五九
一九三二年	(-)	(-)	七九八	九七五八	三二〇	(-)	(-)	(-)	一八七五九
一九三三年	(-)	(-)	一〇〇	三、七七八	三〇五	(-)	(-)	(-)	一八、七五九
一九三四年	(-)	(-)	四三三	六、二九九	三〇五	(-)	(-)	(-)	一八、七五九
一九三五年	(-)	(-)	三三五	六、二九九	三〇五	(-)	(-)	(-)	一八、七五九
一九三六年	(-)	(-)	三三〇	六、二九九	三〇五	(-)	(-)	(-)	一八、七五九

三 在留邦人

邦人数

英領馬來・北ボルネオ及サラワク 在留邦人数表 (昭和十年十月現在)

出所	英領馬來	英領北ボルネオ	サラワク
總数	六、六四三	二、七九七	一、六六六
内地人	六、四八七	二、七四三	一、六〇〇
朝鮮人	一八	一七	九
臺灣人	二六	三三	一

邦人職業別人口

英領馬來・北ボルネオ及サラワク 在留邦人職業別人口表

職業別	英領馬來	英領北ボルネオ及サラワク
總数	六、六四三	八、七〇
農業者	一、〇〇〇	一、〇〇〇
工業者	一、〇〇〇	一、〇〇〇
商業者	一、〇〇〇	一、〇〇〇
公務員	一、〇〇〇	一、〇〇〇
家事使用人	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他の有業者	一、〇〇〇	一、〇〇〇
無業(主として家族)	一、〇〇〇	一、〇〇〇

住民・宗教

住民(原住種族:馬來人;外國人)宗教

一 住 民

1 原住種族

馬來半島には、馬來人よりも逸早く來住せる異教のネグリト、サカイ及びジャクンの三種族があつて、屢番族と呼ばれてゐるが、此の三種族の人類相違は英國人と支那人との差以上に甚だしいものである。次に一九二一年及一九三一年の國勢調査に現はれたる原住種族数は次の通りである。

原住種族數表 (一九二一年・一九三一年) 出所: 英領馬來國勢調査報告書

種族	一九二一年	一九三一年
英領馬來	一、九二一	一、九三二
ネグリト	一、七〇七	一、七〇七
サカイ	一、七〇七	一、七〇七
ジャクン	一、七〇七	一、七〇七

ネグリト族 ネグリトは馬來半島に於ける最古の種族に屬し、アンダマン島の土民族に近く、比律賓の或る島嶼に住むイタタ族と同一だと云はれてゐる。而してネグリトはケダ州及上ベラ地方ではスマン族、又ケラントラン州に於てはパンガン族と稱されてゐる。今日ではベラ州北部、ケダ州及ケラントラン州の各一部及パハン州の西北部に分布し、又トレンガヌ州にも少數在住する。此の外暹羅領馬來に迄侵入してゐるが、現在此の種族は激減しつつある。其の數亦不明であるが、ネグリト、サカイの混血兒及他の土著種族を合し一千人にも達しないと云ふ。皮膚の色は暗褐色(稀に黒色)であるが、體軀矮少で頭髮は縮れ唇は厚く裏返つて居り、顔面及頭蓋骨の特長は頗る幼兒に似て寧ろ圓い。

職業別	英領馬來
10 木・竹類に關する製造業	二
11 飲食料品・嗜好品製造業	七
12 被服・身廻り品製造業	七
13 土木建築業	七
14 大工・左官・石工・ペンキ工	七
15 製版・印刷・製本業	六
16 學藝・娯樂・裝飾品製造業	六
17 瓦斯・電氣及天然力利用に關する業	六
18 工場労働者	六
19 物品販賣業	六
20 貿易商(店員・社員含まず)	六
21 會社員・銀行員・商店員・事務員	六
22 旅宿・料理・貸席及藝妓業・遊藝場・興業場	六
23 藝妓・娼妓・酌婦其他	六
24 理髮・結髪・浴場業	六
25 其他の商業	六
26 車馬業・自動車運轉手	六
27 運輸取扱業	六
28 官公吏・雇傭人	六
29 教育關係者	六
30 醫務に關する業	六
31 新聞雜誌記者・通信員・著述業	六
32 畫家・彫刻家・音樂家・寫眞師	六
33 其他の自由業	六
34 其他の有業者	六
35 其他の労働者	六
36 家事被傭人	六
37 其他の無職業者・職業を申告せざる者	六
38 内地人從屬者(家族)	六
(備考) 本表は昭和十年十月一日現在、而して職業別人口は内地人のみである。	六

文化の程度は頗る低く、森林に棲居し、狩獵若しくは果實野來を探し求めて生活するのを常とし、其の家屋も棕櫚の葉を以て風避けにした極く簡単なものに過ぎない。

サカイ族 次にサカイ族は主としてケランタン及バハン州境ペラの高地に居住する。上ペラの高地にはネグリトと混血して甚だ剛健な混血兒を擧げてゐる。同族は現在矢を用ふる唯一の民であるが、教養の程度は遙にネグリトよりも高い。身長は平均してネグリトよりも高く頭髪は波状を呈し且つネグリトよりも首が長い。皮膚の色は多様で、其の中純粹なるものは黄色又は黄褐色であるが、馬來人よりも其の度が濃厚でない。家屋は馬來人の様に柱上に建てられ通例家屋は小さく、柱及梁は立木其の儘で、壁は棕櫚の葉又は竹で造り、屋根も亦棕櫚の葉で葺いてゐる。

前記ネグリト族と異つて、本種族は農作をするものが多く、高地には黍を、ジャングルを開いた所には陸稻を播く。然し之等は速に消費されるのでタピオカ其の他の球根の栽培が歡迎される。サカイ族は狩獵に巧で、幾種類の鳥の外に吹矢を製造し、之を以て獲物殊に猿狩に出掛ける。

ジャクン族 此の種族は半島南部殊にジョホール州に多い。尙ネグリト・スマビラン及スランゴール州の西部及東部バハン州にはサカイ族との混血兒があり、又バハン州の西北部にはネグリト族との混血兒が尠くない。體格は何れかと云へば馬來人に類似してゐる。

風俗及習慣は區々で、馬來人から模倣したものもあるが、大體サカイ族に類似してゐる。スランゴール、ネグリト・スマビラン及バハンの混血種族中には竹製の吹矢が用ひられてゐるが、之は純サカイ族から模倣したものには相違ない。併しバハン州の區域では馬來地方に見られぬ一種の吹矢がある。

此の外之と同種族のオランラウト(海上生活者の意)を擧げねばならぬ。此の種族は英人が初めて馬來半島に植民した頃新嘉坡島附近に存在したもので、今も尙此の附近に居住し馬來人と稱してゐるが、事實は馬來人との雜婚に依る子孫が多い。又スマトラ東海岸の沖合に居る住民及ボルネオの海上生活者と同様緬甸の海岸を離れたメルグイ群島のセルング族に屬すると云はれ

てゐる。尙ジャクン族及混血種族は既述の地方外に散在してゐる。馬來語を使用する所謂マンテラ族は馬拉加及其の附近に居り、サカイ語を辯ずるベンシ族はスランゴール海岸に居住する。本種族はバハン州にもゐるが、ジャクン族の多數は半島内地に住んでゐる。

2 馬來人

馬來種族發祥の地はスマトラのバレンバン及メナンカバウで、其處から馬來半島及馬來群島の他の部分に移住蔓延したものであらう。或る學者は馬來種族は、スマトラ、ボルネオが大障より分離しない以前、其處に住んでゐた原馬來人が支那人・亞刺比亞人・印度人の血液と混合して出來たものであると主張してゐる。英領馬來の馬來人は大體に於て種族的一様性を持つてゐる。現在彼等の間に於て見る種族的言語學的の相異は、彼等の間に於ける本質的相違に由るに非ずして外來者の影響に起因するものである。

馬來人の外觀は第一身長が短かく、一般に淺黒いオリヅ色の顔色を持ち、四肢五體は鈞合がよく且つしつかり出來てゐる。性情で決して心が許せないといふはれてゐる。併し一概に懶惰であり信用が出来ないと斷ずるのは餘りに早計で淺薄である。馬來地方の如く、氣候が萬物の生長に可なる所に於ては生活必需品を得ると云ふことに何等辛辣なる努力を必要としない、従て歐洲諸國民に於て原則として見る様な精力とか意力の集中とか云ふものは左程必要でない。其の結果、馬來人は他の點に於て彼等よりも遙に進歩してゐる種族に於てすら見ない程禮儀を守る。老人は勿論貧乏人と雖も禮儀作法に注意を向ける丈の餘裕を持つてゐる。斯くの如くにして出來た禮儀の觀念、自負心と自倚心、明に認めらるゝ謙遜心、嘲弄を厭慮する傾向等が馬來人の性格を構成する重要な要素である。而して自らの利益になる事の何たるかを了解し得ない程没分曉漢ではなく、却つて餘りに多々理想的傾向を有する人の蹟が勝ることに煩はされることなく其の利益とする所に向つて邁進することすらある。而して遠き將來に於ける目的が遂行せられた曉何にもならぬ場合あること、左様な目的に向つて過度に精力を集中し、結局陷るべ

き陥罪を覺知する丈の智慧を持つてゐる。遠方に目標を置いて努力すると云ふ様な事は不可能である。其故に馬來人を動かさうと思ふならば、仕事の目的、其れに依て生ずる利益を卑近に明瞭に示さねばならぬ。夫さへ十分に出來且つ又與へられたる仕事に意を叶へるものであつたらば、他の人種の其れに劣らぬ上氣分と、聰明さと熱心と勇氣とを以て是れに當るであらう。

馬來人は同教信者であるが、其の信念中には同教を取入れる以前に持つてゐた各種信念の餘影がある。而して今日と雖も、「アーダット」と云ふ慣習法を崇敬してゐる。其の傾向は殊にネグリト・スマビラン州に於て最も著しく元來此の「アーダット」なるものは暴虐な君主に對する權利の保證であつたのである。馬來人は天性熱烈なる沙彌に於て能く見る様な峻嚴さを持つてゐない。馬來婦人は男子の所有物件ではなく、生活上に於ける男子の協同者である。而も慧敏なる點に於て他の國の婦人に劣らない。

馬來人は精力を集中すること、鞏固なる目的を有すること等に於て學ばねばならぬ多くのものを持つてゐる。然し其の天性とも云ふべき禮儀の觀念と快活さとを失つたならば、功の方が過よりも多いか如何か疑問であると云はなければならぬ。

馬來人が今日行つてゐる業務は多くの場合農事に關係してゐる。然し商業に向はんとする傾向は餘り顯著ではない。就中商業の方面に最も多く額を出してゐるのは海峽植民地であるが、其處でさへ二十五名に一名の馬來人が是れに關係してゐる丈で、馬來聯邦に於て商業に従事せる馬來人は七十名に一名見當あるのみである。政府は可及的多く馬來人を採用する方針であるから、其の方面に吸収せらるゝ馬來人は將來益々増加しよう。然し今日政府の吏員として奉職してゐる者の數は決して多くない。馬來人は能く自動車の運轉手として使用されてゐるが、自動車の運轉に於て世界の大多數の人種よりは満足な結果を示してゐる。

3 外國人

支那人 ケランタン、トレンガヌ、ブルネイを除いた他の部分では、支那領馬來……住民・宗教

那人は取引商・小賣商・労働者の一大部分を占め、市街地に於ける最も優勢な人種である。海峽植民地では支那人は他の如何なる人種に比較しても約二倍の數を保つてゐる。馬來聯邦では錫山に於ける労働者が殆ど皆支那人である關係上其の數は馬來人の數を十一萬八千人凌駕してゐる。

馬來に於ける支那人は殆ど皆福建・廣東・潮州・客家・海南の五種族の何れかに屬する。福建人は手廣く農業を營み、小商人・大取引商の多數はその同族から成つてゐる。廣東人は錫業に従事する人口の大部分を占め、栽培業に従事してゐるものも尠くない。客家は廣東人と同じく馬來聯邦に於ける錫山労働者の大多數を供給し、海南島人は市街地に於ては主として家庭に於ける使用人として働き、市街地外では護國園で働いてゐる。

在住支那人の總數に對する之等五種族の割合を百分比を以て示せば、福建人三一・六、廣東人二四・五、客家一八・六、潮州人二二・二、海南島人五・九、其他七二である。

半島在住支那人中、最も富裕に且つ最も能く教育せられてゐるのは海峽植民地生れの支那人で、俗にバベ南京と稱するものである。バベの祖先は福建移民で今日半島の到る處に在住するも、特に執著せる生活區域は歴史的に由緒ある馬拉加である。バベの中には全然支那語を解せざるものもあり、彼等が所謂ピッチン馬來語なるものを使用してゐる。ピッチン馬來語は今日全馬來に於ける商店・市場・機場の通用語である。

印度人 市街地に於ける小賣人・取引商人中には相當數の南部印度人がゐる。併し馬來に移住するタミール人、テルグ人、マラヤリ人の大部分(何れも南部印度人)は苦力階級である。彼等はペラ州の錫山に多數働いてゐるし、土木局及市に使役せられてゐる労働者は殆ど全部南部印度人の中より募集せられる。併し此の南部印度人労働者を馬來半島に齎した最も主なる原因は護國園事業で、現今に於ては農園生活者總數の七一・六%は彼等の仲間よりなつてゐる。

南部印度人以外の印度人中にはパンジャブ人が其の大部分を占めてゐる。彼等は大概の場合軍事的又は半軍事的職業に従事せんが爲來來せるもので、

英領馬來……住民・宗教

年月を重ねると共に漸次其の郷里より婦人を呼び、馬來地方に定着し、或は農民として或は去勢牛車の挽子として、又は番人若くは之に類似の職業に従事して生活を営むに至つた。金貨を棄てざるものも尠くはない。

歐米人 一九三一年の國勢調査に於ける在留歐米人の人口は一七、七〇八人にして一九二一年の一四、九五四人に比較すれば一八・八%の増加である。歐洲人は馬來全帯を通じて一様に増加し、就中海峽植民地は最も多く其の數一〇、〇〇三人に達し、馬來聯邦に於ては六、三五〇人、同非聯邦は一、四一五人であるが、その割合は總人口に對し僅かに〇・四%に過ぎない。在留歐米人の國籍別内訳は英國人一〇、五二三、蘇格蘭人二、四六四、愛蘭人九〇一、ウェールズ人一九四、濠洲人七九三、新西蘭人一六八、加奈陀人三八、其他二五一となつてゐる。尙、海峽植民地に於て歐洲人を吸収してゐるのは金銀と商業で、馬來聯邦及同非聯邦に於けるものは勿論栽培事業である。

歐亞混血人 歐亞混血人の數は、一九三一年には一六、〇四三名で、二十年前の一九一一年に比較すれば三、三九八名即ち二六・八%の増加を示してゐる。概して市街居住者でその中の一一、二九三名が海峽植民地に住んでゐる。馬來聯邦には四、二五一名で、其他の諸州が五〇〇名に過ぎない。大部分は官衙又は商館に於て書記的の事務に従事し、農業に従事するものは大抵護謨園に於て事務を執つてゐる。

暹羅人 英領馬來に在留する暹羅人は二三、五九七（一九二一年一八、一七八）で、其の大部分は暹羅の國境に接續せるケター、パリス、ケラントンの三州に居住してゐる。

錫蘭人 一九三一年調査の際には一八、四九七を算し、之には錫蘭生れのタミール人を包含してゐるが、大部分は政府の書記に従事してゐる。市街地に居住する者の多くは寶石商、大工、理髮師で、田舎に於ける者は主として農園に使役されてゐる。

日本人 英領馬來國勢調査によれば在留本邦人數は一九二一年の六、八九より一九三一年には六、四三九に減少した。殆ど其の半數は新嘉坡に在り、寫眞・理髮・小問物雜貨販賣等に従事してゐる。馬來諸州に於ては重

主要都市にあり、大多數は護謨の栽培に關係を有してゐる。又ジョホール及トレンガヌ兩州には日本人によつて所有經營される重要鐵礦山があり、ケラタン州では日本人會社が大規模に滿佈を採掘してゐる。

二 宗教

原住民 馬來に於て先づ原始的宗教と目せられて居るものは、原住民族ネグリの有するもので、此の事け前述「住民の項」に於て簡単に述べた處であるから此處には省略するが、世界何れの土地に於ても見らるゝ如く、彼等は非常に他力的且つ迷信的な宗教を有して居り、之は恐らくサカイ、ジャタン兩種族に就ても同様であるのは云ふを待たない。

馬來人 次に馬來人は支那人と共に英領馬來に於ける人口の大部を占めてゐるから、馬來に於ける代表的宗教と云へば馬來人の宗教を指稱すると云つても差支へあるまい。

馬來人は名目上同教徒に屬する。而して今日迄決して同教に先んじて影響を受けたヒンズー教々師の説く教を棄てず、且つ又彼等が原住地に於て奉じてゐた舊信仰を少しも抛てゝゐない。彼等の村落に於ける生活の大部分は、二重に屋根を葺き村の貧富の程度に應じて、編織・木材又は煉瓦及漆喰を用ひて壁を塗つた禮拜所の周囲で過される。毎週定期の集會は金曜日に行はれ、普通村民は一週一回調査のみの行事は行ふが、定期的集會を嚴守しない。其處で出席を勧誘する爲、毎金曜日の祈禱は四十四人の成年男子の出席が無ければ擧げることの出来ない規範になつてゐる。而も婦人は禮拜所に出席しない。或る地區では三回繼續して出席を怠る者は罰金を課せられることになつてゐる。祭典は絶食月の終了した日に行はれ、之を以てメツカ巡禮者は巡禮儀式を完全に果すことになる。

判り抜いた樹幹の一端に皮を以て蔽ふた大型の太鼓が禮拜所の周囲にある廊下に懸つてゐて、之は金曜日に信者を呼出す爲と、毎週五日間祈禱時間を知らせる爲に打鳴らされる。祈禱の文句は太鼓が打鳴らされた後、寺守によ

つて唱へられる。この金曜日に擧げる祈禱は大抵一般に行はれてゐるが、毎週五日間毎日祈禱を擧げる事は多くは實行されてゐない。日々の祈禱は屋内又は禮拜所若くは路傍で唱へられる。禮拜所より小さく、毎週行事の行はれる單なる祈禱用建物は各所に見受けられる。各禮拜所近傍には河・井戸又は水桶がある。此處で信者は祈禱をなす爲屋内に立入る前、所謂齋戒沐浴を行ふ。又日出日没時には喫煙嚼煙したり、又は飲食したりなどではない。絶食月は村落に於て好く嚴守されてゐる。巡禮に際しては、馬來地方からはメツカに近い他の國々よりは遙に多くの信者を送つて居ると云はれてゐる。

寺院・會堂 既述の通り混然として多種多様な民族が集つてゐる處であるから、其の信仰の標的たる寺院及會堂の種類も非常に多く、基督教各派の宏壯なる會堂が街の各所に聳へ建てられて對し、不可思議な行者の躡くまつてゐる怪奇な印度教の寺院や妙にくすばつた支那の廟が隨所にあるのも面白い對象である。而も神風の伊勢を偲ばす皇太神宮の社殿が護謨園内に安置され、禪宗の西有寺を初めとして本派本願寺や日蓮宗の出張所さへもあり、尙新嘉坡には東京中會に屬する日本基督教會及ホリネス教會が存在する。而も馬來の宗教は同教によつて殆ど統一され、ジョホール・パールの壯麗な同教寺院は新嘉坡を通過する旅行客の多くが必ず見物に行く名所の一となつて居り、其他吉隆坡を初とし舊都クラン、クアラ・カンサ又はアロー・スターの町々すら見上げる許りに宏壯なモスクが必ず巍然として建てられ、修行の五箇條たる無始無終唯一至上神アラーの信仰、(一)一日五回以上の祈禱禮拜、(二)同教曆九月ラマザン月一箇月間の斷食、(三)聖地メツカへの巡禮(神の爲にする敬虔なる信者への喜捨等が誠心から行はれつゝあるのである)。

宗敎別人口 英領馬來に於ける宗敎別人口を一九三一年國勢調査に依り之を示せば次の如くである。

同 教	一、九三三	シ ー ク 教	一、九
ヒンズー教	三、三〇〇	其 他	一、七六六
基 督 教	一〇一	計	四、六六

英領馬來の住民を宗教上より分類するときは右の通りであるが、該國勢調査には支那人及印度人の外人種別による宗教別人口調査なく、從て此處に馬來人及歐洲人、其他外國人の宗教別人口を擧げ得ない事は頗る遺憾である。

宗敎別支那人數表 (一九三一年)

地方別	基督教	回教	其他	計
海峽植民地	一、八七三	九、九五	一、七〇	一、三六八
馬來聯邦	九、一三	一、一七	一、〇一	一、一〇一
馬來非聯邦	五、一四	一、七	一、〇一	一、〇一
計	一六、一五	一二、〇九	二、七二	三〇、九六

宗敎別印度人數表 (一九三一年)

地方別	ヒンズー教	回教	シク教	佛敎	基督教	其他	計
海峽植民地	九、七五	二、四七	四、三	五、六	八、五〇	一、一七	一、一七
馬來聯邦	三、三三	一、〇一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
馬來非聯邦	九、〇	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
計	一、〇一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一

最近馬來人間に英語に依て學術を研究習得せんとする慾望が次第に高まり、この要望に副ふものとしてマラ州クアラ・カンサに馬來カレッジ (Malay College) と稱する一寄宿式カレッジが設立された。此處では英領馬來の支配者及土侯の子弟、將來政府に出仕せんとする青年等が教育を受けてゐる。而して本校の教育は劍橋大學の上級資格試験に應ずる程度である。

初・中等普通教育—英語使用學校 (English School)—海峽植民地及馬來聯邦に於ける英語使用學校は Elementary or Primary, Secondary 及 Supplementary Secondary Class の三部に分たれ、十一學年(初等科二年、中等科七年、補習科二年)の教育を授けてゐる。該校の中等部に於ける教育は、地方に於て行はれる劍橋大學の資格試験に應ぜしむることを其の主要なる標準としてゐる。今日英語使用學校に於ては、前述の劍橋大學入學試験を受けしむる準備を爲す外、倫敦大學・香港大學・新嘉坡醫科大學の入學試験、海峽植民地に於ては女皇獎勵金 (Queen's Scholarship) 獲得に必要な準備を生徒に授けてゐる。女皇獎勵金とは海峽植民地が一八八五年創設したもので、前途有爲なる兒童をして英國に於て彼等の學業を修得するの機會を得せしめ、多くの兒童をして學校を離れず眞に有用なる教育を受けしむる事を獎勵するを目的とし、一九〇一年よりは馬來聯邦に於て毎年一箇の獎學金を出してゐたが、一九一〇年に至り海峽植民地・馬來聯邦共に此の制度を廢止してゐたが近年に至り再びこの制度は回復せられ、女性にも支給することとなり、現在兩政府にて各二箇宛出してゐるが、馬來聯邦の一は馬來人の爲に保留されて居り、他は各人種共通である。而して其の金額は第一年目は五百磅、次年度よりは四百磅となつてゐる。

近來同一校内で行はれて來た初等・中等教育を分離する傾向がある。即ち政府は最近多數の初等學校を建設し、大市街地に於ては官立中等學校を新設することになつた。最近二十五年間に於ける教育上の進歩新施設として見るべきものは幼稚園の新設、初歩手工及手藝の教授、商業科目、科學及圖畫の教授等で、體育の獎勵、各種のスポーツ、ボーイスカウト、ガールガイド、キャデット・コーズ運動等も教育者の注意を呼んでゐる。

尙馬來聯邦には土木局の經營せる工業學校があるが、同校は該土木局に就業する工手のみならず、鐵道局及共の他の下級技術員をも養成してゐる。

職業教育 職業學校 (Trade School) — 英領馬來に於ける獨立した職業學校としては吉隆坡・新嘉坡・彼南・イポーに各一校あり、一九三四年に於ける在籍者總數は三三三名である。尙マラ州バガン・スライ (Bagan Serai)、ネグリサムピラン州レムバウ及馬拉加には Carpenter Trade School と呼ぶ各一校があり、一九三四年現在在籍生徒數は一〇二名を算し居るも、此の種學校は主として大工職を教授するにある。

2 馬來語使用教育

馬來語使用諸學校の指導監督は、前述の如く教育局次長に依て行はれるものであるが、教育局次長は數名の馬來人副督學官に依て輔佐せられ、其の下に各郡を其の受持區域とし馬來語を教授用語とする巡回教師 (Itinerant Teacher) がゐる。郡は又更に區に分たれ、區内の學事監督としてグループ・ティーチャー (Group Teacher) が置かれてゐる。グループ・ティーチャーとは區内に於ける最大の土人學校の校長であつて、區内に於ける比較的小なる學校を監督

師範教育 女教員の養成は、一九〇四年以來新嘉坡ラッフルズ女學校に於て行はれてゐる。男教員の養成所は一九〇五年吉隆坡に教員養成所を設けたのを初とし、其の後引續いて是等養成所が新嘉坡・馬拉加・彼南・タイピン・イポー等に設けられた。是等教員養成所にて講習されてゐる科目は英語・算術・地理・教授の理論及實際・圖畫・衛生及歴史等である。而して是等養成所といふのは一年中連續的に開講する普通の學校ではなく、多くは臨時に或る學校の一部を借用して教授してゐるものである。尙ラッフルズ・カレッジに於て二、三名の者が師範教育を受けてゐる。

商業教育 一九〇二年海峽植民地に於ける教育制度を調査改革すべく任命された委員會の提案に基づき、彼南官立商業學校 (Govt Commercial School) 及ラッフルズ・インスティテューション (Raffles Institution) に商業課を新設した。馬來聯邦には此の種の商業學校や商業課の執れも設けられてゐない。組織的商業教育を受けた青年に對しては、新嘉坡其他の會社に於ては常に要求があるので、ラッフルズ・インスティテューションに於ては商業に關する全課程を教授してゐる。新嘉坡及馬來聯邦に於ける他の學校に於ても、商業科目を有せずとも、速記法・簿記・タイプライティング等特に必要なる箇々の商業課目の教授をなしてゐる。特に簿記に就ては是を中等部の必須科目にしてゐる所が多い。

この外、英領馬來には簿記・速記術及タイプライティングを教ふる數多の夜學校がある。

工業教育 英領馬來には教育局の所管に係る工業學校 (Technical School) はなく、現に馬來聯邦に於て設立計畫中のものには海峽植民地生徒をも收容する管で、完全なる工業教育機關の設置されるものも近き將來であらう。現時英領馬來に於ける多數學校の課程中には手と眼とを使用する技藝が編入されて居る。新嘉坡・彼南・吉隆坡に於ては化學・物理學・數學・機械學・電氣學・製圖等を教授する多數の夜學校がある。

官立工業學校—一九二五年十月開校されたもので、聯邦鐵道局機械部所屬工業學校の後身である。而して同局機械部所屬の工業學校時代は修業年限四

してゐるものである。

サルタン・イドゥリス・トレーニング・カレッジ (Sultan Idris Training College) — 一九二二年馬來聯邦政府によりマラ州タンジュン・トリム (Tanjong Malim) に開設された中央師範學校で、村落に於ける土人學校教師を養成する。同校經費の三分の一は海峽植民地が負擔してゐる。該校には十數名の有能なる馬來人教師の外に農業教師を含む歐人教師團がある。同校に於ける主要科目は馬來語・馬來文學・馬來歴史・地理・教育の理論及實際・數學・衛生・體育等の外、籠網工・田圃に關する理論及實習・圖畫等をも含んでゐる。

馬來語使用學校—學術上實際上の題目を取扱へる馬來語の教科書を使用し居り、男兒學校に於ては出來得る限り手工業を修得し農業上の知識を得る様に工夫され、女兒學校の科目中には裁縫・料理・粘土細工・折紙・抜きかき・リボン等が含まれてゐる。裁縫は馬來人が最も好む科目である。

3 タミール語使用教育

過去半世紀に亘り、タミール語を使用する學校が馬來半島の此處彼處に數在してゐた。今日海峽植民地に五二校、馬來聯邦に二九七のタミール語學校がある。之等學校は總て政府督學官の監督指導を受け、或る標準に達する教育を子弟に授けてゐる。私立學校は政府より補助を受けてゐる。

4 支那語使用教育

一九一一年以後諸處に支那語使用學校が設立された。是等學校の大多數は一般公衆より寄附金を募集する支那人委員に依つて維持されてゐる。其の他は個人、支那本國に於て郷關を同じくする者の團體、基督教布教團に依て維持されてゐる。支那人學校の大多數は六年制の小學校程度であるが、彼南及イポーに中學校が各一校あり、新嘉坡に於ける一校は中等部及師範科を有してゐる。支那語學校には北京官話を用ひ、又教科書も支那の古典を使用せず、近代の讀本を用ひ、古典中に含まれてゐる道德説は倫理學の教科書に依て補つてゐる。政府は地理・手工・算術・其の他兒童の推理力を鋭敏にする學術を支那語に依て教ふることを獎勵してゐる。

馬來非聯邦學校・生徒數表 (其二)

項目別	一九三三			一九三四			一九三五		
	校數	女子	男子	校數	女子	男子	校數	女子	男子
英語學校(官立及補助)	1	7	1	1	7	1	1	8	2
在籍者平均數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
教員一人に對する平均生徒數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
馬來語學校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
在籍者平均數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
教員一人に對する平均生徒數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
支那語學校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
在籍者平均數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
教員一人に對する平均生徒數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
同學校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教員一人に對する平均生徒數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935

シヨホール州

ケダ州

パトリス州

出所は同前表

馬來非聯邦學校・教員・生徒數表 (其二)

項目別	一九三三			一九三四			一九三五		
	校數	女子	男子	校數	女子	男子	校數	女子	男子
英語學校(官立及補助)	1	7	1	1	7	1	1	8	2
在籍者平均數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
教員一人に對する平均生徒數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
馬來非聯邦學校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
在籍者平均數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
教員一人に對する平均生徒數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
支那語學校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
在籍者平均數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
教員一人に對する平均生徒數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935
同學校	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教員一人に對する平均生徒數	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935	1,933	1,934	1,935

ケランタン州

トレンガヌ州

ブルネイ州

衛生

總説—衛生行政及施設—出生死亡數及甲種疾病

一 總説

馬來半島の衛生状態は未だ良好とは云はれない。併し最近に於ける死亡率は一九二七年を絶頂として漸次低下を示して居る。在住支那人・馬來人・印度人は衛生思想乏しく、又最近激増する移入民及其の家族が風土に馴れず、其の上體格の良好ならざる者が多い事も死亡率増加の一因をなして居る。又馬來には未だに赤痢、痢病、肺結核、肺炎、脚氣等が相當猛威を逞しうして居るが、最近ではコレラ、ペスト、天然痘の發生を殆ど見ず、醫務當局はあらゆる手段を講じて之が防遏豫防に大童になつて居る。曾ては英領馬來のある地方では死亡者の數より多い事があつたが、最近には出生者の數が遂に死亡者の數を凌駕して居る。

醫師の關聯 英領馬來に於て醫術の開業をなすには、海峽植民地法律第九九號(醫籍登錄法)の規定に依り開業醫たるべき者の登錄をなす事を要する。

(イ)英本國、英領印度、英領各植民地又は外國の學位、卒業證書又は免許證所持者にして法律第九九號の諸條件並に制限に準據して總督に於て特定せる者

(ロ)英本國、歐洲諸國、英屬領地、北米合衆國、日本帝國の醫學學校の、英本國醫會にて登録資格あるものと認定せる學位卒業證書又は免許證の所持者

以上は海峽植民地又は馬來聯邦にて、醫術の開業を爲す事が出来る。從て如何なる國人にても、其の本國に於て醫術開業の資格を認められたるものは、當該國領事の査證後本項に於て醫師としての開業が許される。又齒科醫に關しては一九二四年法律第十三號を以て齒科醫師登錄法を制定

(イ)英國醫會に於て齒科醫登錄簿に登録するを得可きものとして認容したる英帝國又は外國試驗團發行の學位又は證書を所持する者

(ロ)齒科醫師評議會に於て本法に依り登錄せらるべき資格ある者として認めたる試験團の學位又は證書を有する者

(ハ)海峽植民地又は馬來聯邦に於て本法施行前三箇年間主たる生業として齒科醫術に従事し齒科委員會の満足すべき善行の證據を提出する者にして本法施行期日後六箇月以内に本法に基き登錄の出願を爲したる者にして開業資格を有する者と認めらるる者

以上は海峽植民地並に馬來聯邦の何れの地にても齒科醫の開業を許可せらる。

英領馬來に於て各政廳に登録せる開業醫總數(一九三四年現在)は六五四名、内二九八名は官公立醫院奉職者、残りの三五六名が市井の開業醫である。尙右の中開業を許されて居る邦人醫師數は内地出身者一八名、臺灣出身者一五名である。因に一九三六年に於ける右總數は七〇九名にして、内邦人は三八名である。

二 衛生行政及施設

衛生行政 及施設海峽植民地及馬來聯邦は各自獨立の醫務局を有し、衛生狀態促進の爲に設けられたる地方衛生機關は政府の保健部が之を管理し、而して同部の職員は馬來醫務官團の會員である。之等の職員は海峽植民地・馬來聯邦及同非聯邦共通にてその任務に服する。各州又は植民地の地方衛生施設は各州の州醫務官及衛生技師並に植民地の主務醫務官又は主務衛生技師により夫々監督せられる。市・町に於ける衛生の施設は海峽植民地にては市當局、而して馬來聯邦に在りては衛生委員會の機能の一部をなして居る。新嘉坡及彼南は各別の衛生團を有し、該團に屬する職員は馬來醫務官團中より採用せられない。其他の都市衛生關係事項は市或は衛生委員會當局に對し

て責任を有する馬來醫務官團中の衛生技師に依り掌られる。農園に於ける衛生施設は農園所有者個人の義務にして、土地法規定に準據して諸種の衛生保健促進の義務を負ふ。一九三四年度の醫務衛生に關する總支出額は四、二五〇、八二二弗にして、内八九三、七一〇弗は市制區衛生部の支出にかゝり、同年度馬來聯邦の總支出額は四、四三六、三七八弗に達した。

衛生施設

醫務機關—英領馬來政府は多數の醫務機關を維持經營して居る。今其の主なるものを左に掲出す。

海峽植民地

普通病院一七、精神病院一、檢疫所三、癩療養所二、施療所二〇、花柳病療養所二九、兒童救護所八

馬來聯邦

官立醫科學研究所一、普通病院三五、檢疫所二、癩療養所二、精神病院一、町立施療所三〇、移動施療所二〇、移動施療所(船)四、養老院二、小兒救護所九

シヨホール州

普通病院九、小兒救護所一、精神病院一、癩療養所一

ケダー州

普通病院七、野外施療所四、施療車三

パリス州

普通病院一、移動施療所一

ケラタン州

普通病院四、精神病院一、施療所二、小兒救護所一

トレンガヌ州

普通病院一、施療所五、兒童救護所一

出生死亡數表

英領馬來……衛生

三 出生・死亡數及率 左に出生・死亡に關する諸統計を列記する。一歳未満の幼兒の死亡率の高し事は驚くべきものがあるが、最近徐々に低位に向ふ傾向が認められる。尙非聯邦に關するものは統計不完全で、全體的のものを作成する事不可能である。

出所—海峽植民地及馬來聯邦醫務局年報

海峽殖民地

Table with columns for year (1930-1934), population, births, deaths, and rates per 1000. Includes sub-sections for '海峽殖民地' and '馬來聯邦'.

海峽殖民地居住民國籍別出生·死亡率表

出所海峽殖民地醫務局年報

Table with columns for nationality (British, Indian, Chinese, etc.), population, births, deaths, and rates per 1000.

馬來聯邦居住民國籍別出生·死亡率表

出所馬來聯邦醫務局年報

Table with columns for nationality (British, Indian, Chinese, etc.), population, births, deaths, and rates per 1000.

計 註 一九三一年四月一日國勢調查實數

幼兒(一歲未滿)死亡率表

Table showing infant mortality rates for children under one year, categorized by nationality and region.

海峽殖民地

馬來聯邦

出所海峽殖民地及馬來聯邦醫務局年報

海峽殖民地居住民國籍別·年齡別死亡數及率表

出所海峽殖民地年報

Large table showing age-specific mortality rates and numbers for various nationalities (British, Indian, Chinese, etc.) in the Straits Settlements and Malayan Federation.

英領馬來...衛生

して居る。然し過去十年間には其の死亡率は多少減少を來して居り、官立病院入院患者の死亡率は一九二三年に人口十萬に付七二・三人なりしもの一九三三年には五一・四人となつて居る。大都市に於ける死亡率は田舎に倍して居るが、之は罹病者が診療の爲都會に集中するに依る。肺病預防の爲家屋の改良並に各種の宣傳を行ひ、官吏は毎年身體検査を受けねばならない事となつて居る。

十二指腸蟲病—殆ど總ての土人が十二指腸蟲を持つて居ると云つても過言ではなく、或る農園労働者について見た處によれば其の九〇%以上が保蟲者であつた事實もある。此の病氣の徴候は他病の如く顯著でない爲、無智な土人に斯病の恐るべきを説いても餘り効果がなく、従て根強く土民間に蔓延して居る。

脚氣—脚氣で死亡するものが非常に多く海峽植民地ではマラリアに劣らぬ高度の死亡率を示して居るが、是は主食を白米にとる支那人、馬來人等に限られて居る。

ペスト及コレラ—比較的近年では兩者共に一九二七年に多數發生を見た外現在では皆無である。天然痘—所謂場末と稱せらるゝ地方には折々發生を見る事があるが、検査及傳染病預防法が嚴格に行はれるに従つて、強制種痘に漏れる者も少くなり、年々罹病者は減少する傾向にある。

癩病—海峽植民地にては約七〇〇名、馬來聯邦にては約九八〇名の癩病患者が隔離されて居る。之等を收容する療養所はゼレジャ島(彼南近傍—Jelapang)及パノル・ラウト島(マラ河口沖)にあり、後者は馬來人患者のみを收容する。吉隆坡には療養所があるが、之は近く完成せられるスタンゴール州スンガイ・プウローの新療養所に移される筈である。患者には大楓子油を用ひて居り少からぬ効果を示して居る。

政治

總説—海峽植民地—馬來聯邦—馬來非聯邦—(附)諸官署一覽

一 總説

海峽植民地は英國の領土であるが、馬來諸州(馬來聯邦及同非聯邦を含む)は英國の保護領である。馬來諸州(Malay States)の支配者は名目上獨立の主権君主であるが、彼等は英國の保護下に立つてゐる。海峽植民地に關する行政事務は、一八六七年印度事務省の主管から英國植民省の手に移つた。尙植民省は馬來聯邦及非聯邦に於ける行政事務をも統轄してゐる。

英領馬來に於ける最高の行政官は海峽植民地總督兼司令長官(Governor & Commander in Chief)である。而して同總督は官職上馬來諸州及ブルネイの統監(High Commissioner)である。又英領北ボルネオ及サラワクの統監(British Agent)である。

(備考) 一八九六年海峽植民地總督は、馬來聯邦の統監(H. C. for the Federated Malay States) 及英領北ボルネオ・ブルネイ及サラワクに對し、"Commander-General for British North Borneo, Brunai and Sarawak" に任命された。而して一九〇六年にはブルネイの統監(H. C. for Brunai)となり、一九〇八年には"Commander-General of the British Agent" に變更され、續して一九一一年には"High Commissioner of the F. M. S." 及び H. C. for the Malay States" に變更された。今日に至るは、

總督は英國皇帝に依て任命せられ、英國政府が植民大臣を通じて與ふる訓令に従て行動する。總督は政務を遂行するに當り行政會議に諮問するも、法制上は該會議の決議に拘束されない。英國皇帝は海峽植民地に於て制定する法律(Ordinanceと云ふ)を否認する權利を保留する。馬來聯邦には、海峽植民地の行政會議に相當するものが設けられてゐない。その代りに聯邦の知事が不定時に會合し、時には統監と協議する。而して死刑の宣告を訂正する權能は當該州の支配者の手に在る。

べきである。

英領馬來の統治機關は可なり複雑である。以下海峽植民地、馬來聯邦及馬來非聯邦の三に分ち説明することとする。

二 海峽植民地

海峽植民地總督兼司令長官設置に關する勅許狀(Letters Patent)に従はば、海峽植民地の統治は總督の權限にあり總督は立法・司法・行政の諸機關を總轄し、立法會議及行政會議が是を輔佐する。

總督は英國皇帝により親任せられ、司令長官を兼ねてゐる。總督は海峽植民地總督に與へられたる勅許狀、今後與へらるべき勅令、植民大臣を通じて命令さるべき訓令並に海峽植民地に適用せらるべき本國の法律に基き海峽植民地を統治する權限を附與されてゐる。總督は立法會議を通じて法律案に對し同意を與へ又は拒否し、或は批准ある迄之を留保する權利を有する。

總督は英國皇帝の名に於て、裁判官・事務官・治安判事其他必要なる官吏を任命或は罷免し、又は職務の執行を停止することが出来る。總督は犯人の赦免・特赦・減刑・執行猶豫・罰金・料料の輕減又は免除を爲すことが出来る。但し總督は政治犯に非ざる限り、犯罪人を海峽植民地外に追放することを以て特赦・減刑の條件となすことを許されない。

イ 立法

海峽植民地總督は、英國皇帝より與へられたる勅許狀の範圍内に於て立法權を行使する。總督の立法上の補助機關としては立法會議(Legislative Council)が設置されてゐる。海峽植民地制定の法律を總て Ordinance と稱ふる事は既述の通りである。

立法會議 組織—立法會議の組織は勅許狀及勅訓(Instruction)の規定する所にして、總督を除く十三名の官吏議員と同數の非官吏議員とを以て組織する。而して官吏議員十四名中十二名は官職上當然議員たる者、即ち

次に海峽植民地の豫算は植民大臣の認可に依て確定する。馬來聯邦の豫算は植民大臣の認可を要せず、馬來聯邦に於ては各州が毎年收支の豫算を作り、別に聯邦政府諸局の收支豫算書を作る。此聯邦豫算は聯邦會議に附し、特別委員會の審議を経て各費目の合計を法律(馬來聯邦の法律は Enactment と云ひ、前掲海峽植民地の法律 Ordinance と區別す)に發表して實行される。而して本國政府へは單に通知を發するに過ぎない。

馬來非聯邦は、行政上海峽植民地又は馬來聯邦と何等の關係を有してゐない。是等各州は各別に州會議(State Council)を有し、州内へ於ける法律を制定する。非聯邦は各獨立の政府を有してゐるが英人顧問に依て指揮を受けてゐる。馬來聯邦及海峽植民地から歐洲人文官を借用してゐる。一體に海峽植民地及馬來聯邦の文官は、各別存在を保つものでなく英領馬來全體に共通するものである。

尙海峽植民地及馬來聯邦には隨時一般社會より所謂非官吏を選任して評議員會(Boards)・委員會(Committee)を組織し、各種の事件を評議し、政府の諮問に應じ出來得る限り行政事務を補翼せしむることになつてゐる。

民間人士の今日關係せる評議員會及委員會の主なるものに、港灣評議員會、病院經營委員會、移民委員會、免許狀下附評議員會、公園經營委員會、學校管理委員會、刑務所及精神病院管理委員會其他である。

官房—英國領土内に於ける大方の政府に於けると同じく、英領馬來に於ては、政府の命令は官房を通じて發せられる。従て新嘉坡及吉隆坡に於ける各官房書記官は行政機關中に於ける樞要部分である。官房書記官は行政上の細目につき遺洩なき研究を遂げ、重要案件に就ては、海峽植民地では事務總長(Colonial Secretary)に對し意見を開申する。而して政府の決定・命令が支障なく遂行せらるゝよう適當の處置を執る。

各知事は新嘉坡及吉隆坡に於ける前記書記官の職務と大同小異の事務を執る書記官を附隨する。

政廳官房書記官・知事官房書記官の權限に就ては法令上何等の規定がない。併し之等諸官の發したる訓令は政府の保證を得て發せられたものと解釋さる

一、總督 二、軍司令官 三、事務總長 四、彼南知事 五、檢事總長 六、財務局長 七、土木局長 八、馬拉加知事 九、教育局長 一〇、支那人事務局長 一一、衛生局長 一二、土地局長にして、殘りの二名の官吏議員及十三名の非官吏議員は皇帝の勅許を得て總督之を任命する。二名の官吏議員中、一名は警視總監の職に在る者、他の一名は事實局長を以てする。非官吏議員中十一名は官選議員にして、新嘉坡三名、彼南一名、馬拉加一名の歐人代表五名、支那人代表三名(新嘉坡、彼南、馬拉加各一名)及馬來人、印度人、歐亞混血人各代表一名を當て、他の非官吏議員二名は新嘉坡及彼南商業會議所の推薦に係るものである。

權限—海峽植民地立法會議が皇帝より委任せられたる立法事項は、一九一一年二月十七日附勅許狀第八條に據るものであつて、海峽植民地及將來同植民地に附屬することあるべき土地に於ける安寧秩序を維持し、本國人其他外國人の取締に必要なる法律規則の制定、裁判所及司法官の構成、訴訟、司法及財務行政に關する法規の制定等は其の主なるものである。

立法會議は右の外英國議會を通過せる數次の法律により、植民地内に郵便局を設立し、之を維持經營するに必要なる法律、裁判所の開設、廢止、改造及其の組織の變更に必要なる法律、植民地に於て歸化權を附與することに必要なる法律、無制限的民事裁判權を有する植民地に於ける裁判所を植民地海軍軍法會議として認むることに必要なる法律、沈没其の他船舶の遺難に關する事項をば、植民地の裁判所をして取調べしむることに就て必要なる法律の制定權等が附與せられてゐる。

總督の同意及皇帝の否認權—立法會議を通過せる法律案は之を總督に提出し同意を求める。總督は、勅許狀、勅訓又は自己の裁量により同意を與へ又は拒否し、或は批准ある迄之を保留する。總督が同意せる時は官報を以て公布し、特別規定無き限り其の効力は公布と同時に發生する。總督が皇帝の批准を得る爲任意同意を保留した法案は、樞密院令を以て又は植民大臣を經由して皇帝批准をなす。皇帝の批准を過たる場合は、之を公布し同時に皇帝の批准を経たる旨立法會議に文書を以て通達し、或は皇帝の批准を得たる旨を

公布することによつて效力を發生する。

英國皇帝は植民地の法律に對し否認權を保留し居る外、左記法律の制定に關しては必ず皇帝の批准を要するものとせられてゐる。但し皇帝より何分の指命ある迄或法律の施行を停止する法律案、又は總督が緊急施行の必要ありと認むる法律案に對しては、總督は自己の裁量により臨時同意を與ふる權限を附與せられて居る。尤も當該法律案は本國の法律並に條約上の義務に抵觸すべからざることを要件としてゐる。皇帝の批准を要する法律とは、一、總督自身の爲にする土地金錢の贈與、遺物、祝儀の寄進に關する法律 二、官吏の定員、俸給、手當等に増減を惹起すべき法律 三、海峽植民地の貨幣及銀行券の發行に關係を有する法律 四、銀行の創設に關する法律、銀行の組織、權利、特權に改正變更を來す法律 五、差別的輸入税を賦課する法律 六、英國の國威、海峽植民地に居住せざる英國臣民の權利財產、又は英國及其の屬領の通商航海に有害なる結果を生ずる事あるべしと懸念せらるる法律 七、歐洲人が受けざる制限拘束に歐洲系統ならざる人民のみを苦しめしむる懼れある法律 八、其の他に關する法律等である。

召集及議事方法—立法會議は總督之を召集する。期日は前會議に於て之を定める。豫め期日を定めざりし時は會議の書記をして議員に通知せしむる。緊急を要する場合には此手續を省略することを得る。

總督は會議の議長となる。總督不在の場合には、其の命ずる代理者又は出席首席議員が議長の職務を執る。

會議は政廳舍内の會議室に於て行はれ公開とす。議事は過半数に依つて決定せられ、可否同數の場合には議長之を決す。法律案は總督及議員之を提出し得るも、財政に關する法律案は總督の許可あるに非ざれば、非官吏議員は之を提出することが出来ない。法律案は原則として三讀會を経て議決せられる。立法會議の凡ての議事は之を議事録に收め、毎議會後其の全文寫を國務大臣を経て英國皇帝に提出する。

實質—行政會議は官職上當然立法會議員となるが故に、立法會議は行政會議の膨脹せるものに過ぎない。行政者側の意見は殆ど總督の場合に於て立

法會議を司配することが出来る。又總督は立法會議に議長たると同時に一議員の資格をも有し、キャスティングヴォートを握つてゐるから、立法會議は實質に於ては諮問機關たるに過ぎない。又本國政府の之に對する監督權頗る大にして會議を通過したる法律は總督に依て同意を與へられたる場合と雖も、英國皇帝は否認權を以て否認し得ること前述の通りである。

行政

海峽植民地總督は、英國皇帝より與へられたる勅許狀、勅訓、勅命並に海峽植民地現行及將來實施の法律により管内一般の行政を掌る。海峽植民地に於ては中央行政機關として、政廳を新嘉坡に置き、彼南、馬拉加には各理事廳を置いてゐる。總督の諮問機關として行政會議がある。

中央行政 海峽植民地政廳は新嘉坡にある。右政廳内には官房、教育、衛生、警務、土地、林務、財務、會計検査、土木、測量、華民事務、海軍、統計、郵便、專賣、司法、檢事、獸醫等々の諸部局及印刷所、分析所、刑務所、植物園等あり。是等の長官は事務總長に指揮を受け事務を統轄してゐる。事務總長の指揮命令は總督の命令であると解されてゐる。

行政會議 組織—行政會議(Executive Council)の組織は、立法會議と等しく勅許狀及勅訓の規定する所にして、官職上當然其の議長たるべき總督の外、六名の官職上當然議員たるべき官吏議員、二名の官選議員及三名の非官吏議員を以て組織される。即ち官吏議員としては、軍司令官、事務總長、彼南知事、檢事總長、財務局長、馬拉加知事の外二名の官選議員としては土木局長、支那人事務局長を以て任じ、非官吏議員は植民大臣經由の勅訓に基き總督が臨時任命する者にして、新嘉坡及彼南商業會議所より各一名及支那人代表者より一名を選出せしめ之を任命してゐる。

議事及總督の權限—行政會議は總督の權限により適法に召集されたるものに非ざれば、議事を爲すことを得ざるものであるが、總督は海峽植民地内何れの植民地に於ても自身所在する地に於て行政會議を開會することが出来る。總督は會議の議長たること立法會議と同じく、總督は勅許狀又は其の追加修正又は新勅許狀に依り附與せられたる權限の行使に當つては總督行政會

議に諮議する。但し行政會議に諮議する時は、却つて公務に重大なる悪影響を及ぼすと判断せらるるが如き事項又は諮議を要する程重要ならざるか又は緊急の必要に因り諮議の暇なき事項に就ては之を必要としない。前記緊急處理事件に就ては、其の措置及理由を速に行政會議に通報する。

總督は勅許狀又は追加修正又は新勅許狀に依り附與せられたる權限の行使に當り、正當と認むる場合は行政會議員の勅告に反し處置を爲すことが出来る。又行政會議の勅告又は決議を得る爲の議題提出權は總督のみに存するものである。行政會議員が書面を以て會議に提出方を求めたる議題に關し總督之を拒否したる時及前記總督が行政會議員の勅告に反し行動せし時、行政會議員は其の提出書面、勅告又は意見及總督の回答を議事録に記載方を請求することが出来る。行政會議の凡ての議事は是を議事録に收め、その全文寫を植民大臣を經由して英國皇帝に提出する。

地方行政 地方廳—地方行政は新嘉坡にありては海峽植民地政廳直接之を管掌し、彼南及馬拉加には各理事廳を置き知事は統べてゐる。理事廳の組織は右政廳と略同一で、政廳を小規模としたものである。是等の各地は更に市、郡等に分ち地方行政の一部を行つてゐる。而して特に總督の指揮を受けねばならぬ事件以外の行政上の事務は、新嘉坡植民地に於ては事務總長を處理し、プロビンスウェルズレイを含める彼南及馬拉加に於ては郡長の輔佐を受け知事が之を處理してゐる。

市區行政—海峽植民地に於ける市は、一九一三年の法律第八號に依て組織されてゐる。右法律に依れば市經營の首腦たる市政委員は、總督によつて任命される。市政委員は Commission と稱し其中の一名が委員長として市長の役を勤めることになつてゐる。近年英人商業會議所や支那人商業會議所等をして數名の委員を指名せしむるの一種の習慣となつて來たが、其の採用は總督の裁量に依て行はるゝことになつてゐる。市政委員は市内に於ける公共造營物の築設、管理、維持に關する義務がある。其の爲に委員は地方税を徵收することが出来る。

司法

法律

海峽植民地に施行される法律は、立法會議の制定せる法律 (Ordinance)、英本國議會の制定せる法律 (Act)、英領印度の法律 (Indian Act)、勅令を以て別に海峽植民地に適用せらるるものと宣言せられたる印度刑法に多少の変更を加へたるものを施行してゐる。又英國の Judicature Act (ウィクトリア女皇時代に制定せられたる成文法) に範を採れる民事訴訟法、英領印度に於ける現行法律に範を採れる刑事訴訟法が施行せられてゐる。

司法制度 海峽植民地に於ける司法制度は二級審であつて、第三審は本國樞密院に於て之を行ふ。裁判所としては高等法院、地方裁判所、警察裁判所の三者あり外に検屍廷を有する。

裁判所の構成は我國に於けるものと大いに趣を異にし、高等法院の如きは第一審及第二審を受理すると共に、新嘉坡・彼南及馬拉加に於ては定期に巡迴裁判を行ひ、尙會社の登記事務を掌り、強制執行係官を附屬する等幾多の事務を兼掌してゐる。

高等法院 (Supreme Court) 一新嘉坡にあり、其の組織は首席判事 (高等法院長) 及三名以上の陪席判事より成り、民事刑事に關する第一審及第二審共に之を受理する。民事に就ては五百弗以上の請求に關する第一審及地方裁判所の判決に對する控訴審を受理し、公休日を除き年中開廷する。刑事事件に就ては巡迴裁判制度を採用し、新嘉坡及彼南に於ては二箇月に一回、馬拉加に於ては三箇月に一回一定の期間を定めて之を開廷し、警察裁判所の裁判に對する控訴審を受理する。高等法院には二部あり、其の一たる控訴廷 (Court of Appeal) は、高等法院判事三名以上を以て組織し、民事事件に就ては高等法院民事部第一審並に地方裁判所民事部判決に對する控訴審を、又刑事事件に就ては高等法院刑事部第一審、地方裁判所刑事及警察裁判所の判決に對する控訴審に對し審理の権限を有す。高等法院には此の外登記課、強制執行課、検事局、破産管財局等をも附屬せしめてある。

尙海峽植民地の判事は馬來聯邦の法令に従へば定員外の馬來聯邦判事でも海峽植民地に於ては高等法院の記録官三名あり、英國高等法院の公判書記、

刑事裁判所書記記録官と同等の職務を掌つてゐる。

地方裁判所 (District Court) 一總督の適當と認むる地域に設置し得るもので、現在では新嘉坡・彼南・馬拉加・ラブアンの四箇所に設置されてゐる。新嘉坡・彼南兩地方裁判所は地方判事、副地方判事各一名、其の他は地方判事各一名より成り、民刑兩事件の第一審を取扱ふ。但し民事に就ては五百弗迄の請求事件に限られ、五百弗以下と雖も土地所有權に關する係争問題の如きは高等法院の管轄にして、地方裁判所は之を審理する權限がない。刑事事件に付ては輕罰即ち二箇年以下の懲役、一千弗以下の罰金刑に限られ、重罪事件は高等法院の管轄である。

警察裁判所 (Police Court) 一地方裁判所と同じく總督の必要と認むる地域に適當數を設置し得るもので、現在新嘉坡・彼南・馬拉加及ラブアンの四箇所にあり。法廷は二、三名の警察法官よりなり、簡單なる刑事事件に就て即決裁判を行ひ、この外 Court of Requests と稱する法廷を開き、請求額五十弗以下の民事裁判をも行ふことが出来る。

検屍廷裁判所 (Coroner's Court) 一各植民地にあり、變死者検屍に關する事項を取扱ふもので、検屍官を長とし、警察法官、警官、地方官吏、港務衛生官吏等の若干名を以て組織されてゐる。

三 馬來聯邦

ペラ州は一八七四年、スランゴール州は一八七四年、パハン州は一八八一年、ネグリスマビラン州は一八八七年に夫々英國の保護國となり英人知事を迎へ、各州の庶務は同知事の意見に従ひ施行せられる様になつた。然し其の間統一を缺き州知事監督の任にある海峽植民地總督との連絡すら不完全であつた。茲に於て、一八九五年英國政府は是等四州と條約を締結し、該條約に依り四州は聯合して一聯邦を組織し、之が統治に就ては英國政府の指揮を仰ぐことになつた。然しながら、未だ馬來聯邦政府は充分聯絡あり統制ある一政治的實體であると言ふ迄には至らなかつた。それで一九〇九年、一九一二年、一九一四年に前記一八九五年の條約を補足し、今日の如き聯邦會議の成立を見ることとなつたのである。

イ 立法

馬來聯邦に於ける立法機關に聯邦會議 (Federal Council) と各州會議 (State Council) とがある。

聯邦會議 組織一聯邦會議は其の會議の議長たる馬來諸州統監、ペラ、スランゴール、パハン及ネグリスマビラン四州の各知事、法律顧問、財政顧問、馬來諸州醫務保健顧問、労働局長、鐵道局長、教育局長、貿易關稅局長、支那人事務局長、監の任命する一名の官吏議員及英國皇帝の裁可を経て統監の任命せる十二名の非官吏議員 (任期三箇年) より組織されてゐる。非官吏議員中四名は各州より一名宛選出されたる馬來人である。

權限一會議は聯邦全體に共通なる利害問題、又は聯邦の一以上に關係を有する事件を協同的に解決し、聯邦の全部又は一以上に對し有效なる效果を有すべき法律を審議制定するを目的としてゐる。聯邦會議の議事は一九〇九年制定、一九二四年三月六日及一九二七年五月二十三日附同會議の決議によつて採用されたる議事進行規則に依てなされる。聯邦會議の職分は、主として聯邦の財政と立法であるが、財政と立法に對する聯邦會議の決定は絕對的である。

州會議 聯邦各州は州毎に州會議を有してゐる。聯邦會議が馬來聯邦の中央議會なるに對し、州會議は一の地方議會とも見られ、各州支配者即ちサルタン (ネグリ、スマビラン) ではヤング・デイ・アルトウアン、英人知事同秘書官、主なる馬來高官並に (各州の情況により) 任命されたる支那人非官吏議員其の他によつて組織され、各州多少の相違あるも略同一である。州會議は一の立法機關なるを以て、聯邦法規に抵觸せざる範圍に於て各州は各法規を制定し得るも、實際に於ては本會議に基き制定せられる州法規は極めて稀である。州會議の職分は主として立法にあるが、馬來人官吏の任免等の行政事務も掌つてゐる。

ロ 行政

中央行政 馬來聯邦の統治は總べて統監 (即ち海峽植民地總督) の手にあり、從來は馬來聯邦總務長官を最高行政官としたるも、地方分權制實施の結

地方分權制

馬來聯邦にレシデント・ゼネラル (後の總務長官) と呼ぶ最高官吏の創設を規定せる聯邦條約の効果は、譬へ定時に會議を召集して統監及總務長官が知事と會同し、支配者の意見を交換するを得るとは云へ、從來支配者と密接な關係にある知事によつて行使されてゐた多くの權限を轉移することであつた。かへ加へて、總務長官部との直接事務の折衝に際して、急激に擴大された聯邦各部の局長も州當局より獨立するが如き觀を呈し、この傾向が濃厚となつて來た。この中央集權は同地方の全體的發展を刺激しながらも、個々の州の利益は看過せらるゝと云ふ結果に到達した。是が爲本國政府は地方分權政策を採用することに決定した。一九二七年には數箇の州に對し初めて或る程度の財政支配權を許可するに至つた。同年、又支配者は協定によつて、聯邦會議の實際土會議員なることを喪失して聯邦會議委員は更に代表的性質を帯びることとなり、斯くて立法上並に財政上の權威が確定された。一九三一年及一九三二年に至り、統監は地方分權政策を實行する爲或る提案を公表した。而して一九三二年には本問題實地調査の爲、植民次官 (サー・サムエル・ウキルソン) は馬來視察を行つた。同氏の視察報告書の結果として、本國政府は斷乎として地方分權政策の採用を認めた。が併し如上政策の採用によつて生ずる變化は極めて徐々に實行せらるべきことに協議決定された。第一期の約四箇年間に實行せらるゝ爲建言された方策に従つて多大の進展が劃された。斯の如くにして州會議は強化せられ、次に述ぶる各局の管轄は當該州に移管された。

農務・教育・電氣・林務・鑛務・醫務・土木・獸醫・刑務・灌漑及排水

海峽植民地土木醫務及刑務の諸局長は、現在馬來諸州に於ては行政的權能なく單に顧問的地位にあり、是等の局は州並に組織せられつゝある。其の他移管された局は是と同様に組織されてゐるが、この場合顧問は獨立した州に於ける個人的行政權能を與へられることがある。總務長官によつて支配者 (會議を伴へる) に對して行使せる或種の法制上並に行政上の權限移管は進歩して居り、且つ從來聯邦豫算に現はれてゐた財政規定も州の管理に大部分移讓された。

果一九三六年に至り總務長官職は廢止となり、之に代ゆるに聯邦書記官 (Federal Secretary) を新たに任命し、代々總務長官に課せられた程ではないが、主として馬來聯邦に關係を有する事項を管理討議し、統監の下に提出せしむることとなつた。

而して聯邦書記官の職務としては(1)純粋なる聯邦事項に於ては、普通總務長官又は事務總長が處理すべき總ゆる事項を含み、其の職にあるものは統監の代理で、聯邦各局が提出する問題を統監の意思なりと信する所に従つて處理し、又は訓令を發する。(2)各州の事項に於ては、理事官が發する要求に對し統監の了解を得る必要なしと思惟する場合、統監の事務煩雜を避くる爲之を認可する權利を有する。然し此の際統監の諒解なくして否認することは出来ない。

各統治機關はスランゴール州吉隆坡に在り其の組織は海峽植民地と略同一である。

地方行政 州行政—聯邦各州の行政は、各州の最高權威者たる支配者の手にあるも、各州には英國植民大臣に依て任命された英人知事が駐在し、之を指導してゐる。英人知事は州會議の議員である、馬來人支配者即ちサルタンは英國との條約により、馬來人の宗教及土俗に關する以外一切の事件に就て英人知事に合議し、其の指揮を仰がなければならぬ。

那行政—州は更に郡に分れ夫々郡長がある。郡長はブンゲウルー (Panglima) と稱する土侯に輔佐せられて土人に關する行政事務を行つてゐる。該土侯はムキム (Mukim) と稱する村の首長である。從て該土侯と郡長とは馬來に於ける地方行政の樞軸である。州會議の議員たる支那人は、彼等の同胞たる在住支那人の事件に關して援助を州政府當局に與へてゐる。

市行政—市政に關係ある諸官衙は、全體として、又一部分として聯邦政府の管理下にある。而して衛生委員會なるものがあつて、市政の局に當つてゐる。衛生委員は官吏及非官吏よりなり、各州知事が適當と思惟する者の中より任命する。吉隆坡及イポーに於ては、海峽植民地の市政委員(市長)に相當する衛生委員會長なるものがあつて、全時間を市政の爲に提供してゐる。

四 馬來非聯邦

概要 馬來半島に於ける英國の勢力範圍は尙ジョホール、ケダー、パリス、ケランタン、トレンガヌの諸州に跨つてゐる。ジョホールが英國と初めて條約を締結したのは一八五五年の昔に溯る。同年ジョホールのサルタンは、十二月十一日附の協約に於て、外交關係事務を悉く英國政府の監督の下に置くことを約した。又同時に英國政府が要求する場合には、英國政府に於て適當と認むる代理官をサルタンの宮中に置くことを承認した。然し斯くの如き代理官は事實上一九一〇年迄は任命されなかつた。同年一月サルタンの要求に依りネグリスマピランの知事キヤムベル氏は、サルタンの顧問としてジョホールに轉任することになつた。一九一四年五月サルタンは領内の開發上必要なりと思考したる結果、一八五五年の協約を改め、馬來聯邦に於ける知事と略同一の任務を有する英人官吏を總務顧問として任命することを英國政府に懇願した。英國政府はサルタンの提議を容れ其の結果補助的協約がジョホールのサルタンと英國政府の代理者たる海峽植民地總督との間に締結され、五月十二日是が調印を見た。

ジョホール以外の非聯邦は、一九〇九年三月十日盤谷に於て調印せられたる。英連條約の結果、英國の保護國となつたものである。該條約に依り暹羅は是等諸州に於ける政治上其他の權利を拋棄した。權利の公式讓渡は一九〇七年七月の中に行はれ、其の際土人支配者の宮廷内に英人官吏を駐在せしめ、領内に於ける行政を輔佐監督することになつた。

立法・行政・司法 馬來非聯邦各州の統治は、王又は土侯が英人顧問官の參與によつて之を行ひ、外交權は一切英國が之を代行する。海峽植民地總督は前記各保護國に對する統監たること聯邦の場合と同一である。

非聯邦諸州も亦各州會議を有してゐる。其の組織は馬來聯邦各州のものと同様である。

行政機關は中央・地方共に海峽植民地に倣ひ、其の組織も亦略同斷である。非聯邦に於ては、裁判所は判事裁判所(即ち高等法院)、及下級裁判所より成り、是等の權限は他の行政區劃に於ける同じ裁判所によつて行はれてゐると

が、他の市では專任の委員長を置かず、郡長をして是を兼ねしめてゐる。衛生委員會は建築作業・公共用地・下水溝・販賣・市場・屠畜場・牛乳搾取業・麵粉其他菓子製造場・洗濯場・下宿屋・旅館・塵芥汚物掃除・マラリア豫防・交通其他他委員會の所轄區域内にある場所に各々維持・保存・改良に必要な手段を採ることが出来る。

司法

司法制度は大體海峽植民地に範を採れるものであつて、各裁判所の組織及其の運用狀況等も亦略同一である。

高等法院—最高裁判所にして吉隆坡にある。聯邦會議を通過せる裁判所法によつて構成され、上告裁判所と判事裁判所の二部よりなつてゐる。右法院は一名の首席判事と三名の判事、これに各州(但しパハン州を除く)に在る一名の駐在官より成立つてゐる。高等法院は英國に於ける記録裁判所であつて、英國の上告裁判所及高等裁判所と同じく、法官又は法廷を侮辱せる者を處罰する權能を持つてゐる。同法院は聯邦各州に於ても定期に巡回裁判及民事裁判を開廷することが出来る。而して高等法院より英本國樞密院法務部に上告の途があるのは海峽植民地と同一である。

海峽植民地の法令に從へば、馬來聯邦の判事は官職上海峽植民地高等法院の判事である。

馬來聯邦には一名の登錄官及二名の副記録官があつて、英國高等法院の公判書記、刑事裁判所書記、記録官と同等の職務を掌つてゐる。

下級裁判所—民事事件の第一審を取扱ふものであつて、一等法官の主宰する第一種下級裁判所、二等法官を以てする第二種下級裁判所の二種よりなつてゐる。前者は海峽植民地々方判事と同じく、民事にありては訴訟判事が五百弗を超えざるもの、刑事にありては五百弗以下の罰金、十二箇月以下の懲役に處する權能を持つてゐる。而して或る上席下級裁判官は民事管轄權を有し、從つて一千弗以下の罰金刑に附する權能がある。後者は亦海峽植民地副地方判事と同じく二百五十弗以下の民事管轄權を有し、二百五十弗以下の罰金刑に處する權限を有する。

同様である。判事の判決に不服なる者は州支配者(州會議を伴へる)に上訴することが出来る。

(附) 諸官署一覽

以上述べたる如く、英領馬來は海峽植民地、馬來聯邦及同非聯邦の三に分れてゐる。而して海峽植民地政廳は、總督の下に事務總長を置き其の下に附の如き各局部を以て組織してゐる。猶彼南及馬拉加の各植民地には夫々知事を任命してゐる。

次に馬來聯邦政廳は海峽植民地總督を統監に仰ぎ、各局部を掌らしむ。尙ペラ、スランゴール、ネグリスマピラン及パハンの各四州に英人知事を置き、實質上政府顧問の役をしてゐること前述の通りである。

又非聯邦は各獨立の政府を有し、英人顧問を置いて行政に參與せしめてゐる。

今海峽植民地及馬來聯邦兩政府の官署名を示せば次の通りである。非聯邦各州の官衙系統は簡單なる爲省略した。(一九三七年現在)

官房	Secretary
分析	Analyst Department
會計	Audit Office
破産	Bankruptcy Office
植物	Botanic Garden
華民事務	Chinese Secretariat
産業組合	Co-operative Societies Department
稅務	Coroners Department
消費稅	Department of Excise
管財	Department of Official Assignees
教育	Education Department
水産	Fisheries Department
移民	Immigration Department
司法	Judicial Department
勞務	Labour Department
土地	Land Office

Table of departments for the Straits Settlements Government, including Law Officers, Marine, Medical, and various administrative departments.

Table of departments for the Federated Malay States Government, including Marine, Medical, and various administrative departments.

財政

總說 海峽植民地 馬來聯邦 馬來聯邦 稅制 (附) 輸出入關稅

一 總說

英領馬來の財政は、海峽植民地にあつては海峽植民地立法會議の協賛を経て總督に依て決裁せられ、本國に於て植民大臣の決裁を行はれる(尙)政治の部... 海峽植民地總督の權限の項(參照)...

止まり、サンクシオンを得る爲のものではない。而して非聯邦各州の豫算は夫々州會議に提出して決定する。

二 海峽植民地

現世紀の初に比較すると、當植民地の歳入歳出は約七倍に達する程増加した。次表は特記された年の歳出入を示すものである。

海峽植民地歳出入決算表

Table showing the annual income and expenditure of the Straits Settlements from 1900 to 1936, with columns for year, income, and expenditure.

費目

Table showing the budget for the Straits Settlements from 1931 to 1937, with columns for year and budget amount.

海峽植民地費目別歳出入決算表

英領馬來...財政

歲	入	出
1	港灣諸稅收入	公債
2	免許料及諸稅收入	恩給退職賜金及賞與
3	諸手數料收入	總督善費
4	郵便電信收入	文書記官費
5	官有財產收入	民政長官知事及理事官費
6	利子收入	統監秘書官費
7	雜項收入	馬來建設局費
8	土地賣買益金	農務局費
9	殖民地開發資金補助計	會計檢查局費
10		外部會計檢查局費
11		華民保護局費
12		產業組合局費
13		灌溉排水局費
14		宗教費
15		教育局費
16		水產局費
17		宗務局費
18		教育局費
19		水產局費

歲	入	出
1	港灣諸稅收入	公債
2	免許料及諸稅收入	恩給退職賜金及賞與
3	諸手數料收入	總督善費
4	郵便電信收入	文書記官費
5	官有財產收入	民政長官知事及理事官費
6	利子收入	統監秘書官費
7	雜項收入	馬來建設局費
8	土地賣買益金	農務局費
9	殖民地開發資金補助計	會計檢查局費
10		外部會計檢查局費
11		華民保護局費
12		產業組合局費
13		灌溉排水局費
14		宗教費
15		教育局費
16		水產局費
17		宗務局費
18		教育局費
19		水產局費
20		水產局費
21		水產局費
22		水產局費
23		水產局費
24		水產局費
25		水產局費
26		水產局費
27		水產局費
28		水產局費
29		水產局費
30		水產局費
31		水產局費
32		水產局費
33		水產局費
34		水產局費
35		水產局費
36		水產局費
37		水產局費
38		水產局費
39		水產局費
40		水產局費
41		水產局費
42		水產局費
43		水產局費
44		水產局費
45		水產局費
46		水產局費
47		水產局費
48		水產局費
49		水產局費

海峽植民地に於ける歳入の主なるものを順次に記載すれば左の通りである。

- (一) 阿片收入(製造阿片の専賣に依る利益を云ふ)
- (二) 酒類に對する輸入税
- (三) 烟草輸入税
- (四) 印紙及相續税
- (五) 地租

其他の輸入税としては石油に對する輸入税で、最近五箇年間に於ける海峽植民地收入は一九三〇年一、二一四、七〇九弗、一九三一年一、四六九、五〇九弗、一九三二年二、八四五、〇八弗、一九三三年二、六五九、〇四四弗、一九三四年二、九四八、四〇一弗である。

海峽植民地は現に七千五百萬弗餘(一九三四年末現在)の剩餘金を所有してゐる。然し其の中約八百萬弗は市其の他の團體に對する貸金として釘付けられ、一千六百二十五萬弗は貸金の約束、大工事の竣成に要する貸約束の爲既に固定してゐる。それで投資の目的の爲に利用し得べき現金は約四千六百七十五萬弗あるに過ぎない。

公債—海峽植民地の公債は一九三四年末現在總額一三九、四四三、〇一七弗に上つてゐる。三分五厘海峽植民地記名公債の發行によつて調達された額は一九三四年十二月末日現在五九、二五七、三〇三弗に達してゐる。

右公債に對する利子の支拂額は一九三四年に於て二、〇七九、九〇七弗であるが、併し此の費用は公債の一部を割當てられたる新嘉坡港務局及其他の團體に於て負擔されてゐる。同公債辨償の爲の減債基金の額は一九三四年末日二〇、一六一、三六四弗である。

一九二〇年募集の海峽植民地及馬來聯邦戰利公債一五、〇七四、三〇〇弗は一九三四年九月一日に返還を受けた。

尙法律第一八二號(海峽植民地公債第一二號)の規程に依つて發行されたスターリング公債は八〇、一八五、七一四弗に上り、該手取金の全部は馬來聯邦政府に引渡濟で、馬來聯邦政府にては、該公債の利子及費用の支拂並に減債

基金支出の爲に法律が公布されてゐる。

現在海峽植民地の有する公債の種類及發行額を示せば次の通りである。

- 公債種類
- 海峽植民地記名公債 五九、二五七、三〇三弗
- 3 1/2 % Straits Settlements Inscribed Stock (1907) 四四、一八五、七一四弗
- 海峽植民地記名公債 4 1/2 % Straits Settlements Inscribed Stock (1921-22) 三六、〇〇〇、〇〇〇弗
- 6% Straits Settlements Inscribed Stock (1921-22) 三六、〇〇〇、〇〇〇弗
- 海峽植民地記名公債 4 1/2 % Straits Settlements Inscribed Stock (1921-22) 三六、〇〇〇、〇〇〇弗

三 馬來聯邦

歳入・歳出 次表は表中記載の年度に於ける馬來聯邦の歳出入決算を示すものである。

年 度	歳 入	歳 出	總 額
一九〇〇	1,509,880	1,278,830	2,788,710
一九〇一	2,255,018	2,259,610	4,514,628
一九〇二	4,077,988	4,283,631	8,361,619
一九〇三	4,217,124	4,007,871	8,225,000
一九〇四	6,454,727	6,990,727	13,445,454
一九〇五	6,555,080	6,170,121	12,725,201
一九〇六	5,238,859	6,215,323	11,454,182
一九〇七	4,571,120	5,377,021	9,948,141
一九〇八	4,719,680	5,038,641	9,758,321
一九〇九	5,623,331	4,211,136	9,834,467
一九一〇	6,254,024	5,119,999	11,374,023
一九一一	6,000,001	5,170,134	11,170,135
一九一二	6,000,001	5,170,134	11,170,135
一九一三	6,000,001	5,170,134	11,170,135
一九一四	6,000,001	5,170,134	11,170,135
一九一五	6,000,001	5,170,134	11,170,135
一九一六	6,000,001	5,170,134	11,170,135

馬來聯邦歳出入決算表

歳 入	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
1 關稅收入	1,411,011	1,565,549	1,680,078	1,999,801	2,600,674	3,266,121
2 消費稅收入	4,101,026	4,842,671	5,100,000	5,300,000	5,800,000	6,200,000
3 森林收入	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000	1,010,000
4 土地及鑛山收入	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
5 免許料及内國稅	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
6 裁判所手数料其他	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
7 市收	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
8 電燈・電力及用水其他官業收入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
9 郵便・電信・電話收入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
10 鐵道收入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
11 木材其他林産物收入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
12 官有財産收入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
13 利子收入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
14 雜項收入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
15 土地賣却收益	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
16 財產賣却收益	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
17 植民地開發資金補助	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
18 總計	13,100,000	14,500,000	15,500,000	17,000,000	18,500,000	20,000,000
歳 出						
1 公債償還	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
2 恩給退職金及賞與	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
3 統監	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
4 土侯及土人文官費	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
5 總務官費	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
6 理事官費	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
7 文官費	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
英領馬來……財政						
總計	13,100,000	14,500,000	15,500,000	17,000,000	18,500,000	20,000,000

馬來聯邦に於ける歳入は、前表記載の如く左記の通り主なる財源から得られる。

- (一) 關稅・租稅・免許料(關稅・消費稅・森林土地鐵山稅・免許料及内國稅)
- (二) 諸官衙の爲せる特別勤勞に對して徵收する諸手數料(裁判所又は官廳手數料、市が特別なる勤勞に對して得たる手數料)
- (三) 商業的性質を有する事業收入(郵便・電信・鐵道・電燈・用水・動力等)
- (四) 政府所有の財産に依る收入(政府所有物の賃貸料・利子・物品拂下代金)
- (五) 雜收入

四 馬來非聯邦

馬來非聯邦各州別歳出入決算表

年 度	ジョホール州		ケランタン州		トレンガヌ州		ケダール州		パリス州	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
一九三〇	1,010,000	1,267,000	1,120,000	1,310,000	1,100,000	1,350,000	6,567,000	6,937,000	4,927,000	5,357,000
一九三一	1,100,000	1,478,000	1,180,000	1,470,000	1,100,000	1,350,000	5,066,000	5,190,000	4,710,000	5,101,000
一九三二	1,140,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000	5,180,000	5,337,000	4,910,000	5,177,000
一九三三	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000	5,180,000	5,337,000	4,910,000	5,177,000
一九三四	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000	5,180,000	5,337,000	4,910,000	5,177,000
一九三五	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000	5,180,000	5,337,000	4,910,000	5,177,000

單位：海峽幣
出所：英領馬來要覽其他

ジョホール州 ジョホールの歳入は其の大部分 (イ) 投資預金及當座勘定に對する利子 (ロ) 關稅・消費稅・森林土地鐵山稅及拂下料 (ハ) 市收入 (家屋稅・水道料・電氣料・自動車稅及諸免許料) (ニ) 郵便及電信收入 (印紙・電話及無線電信料・書狀及代金引換小包郵便料を含む爲替振出手數料) 等より得てゐる。

歳出の主なるものは、人件費を筆頭に、土木費・恩給其他の諸費用である。

ケダール州 ケダールの歳入は主に關稅及消費稅・土地拂下料及地代・市收入 (家屋稅・水道料・車輛登錄料及其他雜收入)・印紙稅より得てゐる。本州にても戶稅又は人頭稅は賦課してゐない。歳出は土木費・警察及刑務所費・測量費・醫務保健費を支出し、其他教育費・郵便・電信費等の小支出がある。

パリス州 最北部の小州パリスは僅か五十萬弗臺の歳入で、支出も之に伴ふ少額である。歳入の主なるものは關稅及消費稅・阿片收入・土地及鐵山收入・市收入・裁判所手數料及港灣收入で、歳出の主なるものは土木費其他である。

公債 次に馬來非聯邦各州の公債現在額(一九三四年末)を示せば左の通りである。

州	公債
ジョホール州	海峽幣 5,550,000
ケランタン州	1,100,000
トレンガヌ州	5,550,000
ケダール州	1,100,000
パリス州	1,100,000

五 稅 制

概要 英領馬來は所得稅其他各種直稅は殆ど課せられてゐない。會て大戰當時及戰後數年間海峽植民地に於て所得稅が課せられたことがあるが、馬來聯邦に於ては未だ一度も賦課を見ることがない。而して海峽植民地に於ては酒類・麥酒・煙草・燐寸・石油を除き關稅は自由である。

兼に「財政の部に於て述べたるが如く、英領馬來の主たる財源をなすは、郵便電信收入・土地賣買益金・官有財産收入・地租・關稅(馬來聯邦及同非聯邦に於けるもの)・各種免許料・手數料・消費稅・鐵道收入・裁判所手數料・市各種公課(馬・驢等・自動車・人力車・電燈・水道・地所・家屋等に對するもの)・森林收入・債權利子及雜收入の各稅及各收入である。

關稅制度 海峽植民地に於ては、依然自由貿易主義を持し、其の港灣は

關稅收入	ジョホール州		ケランタン州		トレンガヌ州	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
免許料收入	1,010,000	1,267,000	1,120,000	1,310,000	1,100,000	1,350,000
裁判所手數料	1,100,000	1,478,000	1,180,000	1,470,000	1,100,000	1,350,000
郵便及電信收入	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000
鐵道收入	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000
港灣收入	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000
利子收入	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000
雜收入	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000
市收入	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000
土地賣買益金	1,100,000	1,767,000	1,270,000	1,670,000	1,100,000	1,350,000
計	11,100,000	12,670,000	12,200,000	13,100,000	11,100,000	13,500,000
歳入	11,100,000	12,670,000	12,200,000	13,100,000	11,100,000	13,500,000
歳出	11,100,000	12,670,000	12,200,000	13,100,000	11,100,000	13,500,000
人件費	5,550,000	5,550,000	5,550,000	5,550,000	5,550,000	5,550,000
其他諸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
運輸費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
阿片準備基金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
雜支出	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
土地買收費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
土木局繼續費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
同特別費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
計	11,100,000	12,670,000	12,200,000	13,100,000	11,100,000	13,500,000

ケランタン州 ケランタンの歳入も亦ジョホール州と同じく、土地拂下料及地代・關稅及消費稅・阿片專賣・森林・木材伐採料・郵便及電信・市收入(家屋稅及地租・電氣料・市場手數料・屠殺免許料・車輛登錄料)・印紙及相續稅・免許料より得てゐる。本州にては戶稅・人頭稅又は所得稅を徵收してはゐない。尙歳出の主なるものは人件費・恩給・公債に對する利子・土木關係諸費である。

トレンガヌ州 トレンガヌの歳入は其の約半額を關稅收入により、其の

自由港區たるを以て關稅制度を有しない。馬來聯邦に於ては財政の必要上又産業貿易の發達に伴ひ、一九二三年六月新たに同法律第六號(關稅法)を制定し、舊法を整理補正及統一し、各種の輸出入品に對し夫々課稅してゐる。而して稅率は從價及從量の兩者を併用してゐる。馬來聯邦各州に於ても大體馬來聯邦に準じ關稅率を制定して居り、之を表示すれば左の通りである。
(附) 法人財產稅 (Corporation Duty) — 會社其他法人團體の所有する動産・不動産及之より生ずる諸利益にして、植民地又は馬來聯邦内に於て合法的に公共の利益の爲又は教育・布教・慈善の目的に又は營業上の資本に屬し印稅を課せらるゝもの以外に就ては、之より生ずる純益に對し年三分の財產稅を課す。

印紙稅 — 爲替手形及約束手形・船荷證券・株券・冒險貸借證券・船貨買入證・公債株式所有者登記證明書・備船契約書・小切手・讓渡證明書・借地券・金錢貸借證・保證金・抵當・保險證書(傷害・生命・海上・火災)・委任狀・財產利得各種領收證・船荷證券代用貨物受領證・各種公債・倉庫證券等に對する印稅を規定す。就中邦人企業に必要と認むるものを列記せば左の如し。
爲替手形 — 一覽拂のもの 四 仙
其他同上(約束手形を含む) 額面百弗に付 五 仙
船荷證券 — 一枚に付 十 仙
小切手 — 一枚に付 四 仙
契約書 — 一件に付 二十五 仙
借地・借家其他の不動産に對する契約書
價格に就ては百弗以下・百弗以上百五十拾弗以下・二百五十拾弗以上五百弗以下・五百弗以上に四分し、期間に就ては一年未滿・一年以上五年未滿・五年以上に三分し、最低五十仙なり。
(發給の場合)
(通過の場合)
五 五 十 仙 弗

海上保險證券 壹千弗迄
火災保險證券 壹千弗を超ゆるもの
傷害保險證券 二十 仙
生命保險證券 二十五 仙
誓約書・其他法律を以て一件五百弗以下の場合 十 仙
て定められたる委任狀 一件五百弗以上及其他の場合 三 仙
各種營業用領收書 四 仙
等にして、即ち小切手・領收證・其他の證書類に對する印稅は概して本國と大同小異なり。
相續稅 — 價格に應じて差異あるも、五百弗乃至五千弗のものにありては價格の一分以上漸次遞増し、百五十萬弗以上にありては十二%を課す。
(附) 輸出入關稅率 (一九三七年四月現在)
輸入關稅率 —
海峽植民地、馬來聯邦及ジョホール州酒・煙草・石油及
其他商品輸入關稅率表
出所: 馬來外國貿易及海運月表附錄

Table with columns for '品目' (Commodity), '單位' (Unit), '海峽植民地' (Straits Settlements), '馬來聯邦' (Federation of Malaya), and 'ジョホール' (Johore). It lists various goods like alcoholic beverages, oils, and tobacco with their respective tax rates.

Table with columns for item numbers (1-11) and descriptions of goods such as tobacco, wine, and spirits. It includes tax rates and units for each item.

Table with columns for item numbers (1-5) and descriptions of goods like sugar, oil, and tobacco. It includes tax rates and units for each item.

品位及純分	種類	金屬	品位	法定重量	最輕通信用量	純分公差	公量公差
白銅貨	五仙			1111.11000	1111.11000		
銅貨	一仙・半仙・ $\frac{1}{4}$ 仙			75.84.000	75.84.000		
品位及純分							
ソヴェリン貨	金			1111.11000	1111.11000		
海峽	銀			1111.11000	1111.11000		
五十	銀			1111.11000	1111.11000		
十	銀			1111.11000	1111.11000		
五	銀			1111.11000	1111.11000		
白銅又							
ケル							

紙幣

海峽殖民地政府發行紙幣
 一萬弗・二千弗・百弗・五十弗・十弗・五弗・一弗(以上無制限法貨)
 二十五仙・十仙(以上法定通用額二弗)

銀行券
 チャータード銀行發行銀行券、滙豐(香港・上海)銀行發行銀行券
 紙幣發行準備金—海峽殖民地政府紙幣發行準備金は硬貨及有價證券の二種より成り、硬貨は弗銀及磅貨を以て發行紙幣に對し最小限度二分の一、有價證券は英本國及殖民地發行のものに限られ、最小限度三分の一と定めらる。
 銀行券發行は滙豐銀行にありては、發行銀行券の三分の一の正貨準備を要し

チャータード銀行はクラウン・エーゼント (Crown Agent) 又はトラスティーズ (Trustees) に對し、發行銀行券の三分の一を硬貨又は有價證券を以て供託するを要する。尙小額紙幣は一九一七年に銀價の騰貴其の他の歐洲大戰の影響よりして小額補助貨の大拂底を生ぜし際、一時的便法として印刷發行せしものであるが、其の後外觀を改め今日と雖も相當流通してゐる。
 スターリング送金買入の運用—海峽殖民地貨幣制度の根本をなすスターリング送金の買入は一九二三年貨幣法の規定する處にして、同法第九條は通貨委員はクラウン・エーゼントに對し倫敦に於て支拂はるべきスターリング引換に一弗に付二志四片十六分の三の割合を以て通貨又は紙幣を發行することを得。第十條通貨委員はクラウン・エーゼントにより一弗に付二志三片三アージングの割合を以て倫敦に於て支拂はるべきスターリング引換に通貨又は紙幣を受領することを得と定む。即ち海峽弗と英貨との比價變動の範圍、即ち十六分の三と四分の三の開きは新嘉坡・倫敦間に於ける金輸出入點の範圍である。従つて倫敦に於て決済せられる對外取引に於ては、弗貨の爲替變動は十六分の七即ち一・五%に限られ、之に依つて通貨委員は貿易上のペランスを決済する爲の爲替取引を援助し、値開きの増大を防止し得るのである。
 政廳に於ては極地内の通貨の量が減少したり、又は金を手に入るゝことの困難なる場合、市中銀行からクラウン・エーゼントを受取人とする電信爲替を買つて市場へ紙幣を供給し、市場に於て通貨の膨脹を來せる場合又は紙幣保證資金減少の場合、倫敦のクラウン・エーゼント宛に電信爲替を賣出して紙幣を同收し通貨の縮少を計ることが出来るのである。
 對外主要國貨幣平價—英領馬來の貨幣はスターリング爲替本位であるが故に、外國との貨幣價值比較は海峽弗一弗に付英貨二志四片を基準としてなされる。今爲替關係上主要なる國との平價を擧ぐれば次の通りである。

比較	英國	米	日	本	英領	印度	蘭領	印度
海峽弗一弗に對する外國貨	七磅に付	一米弗に付	一圓に付	八七セツル	一留比に付	五セツル四三	一厘に付	七〇セツル六
外國貨に對する海峽弗	七磅に付	一米弗に付	一圓に付	八七セツル	一留比に付	五セツル四三	一厘に付	七〇セツル六

年次	一弗以上の紙幣	海峽弗(一弗・五十仙)の紙幣	一弗以下の紙幣	補助銀貨	白銅貨(五仙)	銅貨	銀行券	計
一九三〇	八三三,六四六,八六	五,四三三,三六六	二,一〇七,〇七	1,782,906	1,817,470	1,782,906	1,782,906	10,170,704
一九三一	八三三,六四六,八六	四,三九九,九一七	二,一八一,一七	九,九九九,九	1,137,871	1,137,871	1,137,871	七,八一九,四三三
一九三二	八三三,六四六,八六	四,三九九,九一七	二,一八一,一七	九,九九九,九	1,137,871	1,137,871	1,137,871	七,八一九,四三三
一九三三	八三三,六四六,八六	四,三九九,九一七	二,一八一,一七	九,九九九,九	1,137,871	1,137,871	1,137,871	七,八一九,四三三
一九三四	八三三,六四六,八六	四,三九九,九一七	二,一八一,一七	九,九九九,九	1,137,871	1,137,871	1,137,871	七,八一九,四三三
一九三五	八三三,六四六,八六	四,三九九,九一七	二,一八一,一七	九,九九九,九	1,137,871	1,137,871	1,137,871	七,八一九,四三三

(備考) 毎年九月三十日現在 尙表中流通額は各地政府金庫在及銀行手持高を包含せるものにして、是等を差引ける實際の市場流通額は紙幣に就ては七〇・八〇%、海峽弗貨は九五・九七%である。
 系二、米佛系各一、計一七行あり、支那系銀行を除き何れも支店銀行あり、土地柄英國系銀行特にチャータード銀行と滙豐銀行が最も優越な地位を占めてゐる。外國銀行は大體に於て外國爲替事務を取扱ひ、日本に於ける如く所謂勸業銀行、農工銀行等の區別截然たる銀行は無い。

二 金融機關

銀行 英領馬來に於ける銀行は、英國系五、日本系三、支那系六、和蘭

英國系銀行	名	資本金	拂込資本金	積立金	本店設立年	本店所在地	領内本・支店所在地
銀行	チャータード銀行	1,000,000	1,000,000	1,000,000	一八三三	倫敦	新嘉坡、アロースター、イポー、クラン、吉臨坡、彼南、スレムバン、タイピン
銀行	滙豐	10,000,000	10,000,000	10,000,000	一八六五	香港	新嘉坡、イポー、ジョホール、バール、吉臨坡、ムア、馬拉加、彼南
銀行	Hongkong & Shanghai Banking Corp.	10,000,000	10,000,000	10,000,000	一八六五	倫敦	新嘉坡、イポー、コタバール、吉臨坡、クアラリビス、クアラトレンガヌ、彼南、クアンタン
銀行	Mercantile Bank of India, Ltd.	1,000,000	1,000,000	1,000,000	一八七〇	同	新嘉坡
銀行	P. & O. Banking Corporation, Ltd.	1,000,000	1,000,000	1,000,000	一八七〇	同	新嘉坡

英領馬來……金融

The Eastern Bank, Ltd.	1,000,000	1,000,000	1,000,000	倫敦	新嘉坡
Thos. Cook & Son (Bankers), Ltd.		1,100,000		倫敦	同
本邦銀行					
臺灣銀行	1,000,000			臺北	同
Bank of Taiwan, Ltd.		1,000,000		臺北	同
橫濱正金銀行	100,000,000		10,000,000	橫濱	同
Yokohama Specie Bank, Ltd.		100,000,000		橫濱	同
華南銀行	1,000,000		1,000,000	臺北	同
China & Southern Bank, Ltd.		1,000,000		臺北	同
和蘭系銀行					
德印商業銀行	100,000,000		10,000,000	阿姆斯特丹	同
Nederlandsch-Indische Handelsbank.		100,000,000		阿姆斯特丹	同
和蘭商業銀行	1,000,000		1,000,000	同	新嘉坡、彼南
Nederlandsch Handel Maatschappij.		1,000,000		同	新嘉坡、彼南
米國系銀行	1,000,000		1,000,000	紐約	新嘉坡
National City Bank of New York.		1,000,000		紐約	新嘉坡
佛國系銀行					
印度支那銀行	1,100,000,000		1,100,000,000	巴黎	同
Banque de l'Indochine.		1,100,000,000		巴黎	同
支那系銀行					
四海通銀行	1,000,000		1,000,000	新嘉坡	同
Size Hai Tong Banking & Insurance Co., Ltd.		1,000,000		新嘉坡	同
華僑銀行	10,000,000		10,000,000	同	新嘉坡、彼南、コタバル、吉隆坡
Oversea-Chinese Banking Corp., Ltd.		10,000,000		同	新嘉坡
Lee Wah Bank.	10,000,000		1,000,000	同	吉隆坡
Kwong Yik Selangor Banking Corp., Ltd.	1,000,000		1,000,000	吉隆坡	吉隆坡
Kwong Lee Banking Co.	1,000,000		1,000,000	吉隆坡	吉隆坡
United Chinese Bank, Ltd.	1,000,000		1,000,000	吉隆坡	吉隆坡
中國銀行	1,000,000		1,000,000	上海	新嘉坡
Bank of China.		1,000,000		上海	新嘉坡

八八二

英國系銀行 渣打銀行は英領馬來諸州の金融を委託せられ、又各州政府の本國送金を取扱ひ、地方金融の調節に當る主要銀行にして、爲替業務に於ても滙豐銀行と競ひ、滙豐銀行は海峽植民地金庫を委託せられ、政廳と密接なる關係を有し世界的に有力なる爲替銀行である。有利銀行は前二者よりも優力であるが、新嘉坡自治體の金庫である。

本邦銀行 本邦銀行は前記の如く三銀行あるが、主要業務は爲替であつて不動産金融は過去では相當需要を充ててゐたが、元來が不動産銀行でないから今では全然手を引いてゐる。

和蘭系銀行 和蘭銀行は對蘭領印度の貿易金融に従事す。蘭領印度に對する貿易は最も密接且つ巨額に達するを以て和蘭系二銀行の取扱ふ貿易資金は頗る巨額に達するものと推定せらる。

米・佛系銀行 其の他米國系・佛國系銀行は何れも自國民を中心として爲替業務に従事してゐる。

支那系銀行 支那銀行は何れも比較的近年の創立に係り資本金はさして巨額でないが、馬來領内の小賣商業を獨占する支那人を得意として之が商業資金を供給し、又華僑の本國送金を取扱ひ香港銀行及正金銀行と共に新嘉坡の銀爲替市場に盛んに活動してゐる。

其他金融機關 郵便貯金 郵便貯金に關する事務は海峽植民地、馬來聯邦及同非聯邦(ケダ、パリス、ケランタン州)のあらゆる郵便局に於て取扱つてゐる。政廳預金局は年三分の利息で預り、之を總て英本國及英領領土、英領印度の公債に投資することになつてゐる。最近五箇年間(十二月末日現在)に於ける郵便貯金高を示せば次の通りである。

郵便貯金高表

年次	海峽植民地	馬來聯邦
一九三〇	11,000,000	10,000,000
一九三〇	11,000,000	10,000,000

英領馬來……金融

八八三

出所 海峽植民地及馬來聯邦郵便電信局年報

三 金 利

當領の金利は概して低廉である。割引市場とかコール市場の組織なく、商業手形も無ければコールの如きも取引は極めて稀少であるが、稀に行はれる銀行間 3 days call は三分見當である。

然れども金利は各行共秘密事項なる爲其の内容を知ること困難であるが、

チエツテイ (Chetty) 印度人の高利貸で中流以下の主要なる金融機關である。個人經營又は組合組織のものもあり、兼ねて爲替の賣買を營むものもあるが多くの貸金專業である。貸付は對人又は對物信用を以て行ひ、悉く約手を使用し、擔保物は土地を最上とし、讓渡圖・椰子園等の農業地を主とし、貸付金の割合は大體六、七掛見當である。貸出利率も區々であるが一刻乃至二割五分の高利にして、貸付方法は最初貸付金額中より、一定額を天引し、支拂は一時拂又は月賦償還の方法を用ひ一定期間に分つて元金の返済を行はしめてゐる。チエツテイは要するに本邦高利貸と大體同様である。

無盡講 小商工業者其の他中以下に屬する在留邦人の重要なる金融機關である。

當舖(質屋) 多く支那人の經營であつて、衣類・貴金屬其の他を抵當として一定の利子を徴し貸出を行ふこと本邦の質屋營業に異なる所がない。中以下の支那人・馬來人・印度人を顧客としてゐる。

信局(爲替店) 信局とは郵便局の如き支那人の送金機關にして、小商人・船頭・苦力・車夫等の労働者の爲替を取扱つてゐる。信局は郷土的關係により相當の送金依託者を得つゝある外、別に労働者の密集する各地を巡廻して送金送信を引受け、金は適宜一括して銀行經由にて送金してゐる。

一九三四年秋外國銀行爲替組合設立せられ、其の規定により輸出入關係の爲替當座貸に對しては最低利率年五分となり之以下の貸出利率はなく、歐洲系銀行は大體之を基準とし、支那系銀行は更に高率となつてゐる。又預金利率は當座預金一年一分であるが其の他は大體左の通りである。

Table of interest rates for various banks and currencies, including '定期預金' (Fixed Deposit) and '各種貸付金' (Various Loans).

四 外國爲替

概要 英領馬來の貨幣制度がスターリング爲替本位にして海峽非一弗に付英貨二志四片と公定され、其の相場變動の範圍は政廳對倫敦クラウンエーセント宛電信買賣相場なる二志三片四分の三と二志四片十六分の三の開きたる十六分の七片なることは既述の通りである。即ち海峽對外價値の基準は對英爲替にして各地向の爲替相場は之を基準として建てられる。然し乍ら此の對英爲替は、他の東洋爲替の如く英米クロスに影響せられることなく全く貿易關係及財政關係が相場變動の原因を爲すものである。

市場に於ては磅爲替の買賣は自由である。従つて同地に於ける各爲替銀行は、其の買爲替資金其の他の資金調達の爲に各地に出合の付かざる時は倫敦向電信爲替を市場に賣出して之を充當するを普通とす。磅に次いで相當重要なものは盾・留比である。盾は近く蘭領印度を控へ、近時同地に於ける護護・錫鑛等の輸出漸増し、新嘉坡が中繼港たる關係上買付資金の送金に依るものであつて、留比は馬來半島に於ける印度人労働者・印度商人等相當多く彼等の送金・爲替關係に印度小金融業者の資金回送の關係に依るものである。

を算出するのであるが、勿論仲買人手數料其の他相當のマージンを見込むことと各銀行により異なるは云ふ迄もないことである。新嘉坡對各地向外國爲替相場の建方は、日本・米國・上海・漢口・爪哇・印度・馬尼刺・佛國・獨逸向は海峽非一弗に付何程、倫敦・歐洲宛は海峽非一弗に對し何志何片の受取勘定にて建て、暹羅は百銖に付海峽非何弗との支拂勘定の建方で、香港は香港非一弗に付海峽非何程割増 (Premium) 或は何程割引 (Discount) と建て、新嘉坡に於ける對外主要國爲替相場を算定する連鎖式をあげれば次の通りである。

新嘉坡平均爲替相場表

Table showing exchange rates for various locations: London (倫敦), New York (紐約), Hong Kong (香港), Singapore (新嘉坡), etc., with columns for bank types and rates.

農業

總説—農業政策(概要)農業用土地制度(耕地面積)小作制度(世界的地位)—農務行政及諸施設(主要農作物(大作物)橡膠・古椰子・米・油椰子 鳳梨(中作物)小作物)丁牧畜業

一 總説

馬來半島の原住民土人は原始農業もやつては居たが、主として狩獵及原始林産物を利用して衣食の糧を得て居た遊牧の民である各種の種族(主としてサカイ族)である。彼等の後に渡來した馬來人は主に船乗り及漁民にして從て農業には殆ど興味を有して居なかつた。此の特徴は今日に於ても尙トレンガヌ州にて見られる所である。最近その目撃者は同州に於ける農業に従たる農業並に農夫としての知識の除去して居る事を指摘して居る。

然し乍ら徐々に恐らく富國近隣の非漁民の住んで居た地方から移住して來た多數の者が馬來半島の各處に居住する様になり、而して彼等の渡來と同時に彼等自身の農業知識をも移入して來た。是等の種族中から農業に献身的ではないが、然し米、古椰子、果樹及其他の穀物等の日用必需品を栽培し、牛(主として使役用として)、山羊、家禽類を飼養せる所謂田舎の住民が生れて來たのである。最初に歐式農業の影響が浸潤したのは西海岸一帯、特に彼南・新嘉坡島であつた。次いで葡萄牙、之に代つて和蘭及東印度商會を通じて和蘭に代れる英國は新作物を輸入すると同時に開發に適する領内原産の物産開發に努力した。栽培作物の輸入並早期の農業開發は斯くの如く歐洲人により獎勵せられたのである。支那人農夫は新紹介作物を利用する事極めて敏く、而して多數は等の産業が開發せられたるも彼等支那人の農業並に産業知識に負ふ所甚大である。

十九世紀初頭農業企業は彼南及其の近傍本土並に新嘉坡島内に香料植物及ゴムビールの栽培に其の進路を見出した。胡椒は同時代の最重要作物を爲し、其の輸出量年額四百萬封度以上に達した。然るに此の産物の輸出は同世紀の

中葉に至つて餘り重要視されず、北部地方に於ては肉豆蔻及丁香が一八六〇年まで重要輸出品をなして居たが、同年に至り植物病蟲害の爲に全滅の悲運に立至つた。此の時分ゴムビール及胡椒は新嘉坡の主要農産物を形成してゐたが、新嘉坡の土地の多數は無農な生産方法を繰返して來た爲殆ど荒廢して仕舞つて居たので、支那人農夫は當産業を此の時分南部ジョホール州にて開發して居た。プロビンススウェルグレイ及彼南の砂糖生産は一八三〇年より始まり、約一八六〇年頃には重要な産物となり、其後引續き約四〇年間は其の地位を保つて居た。最後の工場が作業を閉鎖したのは一九一三年である。甘蔗栽培が衰へるに及び咖啡の栽培熱が擡頭し、此の時代には彼南、プロビンススウェルグレイ、新嘉坡及馬拉加の近傍にては咖啡栽培に好適した土地を得る事が困難であつた爲開拓者は海岸よりも奥まつた地方の土地を開拓するより外なくなつた。咖啡栽培は領内至る處特にベラ、スランゴール州に盛況を見たが、病蟲害並に價格の甚だしい變動は遂に同産業をも破滅させて仕舞つた。ではあるが、咖啡栽培の失敗が多少とも護謨産業の照會と時を同じうした事は馬來にとつては甚だ幸運であつたと云はねばならない。護謨樹が初めて馬來に照會せられたのは一八七七年にして、商業的規模に栽培が擴張せられたのは一八九五年以來である。

二 農業政策

概要 馬來の農業政策は是を歴史的に見れば其の發展段階は次の如く分類せられる。

- 一、葡萄牙及和蘭治下に於ける農業 二、英國の馬來領有 三、英國治下に於ける初期の農業政策 四、農園農業及政府の農業政策 五、一九〇四年より一九一四年に至る農業政策の發展 六、一九一四年より一九一八年間の農業 七、一九一八年より一九二六年に至る戦後の發展 八、一九二七年より一九三五年に至る農業政策

馬來半島に於ける英國勢力の扶植せられたのは一七八六年キャプテン・ライトに依る彼南領有に始まり、一八七二年に至るまでは馬來諸州の事項には

表立つて介入するを拒否する方針であつたが、一八七三年には此の政策は放棄せられた。一八二二年にはサー・スタムフォード・ラッフルズに依り新嘉坡に植物園が開設せられた。一八八九年には土地法の確立を見、馬來をして世界の生産國たらしめた護謨の栽培はキウ王室植物園と海峽植民地農務局の共同指導の下に一八九五年より一九〇〇年の間に開始せられた。一九〇五年には錫蘭植物園長ジェー・シー・ウイリス博士の進言に基き馬來聯邦農務局が設立せられ、護謨研究所は一九二六年に設立された。一九二七年より一九三五年に至る馬來の農業は幾多の有爲轉變を經て來た。即ち一九二八年にはスチブソン護謨統制法が終結し、一九三四年各關係國間に於ける數次の協商の後、新國際護謨統制法が實施せられた。一九二九年には農務局の官制が變更せられ、今日見るが如き機構を有する様になり、セルダン農事試験場も改革せられると同時に中央試験場と改稱された。一九三〇年以後農業經濟立直しの爲各種委員會が設立せられ夫々對策が講ぜられた。以上農業政策に關する顯著な點を要約すれば次の如くである。

- 一、農業を目的として讓渡せられる土地が有効に利用せられん爲に土地保有の組織的制度を確立する
- 二、資本主義的農業と特に馬來人農夫を主とする小園保有者の必要に對して割當てられた土地の面積に適當な均衡を維持せしめる事
- 三、農園農業に對しての適當な労働者供給に關する條件の規定並に賃銀及保健に關する労働状態の取締規則の制定
- 四、出來得る限り主要食料作物即ち米を大規模に生産する事の獎勵
- 五、作物を多種多様にして農業の堅實性を得せしめる爲に新農産物を獎勵する事
- 六、出來得れば關係産業が其の一部又は全部を維持する主義で調査研究並に教育に對して科學的な施設を確立する條件の規定の制定
- 七、植物病防疫に關する施設並に立法の條件の規定の確立
- 一、實際的な教示及教育をなす事

- 二、作物の手配及其の市場開拓に就て援助し忠告を與へる事
 - 三、農業信用貸制度の組織及勸奨獎勵
 - 四、土語學校に於ける農業訓練の實施並に農學校の設立
- 農業用土地制度 英領馬來の土地制度は之を便宜上海峽植民地、馬來聯邦及同非聯邦に分けて説明するを妥當とす。
- 一 海峽植民地
- 新嘉坡に於て讓渡せられ居る土地は英國王よりの直接の讓與或は租借によるものであつて、其の租借權は九百九十九年か又は九十九年間である。現在新嘉坡島内には未讓渡の農業用地は一英反も残存して居ない。彼南に於ては未占有の皇領地は租借並に法定讓與により取得し得るが、實際上は當植民地内には何人にも未だ取得され居ざる皇領地は殆どない。馬拉加に於ける農業用土地は田舎の土地にては英國王よりの讓與又は租借によりて保有されて居るが亦舊慣法にて取得されてゐるものもある。

二 馬來聯邦

馬來聯邦の土地保有を規定せる法律は一九一一年土地法 (Land Enactment of 1911) 並に同年の地權登記法 (Registration of Titles Enactment of 1911) に代り一九二八年より效力發生せる一九二六年土地法 (Land Code 1926) である。土地の讓渡並に地權登記の制度は二三の例外を除いて濠洲より輸入せられたトレンス法 (Torrens System) に基く。

國有地 (未讓渡であるか、政府の保留地ならざるか又は保護林ならざるか或は暫定的取得免許により保有され居るか、又は保有申請認可され居るか) 總ての土地の拂下(讓渡)權は該地の所在する州の理事官に在る。國有地は左記のみに讓渡せられる。

- ① 未成年ならざる各個人
- ② 定款にて土地保有を認められ馬來聯邦會社法に準據せるか或は英國又は諸外國會社法に準據して聯邦以外にて設立された會社
- ③ 土地保有權を有し、組織當時の法律に依り設立されたか、若くは英皇帝の勅許狀により設立された法人
- ④ 代理證明書に基き正當に委任された代表者

土地法に基き土地は、(1)市街地、(2)村落地、(3)面積一〇英反を超ゆる田舎の土地、(4)同一〇英反以下の田舎の土地、(5)海濱及海岸に分類せられ、(6)及(7)は便宜上一緒に扱はれて居り、其の譲渡は殆ど常に競賣に依るものにして最低価格は拂下料、測量費、境界標の費用、地権登記並に申請費等に依り決定される。此の地権は國有地の譲與或は租借にして、地代は建築用地一地區最低を二弗とし、一、〇〇〇平方呎に付一弗、右以外の土地に對しては一英反當り五弗となつて居る。面積一〇英反を超ゆる田舎の土地の地権は國有地の譲與或は租借の何れかであつて、地代は最初の六年間は毎年英反當り一弗夫以後は四弗となつて居り、稻・古々椰子・其他の優良農産物の耕作が相當行互つて居ると認められたる場合には地代の年割引がなされる。面積一〇英反を超へざる田舎の土地は馬來人及其他の小園保有者の利益の爲に作られた小分割であつて、該地の地権は國有地の譲與租借或はムキム登記簿に登記された地権の何れかである。拂下料及測量費等は前出(4)の條件と同様であり、地代はベラ、スランゴール、ネグリスマピラン州に於ては第一、第二級地とし、パハン州にては第一、二、三級地として、各々異なる地代が徴收されてゐる。即ち次の通りである。第一級地英反當り一、六〇弗より四弗まで、第二級地同〇・八弗より一、二〇弗まで、第三級地同〇・六〇弗、海濱並に海岸の地権は二十年を超へざる國有地の租借である。

國有地を保有せんとする者は先づ該土地所在郡の土地收入官に申請書二通提出するを要し、新申請者は申請面積廣大なる場合には提出に先立ち收入官に面會するか或は書面にて該地が申請の目的に利用し得るや否やを確め、而して申請者の土地資源開發の意圖を充分通じて置くのが便利である。申請書に對する承認書は收入官を通じて申請者に送達せられ、同時に收入官は拂下料、測量其他の手数料及地代の支拂を要求し、支拂完了すれば測量局をして測量をなさせしめ、收入官は地権登記所より地券の抄本を受け之を申請者に送附し此處に占有が確立する。地代の納入は毎年一月一日となつてゐる。

三 馬來非聯邦
 ジョホール州—一九一〇年に馬來聯邦に於けると略々同様の土地立法が布

かれ、其後度々の修正に依り今日のジョホール州の土地法は馬來聯邦に於ける土地法(Land Code)と實質的には同様である。同州の總面積は四、八〇〇、〇〇〇英反にして内一、二二一、六二六英反(一九三四年末)が農業並に建築用地として譲渡されて居り、未譲渡の土地は極めて豊富に存在する。各種栽培産物別拂下料並に地代を擧ぐれば次の如くである。

栽培物	拂下料	地代
樹	—	最初の六年間英反當り一弗以後四弗、舊地権によるものは三弗
古々椰子・檳榔	—	最初の六年間は英反當り一弗、爾後二弗、地券に地代の特定なき場合三弗又は四弗
果樹・落花生・蔬	英反當り一〇弗	地券に地代特定され居る場合一英反當り三弗又は四弗
菜・咖啡	—	一英反當り六〇仙
水	—	最初の六年間一英反當り五〇仙、爾後一弗
油	—	最初の六年間一英反當り一弗、爾後二弗
鳳梨	—	英反當り五弗
ケダ州	—	一九三二年に一九二六年馬來聯邦土地法の各主點に於て相等しい主旨並に内容を有する土地條令及同施行細則が布かれた。譲與によりて譲渡せられた土地は地代及耕作に關する條件に從て永久に保有する事が出来る。馬來人及當地在住過羅人に對しては特に厚く保護が加へられて居り、馬來人保留地内の國有地譲渡は是等の者に限られて居る。拂下料は一ルロン(〇・七一英反)に付最低一弗より五〇弗までにして、地代は稻作地の三〇仙を最低として讓渡栽培地を最高とし二・五〇弗が課せられてゐる。
ケランタン州	—	當州にて採用せられてゐる土地制度は州會を伴へるサルタンの許可を得て登記に依て地権を獲得するものである。小面積の場合は地権は登記簿に記入せられ、寫本と地形圖が土地權者に交付せられる。大園の場合には地権讓與書が發行せられるが、何れの場合にても地権の讓與は永代的である。米作地の拂下料は一英反に付五弗より一五弗にて最低をなし、村(カムポン)の土地は同一〇弗より一五弗であるが普通其の拂下は最少にして、讓

讓栽培地は一五弗より二五弗までである。地代は米作地四〇仙より一弗、村の土地八〇仙より一・六〇弗、讓讓栽培地一・二〇弗より二・四〇弗となつてゐる。非ケランタン人への土地の讓渡並に其の移讓には制限があり豫め州會を伴へるサルタンの特別の認可を得て置かねばならない。沿岸平野は總て馬來人の保留地である。

トレンガヌ州—同州の土地行政は土地鐵山監督官の權限に屬する。土地に關する立法は馬來聯邦に於けるものと同様である。農業地の拂下料は土地の價値により異り、一〇英反以上の土地の地代は米作地を除いて最初の五年間は年英反當り五〇仙爾後一弗、一〇英反及夫以下の保有地は一様に一弗である。稻栽培地の地代は最初の三年間は免除、爾後は一英反當り四〇仙である。ブルネイ州—ブルネイに於ける土地は郡登記簿に登記せられる事に依て保有せられる。土地法は大體に於て馬來聯邦に於けるものと同工異曲である。一〇英反を超ゆる土地は原則として讓渡せざる事となつてゐる。

耕地面積 英領馬來に於て農業用地として讓渡拂下げられたる土地の總面積は約六百萬英反に及び、其の中約五百萬英反は耕作されて居る。讓讓は最も重要な物産にして目下約三百二十五萬英反が讓讓植付地であり、之に次いで大部が小園より成る六十一英反に及び古々椰子園があり、其他油椰子、鳳梨、タビオカ、檳榔樹及サヤ椰子栽培面積は相當に上り、米作地は全國を通じて約七十六萬五千英反を占めて居る。海峽植民地の農業は殆ど讓讓栽培に集中されて居り、其の面積三十四萬七千英反、而して古々椰子及米作地は夫々八萬四千英反、七萬英反に達して居る。鳳梨の栽培も相當盛に行はれて居り新嘉坡島内のみにて耕地面積七千五百英反に及んで居る狀況であるが、最早や海峽植民地内にては農業用地として讓渡せる可き土地が殆ど皆無であるので、今後の農業の發展は望み得られない状態である。馬來聯邦の耕地は讓讓栽培地百六十萬英反、古々椰子二十四萬英反、米十九萬六千英反、油椰子三萬三千英反にして、右の外タビオカ、咖啡、果樹、檳榔樹及び其他の作物の栽培地は相當面積を占めて居る。高度四千呎の地に位するカメロン高原の開發は右以外の産物開拓の可能性を示唆するものにして、目下同高原

で最も前途ある作物として注目されて居るのは茶の栽培である。農業開發の目的で保有し得らるる土地は、廣漠たる未讓渡地を有するパハン州を除いては、平野では非常な限定を享け何れの州にても今日では容易に入手し得る土地はない。

馬來非聯邦殊にジョホール州にては農産品の種目に他州に比して極めて多種多様であり、其の土地開發の程度も後れてゐる爲、今後耕地として開發せらるべき土地は幾らも残つて居る。ケランタン及トレンガヌ州は開發は極めて遅々たるもので從て今後の開拓に待つべき所が極めて多い。特にケランタン州に鐵道が最近敷設せられたので同州の開發は急激に行はれるものと考へられる。

小作制度 馬來に於ける小作制度發達の徑路は普通金貸(其の多くは支那人・印度人)が土地所有者に對し土地を抵當として一定の金を貸與し、貸付金不拂に際し抵當物たる土地の所有權を漸次貸主に於て獲得し、而して先の所有者たる農民は單に土地の使用權を得て小作人となるものであつて、小作人は新所有主に對し小作料として現金又は其の作物を以て支拂ふを常とする。此の種地主對小作人の分配所得は普通主なる米作地方に於ける良田地に於ては一オロン(Orange=三分の一英反)當り二〇〇ガタン(Gantang=二升五合二勺)を標準として居る。又地方に依ては、地主より小作人に對し苗と植付費を與へ、所用の期間水牛と耙耨を貸與し、地租は地主の負擔で其の收穫物は二分分する方法もある。

馬來人の所有する讓讓園に於ては、園主と支那苦力との契約によつて、苦力はタツピングよりシート(Sheet)製造に至る迄の業務を引受け、其の製品の賣上げを各等分して一週一度の勘定をなす組織がある。小作に非ざる地主直營の田地に於ては其の收穫努力に對してのみ次の分配法を行ふ。

標準收穫の田地 收穫物の三分の一を收穫労働者が受く
 標準收穫以上の良田地 收穫物の四分の一を收穫労働者が受く
 標準收穫以下の不良田地 標準收穫の田地に同じ

世界的地位 英領馬來の農業と云へば直に讓讓栽培を想起する程讓讓産

業は世界的にも有名にして、此の外輸出作物としては古々椰子、鳳梨、油椰子、タピオカ、サゴ及檳榔子がある。ガムビールは嘗て重要な輸出作物をなしてゐたが連年減少を來し、却つて茶及トバ根が注意を喚起して來てゐる。輸入農産品の大宗は米にして又領内生産品としては米、古々椰子生産物、蔬菜類、果實類、珈琲及茶並に是等の間作物等が重要な地位を占めて居る。而して之を世界の農業上より見て重要な地歩を占めて居るのは僅に護謨産業のみにして即ち一九三六年度の世界總産額八六三、〇〇七噸の中約五〇%餘四一五、六一四噸は英領馬來が之を産出して居る状態である。從て世界の護謨工業界を支配するものは英領馬來であると云つても決して誇張ではない。次に重要なものはコブラ、鳳梨、油椰子、タピオカ等であるが、是等は總て護謨の勢力に比すれば誠に微々たるものと稱すべく護謨の輸出額、二億六千餘萬弗に比して夫々千六百餘萬弗、八百三十萬弗、三百三十萬弗、二百二十萬弗を算するのみにして之に依ても其の大體は窺知し得らる。英領馬來の住民の大部をなす支那人及馬來人は共に米を主食とする人種にして、從て米の需要は莫大の量に上り而して領内産額は一九三三年度に於て三一五、〇七八噸、年消費量は七九〇、〇三三噸に達し、差引四七四、九五五噸は之を外國よりの輸入に俟つ外なく、其の大部分を暹羅及緬甸に仰いで居る現状にある。

三 農務行政及諸施設

海峽植民地及馬來聯邦農務局 馬來聯邦農務局が其の本部を吉隆坡に設立したるは一九〇五年にして後一九一八年には海峽植民地をも含む事となつた。科學的方面の職員は馬來非聯邦の農業の顧問助成に應じ、四名の官吏は是等の州にも共通に勤務する事となつて居る。農務局の一般的機構としては同局は五部に分たれ、即ち農務本部、調査研究部、現業部、經濟、統計並に出版部及農業教育部があり、其の中調査研究部は農業化學、コブラ調査、昆蟲學、細菌學、土壤並植物病理學課の六課に分れて居る。

産業組合局 一九二一年馬來聯邦及海峽植民地に於ける産業組合運動を創始指導し、之を記録監督する爲に一名の主管官を置いたが是が英領馬來に於ける産業組合局の濫觴にして、同局は其後全英領馬來を通じて各種の産業組合を組織する事を獎勵し、一九三三年末には農業目的の地方信用組合は馬來聯邦六二、海峽植民地一四を算するに至つた。一九三一年に至つて農務局と護謨研究所との共同で田舎行の講演車を組織し、教育映畫・幻燈其他の展覽品を満載して定期に國內を巡廻せしめて居る。産業組合局は現今殆ど各郡に設立された郡經濟部に對して一部責任を有し、該經濟部は顧問官吏が小團保有者と密接な連絡を保つ上に於て大いに活躍して居る。

水利局 水利局は米穀委員會の提案に基き一九三二年に設立されたものである。同局は既存灌漑地域及新地域の改善擴張水利事業に關して責任を有し、又聯邦各州内の河川の改修、治水にも責任を有し、直接農業を利するを目的とし且つ新地域の植民事業にも關係を有する。

獸醫局 馬來獸醫調查顧問局長の下に獸醫局あり、該局の事業は各種防疫に關係し、最近の組織改善にて調査事業をも遂行する事となつた。

勞働局及華民保護局 兩局は不即不離の關係にあり、前者は農業及其他の勞働者全般に亘る問題を取扱ひ且つ雇傭主側と被雇傭者間の協調を司り、後者は支那人移民勞働者に關する事項を取扱ふ。

馬來護謨研究所(Rubber Research Institute of Malaya) 一九二六年末馬來護謨研究所が本部を吉隆坡に置いて設立された。同時に之まで農務局の有した護謨研究事業は總て本研究所に移管せられ、農務局は自由な立場で護謨以外の重要農業問題を檢討する事となつた。研究所の維持費は一九三四年の半までは護謨輸出税に依り賄はれたが、同年後半に至り輸出税が廢止せられた結果、研究所の基金は一九三四年の護謨取締法に基き課せられた護謨税を以て之に當てる事とされた。一九三四年馬來聯邦法律第十四號に依り右研究機關は組織變更せられ、下記の者より成れる委員會の統制を受ける事となつた。

一、研究所長 一、馬來聯邦統監に依り任命された一名の會計員 一、馬

私設協會 右以外の私的協會が護謨栽培者に依て彼等の利益を擁護する爲に多數設立を見た。主なるものを擧ぐれば次の通りである。

馬來栽培者協會(The United Planting Association of Malaya) 一八九七年に馬來栽培者協會(The Planters' Association of Malaya)が設立せられ、一九二三年に馬來聯邦の法律に依り法人團體となつた。同會の一般的目的は馬來の農業並に栽培業を振興助長し保護するに在る。其の會員は郡栽培者協會、個人農園、代理店及商家並に私人會員よりなつて居る。

一九〇七年に護謨栽培者協會(The Rubber Growers' Association 法人組織)が設立され、護謨栽培業の便益を圖る事となり、一九一〇年研究事業を開始し一九二六年まで續いたが、同年馬來護謨研究所が其の研究所を開設するに至り同研究事業は右研究所に移讓せられた。馬來の栽培事業を打つて一九と代表し得る一組織が頼りに要望せられるに至り、馬來栽培者協會は組織が改變せられ其の名稱も一九三五年一月一日より法律により馬來聯合栽培協會と改稱せられるに至つた。護謨栽培者協會は其の本部を倫敦に置き依然別個の團體となつて居るが、同じく馬來聯合栽培協會の會員である。

栽培者協會(The Incorporated Society of Planters) 總ての栽培者の利益を保護する爲に設立された其他の組織團體としては一九一九年に創立された栽培者協會がある。同會は毎年一回總會を開き、遂行事業の中馬來栽培業者共濟基金と稱する法人團體たる共濟基金制度の設立並に技術教育計畫は著名である。同會は月刊誌“The Planters”を發行して居る。

馬來栽培者慈善基金(The Planters' Benevolent Fund of Malaya) 栽培業者救濟の他の基金制度としては馬來聯邦法律に依り法人となれる馬來栽培者慈善基金がある。同基金制度は一九〇七年に創設され一九二二年に法人組織となつた。

當基金の一般的目的は馬來栽培會の會員なるか又會で會員たりし者及是等の者の妻子並に寡婦たる歐洲人系の者にして救濟の必要ある者を救濟するにある。基金が設定されてから上述の如き各件に支出された總額は二五〇、〇〇〇弗に達して居る。

來聯邦及海峽植民地農務局長 一、小園所有者代表二名 一、護謨栽培協會、馬來聯合栽培協會及馬來農園主協會から選任せられた被指名者五名。後二者は何れも馬來聯邦統監に依り任命された者なるを要す。同所職員は同研究所並に錫蘭護謨研究團體よりの補助に依り維持されて居る。倫敦護謨調査委員會(馬來、錫蘭)の研究員と共同して仕事に従事して居る。又或る種の事業に就ては錫蘭及蘭領印度(爪哇及スマトラ)の護謨研究機關と共同して之を行ふ事もある。同研究所の事業は原則として土壤調査を含む生産、護謨樹の改善、タッピング法、病蟲害、製造目的に沿ふ各種原料護謨の生産、凝縮法をも含む良質の護謨汁の市場開拓に關する科學的諸問題を研究調査するに在る。

研究所附屬試驗場の面積は約一、三〇〇英反にして、中約八〇〇英反は現在植付が行はれて居る。加ふるに全國の農園多數にて試驗作業を行つて居る。研究所の出版物は無料で馬來内の總ての農園に配布されて居る。

栽培業者貸付金委員會(The Planters' Loan Board) 一九〇五年に聯邦政府は當領内の農業資源開發の目的を以て經濟的援助をなす事を決定した。其の後急激に農業が發展するに連れ、農業者に對する政府の貸付金は次第に膨服し、遂に管理基金までが危機に瀕するの情勢に立至つた。一九一四年に顧問委員會が任命され一九一五年末まで繼續し、同年に至り特殊法律に基き馬來聯邦栽培業者貸付金委員會が創設せられた。最初貸付は栽培業者(栽培會社、組合及個人)のみに限られて居たが、一九二〇年中に同委員會の權限が擴張され同時に貸付の許可は農業産業組合及小土人農夫にまで及ぶ様になつた。更に一九二六年に至り同委員會の活動範圍が擴められ、委員會が馬來聯邦の一般開發に直接貢獻すると思惟する總ての目的にも貸付を許可する事となつた。但し貸付の許可は馬來聯邦内の土地の利益のみに限定せられて居る。

一九二二年に護謨輸出の制限が實施せられ、同委員會にては護謨産業にはこれ以上の援助をなす事を停止し、更に一九二九年に至り此の方面には全く貸付を行はざる事となつた。

馬來農園主協會(The Malaysian Estate Owners' Association)——一九三一年五月に護謨並に其他の農業栽培業、總ての土地所有栽培者及馬來に登錄せられたる栽培會社(其の株主をも含む)の利益を振興助長並に保護する目的を以て馬來農園主協會が結成された。現在會員數は領内設立會社及組合三三、小園所有者會員四四五名を加へて七五九を算し、會員は各國籍人を網羅して居る。會員所有園總面積は一九五、〇〇〇英反に及ぶ。馬拉加園主協會、ネグリ、スミピラン園主協會及馬來聯邦チエタイヤ商業會議所は分會々員である。

百姓會(The Japanese Planters' Association)——百姓會は馬來在住日本人栽培業者を以て一九一二年に新嘉坡にて初めて設立されたが、一九二三年中當時の貿易不振の爲解散し、同年後半に至り更に日本人栽培業者聯合會と稱して再び設立された。一九三四年四月十日に再度名稱が百姓會と改稱され今日に至つて居る。會員は馬來在住或は馬來農園在住者に限られて居らず、蘭領印度にて作業し居る日本人栽培業者をも會員として居る。

馬來椰子油生産業者協會(The Palm Oil Producers' Association of Malaya)——近年油椰子産業が急激な發展を遂げ、業界の保護をなす爲に或る種の團體の必要を痛感されて居たが、遂に一九三二年に至り馬來椰子油生産業者協會が實現を見た。同協會の目的とする處は椰子油産業並に其の栽培者及株主を振興助長し保護するに在り、而して一九三四年末現在の會員數は二四會社並に個人會員一四名を算する。同年末會員に依り支配され或は所有せられ居る農園總面積は六〇、四六五英反にして英領馬來油椰子産業の殆ど大部を占めて居る。

馬來農業園藝協會(The Malaysian Agri-Horticultural Association)——馬來農業園藝協會は全馬來半島に農産物展覽會の定期開催を獎勵する事、地方に於ける展覽會委員に展覽會の組織に就て指導する事を目的として一九二二年設立せられたものである。馬來半島に於て今日最も必要とせらるる家畜農産物の改良を獎勵する事も其の目的の一である。該協會は馬來聯邦及海峽植民地政府並に馬來聯邦の或る政府から財政上の援助を得てゐる。尙會員の寄附

- Coconut Experiment Station, Port Swettenham, Selangor, F. M. S.
- Pineapple Experiment Station, Lim Chu Kang, Singapore, S. S.
- Lim Chu Kang, Singapore, S. S.
- Experiment Station, Tanah Rata, Pahang, F. M. S.
- Central Experiment Station, Ayer Hitam, Johore, U. M. S.
- Ayer Hitam, Johore, U. M. S.
- Central Experiment Station, Kota Bharu, Kelantan, U. M. S.
- Kota Bharu, Kelantan, U. M. S.

四 主要農作物

英領馬來に於ける農産物は之を三級に大別する事が適當にして大作物としては護謨、古々椰子、米、油椰子、鳳梨があり、中間作物としてはタバコカ、檳榔子、ゴリス(トム根)、珈琲、茶、ガムビル、煙草、芭蕉、其他雜果物、蔬菜等があり、小作物としては香料作物、米以外の穀物、雜産油作物、纖維植物、藥草、雜作物を擧げる事が出来る。以下各項に付概説する事とする。

1 大作物

護謨 概要—パラ護謨樹(學名 *Hevea brasiliensis*)は其の植付面積より見て、又同作物の貨幣的價值から見て馬來に於ては最も重要な農産物と見做す事が出来る。

護謨樹の種子をブラジルから初めて持つて來たのは Sir Henry Wickham にして、東洋に之が照會せられたのはキウ王室植物園を通じて一八七六—七七年の間に於てである。此のキウ王室植物園より送られた苗木の中馬來にては二十二本が、而して錫蘭にては二十三本が活着を見た。此の僅かの苗木の子孫が今日東洋主として馬來、蘭領印度、錫蘭、印度支那及暹羅に於て數百萬英反に亘つて植付けられて居るのである。一九〇五年に於て、馬來の護謨栽培業による護謨は僅に二〇〇噸以下にして、南米の原始林産のものが約年産三五、〇〇〇噸にして依然として市場を獨占する形勢にあり、而して其他の世界各國は各種自國産の護謨産出植物より得たる護謨二七、〇〇〇噸を産出して居た。此の數字に對比して見れば、一九三四年の馬來護謨産量は世界

に依て基金を増加してゐる。同協會は協會附屬の展覽會敷地を吉隆坡に有する。同協會の重要な活動は例年馬來展覽會を組織するに在り、第十二回目は一九三五年に吉隆坡にて開催せられた。同協會は年四回雜誌を發行して居る。

農事試驗場 中央試驗場はスランゴール州セルダンに、而して古々椰子試驗場はスランゴール州クランに經營されて居る。中央試驗場に附屬して家畜農場があり、フレージャーズ・ヒル(Freager's Hill)には酪農場及家禽農場がある。茶及高山作物の試驗場は四、〇〇〇呎の高度のキャメロン高地に維持せられて居る。

馬來聯邦には農事試驗場は九箇所、海峽植民地二箇所、ケダー州に一箇所あり、新嘉坡島内には海峽植民地並に馬來聯邦政府の共同補助に依る鳳梨試驗場がある。

是等試驗場の外、農務局は稻の試驗場五箇所及二九箇所の稻實験園を維持經營して居る。

セルダン中央試驗場—同試驗場は吉隆坡より道路にて一四哩スンゲイ・ベシ驛よりは五・五哩の地點に位し、總面積約一、五三七英反の地域を占めてゐる。同試驗場は元來護謨及古々椰子以外の作物の試験を目的として設立されたものにして、現在約百五十種以上の各々相異なる作物が其の農業上の重要性に従つて夫々の規模に栽培せられて居る。當試驗場にて行はれて居る實験作業に公衆が親しむを持つ爲に各月の第一及第三水曜日を縦覧日として一般に開放されて居り、同日には試験場職員が農事に興味を有する人士に對して同試驗場の廣大な園圃を案内し詳細に説明の勞をとつて居る。特殊の場合には右以外の日にても農務局長又は農業技師の許可を得れば縦覧は許されるが、成るべくは一般人は職員の仕事を妨げない爲に縦覧日を選んだ方が便利である。

次に英領馬來の主要試驗場及所在地名を示せば左の通りである。

試驗場名	所在地
Central Experiment Station	Serdang, Selangor, F. M. S.

產量一〇、二七、五七二噸に對し四七九、三七一噸にして實に隔世の感がある。生産制限—栽培護謨産業の隆盛は特に一九二〇年より異狀を來し、護謨は勿論他の産業にも影響を及ぼせる一九二一年の一般經濟界の不況の爲護謨産業は殆ど壊滅に瀕する處に至り遂に英國政府はスチブソン法として知られて居る各特定護謨栽培地域の樹齡及護謨の市場價格に基き生産量を制限せんとする方法を實施する事となつた。此の目的は生産と消費量の懸隔を少くし夫に依て市場在庫品を減少せしめ、原料價格の堅實性を保たしめんとするに出でたるものである。

不幸にして此の制限法を實施するに當つて英馬領來にとつては次の如き二つの不利な事態に遭遇した。即ち第一には原料護謨の價格の値上りは亞米利加に於ける護謨栽培業を獎勵する事となり、その結果としては在庫品の減少は豫期せる如くに急激には行はれず、第二には原料護謨値上りの刺戟は同制限法に参加し居る蘭領印度の護謨産業並に生産を増加せしめた事が是である。同法は一九二八年十一月を以て廢棄せられた(尙是が詳細に就ては本年第二回版を参照せられたい)。此の護謨生産制限法の停止は最初は價格の上には大した影響を齎さず、一九二九年末に至るまで世界の護謨消費量は順調に増加して行つた。然し乍ら其の結果世界市場の護謨氾濫並に在庫品の山積を招來し、此の情勢は一九二九年より一九三三年に至るまで次第に悪化して行つた。此の情勢と世界的經濟恐慌とが因となり果となり消費の減退を來し、護謨生産者の形勢は一九三三年末に於ては一九二一年の以前とは更に憂ふべきものがあつた。此處に於て前回の制限の經驗からして生産國全部に適應さるべき制限計畫が必要となつて來た。依て英、蘭、佛の利害關係國間の長期の協商の結果、國際護謨生産制限法が一九三四年六月一日より實施される事となつた。即ち既存の世界護謨在庫量を常態的水準にまで低減し、供給を組織的に需要と一致せしめ且つ適正なる市價を維持して生産者の採算を可能ならしむるを目的として一九三四年四月二十八日、倫敦護謨栽培者協會に於て國際的制限交渉は遂に協定せられ、右條件及規定を含む正式協定書に生産者側代表は外務省にて調印を終了した。該協定の主要三原則は、(1)護謨生

英領馬來……農業

産國の全部を本協定に包括せしむること。各國に割當する生産量を先づ第一一九三四年より一九三八年に至る五箇年間の毎年基本割當額として決定すること。總ての新規護謨植付は全般的に之を禁ずること。にして本協定案の主要規定は三章十九條よりなつて居る。主要條項は次の如くである。

- 一、本制限は左の諸領土内に適用するものとす
 (1) 馬來半島 (海峽植民地、馬來聯邦、馬來非聯邦、ラブアン、ブルネイ)
 (2) 蘭領印度 (錫蘭、英領印度(緬甸を含む)、北ボルネオ、サラワク、暹羅、佛領印度支那)
- 二、本規約は最小限度として一九三四年六月一日より一九三八年十二月三十一日に至る期間之を實施す
- 三、本協定案は割當制にして各年各國に割當する輸出許可量を確定する爲左の如き基準割當を決定す

國別	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
英領馬來	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000
蘭領印度	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
錫蘭	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000
英領印度	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000
緬甸	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000

次に減産実績を見れば次の如くである。

英領馬來護謨減産実績表

一九三四年(基礎割當量五〇四、〇〇〇噸)

月次	基礎割當量	輸出許可量	輸出高際	許可量と實際量の差
一月	83,333	83,333	83,333	0
二月	83,333	83,333	83,333	0
三月	83,333	83,333	83,333	0
四月	83,333	83,333	83,333	0
五月	83,333	83,333	83,333	0
六月	83,333	83,333	83,333	0
七月	83,333	83,333	83,333	0
八月	83,333	83,333	83,333	0
九月	83,333	83,333	83,333	0
十月	83,333	83,333	83,333	0
十一月	83,333	83,333	83,333	0
十二月	83,333	83,333	83,333	0
計	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0

出所：南洋産協會々報

八九四

- 四、一九三四年度の基準割當量は前表内に規定せる同年一箇年分に對する月比例に依り割當する
 - 五、護謨輸出許可量は國際護謨調整委員會により其の都度決定さるゝ事。尙該比率は各國とも同一とす(但し暹羅を除く)
 - 六、海峽植民地の限定
 - 七、佛領印度支那の割當特別
 - 八、護謨輸出入に關する取締
 - 九、密輸脱税に對する取締
 - 一〇、制限許可量より輸出を超過又は不足量の取扱
 - 一一、國際護謨調整委員會
 - 一二、歐米護謨製造業者の陪審委員會
 - 一三、本規定實施及委員會事業費の捻出
 - 一四、護謨在庫品の限定
 - 一五、新規植付に關する罰則
 - 一六、既成園の更生面積と罰則
 - 一七、護謨種子其他の輸出禁止
 - 一八、調査員の派遣
 - 一九、護謨研究費の爲に輸出税賦課
- 國際護謨制限狀況—制限計畫を管理して居る國際護謨調整委員會は、初めの中は輕度の制限を試み次第に之を強化する方針をとつて居るが、今一九三四年より一九三七年末までの制限割當率を示せば次の通りである。
- | 月次 | 基礎割當量 | 輸出許可量 | 輸出高際 | 許可量と實際量の差 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 二月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 三月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 四月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 五月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 六月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 七月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 八月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 九月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 十月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 十一月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 十二月 | 83,333 | 83,333 | 83,333 | 0 |
| 計 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |

英領馬來……農業

栽培適地—護謨樹は馬來半島内の如何なる地にも良く生育する。生育の良好なのは低い沿岸平野及内地の峻險な丘陵地とて、最も樹勢の良いは丘陵斜面の岩石の多い泥炭性の排水の良好な土地及硬い紅土地である。然し比較的最近に排水を行つた泥炭地に植付けると土壤が落込み、根が土の上に持上つて樹を傾斜せしめて仕舞ふ。高度二、〇〇〇呎以上に達すると樹が發育不十分となりいぢける。護謨樹は土壤には大して關係なく繁茂するが氣温並に雨量條件には非常に感易い。生育には平均した熱帯的氣温と満遍なく年平均八〇吋より一〇〇吋位までの多量の降水量を必要とする。馬來は護謨樹の生育には好適した條件が得られ、樹の速な生育、病蟲害を被らざる事及收量の多い點では世界中其の比を見ない處である。最適地は起伏した土地にて相當の厚さを有し而して自然排水の行はれる砂其他の腐植物を含める所謂ロームと稱する粘土質の土地である。植付後五、六年して結實期に至るまでは雜草の除去、排水を要する所では排水をなして土壤の水蝕を防ぐ手段を講ずる事、樹病の防疫並に處理を除いては殆ど土壤を鋤起してやる必要はない。今日では殆ど各園共に主として産科植物であるが密生する間作物を植付けて土壤の地味を保ち、豪雨の際には水蝕を防ぐ事が常識となつて居る。

八九五

栽培適地—護謨樹は馬來半島内の如何なる地にも良く生育する。生育の良好なのは低い沿岸平野及内地の峻險な丘陵地とて、最も樹勢の良いは丘陵斜面の岩石の多い泥炭性の排水の良好な土地及硬い紅土地である。然し比較的最近に排水を行つた泥炭地に植付けると土壤が落込み、根が土の上に持上つて樹を傾斜せしめて仕舞ふ。高度二、〇〇〇呎以上に達すると樹が發育不十分となりいぢける。護謨樹は土壤には大して關係なく繁茂するが氣温並に雨量條件には非常に感易い。生育には平均した熱帯的氣温と満遍なく年平均八〇吋より一〇〇吋位までの多量の降水量を必要とする。馬來は護謨樹の生育には好適した條件が得られ、樹の速な生育、病蟲害を被らざる事及收量の多い點では世界中其の比を見ない處である。最適地は起伏した土地にて相當の厚さを有し而して自然排水の行はれる砂其他の腐植物を含める所謂ロームと稱する粘土質の土地である。植付後五、六年して結實期に至るまでは雜草の除去、排水を要する所では排水をなして土壤の水蝕を防ぐ手段を講ずる事、樹病の防疫並に處理を除いては殆ど土壤を鋤起してやる必要はない。今日では殆ど各園共に主として産科植物であるが密生する間作物を植付けて土壤の地味を保ち、豪雨の際には水蝕を防ぐ事が常識となつて居る。

芽接法—護樹毒種の實際的方法である芽接法は、最初は農場にて多數の變異性の實地觀察に基いて此の方法が照會せられるに至つたものである。即ち實驗の結果種子から育てられた普通の一群の護樹樹は其他の植物と同様に收量に極めて變化を有する樹が多數含まれて居る事が判明した。其の結果各個體樹の收量に次第に注目されるに至り、收量の多い樹からのみ此の好性質を永續せしめる爲に樹苗を得んとする實驗を促進する様になつた。此の方面の仕事に先鞭をつけたのは蘭領印度に於てであり、最初の結果は約一九一八年に發表せられた。夫以來特にスマトラ、爪哇、馬來及印度支那に於て相當の進歩が認められ、此の芽接法は現在各種の護樹樹の混合種子から苗木を得る方にとつて代つて居る。平均收量よりも遙に多くの收量を擧げ居る母樹から得た接芽を養成した護樹樹からは非常に多くの收量が得られる様になつた。馬來に於て交配母樹の種子から栽培した可なり成績良好な護樹樹の平均數量は一英反當り約五〇〇封度であるが芽接を行つた護樹樹よりの收量は英反當り一、〇〇〇封度を得る事が出来て將來更に進歩を見れば恐らく以上の收量を擧げ得る事であらう。

タツピング (Tapping) —護樹樹の産物は護樹汁として知られ居る白色乳劑にして普通二五—四〇%の彈性護樹を含有して居る。護樹汁中に含まれる護樹の比率はタツピング(切付け)の方法及樹齡によつて各々異なる。通常幼樹(五、六年生)は護樹含有量の少い護樹汁を産し、タツピングを深くするか或は回数を再々行つた場合も同様の結果を齎す。護樹汁は樹皮を突き刺すか又は切開すれば之を得られる。護樹園に於ては護樹樹のタツピングは通常地上から四呎の間の樹幹に限られて居る。農園に於けるタツピングは或る時期を置いては約二〇分の一時の中に樹皮を薄く剥皮切開して徐々に下方に及ぼすものにして、切付けは水平角度約一五度より二〇度となし、樹液は前述樹皮の切開溝に沿つて流動し、垂直の切開溝に至り備付の集液器(コップ)に滴下する。タツピングを行ふ樹が普通樹皮の極めて薄い接木仕立のものである場合には切付けは水平角度約三〇度位の急角度とする。然るときは樹液は自由に速

く流動し切開溝に溢れる様な事がなく集液器に流下する。普通の切付器具はテボン刀として知られてゐる刃巾の狭い小刀又は改良獸醫刀である。其他種々の型の切付刀が試みられたが一般に使用されて居ない。樹液の流れる植物脈管は多少垂直に樹皮の外皮と新生組織層の間に介在する。是等の脈管は集中的に走つて居て、最も多く收量を得る様にタツピングを行ふには各皮下層即ち樹液層諸共に新生組織を損傷する事なく外皮深く切付けを要する。若し新生組織を傷ける時は其處に瘡を作り生育を不規則ならしめ、新生樹皮の次のタツピングを非常に困難ならしめる。未だ經驗日淺かりし時代に於けるタツピング法は非常に荒く、即ち魚骨形法と稱して垂直溝の兩側に各四より六條の切口を毎日付けて行くといふやり方であつた。此の方法は餘りに烈しく比較的短期間の間に樹液枯涸となつて現れるか或は收量が經濟的に見て價値なき程度に減少するかして仕舞ふ事が明かとなつた。尙又此の方法は更新樹皮を得る爲に餘りに急速にタツピングする樹皮の箇所を移動しなればならぬ事が判明し、而して經驗並に實驗の結果此の方法は次第に更められ、現今經營成績良好な農園にして最も荒いタツピングの方法を採用して居る處でも樹幹の半面に一日置か一箇月置きに毎日半魚骨形又はV字形法のタツピングを行ふ程度である。此の新しいタツピング法にて樹幹の半面に各日毎に幅二〇分の一時にて線付けを行つて行くとするれば、地上三呎の箇處より線付けを行ふものとして半面にタツピング面は約四箇年繼續し、同じ高さから他の半面のタツピングを行へば兩方で約八箇年タツピングを行ふ事が出来る。即ち八箇年して再び初めて線付けを行つた所の新生樹皮が出来上つて居る點からタツピングを行ふ事が出来る。地味の悪化或は先に繼續してタツピングを行つた爲に收量が減じ、新生樹皮の生育が後れる事或は特に老齡樹には必要なりと考へられて居る樹皮の新生期間の長くなる事などを考慮して現今右より以上に保守的なタツピング法が實施されて居る。即ち此の方法は各日にA B C或はA B C D法にてタツピングを行ふものにして、之によればタツピング面の三分の一又は四分の一は何時も休止して居る譯である。A B C法ではタツピング面の三分の二は十二箇月間タツピングを行ひ

六箇月間休養するのである。

極く最近では各種の日數間隔を長くしての二重タツピング法即ち各々異なる高さにて縦溝の左右に各一條の切口を三日又は四日に一廻宛行ふ方法が研究されて居る。實驗の結果に依れば樹面消費量が各日單一タツピングに等しい四日一回の二重タツピング法は收量を同じくしてタツピング費を節約する事が出来る事が明になつた。護樹價格の低い時には普通の實生樹に對して選擇タツピング即ち最低收量のもののみをタツピングする方法が行はれ、斯くする事に依つてタツピング費の節約を行つて居る。

收量—英領馬來にて最も護樹に適する地味を有する地域にして普通の實生園の場合樹幹半面各日タツピングにて一英反當り年收量は五〇〇封度或は夫より多少多い位である。土壤の貧弱な所では收量は二〇〇封或は夫以下にして例外的に良好な土地にては七〇〇封度以上に達する。英領馬來全體を通じての平均收量は英反當り年四〇〇—四五〇封度と見て良い。收量の特に多い母樹より仕立てた芽接樹は收量が比較的に多量である。

病蟲害—其他の栽培作物と同様護樹樹も各種の病蟲害に襲はれる。護樹樹の疾病は總て各種の菌が其の原因をなして居り、便宜上之を樹根病、樹幹及樹枝病並に樹葉病に分けられる。

英領馬來に於ては主として樹根病は三種の菌—*Fomes ignosus*, *Ganoderma pectiniferum*, *Fomes nortus*—が其の因をなし、原始林開墾の際の感染せる雜木の埋没せるもの、幹などから傳染するものである。

馬來の或る地方に發生を見る樹幹及樹枝病は紅斑病にして *Corticium salmonicolor* 菌が其の病原をなす。而して此の疾病は山麓の幼樹に良く見る處にして、之を驅除するには適當な殺菌劑を以て時々病樹幹樹枝を消毒するか或は又感染せる枝を切り焼却するかして絶滅する。

最も油断のない病害の一は *Ceratomyxa jimbriatum* 菌が病原をなす。タツピング面に瘡を作る疾病にして、雨期には其の發生甚だしく、特に下生が茂つて濕氣が絶えない密植せる小園地域に多く見られる處である。病菌を驅除しないとタツピング面が荒され創痕を残して新生樹皮の發育

が妨げられ、次のタツピングを非常に困難ならしめる。

其他タツピング面及樹幹を荒す疾病としては *Phytophthora* 種菌による銹病及黑銹病が擧げられる。

東洋—馬來を含むに於ける最も惡質の護樹樹の樹葉病は *Oidium Herceae* 菌に依る粉末性銹病にして是は馬來に於ては二、三月頃の常態の越冬即ち落葉後の發葉中に再度の落葉を來す。此の疾病は近年中東洋に於ける農園に廣く蔓延して居るが、馬來に於ては或る郡内にて發葉中不順の爲甚だしい落葉を來したのみである。

馬來に於て護樹樹の害蟲として最も恐るべきは白蟻にして其の中でも主なる種類は *Coptotermes curvignathus* である。此の害蟲は原始林中の埋没材中に生存し、原始林が開墾焼却せられると護樹樹を襲ふものである。

粗製護樹及護樹汁の調製法—市場向として處理せられた原料護樹の主なる種類はスモークドシート及淡色クレープとである。

護樹汁は凝固劑を添加して護樹となる。ラテックスに適當量を加へて凝固せしむる酸及化學藥品には種々ある。二、三年前までは主として用ひられた酸は醋酸にして、或る農園では經濟的の見地からして硫酸を用ひ又小園にては大概明礬を用ひて居たが、最近には生産費の低下を目的として醋酸の代りに蟻酸を用ひる事が専ら行はれてゐる。シート護樹製造の場合であれば丁度一ガロン餘の容量の角鍋にラテックスを入れて凝固せしむるか或は普通アルミニウム張りにして同じく一・五吋の間隔を置いてアルミニウム製の區割を施せる大きな木製槽に入れて凝固せしむるかであつて、此の時には凝固護樹は約一分三分の一の厚みを有する。三五—四〇%の乾燥護樹を含有する稀釋せざるラテックスから凝固製出せる護樹は乾燥の爲適當な厚さのシートとする爲機械にかけるには餘りに強靱にすぎ且つ品質の均一性を有する爲に、原料ラテックスは普通凝固する前に一ガロンに付乾燥護樹一・五封度(一五%)を含有する様に稀釋せられる。約一・五吋の厚みを有する凝固護樹は平滑な急速迴轉式ロール機にかけ、而して此の機械のロールは殆ど間隔が作つてない爲最後に出て來るシートの厚みは八分の一吋より厚くはならない、次に行ふ操作

は型付け作業であつて、型付けの目的は之により乾燥表面を大にするのと、双方が粘性を帯びて密着する事を妨ぐにある。特殊の買手の爲空乾燥シートを生産して居る二、三園と煙煙室を建てる事が出来ない小園保有者の例を除いて、總てシート護護は煙煙乾燥に依るものである。煙煙室は普通一階或は二階建の木造かトタン造或は煉瓦造であり、内部に適當な棚が造られて居て護護シートが懸けられる様になつてゐる。煙煙室が二階建の場合には一階か又は外部に備付けた各種の型の煙を徐々に焚き護護シートは一階に掛ける仕掛になつてゐる。最近は一階式のもので、煙及煙道は床下に備付けられたものが専ら採用されて居る。掛棚は取扱の便宜上手押車式にしてあり、部屋には區分をなして半乾の物と未乾の物は別々に置く様にしてある。段々完備した煙煙室が出来、シートの厚さも一〇分の一吋位に減じられた爲に煙煙室に乾燥期間は二―三週間であつたものが僅に約三―五日に短縮されて來てゐる。スモークシートを作る主な目的は煙が防腐劑の役をなして黴の發生を防ぐにある。最近煙煙と乾燥を別個に行ひ、熱湯又は蒸氣熱管を以て乾燥し其の後に煙煙をする方法が行はれてゐる。此の方法に依れば天日を利用する事が出来て薪の經濟となり理想的な乾燥が出来る事となる。

クレープ護護を作る場合には先づ凝固護護を數種の機械にかけ不規則に廻轉せる凹凸あるロールにかけるのであるが、凝固護護はロールを通過する際に打碎かれて最後の仕上りが其の表面が粗雑であるか或は凹凸がある所から所謂「クレープ」と稱するものとなる。クレープ護護製造に際しては生護護汁は一ガロンに付護護含有量約二割に稀釋せられ、クレープ製造機にかけると便利な形に凝固物は任意に切つて使用する關係上凝固物の形はどんな物でも差支ない。クレープは可なり長尺物を作り換氣の良く行はれる、トタン壁トタン葺の室内で掛棚に掛けて乾燥する。一般に英領馬來では人工乾燥法を採用して居らない關係上、凝固物は非常に薄手のクレープに作られ、トタン生子板張りの室で普通の日陰の氣温で一〇日乃至一五日間乾燥する。數年前多數の乾燥せる薄いクレープを重ねて壓縮して作れる厚いブランケット・クレープは靴底に好適する事が発見せられた。同じ様な方法で優良な非常に

薄い淡色クレープを重い幅の廣いローラーにかけて優良品を作る。大抵の場合薄物クレープは更に之をロールにかけて薄片にするにはロール掛けを行ふ前に加熱板に載せて軽く加熱操作を施す。薄物クレープは之をロールに掛けて更に薄くし又繰剪をした後で最後の仕上げソール・クレープの寸法が長さ四〇吋幅一三吋になる様な大いさに之を切斷する。此の寸法は市場向として最も適當して居る様に思はれる。靴底は此のソール・クレープから製靴者が更に所要の寸法に切る譯である。

何れの農園にても護護産物の總收量の一〇乃至一五%は、乾燥ラテックス―樹膠護護として知られて居るものでタツピング後樹液流動が停止して切口溝に乾燥凝固せるもの、塊護護―自然凝固に依るものでラテックスを工場に運搬するまでに集液器或はバケツの表面にある程度まで附著するものである。凝固鋼又は槽中の泡流揚げ物料、最初クレープ又はシート製造中に偶然出る事のある變色せるクレープ片又は凝固護護の裂片、土塊護護―特にタツピング後集液前に降雨のあつた時など起り易い事であるがタツピング溝より樹液が流出して土中に凝固せるもの、皮護護―タツピングに依り出る切り皮等よりなつて居る。

何れまでの物は第一級品クレープ製造機と同様の機械に掛けてクレープ護護を作るが、何れまでの物は同様の取扱をなすが、樹皮を含み而して粘性があつて劣等品クレープが出来来る。現在生産過剩の傾向にあるので、何れは製造されて居ない。

ラテックス及コンセントレートラテックス(生護護汁及凝固護護汁)比較的最近に至つてラテックスは其の〇・五乃至〇・七%のアムモニアを添加して(其他の藥品も用ひられない事は無いが、アムモニア以外のものは消費者側で歓迎せぬ)ラテックス其の儘の状態を貯蔵し得、従てラテックスとして船積輸送し得る事が発見せられた。護護製造者側の研究に依て各種商品の製造特に薄手の淡色クレープを使用して居る薄手の商品製造には護護溶解物の代りに織物組織にラテックスを注入するとか其他種々の應用に從來の原料護護よりもラテックスの方が優つて居る事が證明せられるに至つた。又ラテ

ラテックスは之を凝縮し得る事が発見せられ而してコンセントレートラテックスは或る種の目的には普通の護護園より直接來た處の乾燥護護三五―四〇%を含有するラテックスよりもより以上に適して居る事が分明的に至つた。或る種のコンセントレートラテックスは絲護護(圓筒形)、スポンジ護護或は粘着物製造等の如く新用途に應用せられて居る。右の様な譯で世界原料護護消費額の中現在未だ僅に五%以下しか使用されては居ないが、英領馬來其他の護護産園よりのラテックス輸出高は益々増加の傾向にある。英領馬來に於ては或る護護園にてラテックスの凝縮法として商業的規模に行つて居るのは次の三方法である。

① 熱氣加熱の際に凝固するのを防止する爲或る種の凝固防止劑を添加し、ラテックスの水分を除去してコンセントレートラテックスを製出す

統計

英領馬來護護統計表

摘要	單位	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	海峽植民地	馬來聯邦	馬來聯邦	計
一、護護植付面積									
(一) 百英反及夫以上の農園	英反	1,625,740	1,625,044	1,625,114	1,625,111	1,020,711	1,020,000	1,020,000	1,020,000
(二) 百英反以下の農園	同	1,119,888	1,119,888	1,119,888	1,119,888	1,119,888	1,119,888	1,119,888	1,119,888
計	同	2,745,628	2,744,932	2,745,002	2,745,000	2,140,600	2,139,888	2,139,888	2,139,888
二、輸入額									
(一) 乾燥護護	噸	111,629	111,629	111,629	111,629	111,629	111,629	111,629	111,629
(二) 濕性護護	噸	111,629	111,629	111,629	111,629	111,629	111,629	111,629	111,629
計	噸	223,258	223,258	223,258	223,258	223,258	223,258	223,258	223,258
三、輸出額(ラテックスを含む)									
(一) 總輸出額	噸	112,800	112,800	112,800	112,800	112,800	112,800	112,800	112,800

英領馬來……農業

Table with multiple columns showing agricultural statistics for British Malaya, including categories like '領内輸出額' (Domestic Output), '月平均在庫高' (Monthly Average Inventory), and '探液可能面積' (Area Available for Tapping). It includes sub-sections for rubber tapping and coconut cultivation.

計

Table showing labor statistics for British Malaya, categorized by '勞働者及其の家族' (Workers and their families) and '護謨年平均價格' (Average annual price of rubber).

古々椰子 (Coconuts)

Text describing coconut cultivation in British Malaya, mentioning the distribution of coconut trees and the impact of labor shortages on production. It discusses the traditional methods of coconut processing and the challenges faced by farmers.

英領馬來……農業

てに開花するものは極めて稀で、之に反して矮生種にては雄花の發育は殆ど時を同じうし、開花も同時である爲に自家授粉をなす割合が強いのである。是等の三つの型の中緑色種は最も強健にして、果實の型も大きく最良のコブラを産する。一時は夥産であるといふ理由で矮生種の栽培は長身種の栽培に比して採算上有利であると多数の者から信ぜられて居た。偶々或る農園に於て矮生種からの收量が多かつた事實が此の意見を抱かせるに至つたものゝ如くである。然し最近の調査の結果に依れば矮生種は長身種に比して諸種の條件の良くない處では影響を受け易い事が判した。前者は排水良好にして給水の得られる重い粘土性の土壤には良く生育し、條件さへ良ければ若い中は收量は極めて多いのであるが、矮生種に適する條件が何れの地にも得られる譯ではなく、従て其の收量は大概の場合稍佳良であるか、さもなければ貧弱である。長身種の生育並に結實性は之まで種々交配が行はれて居る結果果實区である。實際上英領馬來に於て椰子栽培の行はれて居る處は總て長身種であつて、一般に交配種が其の大部を占めて居る。

收穫—古々椰子は普通植付後四年乃至六年目に結實を見夫より六箇年以上良果を生産し續ける。成熟樹よりの平均年收量は一本當り四〇乃至五〇果にして、植付後十年目が最も收量が多い。收穫法は各農園にて異なり大概の場合其の土地々々の事情で理想的と思はれる方法は犠牲に供せられて居る状態である。最も理想的な收穫法は成熟した樹より落下せるものを拾ひ集める方法である。椰子油及コブラの收量の最も多いのは自然に落下せる時である。然し此の自然落下を待つて拾ひ集める方法は果實が未だ果莖に付いて居る間に發芽したり、又落下して葉柄に引懸つたり、或は落下しても間作物の爲集收が困難となつたり、更に落下迄放任して置く事は多くの地方で盜難を奨励する結果となつたりして弊害が極めて多い。右の様な理由で多くの農園では成熟果或は殆ど成熟せる果實を一定期間一、二箇月を置いて切り取つて居る。切り取つた生果は一々之を検査し、若し未成熟のものがあれば是を充分成熟するまで貯蔵する。土人園のものは多くは立木の儘買せられて居る。蟲害—英領馬來に於て見らるる椰子樹の害蟲には次の如きものがある。

赤蝨象鼻蟲 (*Myndophorus schoddi* Oliv.) 此の蝨象鼻蟲の幼蟲は椰子の生育種に至りて之を食害する。之を防ぐには豫め樹幹に害蟲による浸入口、或は人為的の損傷を與へない事である。此の浸入口を作つて幼蟲侵入の媒介をなすのは南洋甲蟲である。

南洋甲蟲 (*Orctes rhinoceros* Linn.) 此の甲蟲は生長點の新芽を食害して枯死せしめ或は蝨象鼻蟲の媒介をなして椰子樹を枯死せしめる。甲蟲の成蟲は種を食ひ破り、未だ開かざる幼葉を食害する。甲蟲は健全な椰子樹は之を食害する丈で産卵する事は無いが、堆肥又は枯死せる椰子樹等に産卵する。

古々椰子葉鞘青蟲 (*Malasema costalis* Tams.) 圓錐形葉鞘内に潜在生育する此の種蠅の青蟲は幼葉の表面のみを食ひ荒し遂には穿孔して葉の外見をぎざざならしめる。

刺蝟青蟲 (*Selona nitens* Walk.) 此の蠅の幼蟲青蟲は若い椰子樹を襲ふのみ起であつて、指で摘みとるのが最良法であるが、此の際青蟲の有毒な刺狀突に刺されぬ様に豫め指頭に防護物を冠するを要する。

古々椰子斑蝥 (*Arctia* (*Brevicornis*) *Catantopha* Hamp.) 此の幼蟲青蟲は古々椰子の羽狀葉の裏側表皮を食害する。馬來では其の發生は兩期に限られて居る。

大古々椰子蠅 (*Trichaba rufoana* Walk.) 此の蠅の卵は雄花の落花中に産み付けられて居る。孵化した蠅は一般に雄花にのみ潜入するが又雌花にも入つて之を害する。

其他の害蟲 その他 *Platypus reticulatus* (三色古々椰子葉甲蟲)、*Hidari* (*Hydrobia*) *Moore* (古々椰子跳青蟲)、*Berolicta arenosella* Walk. (稀有古々椰子蠅)、*Coptotermes curvignathus* Holmgr. (白蟻)、*Oecophylla smaragdina* Fabr. (赤蟻) 等の諸害蟲がある。

コブラの製造—古々椰子の主要物産は通常コブラと稱せられて居る乾燥果内である。馬來に於ては降水量多く且つ年中満遍なく降雨を見るので最初に一寸天日乾燥を行つたものを乾燥窯に入れて本式に乾燥する方法が採用され

て居る。多数小園保有者は其の收量少く且つ窯を建てる費用を有せぬ爲に全然天日乾燥に依てゐる。天日乾燥品は商品として格付最高である。乾燥の日数は一日乃至七日間で、普通は約三日であつて窯入乾燥前或は後に於ける天日乾燥は天候の良好な時にのみ之を行ふ、コブラの最良品を得るには果肉を抉出して直に乾燥過程に移り、乾燥するまで他の工作を施さない事が必要である。現在最も多く用ひられて居る乾燥窯の型は錫蘭型と稱する窯で、此の外に加熱板窯も少数用ひられて居る。前者にありては粗造家屋の地上より六—八呎の箇所に竹製の籠子を置き、壁は通常一五吋の煉瓦造とし根屋はトタン或はアタツ草とし、籠子の上に半圓形の未乾燥コブラを順序よくうつむけに配列堆高く積み上げ(約十二吋)、籠子の下に地下二三呎の處に焚口を有する窯を作り、燃料として果實の外殻、堅果殼或は薪を用ひ、之を煙らす程度に燃し其の煙にて乾燥するものである。約三日間で乾燥を終る。堅果殼を燃料とするには窯の一方より之を一系列に配列して順次に燃え移る様にす。後者にありては加熱板の高さを四—五呎とし角形のコンクリート或は鐵板を用ひ、往々にして其の大きい縦幅六〇呎、横幅一六呎に上る巨大なものも用ひられて居る。燃料は前者同様であり焚口の一方から之を燃せば火焰瓦斯は加熱板の一面を温めて窯の反対側に作れる煙突より抜ける。良品を得る場合には加熱板に積み重ねるコブラの量を少くすれば良い。コブラの損傷—約六磅位の水分を含有するコブラは其の表面に白色の薄い層を生ずるのみにして、輸送中には大概剝落し歐洲に著くまでには白色の綺麗なコブラとなつて居り大した害を及ぼさない。然し高度の水分を含むもの

統計

古々椰子地方別植付推定面積表

地 別	計		計		計	
	百英反及以上の農園	百英反以下の農園	一九三四	一九三三	一九三二	一九三〇
英領馬來……農業	一九三五	一九三四	一九三三	一九三二	一九三〇	九〇三

單位：英反
出所：海峽植民地馬來聯邦農務局年報

英領馬來……農業

Table of agricultural products from British Malaya, including rubber, tin, and various oils. Columns include product names, quantities, and prices for different years (1931-1935).

コブラ純輸出高表

Table showing the highest and lowest average prices for Ceylon rubber exports from 1931 to 1935.

摘要 平均市價

Summary table of average market prices for various goods from 1931 to 1936.

古々椰子生果仕向國別輸出高表

Table of export values for coconuts to various countries from 1931 to 1935.

古々椰子油仕向國別輸出高表

Table of export values for coconut oil to various countries from 1931 to 1935.

英領馬來……農業

九〇五

英領馬來……農業

九〇六

埃 及	1,386,964	1,000,000	1,000,000
支 那	5,698,964	3,100,000	3,100,000
南 印 度	1,000,000	1,000,000	1,000,000
暹 羅	1,000,000	1,000,000	1,000,000
其 他	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	10,084,964	6,100,000	6,100,000

米 (Oriz sativa)

沿革一米は英領馬來に於て栽培せられ居る食料作物として經濟的に價值ある唯一のものにして、其の耕作は殆ど總て馬來人小園保有者によ、の來つて行はれて居り、馬來半島の住民の九九%の主食物をなして居る。其の昔馬來に於ける米の栽培に關する歴史は實際は殆ど知られて居ないが、柳々馬來半島に最初の植民地が確立された時代に始まる事は疑のない處である。

植付面積及收量—一九三五—三六年度に於ける植付面積は水稻・陸稻合して七二五、〇五〇英反に及び、穀の收量は二二七、八七三、〇〇〇ガントンに達して居る。英領馬來に於ける耕作適期は季節風期即ち雨期にして九月より一月までが最適期をなす。耕作面積の最も多いのはケダ州にしてケランタ州之に次ぐ。馬來聯邦に於て耕作地の最も多數に開かれて居るのはペラ州のクリアン(Krian)地方である。米作に對する政府の政策は米の供給を外國より仰がず自給自足せんとするにあるので、其の耕作面積は政府の灌漑施設或は馬來人小園保有者に對する米作地開拓の獎勵策と相俟つて年々増加の傾向にある。陸稻植付面積は年々變化がある。即ち或る永久的作物を栽培する目的で殆ど開墾の終了した土地に單に間作として栽培するものが相當多く之等は二年連作して二年休閑する組織的な方法で耕作して居る處よりは比較的に重要視されて居ない。

品種—穀の品種は之を二大別する事が出來、即ち ①米の質が硬く硝子の様な破砕面を有する品種 ②米の質が柔軟にして断面が不透明な品種 が之

1,386,964	1,000,000	1,000,000	1,000,000
5,698,964	3,100,000	3,100,000	3,100,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
10,084,964	6,100,000	6,100,000	6,100,000

後者は經濟的には餘り價值なく僅に祭祀用として又祭祀用の或る種の菓子を作る爲に小面積に耕作されてゐるのみである。前者には次の如き主な種類がある。

① スラウプ型 (Sraup type) 大きい中又は稍大形にして米の前面端は著しい肩状をなして居る。

② ラディン型 (Radin type) 輪廓の正しい中形米。

③ ナチン型 (Natin type) 米の長さ短く幅廣く ④ に似て肩状顯著である。

⑤ 暹羅型 (Siam type) 細長にして多少彎曲す。

⑥ 蘭貢型 (Rangoon type) 米の幅非常に廣し。

暹羅型及ラディン型は他の三種に比して著しい特徴はなく、馬來に於て栽培せられてゐる品種の大部分は之である。スラウプ型は一般に晩生にして田が深く水の多い地方に栽培せられてゐて、收量多く且つ米の重さが他に比して重い。ラディン型は早稲にして收量はスラウプ型に比して少いが、早稲なる爲に風期を避ける事が出來るので一般に多數栽培せられて居る。

水利事業概況—一九三二年に水利局が創立され、同局の主なる仕事は既存耕作地の改善並に耕作適當の開発にある。クリアン灌漑網は政府により開拓せられたものにして其の灌漑流域面積は約六〇、〇〇〇英反にして中五〇、〇〇〇英反は現在稲が耕作されて居る。此の灌漑網に依り夫までは不可能であつた地も追々稲を植付け得る様になつた。同灌漑網は一九〇六年に完成を見つたものである。

栽培法—馬來に於ける稲の栽培法は地方に依り多少の相異はあるが、概し

て大同小異にして古來本邦に於て行はれると略同様の耕作法が行はれて居る故に此處に詳説するを避け單に著しい相異點のみを擧げる事とする。

先づ苗圃(即ち苗代)であるが、所に依て異なるが馬來に於ける代表的米作地であるクリアン地方の例を擧げれば、最初に休閑せられて居た田の雜草を伐り倒して之を三、四呎の幅に積重ね其の平面が一時位水面に出る位にし、此の上に粘土質の土壌を撒布して其の表面を平にする。然る時は其の平面は有機質に富む粘土状の薄層となる。此の際水田の水を多くすれば基礎をなす雜草が浮き上る故に注意を要する。種米の播種量は概ね英反當り三—五ガントンであり、播種に先立ちて三日間水漬を行ひ更に後二日間水より引き出して之に灌水して水分を保たしめて置く。斯くする時は播種前に發芽し始める。斯く處理せる種米を前記の苗床に播布し、鳥害其他の虫害を防ぐ爲其の上に木葉、草或は古々椰子の葉を以て覆ひをなす。此の覆ひは七日から十日目に取除け其の後二、三日して苗を引き抜き一五〇乃至二百本宛束として之を泥土中に植付ける。之が第一回の移植である。其の後約十日の日数を置いて更に其の束を細分して十或は十二箇の束として約四十日間泥土中に植付けて置き然る後最後の本植を行ふ。次に田地は播種後二、三週間中に灌水をなし、雜草をタチャ(Tacha)と稱する伐採刀様の器具にて伐り倒し二週間程すれば此の雜草は堆肥状となり肥料となる。而して雜草の生えて居ない土地にては直に之を鋤き、手にして田を整備する事は本邦に於けると同様である。

稲植付面積並収量表

年 度	植付面積	收 量	英反當り
一九二九—三〇	411,964	1,074,100,000	2,608
一九三〇—三一	400,000	1,324,000,000	3,310

植付面積	收 量	英反當り
411,964	1,074,100,000	2,608
400,000	1,324,000,000	3,310

出所 馬來農業誌

最後に愈々田植に移るのであるが其の仕事は多くは女子の受持となつてゐる。苗は苗代より抜き取り固く束となし、根を水洗し、葉の先端は呼吸作用を抑制する爲に二、三時剪り取る。植付は三乃至六本宛地味に依り六—十二時の間隔にて角型に植付けて行く。ペラ及ケダ州にては植付を行ふには或る種の器具を用ひる。同器具は約二呎の鐵棒の先端が二又或は三又になれるものに木製曲柄をとり付けたもので、此の先端に三、四本の苗を置き、之を以て手速く泥土中に二、三時挿入して植付をなす。除草は收穫迄に約二回行ふ。

收穫法—馬來に於ける米の收穫法は本邦に於けると其の趣を大いに異にして居る。馬來に於ける米の三分の二は木製半楕圓形の平板の弧部に小刀を挿入せるトウアイ(Touai)と稱する小器具によつて收穫されて居り、刈入れに際して此の小器具を掌中に中指と薬指との間に略垂直に保ち刃を外面向け、稻穂を小刀部に當て指にて内側に引けば穂は切斷され、斯く切斷せる穂を多數集めて之を一束とし、脱穀前に日光乾燥を行ふ。穂を刈取つた後の莖(葉)は經濟的に無價値のものとして田野に遺棄せられる。此の小刀を使用するのは或る種の迷信から發してゐるものであつて、トウアイは鳥を現はし、米田の精は鳥に對しては反感を有せずと信ずるが爲である。然し今日或る地方にては鎌が段々普及する状態にある。

英領馬來……農業

九〇七

Table with 3 columns: Year (1931-1936), Area (英反), and Rice Yield (担). Includes a note about the 1935-36 data.

稻植付面積並米收量表

出所：同前表

地方別稻植付面積並米收量表 (一九三五—三六年)

Large table showing rice planting area and yield by region (地方別) for 1935-1936. Regions include 馬來聯邦, 海峽植民地, and 馬來非聯邦. Columns include area and yield.

出所：同前表

Table showing prices for various goods (馬、海峽植民地、海峽植民地、海峽植民地) with columns for item name and price.

米及穀卸小賣平均價格表 (一九三六年)

出所：同前表

Table showing monthly data for 1935-1936, including prices and yields for different regions.

米純輸入・生産並消費高表

出所：同前表

Table showing pure import, production, and consumption figures for 1930-1936.

英領馬來……農産
米輸出高表

年次	輸入高		輸出高	
	数量	價額	数量	價額
一九二九	七六五五五噸	九、五〇〇、〇〇〇	三三、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三〇	八〇〇、〇〇〇噸	八、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三一	八〇〇、〇〇〇噸	八、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三二	八〇〇、〇〇〇噸	八、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三三	八〇〇、〇〇〇噸	八、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三四	八〇〇、〇〇〇噸	八、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三五	八〇〇、〇〇〇噸	八、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一九三六	八〇〇、〇〇〇噸	八、七〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

油椰子 (Elaeis guineensis)

沿革—英領馬來に油椰子が初めて輸入せられたのは一八七五年にキウ王室植物園を通じて錫蘭のペラヂニヤ (Peradeniya) から新嘉坡植物園に種子が送られて来たのが嚆矢にして、其の後種子が輸入せられ、觀賞樹として栽培せられた。世界に於ける植物油脂の消費が增大し更に植物油脂の需要が叫ばれるに至り油椰子を農園規模に栽培する事に注目され出したのは今より約四〇年前の事である。馬來に於ける油椰子栽培は一九一七年にクアラ・スランゴール郡内に H. Hancock 氏に依り着手せられた。同氏に依り植付られた地域は馬來に於ける油椰子開拓の先覺をなし、現今テナマラム園 (Tennaram Estate) として知られて居る。一九二六年に至るまでは植付面積に著しい増加を見なかつたが、同年以來栽培は順調に發達を見る様になつた。

概況—油椰子樹は熱帯阿弗利加一帯に亘つて見られる所であるが、西部阿弗利加には特に多い。完全に生育した同椰子樹は樹高約六呎に達し、枯死せる葉を著けた葉柄と其の頂上に大きな羽状の各一五呎に達する冠葉とからなつて居る。果實は塊状をなして實り、初めて結果せるものにあつては塊状

出所同前表

出所	輸入高	
	数量	價額
英領馬來	七、七〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇
荷屬東印度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
暹羅	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
爪哇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
スマタラ	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
ボルネオ	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
フィリピン	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
その他	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

種の明確な分類に關しては未だ疑問の存する處である。實際的な見地からしては、最も適當した分類法は堅果殼の厚さに依つて之を分けるを妥當と考へられる。殼の薄い品種は堅果殼が小にして果皮の部分が多いのが特徴である。馬來では劣等種が栽培せられる可能性があるので、種子の輸入は農務局の許可證がなければ許されぬ事になつて居る。馬來で栽培せられて居るのはデリー種として知られて居るもので最も強健にして、新たに植付を行ふ處では此種のものを栽培する事が奨励せられて居る。該種の堅果殼は厚さ約二乃至五耗、重量にして約三〇%を占める。果皮は厚く二耗乃至六耗に及ぶ。

栽培面積—一九三四年末に於ける植付面積は六四、六〇五英反(中ジョホール州三〇、六八九英反、ペラ州一七、四〇五英反、スランゴール州一三、五九二英反、ネグリスマビラン州一、四二二英反)となつて居る。パハン及ケランタン州にも栽培園がある。農園数は全國にて三三園にして、中一〇園は植付面積二、〇〇〇英反以上、四園は一、〇〇〇—二、〇〇〇英反である。

〇〇斤の椰子核とを得る。夫故に馬來に於て既に栽培せられ居る地域よりの恒久的な生産高は椰子油約五二、〇〇〇噸、椰子核一〇、四〇〇噸となる。一九三五年度の實生産高は前者二三、一〇三噸、後者三、五三〇噸であつた。果房は年中成熟を見るが、收量は時期に依り大いに異り、八、九兩月は收量最も多く、一、二月及五、六月は最少にして、三、四月は多少増加する。過去四箇年間(一九三二—三四年)に於ける月別總生産高の百分比を示せば次の如くである。

一月	五月	九月
五・七	五・八	八・二
七・五	六・三	六・九
八・七	一・三	一〇・八
一〇・〇	九・八	九・〇

栽培—油椰子は總て實生で、苗を仕立てるには先づ最初に池上平に約一呎の厚さに水洗して良く日光消毒をなせる砂を盛り上げ、外皮を除く椰子を約三時間隔にて平面向下約一吋の處に並べる。而して椰子は良く成熟した新鮮なものを選ぶ事が肝要で、過熟若しくは長く貯蔵せるものは發芽を遅らせる。苗床は日二回充分灌水し、夕方頃から熱及濕氣の發散を防ぐ爲覆ひを施す方がよく、又發芽を促進するには播種後硝子張のフレームを使用するがよい。種子は播種後八週間位で發芽する。苗葉が僅に地上に現はれた直後、苗は苗床に移植するが、此の際根を傷めない様注意する事が肝要である。苗床は平地にて十分灌水の便のある處を選択する。此の苗床に約深さ六吋の穴を明け、苗に附著せる核果が僅に地下に埋没する程度に苗を植付ける。日覆は必要ないが適當に灌水するを要する。九箇月後本植に移す豫定の時には植付間隔を約一呎或は一・五呎とし、若し移植が其の後に互る場合には間隔を二呎以上にする。最も移植の好時期は十一月或は三—五月の雨期である。本植に際しては約二呎立方の穴を掘り、二三日其の儘として植付直前に表土を入れて充し、此の上に苗を挿入して苗の廻りを軽く押へる。植付間隔は四角植を避けて三角植とするが、此の方が英反當りの植付本数が増し排列も良くなる。此の目的で三〇—三〇〇呎の三角形地が望ましく、斯くすれば

英領馬來……農産

一英反當り五五本立となる。傾斜地では段地の端から内側三〇呎の處には二〇—二五呎間隔の三角植とする。植付地は除草し或は間作物を綺麗に植付けるが、此の方法は馬來では殆ど標本的管理法となつて居る。其の目的とする處は土砂の流失或は雜草の繁茂を防ぐにある。生産期に達すれば葉の刈込をなすが之は果實の發育を促し、從つて收量を増すに効果がある。油椰子の間作は椰子樹の生育が極めて速く且つ地味を吸收する事が甚だしいので經濟的に見ては價値がない。收量を長く一定せしめんとするには人工肥料を施す必要がある。

人工受精—油椰子の人工受精を奨むべきや否やは未だ未解決の問題である。一般に此の作業は初めて結實期に入りたるか或は他樹に比して收量の少い場合にのみ行ふべきであるといふ事は言ひ得る。後者の場合人工受精法が施行すべき最上の法であるか、或は施肥のみが肝要であるか或は亦兩者併合を行ふべきでないかは甚だ疑問である。人工受精作業は次の如くして之を行ふ。成熟せる雄花の花序を切り之を太陽に晒し、別々になれる花粉を掻き集めて之を乾燥せる容器に取り入れる。此の新鮮な花粉の少量を受精すべき雌花の上にて軽くはたけば良いのであるが、總ての雌花に之を行ふ事は奨められない。人工受精を行ふには確實性を期する爲に各週行つた方がよい。

病蟲害—一九二八—二九年までは比較的的油椰子は菌類の甚だしい被害を蒙る事はなかつたが、同年に至り成熟樹の或る栽培地にて樹幹腐敗病が發生し相當の被害を齎した。これ以前にて記録せられ居る主要疾病は頂芽腐敗病、幼樹の樹冠病及果房の *Marcantonia* 菌に依る疾病等であつた。

樹幹腐敗病—此の疾病は結實期にあるものゝみに限られて居り、五年以上の樹齡に達せぬと其の徴候が不明瞭の様である。感染の初期或は蔓延期に於てすら樹が病氣にかゝつて居るのが分らない事がある。此の病氣は地上約四呎の樹幹を襲ふを常とするが、又地上直ぐの處が罹る例もある。罹病せる組織は褐色柔軟にして濕潤であるが、病氣が進むに連れて患部は蜂窩状になる。微菌侵入の徑路には二通りあつて葉柄を貫断した断面よりする事と又葉柄切斷の際次生葉に加へ易い傷口より侵入する場合とである。代表的な樹幹

病の病源をなすのは *Fomes noxia* 菌である。

罹病せるや否やを知るには葉の附元をハムマーで敲けば若し罹病してみれば鈍い音を發するので之が判る。罹病せるものを發見した場合には直に之を代り倒し焼却するを要するが更に傳染を防ぐ爲核樹の廻りに溝を掘り石灰を撒布する。*Fomes lignosus* 菌が間々地平線部の葉痕部に發生して居るのが見られるが、同菌が樹幹或は樹根を襲つて腐敗病の原因をなすものであるか否か現在の處不明である。

頂芽腐敗病—此の疾病は成熟樹、幼樹共に之を見る處である。此の病氣に罹ると若い未開の葉の中央の穂が朽崩し、未だ葉が青々としてゐても、之を引けば樹冠より容易に抜けて来る。惡臭を放つ微菌に依る腐敗は是等の幼葉の基部から發して頂芽組織は間もなく同様に侵される。頂芽腐敗病の病源は不明であるが、南洋甲蟲の傷害に關聯して起るとも考へられ又或る場合には雷撃も之が間接の原因をなすと考へられる。罹病樹は大概其の頂芽腔より汚毒せる葉を抜きとれば回復する。新生芽は彎曲して居るが次第に常態に復す。

樹冠病—此の疾病にては若い未開の葉の部分的腐敗を來す。葉柄は屈曲し葉は中央邊りから縮み或は落ちて仕舞ふ。後から出て来る葉も同様に影響を受け、僅の羽狀葉を残して落葉する。主として二三年生のものを襲ふ。罹病後大約一箇年にて回復するが、完全に回復するまでには短期間宛同様の状態を繰り返す。病因は廣潤な處へ移植後葉の生育率が違ふ爲に生理上の影響を受けて發病した現象と考へられて居る。

Martensius palmivorus 菌に依る疾病—此の菌は普通葉、莖及受精せずして枯死せる果房に見られるものにして、之が發生せる處は白色又は紅白色の菌絲の存在が認められ、濕潤期には纖維上に小形の紅白色の芽が發生する。此の菌が發生すると椰子油に非常な酸性分の増加を來す。

其他の疾病としては花房の全部を壊滅する花房腐敗病及果實腐敗病、樹幹基部腐敗病等が知られて居る。
英領馬來に於ては現在までの處比較的の蟲害は少く、却つて鼠、山豚、豪猪

等の害獸の被害の方が甚だしい様である。殊に鼠にありては脂ぎつた果皮を好食し、往々にして成熟果に甚大な被害を及ぼす事がある。

收量—果實の收量は土壤條件、栽培品種、栽培距離、刈込の度合、人工受精及施肥等の諸要件如何によつて相異なるは勿論であるが、常態の農場に於ける大約一英反當りの推定收量は次の如くである。

椰子油	四年生	五〇〇封度	五、六年生	一、〇〇〇封度
	七、八年生	一、四〇〇封度	九、一〇年生	一、六〇〇封度
核果	一〇年生以上	一、八〇〇封度	五、六年生	二〇〇封度
	七、八年生	一、〇〇封度	九、一〇年生	三二〇封度
	一〇年生以上	三六〇封度		

土壤の栽培に適した農園にて生産最盛期に達して居るものに在りては、英反當り年平均收量は椰子油約一、六〇〇斤、核果三〇〇斤と推算されて居る。收穫—椰子油の品質如何は果實の成熟並に收穫果實を工場にて處理する遲速に左右される事が極めて大である。現在の標準品質(農園椰子油の需要せられる)を維持するには七八日毎に收穫するを要する事が分明了が、より以上含有酸性度の少い椰子油の需要が起つて來れば右よりも期間を短くして收穫すれば良い譯である。果房は之を斧又は鑿及槌より成る刈取器で切断收穫し、直に工場に運搬する。果房の刈取と工場に於ける處理との間の時間的間隔を最小にする事が肝要であるから、農場では此の運送設備には大いに骨折つて居る。此の目的で特殊軌道の臺車を設けるのが最も有利で、之を爲すに當つては收穫物にて滿載し終れば夫の消毒を済ますまでは別の空の臺車を之を有する必要はない事も考慮しなければならぬ點である。若し消毒器が水平形のものであれば、臺車上の果房を滿せる鐵造函を軌道から捲き上げ、直に之を消毒器の中に其の儘通す事が出來て甚だ便利である。各鐵造函の容積は約一噸入とする。

搾油法—機械的搾油法としては壓搾法と遠心分離法の何れか、現今應用せられて居る。其他の商業的な含有物處理法としては溶解抽出法が第一次搾油であつて、殼は下底に沈下し仁は浮游する。其處で仁のみを搾り取り水洗し之を廻轉式網に入れて乾燥する。前者にては混合物を乾燥し滑な仁は滑降し、形の不整な殼は止まる様な角度を有する板を降下せしめて之を選り分ける。核仁は水分含有量約八%にまで乾燥し、袋に入れて輸出する。

椰子油の用途—椰子油は原の果實の色に從て橙黄色より暗い橙黄色まで種々異なる。食用油脂或は石鹼を作るには椰子油を漂白する事が必要であるが、此の目的の爲には油を薄手の容器に入れて日光に晒すのが最上法である。

其他の漂白法としては高級品を作るには漂白粘土を用ひ、石鹼製造用には化學藥品を、而して接觸劑を加へるか或は又加へずに空氣を通じて加熱する方法も用ひられて居る。現在椰子油の主なる産業的用途は石鹼並に蠟燭製造植物製バター及人造バター等の食用目的に或は錫板製造等であるが、小範圍にてはグリズとして或は又内燃機關の燃料としても用ひられて居る。現在の處では椰子油は椰子油としての單一商品として市場に出されて居るが、最近の調査に依れば馬來に於ける常態氣温で二つの構成體—液體と固體—to商業的に遊離する事が可能である事を示して居る。液體分別物即ち椰子オレインとして知られて居るものは一部は沈下槽内にて、而して一部は濾過壓搾する爲ダシク内に沈下せる橙色糊狀油から得たものである。而して糊狀油の壓搾を數次繰返す事に依てもオレインが分離し、後には淡黄色の固體分別物即ち椰子ステアリンが残存し、手にて觸れば碎けて粉末狀となり感觸は僅に脂じみて居る。此の椰子ステアリンは溶解點が非常に高い爲食用目的には多少不適當であるが、オレインの方は直接食用油として推奨する事が出来る。

椰子核仁油は核仁より得られ、搾油法は水壓機によるか或は溶解抽出法によるかであつて殘滓は動物飼料調製に利用せられて居る。此の油は古々椰子油に似て居り、中和し漂白脱臭すれば高級油が得られ、古々椰子油と同様に食料油脂及植物性バター製造に使用せられる。堅殼は木炭となるが需要は極めて小範圍に限られて居る。

の際の油槽から補助的に油を採る方法として採用せられて居たのみであるが、今日に於ては椰子油の價格が低落した爲此の方法は實施されて居ない。前述せる如く農場にて採取せる果實は直に之を工場に送つて消毒を施すが、此の消毒法は密閉せる容器中に果實を入れ之に加壓蒸氣を通じて行ふのであつて其の結果箇々の果實は果房から離れ易くなり、次回操作の脱殼機にかけた際非常に脱殼が容易となり且つ搾油し易くなる。加壓蒸氣は平方吋三〇封度が適當の様である。水蒸氣が凝結して出る水は之をダシクに通じ此の中に混れる椰子油を回収する。消毒済の果房は之を機械的震動によつて脱殼する装置の脱殼機にかける。脱殼して離れ、こになつた果實を中央に多數の打碎棒を有する垂直同轉軸を設け、外側に汽套のある垂直圓筒形の蒸搾器に入れ之をなすし、蒸搾器には汽套と内部に蒸氣口を設ける。而して汽套内は蒸氣壓平方吋當り五—一〇封度、容器内部の壓力を五封度とし、約半時間之に入れて蒸搾するのである。遠心分離の場合では蒸搾器は前者と異つて密閉式のものを使用する。而して容器内には蒸氣を注入せずして、汽套内の蒸氣壓を平方吋當り四五封度とし、容器内の果實の水分を抽取する。抽出するには蒸搾器にかけた果實を更に遠心油器にかける。即ち油器は最初蒸氣を通さずして約二、三分間廻轉し、次に蒸氣を入れて六分間廻轉を繼續し更に最後の二分間は蒸氣を通じないのであつて都合八、九分にて抽出は終る。

蒸搾器にかけた果實の消化物は之を水壓器にかけて搾油するのであるが、水壓器は普通壓力平方吋に付一、〇五—一、四、九五〇封度とする。

右二方法に依つて得た椰子油は何れも椰子油、水分及其他の細胞物質の混合物である粗油である。粗油は夫々の操作に依り之を精製する。

次に核仁の處理法であるが、先づ核と外皮とを分離するには遠心分離又は壓搾抽出機から出た搾り糟を各網目の異つた廻轉式の金網の中に入れて攪拌して選り分ける。斯くして選り出した核は之を十日乃至十二日間乾燥しして乾燥し、遠心分離破殼機にかけて堅殼を割り、殼と核仁との分離には乾燥法と水加法の二方法何れかに依つて分離する。後者にては水と粘土の混合液(比重一・一五—一・二〇)を充せるダシク内に殼と仁との混合物を投入するので

統計

油椰子植付面積表

地方	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
馬來聯邦	三二,九四五	三二,六四八	三二,九一八	三二,二一六	三三,〇七九
馬來非聯邦	二四,九九五	二八,五七九	三〇,七二八	三二,一八九	三二,五九四
英領馬來	五七,九四〇	六一,二二七	六三,六四六	六四,四一五	六五,六七三

單位：英反
出所：海峽殖民地馬來聯邦農務局年報

椰子油及核仁生產高表

地方別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
椰子油	二四,七六六	四,三三〇	二七,八八八	四,三三〇	二四,四七一	三,四〇〇	二五,六六一	三,四〇〇	二五,六六一	三,四〇〇
核仁	四,三三〇	六,三三〇	六,三三〇	一〇,〇〇〇	七,〇八七	一〇,〇〇〇	七,〇八七	一〇,〇〇〇	七,〇八七	一〇,〇〇〇
計	二九,〇九六	一〇,六六〇	三四,二一八	一四,六六〇	三一,五五八	一三,四〇〇	三二,七四八	一三,四〇〇	三二,七四八	一三,四〇〇

單位：噸
出所：同前表

椰子油仕向國別輸出高表

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英國	一,七〇〇	三,〇〇〇	一,七〇〇	三,〇〇〇	一,七〇〇	三,〇〇〇	一,七〇〇	三,〇〇〇	一,七〇〇	三,〇〇〇
加爾各答	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
印度	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
緬甸	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
北婆羅洲	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
日本	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
其他	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
計	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇

單位：數量—噸 價額—弗
出所：英領馬來貿易年報

椰子核仁仕向國別輸出高表

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英國	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
加爾各答	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
印度	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
緬甸	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
北婆羅洲	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
日本	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
其他	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
計	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇

單位：數量—噸 價額—弗
出所：同前表

沿華—馬來の鳳梨糖結産業は約一八八八年頃新嘉坡にて二、三の歐洲人が工場を建設せるに始まる。其の後二、三年して事業を支那人に移譲せるものゝ如く、其の頃には彼南及新嘉坡には多數の小糖結工場が出現するに至つた。彼南は鳳梨の栽培に糖結産業の中心地として餘り重要視されて居なかつたが、新嘉坡に於ては益々同産業は盛大に起き、而して後にはジョホール州にも波及する様になつた。此の點に關してジョホール州が重要な地位を占むるに至つたのは、其の頃より同州内に護謨栽培が盛んに行はれるに至り、護謨園の間作物として鳳梨が栽培せられた事と新嘉坡島内に於て鳳梨の栽培に適當し且つ之を入手し得る土地が限定せられ次第に減少するに至つた事實に基くものである。

五〇〇英反)、ジョホール州(三五、〇〇〇英反)及スランゴール州(七、〇〇〇英反)であつて、一九三四年に於ける總植付面積は約五四、五〇〇英反に及び、中三三、〇〇〇英反は鳳梨のみの單作地にして、残りは大概護謨との間作地である。收穫果實の大部分は糖結用として使用せられて居る。年平均輸出高は一九〇四年より一九一六年に至るまでは約二〇、〇〇〇噸を算したが、其の後二、三年中は甚だしい減少を見せ、爾後は南部ジョホール州に護謨栽培の大擴張が行はれ、其の間作として鳳梨の生産も從て増加を見た。其の結果糖結の輸出も順調に漸増して行つたが未だ最高頂に達するには至らなかつた。輸出高の最高を示したのは一九二六—二七年にして、同年糖結業者が價格の統一を爲し益々新業が發展を見た事に基く。一九三三年の輸出額の減少は同年中栽培者側と糖結業者間の協定が破れ、栽培者は青果の價格引上を目して收穫物の一部を破棄した事に基くものである。以上は大體糖結用の鳳梨に就いて

てであるが、右の外全額を通じて生食用として栽培せる面積相當に上り、總面積二、〇〇〇英反以上に及ぶものと推定せられて居る。

品種—英領馬來にて栽培用として最も普通に栽培せられて居る品種は西印度諸島にて栽培されて居る Red Jamaican 或は Spanish Pine 種と酷似して居る。此の種の果實は小さく重量三—五封度にして栽培にすると非常に優れた風味がある。生食用としては主として Mauritius, Smooth Cayenne 又は Kew Pine 種が栽培せられて居る。其他の多數品種はセルダン中央試験場及新嘉坡鳳梨試験場にて栽培せられて居り、同所では品質の改良及果實の目を淺くする實驗等を行つて居る。

栽培法 苗—鳳梨の苗には四種あり、即ち根元の莖より出た芽から得た二番生莖、腋生芽、果實の眞下から生ずる芽より仕立てた切穂、果冠の周圍又は下方に芽出しせる頂芽又は果穂が之にして二番生莖及腋生芽は強く發達せる分枝が出る先に果實を著ける爲に栽培目的に最も好適して居るが、馬來にては果實の眞下から生ずる芽が多數得られ形及年齢も大體同じく運送費が節約できるので専ら之を苗として用ひて居る。トリニダッドにて行はれて居る最近輸入せられた繁殖法は或る品種のもの、多數の芽を比較的短期間に得る方法として推奨せられて居る。此の方法では先に葉根及鱗莖を落した地上に出で居る莖及根莖を厚さ約五分の一吋の輪切りとし、此の節片を五%の濃度の過磷酸加里の溶液中に約五分間浸し、後水分を切つて二日間空気に晒して乾燥し、之を箱の中に水平に植へて目蔭に置く。潜伏芽は約一箇月の後生育し始め、二箇月程には移植し得るに至り、此の方法は馬來では未だ實驗時代を出でず、其の結果につき云々するのは尙早であるが、新品種或は稀有の品種を繁殖せしめるには好適の方法である事は疑のないところである。

植付—馬來では單列植付が行はれて居り普通植付間隔は二・五呎とし、列の間隔は五呎とし縱列一〇〇呎毎に六呎の通路を設けるが、斯くして一英反當り三、〇〇〇—三、四〇〇本立として居る。大體に於て鳳梨植付は畝量を多く上げられ且つ雨水に依る土壌の消失移動を少くし得る點からして密植の場のみ輸出せられる。輪切りになせる果實は之を罐に入れ、果汁注入盤に移して甘蔗糖より製せる果汁を滿し繼續折曲器にかけ蓋付をなす。使用する砂糖の量は果實の品に依り又仕向地により異なる。鳳梨の糖分含有量は生のまゝで生熟せるものありては一七%にして、普通は一%前後である。罐詰鳳梨の九〇%までは甘蔗糖を加へて糖分含有量を二〇%より二五%としてある。蓋付を行つたものは之を華氏二二—二四度の中に約三十分入れて消毒する。罐詰鳳梨は之をセライ製(木の名)の函か又はベニア板製の函に詰めるが前者の木箱は價格低廉な爲殆ど之が大部を占めて居る。普通罐詰の正味重量は一・五封度にして一箇四八罐入とする。一箇當り青果の所要数は約七五箇である。

生産費—次掲せる處は一九三五年に於ける植付後一八箇月に至るまでの英反當り開墾植付維持費に收穫費の推定額を示せるものにして場所はジョホー州の起伏地にて第二次原始林の地の例をとれるものである。

一、英反當り鳳梨植付農場開拓費

拂下料及地代	10.50
第一回開墾並に焼却費	8.00
第二回燒却費	5.00
苗代(腋生芽)	5.00
植付費	5.10
設備、排水及一般勞働費	6.00
除草及不定芽摘除費等(一箇月當り二弗)	3.00
道路費	11.00
醫藥、建築器具同修繕費等	5.00
計	84.70

二、百類當り收穫、運送費等

一〇〇類當り不定芽摘除收穫積込費	0.10
同 一哩當り運賃	0.011
三、一・五封度入四八罐詰一箇當り平均生産費	1.11
接合板	0.04

英領馬來...農業

方が良いとされて居る。苗は植付に際して根元の方を平に切り、下方の葉は多少取り除き、直射日光に暫く當て、から三、四吋土中に挿入して植込む。植付後は定期に除草し、盛土を行ひ餘分の芽を切り取る以外何等の手入れを要しない。

收量—植付後十八箇月にして英反當り一、二〇〇—一、五〇〇類の第一回收穫が得られる。爾後三年半から四年に亘つて年二回即ち五、六、七月及一、二、三月反復收穫が得られるが、小收穫は年中之を見る。出果最盛期に達して後、最初の四回の收穫は英反に付年四、五千類の可なり大形のものが得られるが、其後の三回或は夫以上の收穫物は數も少く品質も悪化する。馬來に於ける栽培條件の下にての鳳梨の經濟的壽命は單作であるか間作であるかに依り、單作の場合には屢更新して人工施肥をなす方が好結果を得られると云はれて居る。

罐詰作業—馬來に於ける工場鳳梨罐詰法は他國に於けると多少其の趣を異にして居る。近代式の罐詰法にては出來得る限り機械を應用して居るのであるが、之に反して馬來では殆ど全作業について比較的低廉にて済む關係上總て勞働者の手を煩はして居る状態で、機械に依る剥皮及細切は業者が果實の大きき並に形を統制して初めて經濟的に之を行ひ得るところである。罐詰用果實の調理は總て之を手にて行ひ、而して罐をも各自の工場内で必要な機械を設備して製造して居る。工場生産能力も各工場に依り異り果實の出盛期には晝夜作業を繼續し、現在に於ける各工場の平均日産能力は約一、〇〇〇(四八罐入)である。馬來では今日罐に打出し商標を付する事になつて居るが勿論之も手動式である。作業に當つては長いナイル張りの調理臺にて、操作者は護手袋をはめて切斷する。剥皮、果心及目として放棄せられる量は角形にするに七五—八〇%、螺旋方に切込める切屑六五—七〇%、圓筒形にする切屑七〇—七五%に及ぶ。業者は果實の切斷を行ふと同時に品の格付をなし、十分成熟せるものは“Golden”と稱して輸出向のものとなり、残りの不整形にして未熟なものは“G.A.Q.”品(平均佳良品)として罐詰を行ふ。後者は更に之を選択し不合格品は二號品と稱し、主として極東市

製罐勞銀

製罐勞銀	0.01
砂糖六斤(八封度、一斤三・五仙)	0.04
包裝用木箱、釘及鐵帶	0.11
果實切勞銀	0.10
殘滓物廢棄勞費	0.14
罐の密閉、調理及積重ね勞費	0.01
薪炭費	0.05
資金並に在庫品利息	0.05
商店又は倉庫への運賃	0.01
諸雜品	0.01
諸施設維持費	0.01
一〇〇類當り一・七五弗としての果實原價	0.04
計	1.04
(備考) 以上は建築物・機械の資金を含まず	1.11

鳳梨植付面積表

地域別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
ジョホール州	3,500	3,900	4,200	3,500	3,100
新嘉坡	8,000	10,000	9,500	7,500	7,000
スランゴール州	5,100	6,900	7,600	6,900	7,500
其他	4,000	4,500	4,800	4,800	5,000
計	20,600	29,700	30,000	22,700	22,600

出所 日英反 出所 日當課資料

罐詰鳳梨工場數表

地方別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
海峽植民地	6	5	4	4
馬來聯邦	1	1	2	2
馬來非聯邦	1	1	1	1
計	8	7	7	7

九一七

雜樹鳳梨仕向國別輸出高表

Table showing export values for various countries (UK, India, etc.) from 1931 to 1935. Columns include country names, quantity, and value.

單位：數量一噸 價額一馬
出所：英領馬來貿易年報

2 中間作物

タビオカ (Manihot utilissima) 今日熱帯到る處に栽培せられ居るタビオカ即ちキャッサバは南米の原産にして、英領馬來にて此の作物の文獻は遠く

一八四〇年に溯り、而して此の文獻が一八五五年に馬拉加にて栽培を始めた指針となり、其の後タビオカは英領馬來到る處に栽培せられるに至つた。一九三四年末に於ける植付面積二一、〇〇〇英反(内譯ジョホール州六、〇〇

○英反、ケダー州六、〇〇〇英反、馬來聯邦七、四〇〇英反)に及び、スランゴール州の約一、〇〇〇英反を除いては總て護謨との間作である。タビオカは根莖の外皮の色或は莖及根の色其他に依りて分類せられて居るが實際上は其の青酸含有量に從て甘・苦味種に分けられて居り、外皮は何れも青酸含有量は約〇・〇二五%なるも其の内部の肉質部は前者にありては〇・〇〇七%なるに反し、後者は〇・〇二一〇・〇三%の青酸を有する。青酸量〇・〇一七%までは食用に供せられるが、夫以上に及ぶ時は中毒症候を呈する故苦味種は食用とはなし得ない。英領馬來のタビオカ生産高は不明であるが、其の純輸出量を見れば大體の推定は出來得る。一九三五年の純輸出高は一七、〇六四噸である。一九三三年末に於けるタビオカ加工工場数は三六工場(内譯ジョホール州一四、ケダー州一〇、プロビンス・ウエルズレイ及彼南七)となつて居る。收量は品種・地味・氣候・手入れ及挿穂の活着性、英反當り本數及樹齡に依り各々異なる。若い護謨樹との間作にして代表的な收量は第一回作の場合英反當り七乃至一二噸、第二、三回及夫以上の場合は夫々六・一七、四一六、二一四噸である。

馬來に於けるタビオカ産物はフレック(糊片)、パール(玉)、フラワー(粉)及レフニス(屑)の四種にして、前三者は輸出向にして後者は領内消費に當てられて居る。タビオカ澱粉を取れる殘滓物は養豚飼料として用ひられる。タビオカ根を其の儘か薄片として乾燥せるものはガフレクと稱し食用に供する。現在英領馬來で此の作物の栽培に従事せるは支那人のみにして或る州にては此の作物は地味を吸収し盡す傾向にあるので其の栽培を禁じて居るところもある(輸出貿易に關しては「貿易の部」參照)。パールの主なる仕向國は本國、英領印度、暹羅、新西蘭等にして、フレックは本國、佛羅西、白耳義、同フラワーは英領印度、緬甸、佛領印度支那を主要相手國として居る。

檳榔子 (Areca catechu) 檳榔樹は遠く一五九三年以前既に馬拉加にて栽培せられて居た事が知られて居るが、野生のものが馬來に生育して居た事實はない。土人間では檳榔子にシレーの葉を巻いて用ひるのでベテルナツトと

して知られて居り馬來名をビナンと稱し、丈四・五丈に及び樹冠に見事な六一九葉の羽狀葉を戴き果實は年中之を産するも、最も大きく結實を見るのは十一月にして從て開花期は四月七月の兩期である。果房は七箇以上に及ぶが結實するのは四―五房にして老齡に至れば一、二房に止まり、果實數は大體五〇―一〇〇顆或は中・小型にありては一五〇―二五〇顆位である。植付面積の確實な數字は不明であるが、大約五三、〇〇〇英反と見て差支へない(内譯ジョホール州一特にバト・パハ及ムア那一三七、〇〇〇英反、ケラタン州六、〇〇〇英反、ケダー州四、〇〇〇英反、馬來聯邦三、四〇〇英反、海峽植民地二、〇〇〇英反以下)。品種としては八、九種あるが、果實の商業上の分類としては之を圓形と長型との二種に大別して居る。生産高は領内消費が多い爲不明であるが、純輸出高より見て大體の想像は出來得る。即ち一九三三―三二年に至る十箇年間平均純輸出高は二一、六〇〇噸にして、一九三五年の純輸出高は二二、八八五噸二、九四一、二八三噸に及んで居る。ジョホール州に於ける年收量は英反當り乾果五擔(六六五封度)と稱せられて居り、セルダン試験場に於ける十一年生のものにては施肥せるものは六・八擔、同無施肥にては五・三擔の收量を擧げて居る。商品としてはビナンブラ(Piang Blah)、ビナンコシイ(P. Koa)、ビナンサライ(P. Salat)、ビナンアシン(P. Asin)、及細片檳榔子(Bliced Arecaut)の五種あり、ブラは果實を二つに割りて日光乾燥せるもので、コシイは積重ねて二、三箇月乾燥し、更に皮を去りて二、三日乾燥せるもの、サライは煙製であり、アシンは鹽漬品にして最後のものは細片として煮沸し乾燥せるものである。後の二者は何れも未熟果を使用する。大部は主として東洋民族の咀嚼用に供せられるもので、前述せる如くシレーの葉にて之を包み、少量の石灰を混合し、嗜好としてガムビル、煙草、丁香、小豆蔻等を入れて用ひる。果實を粉末とせるものは護謨の收斂作用が甚だ強い爲に齒科用或は家畜の寄生蟲驅除に用ひられる。尚檳榔子の輸出入貿易額に關しては「貿易の部」參照。

馬來語にてトス(Tuba)と稱するのは各種の有毒性植物を總稱せる語にし

る爲不明である。然し純輸出高にて大體之を窺知する事が出来る。一九三三年度より一九三二年度に至る純輸出高平均は三、〇三七噸にして、一九三三年度の純輸出高は二、八四一噸四九一、七六三弗である。ガムビルは總て護謨との間作にして耕作に従事せるは殆ど全部が支那人である。繁殖は總て實生に依る。收量は單作地にて英反當りガムビル八乃至一〇擔(約一、〇六一、三三〇封度)にして、一擔のガムビルを得るには約一〇擔の生葉を必要とする。護謨との間作地にては收量は三、三擔位である。之を製するには先づ葉及小枝のみをとり之を湯を沸せる鍋に投じて煮沸し、單寧性のみを抽出するものにして、三時間位煮れば濃い橙々色の樹脂状の物質が得られる。之を冷却すれば凝固するが、凝固した物は鍋より出し約一吋位の角型に切断し二、三日天日乾燥を行ひ商品となる。ガムビルの主な輸出相手國は英本國、米國、英領印度等である。

煙草 (Nicotina tabacum)

英領馬來に於ては多年間領内消費用に亞細亞人間に小規模に煙草を栽培するのが殆ど慣習となつて居た。最近三、四年間の馬來聯邦及同非聯邦に於ける煙草栽培は輸入税の増徴及未製品煙草に低率の輸入税を課するに至つた事實に基き非常な刺激を受け領内製造奨励の結果となつた。即ち右の結果領内生産煙草を輸入未製品煙草に混せて紙巻煙草或は其他の製品煙草の製造をなす機會が自ら開ける様になつて來た。元來英領馬來では煙草の大規模栽培は不向である。一九三四年末に於ける栽培面積は三、五八五英反(内譯ベラ州一、二八三英反、ジョホール州一、〇二六英反、ケダ州七五二英反、スランゴール州二九二英反)と推定せられ、總て小規模栽培である。栽培品種は主として領内産の種子より繁殖せる大型葉のデリー種一種で、葉の小さく粗剛な品種も自家用として馬來人間に栽培せられて居るが、此の種のもは煙草仲買人は買入れを行つて居ない。紙巻煙草用としてヴァーヂニア種も栽培せられて居るが未だ實驗時代を出で、居ない。收量の點に關しては栽培が大概亞細亞人である爲確實な報告もなく知る事は出来ない。セルダン中央試験場のヴァーヂニア種のもは英反當り乾燥葉五六〇封度であるが、六

擔(八〇〇封度)までは收穫可能性があると見積られて居る。一九三三年度の純輸入高は一、九三五、八八五封度一三、八七七、九三九弗にして、現在迄に最高數字を示せるは一九二九年の二一、五〇〇、〇〇〇封度である。最近二、三年間減少の傾向にあるのは一般的不況の爲の購買力の減退、輸入煙草の増税及領内生産高の増加に基くものである。

薯蕷 (Mus spp.)

英領馬來に於ける芭蕉植付總面積は二二、〇〇〇英反を超えて居る(内譯馬來聯邦一、〇〇〇英反、ジョホール州五、〇〇〇英反、ケダ州五、〇〇〇英反、馬來聯邦一、〇〇〇英反、ネグリスムビラン州三、六〇〇英反、ベラ州二、四〇〇英反、スランゴール州二、〇〇〇英反、海峽植民地一、三六〇英反、彼南七〇〇英反)。一九三三年現在に於ける總植付面積中僅に一、三〇〇英反のみが單作地にして他は何れも其他の作物との間作地である。殆ど馬來到る處に植付けられて居り、殊に土人の家にては自家用の果實を得る爲に此の二、三本を植へて居ないものはない位である。薯蕷は亞細亞人間にては一般に果實としてではなく主食物として用ひられて居り、從て其の品種も極めて多種多様に上るが、夫等の多くは品質劣等にして僅に調理して食用に供せられるものである。主なる品種を挙げれば左の如くである。

調理用

- Pisang abu 果實表面に蠟狀白粉を生ず
- Pisang opak betal 果實外皮黄色斑點を有す
- Pisang opak legor 丈高く黄色の斑點ある果實を著け、多數の種子を包含す
- Pisang wangka 香氣の高い巨大な果實を著く
- Pisang talon 黄色巨大種、果肉クリーム狀にして柔軟且つ甘味を有す
- Pisang tandak 超巨大種、長さ一呎餘に上る
- 生食用
- Pisang embun, or P. melhi, P. bunga 此の品種は Gros Michel 又は Jamaica 種と同一品種と考へられる。高さ十五呎に及び黒斑を有する爲莖を有し、果房は八、九箇、果房の果數は十五乃至

食用用

- Pisang serendah 果實極めて短小にして生食に適せず、一房一、五〇〇顆を著ける事珍しからず
- Pisang sumu 矮生種にして果房は三、四個、果實數一房に一四一六個の中形、果肉綠黄色香氣高し
- Pisang sumu 丈九呎前後、一房二、五呎、果房七個、果實數一房に一〇個、長さ五吋、果肉淡黄色

(註) Pisang は馬來語に「芭蕉」の意

馬來に於て生産せられる薯蕷は製粉せられる極少部分を除いて總て領内に消費せられて居る。其の價格は季節に依り異なるも最近にては一擔當り五〇仙一弗五〇仙前後を往來して居る。

其他の果物

鳳梨を除いては英領馬來に於ける果樹の栽培は領内的に重要性を有するのみである。ではあるが馬來には栽培に適する多數の果樹がある。或る筆者の云ふ處に依れば栽培に適する果樹の主なるものは三九種に及び、而して餘り重要ならざるもの四七種、雜小果物四四種、丘陵地に適するもの五種あるとの事如何に果樹に富むかが窺ひ知られる。主なるものを次に略述する。

サボテラ *Adansia sapaia*—馬來半島到る處に栽培せらる。樹高一〇—一二呎の常綠喬木、果實は長さ約三吋、直徑二吋、外皮粗く赤褐色にして薄く、果肉又橙色にして甘味を有す。年中結實するも六、七、八月頃最も多く、未成熟時に取りて之を糠或は葉の中に入れて熟らす。同樹は生育極めて遅いが、幼樹にしてよく結實す。繁殖は接木に依る。

カツニョーナット *Anacardium occidentale*—馬來にては海岸地帯に生育し、核果は腎臓形、長さ一・五吋、肉質の花托を有し、此の花托は橙色又は鮮紅色を呈し食用となる。花托は甘味を有し、液汁に富み爽快なる酸、性香氣を有す。生のまま或は之を炙りて用ふ。但し其の外皮は非常に辛く刺戟性を有する爲剥取るを要す。繁殖は實生又は芽接に依る。

サワサツプ(刺番荔枝) *Annona muricata*—生育極めて早く、樹高二五呎に及び馬來到る處に栽培せらる。腎臓形の二、三封度の大型果實を著け、外皮は粗

Pisang mas

十七箇にして六・五—八吋、巾一・五吋に及ぶ、最も生食用に適す

Pisang raitai.

矮生種にして莖莖を有し、葉柄は黄綠色、果實は三吋巾一・五吋、外皮厚く豊な黄色を呈し柔軟にして甘味強く、多少脂ぎつた感じがある。多く支那人に依り栽培せられ而して他品種に比して常に高値である。缺點はカスリ傷の付き易い事と輸送に不便な形状を有する事である

Pisang berangan

未成熟時に收穫して粉を作る

Pisang bogian

果肉は鮮白にして、成熟すれば自然落下す

Pisang brok bakul

夥多種にして收量多く、香氣良し

Pisang jari buaya

果實に著しい脊線が通つて居る

Pisang kapas

皮に斑點を有す

Pisang kelat

巨大種、外皮赤黄色、果肉鮮白、香氣良し

Pisang lang

亞細亞人間には普通栽培せられ居るも市場には出て居ない

Pisang litin

巨大種、外皮赤黄色、果肉鮮白、香氣良し

Pisang masak hijau, p. embun

種に酷似す。果肉は生熟すれば淡黄綠色にして爽快なる香氣を發し、果房より離れて落下するが此の點が embun 種と異なる点である

Pisang rajai

爪哇に多きも馬來には稀なり

Pisang raja udang

外皮暗赤褐色にして、之を食せば皮膚病を生ずるとの迷信より一般に膾炙されて居ない

英領馬來……農業

く多数の柔軟な短い刺を有す。果肉は白く繊維質にして液汁に富み幾分酸味を有する。内部に多数の大形黒色の種子を包含する。繁殖は實生、挿木或は接木に依る。

蕃荔枝(漢名) *Annona squamosa*—樹高一〇—二〇呎の小樹にして乾燥地に良く生育す。其の實は直径三吋、集合果にして外面に瘤状の隆起ありて、此の中に各一個宛の黒色の種子を抱有し、此の種子の外面果肉は白色にして甘味強く香氣高し。果實の外面は粉を刷きたるが如き白色を呈し生熟すれば間もなく黒色を帯ぶ。繁殖は實生である。

牛心梨(臺灣名) *Annona reticulata*—樹高一五—二五呎の小樹にして果實は直径三—四吋、平滑にして多少凹凸あり、成熟すれば赤色を呈す。果肉はクリーム状にして表皮に近き部分は淡黄色なるも中部は殆ど白色である。多数の褐色種子を包含す。繁殖は實生である。

波羅蜜(漢名) *Artocarpus integrifolia*—大喬木にして馬來にては二種あり、*Nangka beliong*, *Nangka habor*—之にあり、前者は果肉硬く後者は柔軟である。緑色大形の幹生果を結び、無数の小突起にて覆はる。生熟すれば強烈な香氣と味覺を有す。クリーム色の果肉は生食用となり、種子は生又は炙りてカレーに入れて食す。繁殖は實生又は芽接に依る。

プリンピン *Aeraha bilimbi*—小喬木にして樹枝は低く垂れ、長さ約三吋の胡瓜に似たる緑黄色の幹生果を生ず。生食に適せず、カレー原料及ジャム製造に用ふ。年二回收穫し得、繁殖は枝取又は實生に依る。

カランボラ *Aeraha ornubola*—一五—二〇呎の小喬木、葉は羽状複葉、紫紅色の可憐な小花を開き、實は稍々楕圓形にして従に三—五の深き溝あり、黄色半透明、長さ三—五吋、酸味強き品種により甘味あるものあり。繁殖は取木又は實生である。

ラムバイ *Baccaurea mollepana*—馬來固有の樹にして廣く栽培せらる。中形喬木にして左右対照をなし、芝地の觀賞樹として好適である。果實は果柄二呎に及び徑約一・二五吋あり圓く表面は滑にして薄く軟皮色を呈して居り、内部に二、三個の緑色の種子を包含す。甘酸兩種があり生食或はシチューに適用す。

果實の玉と稱せらる。繁殖は多くは實生なるも取木又は挿木に依る事もある。ランサット *Laustium domesticum*—馬來の原産、三〇呎に及ぶ中喬木、實は楕圓形にして長さ一吋餘、淡黄色の果皮を有し葡萄状をなして懸垂し、多汁芳香あり繁殖は實生なるも生育遅し。

ドウクウ *Laustium domesticum* var. *daku*—ランサットの改良種にして果實は前者より總ての點から見て優つて居る。生熟するのは八月末から九月中である。

マンゴー(漢名) 檳榔果—臺灣名—檳仔 學名 *Mangifera indica*—馬來のマンゴーは劣等品である。土壤はロームを好み、高温にして乾燥して居る方がよい。

照子(漢名) *Nephelium lappaceum*—馬來名をラムプアタンと稱し、恐らく馬來産ならん。樹高約三〇呎に達し、八、九月が生熟期にして年末に至り二回目の收穫がある。果實の色は黄色より青緑色まで種々あり、種子の周圍の果肉の香氣及品質も各々相異なるも、果肉と種子とが離れ易いものは良種である。繁殖は實生でもよいが芽接の方が結果良好である。

ブラサン *Nephelium mutabile*—樹はランプアタンに似たるも稍小形である。果實はランプアタンより早く生熟して大きく前者は長い毛髮様の刺で覆れて居るに反して之は矮小な突起があり、香氣は寧ろ前者より優れて居る。繁殖は種子にても良いが取木又は芽接がよい。

アウオカド、ペパー *Persa gratissima*—トリゲーター、ペパーとも稱し比較的近年の輸入にかゝるも周知の果實である。樹高二五—三〇呎に及び梨に似たる緑色の實を著げ生熟すれば黄色又は紫色となる。果肉は硬く緑がかつた黄色を呈し中に單一の丸い大きな種子を包含す。大きなものになると直径四吋及重量一封印にも達する。生熟直前に之を收穫し冷處に貯へて柔軟となるまで置き食用に供す。繁殖は實生或は芽接である。

グアヴァ *Psidium guajava*—熱帯並米利加原産の小灌木にして馬來にては二種類あり、一は果肉鮮白なるも他は紅色である。生育極めて速く二、三年生にて結果を見る。繁殖は實生である。

す。繁殖は實生である。

ブラジルナット *Bertholletia excelsa*—熱帯性大喬木にして樹高一〇〇呎に達するものあり。新嘉坡に輸入されたのは一八八四年にして、一九一三年以來農務局は大規模に繁殖を行つて居る。實は厚い壁を有する木質の鞘よりなり、球形三—五吋にして中に約一四個の堅果を包蔵し、種子は稜角を有して甚だ堅く、内部に白色の胚乳あり、食用に供せらる。繁殖は實生である。

木瓜(臺灣名) *Carica Papaya*—生育極めて速く、一箇年にて結果を見るも壽命短く、樹高二〇呎に達し、大概枝を生ぜず。果實は葉柄の元より多数生ず。生食として勿論、青果は之をサラダ或は砂糖漬となし賞味せられ、何れの部分よりもパイナップルを抽出し得、消化劑として效用廣し。繁殖は實生である。

柑橘類 *Citrus* 馬來にて栽培せられ居る柑橘類には次の如きものがある。

Citrus acida ライム蜜柑

Citrus aurantium オレンジ(脐甜橙)

Citrus maxima ボメロ(ザボン)

Citrus nobilis ファンダリンオレンジ

ドウリアン *Durio Zibithinus*—沖積層の土壤に植へられて居るものは生育良好にして樹高一〇〇呎にも及ぶが、粘土質の貧弱な土地では木がいかげ、果實も多くは出来ない。植付後普通八年にして結果を見る。結實最盛期は七、八月であるが、年末でも多少結實を見る。巨大種にありては果實の重量一〇乃至一五封印に及び、馬來人は之をドウリアン、カバラ、ガチャ(象頭ドウリアンの意)と稱して居る。繁殖は實生であるが、一週間に上經つた種子を用ひる事は不可である。

マンゴスチン *Garcinia mangostana*—中高の喬木にして高さ一五—二〇呎、枝を密に分岐す。低い沖積層の土地にして濕氣多き處を好み様であるが、排水には注意を要する。護謨樹の疵陰にて良好に生育して居るのが見られる。收穫期は八、九月なるも十一月に入つても少量の生産を見る。良果は直径二・五吋に及び而して果肉部の徑一・五吋もある。此の果肉部は六—八個の隔壁にて隔てられて居り、各房内に種子を有す。果肉は白色にして甘酸口に適用す。

蔬菜類

英領馬來の年平均純輸入額は大約四五、〇〇〇噸五、五〇〇、〇〇〇弗に達し、其の大部分は鹽漬或は酢漬野菜、玉葱、蒜及馬鈴薯である。高度約五、〇〇〇呎前後の處は別として一般に領内の氣候的條件は是等の作物栽培には不適當である。生野菜は殆ど大部が領内生産品にして、都會近くにて小園を経営せる支那人蔬菜栽培者の供給せるものである。新嘉坡島内のみにて支那人園の總面積は推定三、〇〇〇英反に及び、年産額四、〇〇〇噸以上に達すると云はれて居る。ジョホール州にては停車場の近くにて新嘉坡の積出しに便利な處には多くの支那人園が集中して居り、キンタ地方にも相當面積の農園がある。支那人蔬菜栽培者は肥料として人糞を使用する關係上歐洲人間には餘り歓迎せられず、最近はややマロン高原の日本人移民の手になれる人工肥料を施せる生野菜が相當割合にも拘らず新嘉坡其他の大都會にて良好な賣行を見せて居る。

3 小作物

香料作物

錫蘭肉桂 (*Cinnamomum zeylanicum*)—原産は錫蘭及南部印度にして樹高四、五〇呎に及ぶが、栽培するには之を刈込んで灌木状にする。樹皮の乾燥せるものは巻込みて管状を呈し薬用として賣買せられて居る。馬來にては栽培は未だ實驗時代を出ては居ない。

丁香(丁香) (*Eugenia caryophyllata*)—樹高約二〇呎の中或は小喬木にして、未開の蕾を乾燥せるものが所謂丁香である。以前には彼南及フロピンスウエルズレイでは相當重要な作物として見られて居たが蟲害に依り衰退し、之に代りて護謨、古々椰子が栽培せられるに至り、現在植付總面積は約三〇〇英反前後にしか過ぎない。

生薑 (*Zingiber officinale*)—越年性植物にして白色且つ芳香を有する刺戟性の地下莖を有し、東洋到る所に之を産す。

肉荳蔻 (*Mystica fragrans*)—一七八年彼南に栽培せられたのが馬來に於ける濫觴である。丁香と同様の過程で今日では餘り重要視されて居ない。肉

荳蔻及肉荳蔻花は同樹の産品にして、樹高は時として四〇呎にも達する茂つた樹で、花は黄色、雌雄花異樹である。果實は生熟するに九箇月前後を要す。植付後七、八年或は夫以上経たねば結實を見ない。

胡椒 (*Piper nigrum*)—馬來に輸入せられたのは二七九〇年に於て彼南にて栽培せられた。一八〇〇年に至るまでは重要な作物をなして居たが丁香及肉荳蔻が輸入栽培せられる様になり次第に重要性を失ふに至つた。新嘉坡は胡椒の重要な市場をなすが、領内にては現在餘り栽培せられて居ない。木質狀の纏繞性莖莖であつて、花房は一六時に及ぶ。葡萄狀果實は最初は暗綠色にして成熟すれば赤色となる。馬來にて栽培せられて居るのは僅に一種のみである。收穫第一年月は一本當り收量約一封度前後にして、七年以後は乾燥果實三・三・五封度を得られ、英反當り八八〇本立とすれば年收量は約二、五〇〇—三、〇〇〇封度である。

薑黃(漢名) (*Curcuma domestica*)—外形は幾分生薑に似た草本性植物にして、地下莖は濃黄色を呈し、香料及薬味として用ひられる。馬來にては之を支那人が處々に小規模に栽培して居る。生根の收量は英反當り約一〇、〇〇〇—一五、〇〇〇封度である。

ツアニツ (*Vanilla planifolia*)—纏繞性の蔓莖にして、莖は青色多汁、葉と反對の側より氣根を出して纏繞す。香料として價值ある萌を出すものには *Pompona*, *V. planifolia* の二種あり。馬來では商業的規模には栽培されて居ない。之を作つて居るのは主としてタミール人労働者である。

穀類(米を除く)
玉蜀黍 (*Zea Mays*)—英領馬來に於て米に次ぐ重要作物ではあるが大規模には栽培されて居ない。極めて小規模に栽培せられて居る殆ど無数と稱してもよい位であり、單作地もあり陸稻との間作地もある。品種は硬殼種と四稜種に大別し得る。後者は收量前者に約二倍す。平均收量は英反當り二、〇〇〇—二、五〇〇封度である。

稷 (*Echinochloa crusgalli*)—馬來にては稷は良く生育するが廣く栽培されて居ない。之を作つて居るのは主としてタミール人労働者である。

シトロネラ (*Cymbopogon nartus*)—高さ約四呎に及ぶ粗剛な植物にして爪哇及錫蘭に主として栽培せられて居るが、馬來では單に土地の浸蝕を防ぐ爲多少栽培せられて居る。單作としては年二回刈込にて英反當り生葉約一〇噸を得られる。若い移合油量多く約〇・八%にして、年收量は油にして約一一〇封度前後である。

シモンダ (*Gymbopogon atratus*)—剛直ではないが前記のシトロネラに外見酷似す。繁殖は前者同様株分けである。植付後八箇月にして刈込が出來、年收量は生葉約八一〇噸にして含有量少く油の收量は約四五封度である。

パチョウリ (*Pogostemon* spp.)—常緑多年生草本、丈二—三呎、葉は對生。乾燥葉を蒸溜して香油を得。馬來では開花しない。繁殖は半生育の枝の挿木に依る。收量は乾燥葉英反當り一・三〇〇封度にして、ジョホール州にては乾燥葉一三〇封度にて油二—三封度を得られると云はれて居る。

ヴェチヴェル (*Vetiveria odorata*)—草丈四呎前後の多年生草本にして根は芳香を有し、鬚根を蒸溜して精油を得。繁殖は根分けである。二回收穫にて英反當り乾燥根約一〇〇〇封度前後にして精油約四〇封度を得られる。馬來では裂油として見込のある作物であるかは疑問であるが、丘陵地の土止めとしては効果がある。

カボック (*Eriodendron anfractuosum*)—垂直に枝を出す中喬木にして、發芽と同時に開花し、結果期には既に落葉する。馬來には到る處に之を見るも之を集團的に栽培して居る處はない。全國を通じて樹數約一〇〇、〇〇〇本と推定されて居る。最も多いのは下ベラ、クアラカンダサア及クリアン郡で

英領馬來……農業

黍 (*Pennisetum typhoides*)—馬來の地には良く適合するが鳥害がだしい爲問題にならぬ。

さとうきび (*Sorghum vulgare*)—剛直な一年生の植物にして約八呎に達す。米國農務局より輸入された二品種が最も好成績にして、平均收量は脱穀して英反當り二、五〇〇封度位である。製粉してパン及菓子製造に用ふ。

鳩麥 (*Coix Lacyncha-Jobs*)—主としてサカイ族の栽培せるものにして、實は軟殼のもの硬殼のものとの兩種がある。穀物としての經濟的價値は少い。雜産油作物

ギヤンドルナット (*Alseis blackia*)—中喬木にして四〇—六〇呎に達し、實の直徑二—二・五吋にして殆ど丸く外皮は滑にて、内に二個の一時餘の種子を包含す。乾燥實の約六七%は殼にして残りは核仁であり、約六二%の油を含む。此の仁を壓搾すればリンシード油に似て幾分品質の劣れる油が得られ、用途も殆ど前者と同様である。馬來では試験的に栽培せられ居る程度である。

油桐 (*Alseis montana*)—馬來で試験的に栽培せられて居る油桐は二種即ち *A. montana* 及 *A. Fordii* にして前者は南支那の原産である。

蓖麻 (*Ricinus communis*)—馬來に於て屢大規模栽培が試みられたが何れも失敗して居る。地味肥沃なるを要し且つ栽培に最も妨害となるは害蟲の被害である。

胡麻 (*Sesamum indicum*)—馬來では印度人間に胡麻油の需要が多く、毎年多額の輸入を仰いで居る。馬來に於ける收量は英反當り種子六〇〇—一、二〇〇封度にして、合油量は四〇—五〇%であるが、實際搾油率は三七%前後である。

落花生 (*Arachis hypogaea*)—馬來に於ける栽培總面積は約二、〇〇〇英反と稱せられ、品種は *Mauritius*, *Senegal*, *Spanish* の三種である。收量は英反當り一、〇〇〇—二、〇〇〇封度にして地味或は季節の如何により異なる。支那人間に需要多く馬來にては毎年相當の輸入を見て居り、年平均落花生豆七、五〇〇噸、同油一〇、〇〇〇噸以上となつて居り、金額にて約四、六〇〇、〇〇〇弗に達して居る。

ある。馬來の氣候は良質のカボックを多量に産するには不適である。繁殖は挿木又は實生である。最近の研究に依れば芽接が好結果を來せる由である。

棉—一九〇三年以來馬來にて各種棉花の栽培試験が行はれて居るが何れも結果は不良である。結局馬來の氣候が濕潤に過ぎる爲である。

シナル麻 (*Agave sisalana*)—莖短く頂より肉質の披針形六呎前後の葉を叢生す。馬來にては壽命約八年にして、植付後一年半或は二年より收穫し得、而して英反當り纖維の平均收量は約一・五噸である。馬來に於ては勞銀の關係上現在の相場では栽培は見込薄である。

マウリチウス麻—前者に酷似するも葉は更に大形である。馬來では大規模に栽培されて居らぬ。

マニラ麻 (*Musa textilis*)—比島原産の丈高き芭蕉の一種にしてアバカと稱せられて居る。馬來に於ては最近までは實験的に栽培せられて居たに過ぎなかつたが、今回ジョホール州にて栽培適地が約二五、〇〇〇英反見せられ、五、〇〇〇英反のコンセッションが下附され、目下は約五〇〇英反の植付が許可せられて居り、其の結果如何は注目せられて居る。

ロゼラ (*Hibiscus Sabdariffa*)—一年生の草本、高さ八一—一二呎、幹は深紅色圓筒狀である。播種後三箇月半にして開花し、同時に幹は收穫し得る。英反當り纖維の收量は一、〇〇〇—一、四〇〇封度である。萼は酸味を有し、ジエリー、シヤム、シラップを製し又酒を製造することが出来る。

グマ (*Bronchia magdalenae*)—一九二五年頃ヒタ即ちアルガン (*Argan*) 纖維植物の栽培が試みられたが、纖維採集の困難から失敗に歸した。纖維は多少鳳梨に似た葉から得られる。纖維の美しい事と強靱な事は他に其の比を見ない程であるが生産費が高い爲に顧みられぬ。

樟樹 (*Cinnamomum camphora*)—東洋にては *Cinnamomum camphora* 及 *Dryobalanops camphora* 樟樹は二種があり、前者は臺灣、後者はボルネオ、スマタラ、馬來が原産である。樟腦を取る上から云つて前者は遙に優れ

て居る。一九〇四年以來農務局にては臺灣産樟樹の栽培を實驗的に行つて居り、結果は極めて良好にして生育良く樟腦の收量も多い。商業的規模には栽培は行はれて居ない。

大楓子 (*Chauliogra*)—大楓子科植物の實より得たる油は癩病治療薬として知られ、次の如き種類のもの栽培實驗中である。

Hydnocarpus anhelminthica

暹羅及交趾支那原産樹高六〇呎、植付後四年にして結果、生育盛んにして果實多し

Hydnocarpus Wightii

孟買カナラ西海より輸入。常緑樹

Hydnocarpus Woodii

北ボルネオより輸入せるものにして、馬來に於ては生育良好ならず

Trachigenos Kurzii

五〇—六〇呎に達する大喬木、上緬甸に自生す。一九二四年にセルダンに植へたものは生育遅く未だ結實を見ず

薯 (*Menopodium ambrosioides* var. *anchetatum*)—一年生の草本にして、種子よりは十二指腸蟲驅除薬を得る。播種後約三箇月にして生熟し、英反當り收量は脱穀せずして約六五〇封度前後である。

クロトン (*Croton tigrum*)—小灌木にして蓖麻子に似たる實を著ける。クロトン油は強烈な下劑である。セルダンの試験場に栽培せられたが害蟲の被害甚だしく栽培の見込はない。

吐根 (*Psychotria Ipecacuanha*)—ブラジル原産の小多年性草本にして、莖は匍匐性にして根は數條の長き根莖を分岐する。根から純粹なアルカロイドが得られ薬用に供せられる。アルカロイド主要成分はエメチンにして催吐劑、解瀉劑、祛痰薬、浸劑及アミール赤痢の特効薬として效用あり、スランゴール及ジョホール州にては栽培良好であるが、需要が局限せられてゐるので僅に領内にて消費せられて居るのみである。繁殖は根分けに依る。本植後二年半にして根の收穫が出来、收量は英反當り乾燥根約六〇〇封度である。

雜種作物

〇—四〇呎に及び、幹は短く周圍約五〇—六〇吋あり、此の幹よりサゴ澱粉が得られる。

馬來では生育極めて良好にして全國に多數分布し、殊に濕潤地には多い。推定總面積は三、五〇〇英反と稱せられ、ジョホール州大部を占めて、二、〇〇〇英反、而してケダー州には約六〇〇英反存在す。植付後九—一〇箇年にして開花するに至れば伐り倒して澱粉を取る事が出来る。中形樹一本にて約二擔のサゴ澱粉が得られ、英反當り年收量は約一〇〇擔(六噸)である。

甘蔗 (*Saccharum officinarum*)—馬來に於ては彼南領有前既に支那人により栽培せられて居た事が知られて居り、一八〇五年には同地より輸出を見て居る。夫以後馬來來る處に栽培せられ最重要物産の一をなし、特にプロビンスウエルズレイ及クリアン地方には大規模に栽培せられ、一九〇一年頃から下ペラ郡にまで擴がつてゐたが、護謨樹の輸入と同時に甘蔗栽培は次第に衰退し、今日では生食用のものに僅に栽培してゐるのみで影を没して仕舞つてゐる。

砂糖椰子 (*Arenga saccharifera* Labill.)—砂糖椰子は羽狀葉を有し、樹高約三〇呎に達する巨大な椰子にして、幹は黒褐色の纖維を以て覆はれてゐる。巨大な三—四呎に及ぶ懸垂花が葉柄の附根より生ずる。雌花には緑色の多數の果實を結び生熟すれば黄色となり、各果は長さ約一寸の數個の種子を包蔵する。馬來にては土人家屋の周圍には必ず見られるが、大規模に栽培せる農園はない。黒色の表面の纖維は海水に強い爲漁具として用ひられ、花序を切りて砂糖を得而して果實は砂糖を混ぜて蒸し食用に供する。

五 牧畜業

獸醫行政 獸醫局長は又馬來獸醫研究所長並に獸醫顧問官を兼ねて居る。政府獸醫團は各州並に海峽植民地の獸醫事務に携り、副獸醫官、検査官、助手、獸醫試補及獸醫警務官の補助を受ける。獸醫局の仕事は廣汎に亘り動物防疫法の管理施行の外、動物の輸入及聯邦並に海峽植民地内の動物疾病發生の防禦に關する監督、家畜産業の開發に關する諸問題の研究調査、年々の

英領馬來……農業

九二八

ビキサ (*Bixa Orellana*)—葉は暗綠色を呈せる大形の灌木にして、花は腋生、莢は縦に二室に分れ各室に五〇前後の種子を包蔵す。種子は外面に紅色のパープ質を有し染料を取る。之には花の白く莢の緑色のものと花は紅色にして莢の赤いものと二種があり、馬來では主として後者が栽培されてゐる。非常に生育早く植付後十二箇月にして一〇呎に達し開花を見、莢は年中收穫し得る。馬來では需要が局限されてゐる爲農園作物としては不適である。

シレー (*Piper Bello*)—シレーは古來より檳榔子を包んで咀嚼用に用ひられた關係上馬來に於ても古くから栽培せられて居る植物であるが、印度に於ては薬用として重用せられてゐる。原産地は爪哇にして多年性の匍匐植物にして心臟形の直徑二吋餘の葉を有するが馬來ではめつたに開花しない。收量は一刈三〇—五〇葉にして、刈込は雨期三回と乾期二回都合五回行ふ。繁殖は挿木である。

ガタバーチヤ (*Palmyrum oblongifolium*)—ガタバーチヤは *P. obovatum* 及其他の種類より得られ、前者は馬來原産にして、馬來では是等の物産は林務局の監督を受ける事になつてゐる。パハン州にては農園式に栽培せられてゐるが、近時市價崩落の爲生産は中止されてゐる。收量は約二三%にして葉よりする場合は最高英反當り年約一〇、〇〇〇封度である。

茅茸 (*Mushrooms*)—一九三二年に支那より椎茸 (*Volvariella volucae*) 菌が輸入せられプロビンスウエルズレイ及彼南にて栽培せられてゐるが結果は良好ならず。

ニツパ椰子 (*Nipa frutescens*)—ニツパ椰子は馬來群島の海岸到る處に生育し、樹高一五—二〇呎に及ぶ。同樹よりは砂糖、酒精及酒を得られ、又葉は所謂アタツプと稱して利用價值甚大である。馬來のニツパ椰子は年中結實する所が比島産のものとは異なるところである。スランゴール州には約二、〇〇〇英反のニツパ椰子農園が一園ある。砂糖收量は英反當り年約九、〇〇〇封度である。

サゴ椰子 (*Metroxylon Sagu*)—サゴ椰子は羽狀葉を有する椰子にして樹高川

生動物統計の集算作成及必要なる場合には公設屠殺場並に家畜病院の監督に關する仕事を行つて居る。病疫移入を防止する手段としては總ての主要港及び鐵道道路に依る領内出入地には家畜検疫所を設けて居る。

馬來の牧畜業に關する幾多の問題は廣汎に亘る研究題目を提供して居る。即ち家禽飼育の衛生並に經濟的方面に關しては、領内飼育鳥の種類の改良及廣範圍に亘つて屢多數の家畜を斃死せしめる病疫の發生防止に就ての研究が行はれて居り、食用或は乳牛として最適な品種を作る事は比較的近年に至るまで等閑に付されて居た問題であるが其の研究も著手されて居る。

水牛 所謂馬來水牛と稱するものは暹羅から馬來に入つて來たもので、水田の耕作用として或は運搬用として馬來人は極めて多數利用してゐる。代表的ものは淡墨色であるが、時として皮膚が紅色を呈し、毛が白鼠色のものである。生育牛にありては殆ど無毛であるが、幼牛にあつては全身綿長な毛を以て被はれて居る。馬來では飼育に注意が足りぬ事と氣候が適さない爲繁殖飼育は極めて困難である。懷妊期間は約三箇月にして、分娩期は七—九月である。舌が短く尖つて居る爲普通通の牛の如くには啼かず可憐な聲を發する。水田の耕作が済めば之を濕潤地に入れて水浴せしめないで其の習性に從はしめない爲、急激に體軀を害ひ夫が却つて妊娠しない原因をなして居る。之に反して支那人は其の飼育に當つては非常な注意を以てし、從て體力も優れて居て、主として原始林内の木材運搬に用ひて居る。又印度人はムウラ種 (*Murra*) のデリー水牛を飼養して居り、前者に比して大形にして多少毛が生へて居て、主に乳牛として飼つて居るもので、印度人間に其の乳を賣つて居る。前者は泥水を好むに反して後者は乾燥地と清水を好む。獸醫局はパハン州ラウプに水牛牧場を經營して居る。

牛 使役牛—年々多數の牡牛及去勢牡牛が輸入されて居るが、南部印度から來る鼠又は白色の大型のものが最も馬來の氣候に適してゐる様で、飼育上の注意さへ良ければ數年間使役に耐へる。此の種のものには足が強く早く、道路上の使役に適し、小型の暹羅種は農園作業に好適である。暹羅からは毎年多

九二九

林業

總説—森林行政—林野面積—主要林産物—統計

一 總説

馬來半島の森林は總て常緑で、次の如き主なる階級に大別される。但しケ...

一、海濱森林

① マングローヴ湿地森林

② 乾地森林 {カスアリナ林木帯 其他の海岸森林}

二、内陸森林

③ 淡水湿地森林

④ 乾地森林 {低地森林(約二千呎迄) 高山森林(二千呎以上)}

馬來半島の森林には右の外、ラン草の跋扈せる小面積の土地、軟材を包...

二 森林行政

林務局の組織—海峽植民地及馬來聯邦各別箇にあつた林務局を最近打つて...

林務行政費表

Table with columns: 項目別, 歳入歳出, 1931, 1932, 1933, 1934, 1935

單位：海峽幣 出所：海峽植民地及馬來聯邦林務局年報

た。政策統一の實現を可能ならしむるに與つて力あるものは、山林關係の官吏...

森林に關する立法—海峽植民地 林産物並に山林を一層有効に保護する...

Table with columns: 林業顧問部, 林業技術部, 木材購入部, 調査研究部, 海峽植民地, 馬來聯邦, 馬來非聯邦, 英領馬來總計

三 林野面積

恐らく百年を出でざる往時に於て一時馬來半島の全部は實際上森林を以て...

地方別林野面積表 (一九三四年)

Table with columns: 地方別面積, 保留林, 國有又は皇領地, 計, 全面積に對する割合(%)

單位：平方哩 出所：英領馬來年報

利用部分が多い。

ムランティー(Siam)に属する比較的軟質種より得られる。ムランティーは半島中最も豊富なる木材であつて、森林中此の木を見ざる所なく全林量の割五分は此の木を以て占めてゐる。下等材は一般的建築、上材は家具・壁板等に用ひられるが、半島中普通に使用せられてゐる板は多く此の木であり、木理の美しいものはマホガニーの代用にしてゐる。

クルインその他クルインは印度及アンダマン諸島のカーヂヤン、緬甸のカンインと植物學上密接な關係を有してゐる。スラヤ、ムラワン、ムランティイバハンは其の品質及實用上の價値に於てチエンガルとムランティイとの中間にある。スラヤとムランティイとは元來同系の異物なるに拘らず、新嘉坡に於てはムランティイをスラヤと呼んでゐるのみならず、サボタシエー目に屬する木材に對してもスラヤと云ふ語を用ひてゐる。

馬來半島に於て良材と稱せらるゝものは、少くとも生の間は水上に浮ばない。而して材質が概して非常に堅硬である。

其他の林産物 木材の外に餘り重要ではないが、相當價値ある林産物として藤、ガタバーチヤ、ダマル及ジェルトン等が擧げられるが、後三者は最近合成品の競争で其の需要は次第に減少して居る。

藤—新嘉坡は世界に於ける最も重要な洋材市場の一であるが、此處に取引せられるステッキの一部が馬來半島から生産せられるに過ぎない。夥しい數量のステッキ材料が馬來群島に屬する諸國から原料の儘新嘉坡に輸入せられ、此處で製品となつて印度・歐羅巴・米國其他の諸國に再輸出せられる。馬來半島産のステッキで取引上最も重要なものはスガ藤 (Botan sego, Calamus oeratus Bl.)である。然し一般に良く知られて居るのは馬拉加藤と稱するスラムプー藤 (Botan sambaru, Calamus seiphanum Lour.)である。海峽植民地及馬來聯邦一九三四年の藤收入額は前年度の二九、二五六弗に比して一五、九六五弗に減少を見た。

ガタバーチヤ—Palaquium Gutta の樹皮より抽出し主として海底電線被覆用として用ひられる當産物の需要は、無線電信の發達に連れて最近急激に減

少しつゝあり、又 "Parangit" と稱する合成品が出現した事もガタバーチヤの需要を減少せしめた一因をなして居る。然し主として保留林内の間過的作業により集められるガタバーチヤの量は相當あり、可成りの利益を尙擧げて居る。

ダマル—主なるダマルは數種の二羽柿科樹より得られ、最も重要なのは透明なダマルチエンガル即ちダマルンナとダマルテヤ (Damar chengal or penak and damar tenak) である。夫々 Balanocarpus kenihi King 及 Shorea hypoleuca Hance より産する。前者は主としてネグリスムビラン州に産し、馬來人が樹上に登攀し樹枝からダマルを採取する様は、他州に於ては見られない方法である。ダマルバト (Damar batu) と稱せられるものは下等品であつて殆ど價値がなく、従て商品としても重要視されて居ない。

ジェルトン—馬來に於ては Dyera costulata Hook. の樹液から抽出せられる當産物は主にチウインガム製造に用ひられ、實際上當領産ジェルトンの大半は米國に輸出される。以前はサラワク及蘭領印度がジェルトンの取引には殆ど獨占的地位を占めて居たので、當領は極めて其の利益を享ける事が少かつたが、最近タツピング及製造法が進歩し産量も増して來たので、馬來も當商品の取引に次第に進出して居る。産量の最も多かつたのは一九二九年にして海峽植民地、馬來聯邦を合して一、四一六噸八三、二九九弗を算して居たが、夫より以後は米國の不況を反映して一九三四年には其の産量僅に七六二噸二六、七八二弗に過ぎなかつた。然し乍ら米國の不況が去れば、當産業も回復して來る事は疑ない。

薪炭供給狀況 一九三四年に於ける英領馬來の薪炭並に木炭供給狀況は左の通りである。

木炭・薪材産額表

薪材	別	海峽植民地	馬來聯邦	聯邦	計
單位百立方呎					
出所	馬來年産	一九三〇—三一年平均	一九三〇—三一年平均	一九三〇—三一年平均	一九三〇—三一年平均
		五、四九一	一、四三三	一、四三三	八、三五七
		一、九三九	一、四三三	一、四三三	四、八〇五

前二表を對照し英領馬來の薪炭需要を確實に知る事は困難ではあるが、大體の狀況は窺知する事が出来る。木炭は總て家庭用に使用されるものであり、而して薪材は其の五〇%迄は家庭の炊事用たる事は勿論であるが、其の外産業用として錫鑛業、鐵道燃料、護謨製造用に供せられる量も相當額に上つて居る。

五統計

單位百數量—薪のみ、一九三三年以降は噸、他は總て立方噸、價額—海峽幣、出所—英領馬來貿易年表

木炭・薪材輸出入高表

品別	輸入		輸出		純輸入
	數量	價額	數量	價額	
薪材	五三、九三三	四、一四五	一〇、二二四	九、七九八	四三、七〇九
炭	一〇、八五九	四、三六九	六	二、三三九	一〇、八五九
木材輸入高表					
仕出國別	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
新嘉坡	四、〇四三	三、九七九	三、三三〇	三、九六九	三、六〇一
蘭印	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三	一、〇七三
其他	二、九一七	一、八二七	一、九二七	一、八二七	一、八二七
板	二、九一七	一、八二七	一、九二七	一、八二七	一、八二七
北婆羅洲	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
サラワク	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
米合衆國	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
南印度	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
佛領印度支那	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
英領馬來……林業	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

水産業

總説—主要水産物—漁獲法及漁場—統計

一 總説

概要 馬來半島を繞る海は一體に淺海をなし、西側に於ては馬拉加海峽沿岸は總て五〇尋以上に達する處はなく、一方東海岸にても、右同様の淺海が延々二五〇哩も續いて居る。右の様な状態であるから馬來は自然に最も生産的にして無限な漁場を有して居ると考へられるが決してそうではなく、是等淺海の大部分は大した魚類を産せず、僅に沿岸一〇尋線内外の處が當領の魚食民に必要な魚類を供給して居るのみである。動力船を有する邦人漁師を除いて漁獲は總て帆船或は操縦船により行はれて居る。是等の小型漁船は出來る限り容積を少くして作つてあるので、出漁は天候に左右される事が多い。現在馬來では各一團の漁師が彼等の現在の所有船以外の船を備つて出漁して利益を擧げ得る程度までには魚族は蝟集しては居ない。陸揚げされる魚類の大部分は乾鹽魚か又は鹽漬調味料に作られる。西海岸の如く比較的交通の便利な處では一般に防備用として水が用ひられ、消費市場に鮮魚として供給されて居るが其の量は相當額に上つて居る。現在の如き状態では斯業は殆ど行詰りの程度にまで改善されて居り、より以上の進歩は動力の使用及貯蔵法が經濟的に改善されるに非ざれば望み得ない情勢にある。土人の漁獲法は能率的でないと思へるのは誤りである。現在の様な漁業組織では彼等の行つて居る漁獲法は馬來の斯業には打つてつけの方法である。海峽植民地及馬來聯邦を通じて漁業に従事する者の數は一九三五年中總數二五、三六九名に達し、内馬來人一三、九六七、支那人九、九四〇、印度人三三六、日本人一、〇六三、葡萄牙人五三、暹羅人一となつて居る。漁獲の方法に至つては人種の相違すると同様によつて種々雑多な遺り方が行はれて居る。此の間にあつて目覺しい發展振りを示して居るのは邦人であつて、彼等は

新嘉坡を根據地として從來の漁場カリモン海及リオー群島より遠く赤道を越え、スマトラのリンガ群島、シンケツプ島附近よりベンカ海峽入口近く迄出漁し、東は馬來半島東岸の支那海より佛領印度支那沿岸、暹羅灣等六、七百哩の地點から、西は馬拉加海峽、スマトラ沿岸より印度洋に面せるメルグイ群島に至る廣大な地域に活躍して居る。

人口四十九萬を有する新嘉坡は、其の七割餘(三十七萬)が支那人であつて、馬來人、印度人等も多く、概して住民は米食民にして副食物として魚肉を好み、鮮魚の需要は頗る大である。而して此の鮮魚の約半數(年約五、〇〇〇噸)は邦人漁業者に依り供給されて居る現狀で、邦人漁業者の勢力が如何に壓倒的であるかを推して知られるのである。近來政府當局の獎勵もあり土人漁業も邦人漁業の發達に連れ多少改善されて來たものゝ、幼稚な技術と殆ど無資力に近い彼等漁業者によつて馬來近海に於ける斯業の發達を期する事は困難であり、従て當馬來は邦人漁業者の發達地として實に恰好の地である。

前述の如く漁船が貧弱であるから季節風は馬來の漁業に非常な影響を齎して居り、特に東海岸にては北東季節風の襲來と共に漁業は一時休止の状態に陥る。然し動力を使用する漁船を以てすれば東海岸に於ても年中繼續して漁獲を行ふ事は大して困難な問題ではない。従て英領馬來に於て漁業上最も必要なる事は肉體労働を動力に代へる事にある。水産局は此の爲にキャツスル型トロール水産試験船を使用し、馬來近海に於ける動力機械による漁撈法又けトロール漁業の試験をして居り、其の調査資料により近代的方法を用ひる漁業會社が設立され、半島近海の開拓される事を當局は希望して居り、一方最近に至り邦人漁業者の大發展に鑑み、土人漁業を保護する見地よりして新たに漁獲物の繕詰の指導或は冷凍設備を有する冷凍船の配給等に着手して居る。英領馬來に於ける漁業統計は之まで確實に知る事は出来なかつたが追々統計も出來て來たのである。因に一九三四年中英領馬來内に陸揚げされた鮮魚の數量は七五、三二五噸にして、新嘉坡に於ける鮮魚の賣上高は一日平均二八噸であつた。

漁獲法 本領内に於て漁業に従事せんとする者は法律第一一二號(漁業)に準據するを要す。同法に據れば、漁業の建設には豫め當該官憲の許可を要する事となつてゐる。而して其の保存作業、修理、點燈に就ては管理諸規定があり、又本法に依り毒物、爆發物類の使用による漁獲は禁止せられてゐる。其の他一般漁業に就ては法律第一二五號(商船)、同第四二七號の規定により一般小船同様使用漁船に對し登記料を課せられる。小船登記手数料は次の如くである。

Table with 3 columns: Category (e.g., 純噸數二十五噸以下の小船), Unit (e.g., 一隻に付年), and Amount (e.g., 二・〇〇). It lists various fishing vessel types and their associated fees.

二 主要水産物

Table with 3 columns: 土名 (Local Name), 英名 (English Name), and 學名 (Scientific Name). It lists various fish species such as 鰻, 鰹, 鰺, etc., with their local and scientific names.

Bakap	Cat-fish	At least two genera of <i>Siluridae</i> .
Barat-Barat	Unicorn Fish	<i>Tricentrus</i>
Batu	A kind of Sea Bream	<i>Proteracanthus</i>
Bauang	River Catfish	<i>Nacaronus</i>
Bawal	Pomfrets (Bathfishes)	<i>Apolocheilus (Stromateus)</i>
Bebernas	A river Carp	<i>Cyclocheilichthys</i>
Begaluk	A Cat-fish	<i>Baladonichthys</i>
Belanak (Kedera)	Grey Mullet	<i>Mugil, Liza</i>
Balida	Feather-back	<i>Notopteris</i>
Baliak Mata	"Boony" Herring	<i>Pellona</i>
Balangkor	Lizardfishes	<i>Sauria, Trachiocephalus.</i>
Balakang	"Sea" Catfish	<i>Galactichthys</i>
Beras-Beras	Drummer	<i>Kyphosus</i>
Basikor	A Grunter	<i>Diagramma</i>
Biji Nangka	Goat-fish	<i>Ugenus</i>
Bilis	Anchovy	<i>Sialaphurus</i>
Bajok	"Round" Murrel	<i>Ophiocephalus</i>
Bulu Ayam	Hair-tailed Anchovy	<i>Coilia</i>
Bulus Bulus (Ubi)	Whiting	<i>Sillago</i>
Bunga Ayer	Masses of small fish mixed with young or small shrimps	<i>Mesely Stolephorus</i> not <i>Lepidoleptus</i>
Chemperas	A river Carp	<i>Cyclocheilichthys</i>
Chercharu.	A kind of Horse Mackerel	<i>Caranx</i>
Chincharu.		
Charu, Selikor.	Silvery Moon-fish	<i>Caranx (gallus)</i>
Chermin	Trevally	<i>Caranx</i>
Daing Belang	A Baffish	<i>Platax</i>
Dann	Spotted Moon-fish	<i>Drepane</i>
Dann Baharu	Black Trevally	<i>Siganus</i>
Debam (Lebam)		<i>Cteno</i>
Delah		

Danglis	Black Trevally	<i>Siganus</i>
Duri	Cat-fish	<i>Galactichthys</i> and others
Gabus	A Murrel	<i>Ophiocephalus</i>
Gedabang	Silvery Baffish	<i>Monacanthus</i>
Gelama	Jew-fish	<i>Sciaen, Ubrina, Oolithus</i>
Gemi	Sucking-fish	<i>Echinets</i>
Gepoh	Thick lipped Trevally	<i>Caranx</i>
Geretak	Saw-fishes (three)	<i>Syngnris, Scolopsis</i>
Geraji	Grunters	<i>Priacis</i>
Gerut Jerut	Great Catfish	<i>Fristipoma</i>
Jalan	Sciaenoid	<i>Galactichthys ?</i>
Jarang Gigi	Leather-jackets	<i>Oolithus</i>
Jebong	"Snappers" or Sea Perches	<i>Balistes</i>
Jenehak	Gar-fishes or Half-beaks	<i>Lutjanus</i>
Jolong Jolong	River Perch	<i>Hemirhamphus</i>
Kakap	Gourami	<i>Lates</i>
Kalut	Silver bellies	<i>Ophichthys</i>
Kekak	A river Carp	<i>Barbus</i>
Kelah	Catfish	<i>Clarias</i>
Kel	A kind of Horse-mackerel	<i>Caranx</i>
Kembong	Shovel nosed Ray	<i>Rhynchobatus</i>
Kemelian	A river Carp	<i>Barbus</i>
Kerapu	Serranid Sea-perch	<i>Eymenichthys, Cromistyles, Lutjanus</i>
Kerisi	Snappers	<i>Syngnris, Eleis ?</i>
Kerong Kerong	Grunters	<i>Therapon</i>
Kelang (Kilang)	Spotted Butter-fish	<i>Scolopagus</i>
Kurau	Thread-fins	<i>Polynemus</i>
Kapas Kapas	Silver bellies	<i>Xyptena</i>
Lais	A large river Cat-fish	<i>Baladonichthys</i>
Lampun	A Carp	<i>Barbus</i>

Lele	A Catfish	<i>Clarias</i>
Lemba	Cowfish	<i>Tricentrus</i>
Lidiah	Tongue-fish	<i>Cynoglossus, Plagusia, Synaptura</i>
Lumi	Bonhay Duck	<i>Harpodon</i>
Malong	Silver Eel	<i>Murrescor</i>
Merah	Red Snapper	<i>Lutjanus</i>
Nyor-Nyor	Large Trevally, Dart.	<i>Caranx, Trachinotus</i>
Parang-Parang	Wolf Herring	<i>Chirocentrus</i>
Pari	Stingray's, Skates	<i>Dasyatis</i> and allied genera
Pasir-Pasir		<i>Scolopsis</i>
Palata	Pigmy Trevally.	<i>Caranx</i>
Pias (Selangut)	Gizzard Shad	<i>Dorosoma</i>
Pinang-Pinang	Hig-faced Bream	<i>Sparus</i>
Puchuk	Hair-tail or Scabhead fish	<i>Trichurus</i>
Sa-belah	Flounders	<i>Paralichthys, Pectodes, Pseudonectidae</i>
Sagai	Large Trevally	<i>Caranx</i>
Sebaran	A Carp	<i>Hampala</i>
Selampai	Slender Jew-fish	<i>Gollichthys</i>
Selar	A Trevally	<i>Caranx</i>
Selang	Slender Carp	<i>Raborn, Baritis</i>
Sembilang	Eel-tailed Catfish	<i>Plotosus, Paruplotosus</i>
Senangin	Threadfins	<i>Polynemus</i>
Sepat	Tripletail or Dusky Perch	<i>Trichopterus</i>
Sepat Karang	Blow-pipe fish or Archer fish	<i>Lobotes</i>
Sumpit-Sumpit	Queen-fish	<i>Torodes</i>
Talang	Sprats, Pichard, Herrings	<i>Oligoptilus</i>
Tamban	Great river Catfish	<i>Sardinella, Clupea, Chirocentrus, Dussumneria.</i>
Tapah	A river Carp	<i>Wallago</i>
Tembelian		<i>Barbus</i>

三 漁獲方法及漁具

漁獲法 一般漁法一馬來近海漁場の海底は主に泥砂であり、珊瑚礁の被り多し。良網漁業は餘り盛んな様であるが、其他の凡ゆる漁法漁具は全部使用されて居る。中には建網漁業、流網漁業、釣漁業等に適し、土人の漁業も概ね此の種の漁業である。東海岸の漁夫は彼等特有の漁獲法を有する様で、其の中最も興味のあるのはバカンマ・シヤン(Pakat Payang)網を使用し沖合で作業する方法である。此の漁法は専門の両手に依て先づ水中にある魚の存在を確し、其の周りに網を投込ると漁獲する方法である。又同地方にてはウマンシヤン(Ujang)又はムタンク(Tuas)と稱して海底にて魚類の集る装置を施したものを投下し、時機を見て網を入れて漁獲する方法が行はれて居る。シヨーカーの沖合では邦人漁夫が流網を使用して漁撈に従事して居り、流網は土人・支那人と共に使用する漁具であり、網の幅は百尋から二三百尋に及びそのなまり、網は普通四、五尋物が専ら使はれて居る。支那人は時に三、四尋物の底流網を使用する事がある。半島の西海岸即ち馬拉加海峽は東海岸に於ける如く波浪が高くなつて、従つて此の方面の漁獲法は世界の各地に行はれて居るものと大差がなく、諸國に於て見る魚類と大同小異な固定的漁獲装置であるシヤンシヤン(Serman)・シヤンシヤン(Belat)・シヤンシヤン(Ambat)等が用ゐられ、此の外投網・流網・建網・敷網等地方により夫々利用されて居る。

英領馬來……水産業

Table with 2 columns: 他 (Others) and 計 (Total). Rows include 110, 5,695, 1,424, 1,678, 5,318, 1,174, 110, 6,660, 7,326, 1,000, 1,000, 6,660, 1,000, 6,660.

漁船・漁具免許發給件數表

出所 海峽植民地水産局年報

漁件 流曳 蝦魚 絲魚 網釣 網梁 網網 網船

Table showing fishing vessel and gear license counts for various regions (海峽植民地, 馬來聯邦, 海峽植民地, 馬來聯邦) from 1931 to 1935.

人種別漁夫數表

出所 同前表

種別 馬來 支那 日本 印度 葡人 其他

Table showing fisherman counts by race/ethnicity for various regions (海峽植民地, 馬來聯邦, 海峽植民地, 馬來聯邦) from 1931 to 1935.

漁船・漁具免許料收入表

單位 馬幣 出所 同前表

種別 海峽植民地 馬來聯邦 計

Table showing fishing license fee income for various regions (海峽植民地, 馬來聯邦, 海峽植民地, 馬來聯邦) from 1931 to 1935.

鮮魚水揚高表

單位 1000 噸 出所 同前表

地方別 彼方南 彼方北 彼方東 彼方西 彼方中 彼方南 彼方北 彼方東 彼方西 彼方中

Table showing fresh fish catch volume by region (地方別) from 1931 to 1935.

英領馬來……水産業

九四九

ある)
 二、砂礫洗滌法(支那人の行ふ方法である)
 三、水力採鑛法(歐洲人・支那人共に用ひ、而して之に次の三種がある)
 ① 自然水壓の水を用ふる法
 ② 人工水壓の水を用ふる法
 ③ 壓力なき水を用ふる法
 四、堅坑式採鑛法
 五、砂質地に於ける懸壕掘
 六、梳掛け法
 右の中主として用ひられる採鑛法は流泥式採鑛法である。一九三三年末現在馬來聯邦内に活動して居る掘槽浚渫船は百二十臺にして、此の外建設中のもの一臺で、百二十臺中ベラ州は七〇臺、スランゴール州三九臺、ネグリスマビラン州一〇臺、残りの一臺はバハン州で使用されて居る。
 錫鑛 錫鑛は酸化物たる錫石として普通存在して居るが、時として大きな結晶體となつて現はれる事がある。然し最も普通には豌豆大の結晶から極めて細かな粉末となつて出て来る。色は概して帯黒褐色であるが純白青色或は紅玉色、黒色のものもある。存在箇所は沖積層なる事もあるが大抵は沖積層の下に横はつて居る花崗岩崩壊に依つて出来た砂礫層中に存在して居る。最豊富に沈積して居る所は、石灰岩又は其他の岩石が花崗岩に接觸して居る地も點である。然し錫鑛の存在は頗る區々で花崗岩のある所必ずしも錫鑛を埋藏してゐる譯ではない。
 鑛區及面積並に採鑛地として有望な土地—馬來鑛業の中心地は馬來聯邦であることは前述の通りであるが、聯邦中ではベラ州最も盛んで、次にスランゴール、バハン、ネグリスマビラン州の順である。ベラ州には世界的に有名なキンタ地方の豊富な沈積層あり、ラルト及クアラカンサ兩郡に於ける錫鑛區と共に旺んに採掘されて居るが、更にパタンバダン郡下に今後鑛業に依つて開發せらるべき大面積の土地がある。スランゴール州ではウル・スランゴール郡に大面積の鑛區が目下採掘作業中である。此の州でも今後開發せらるべき

き大面積の土地がある。バハン州のトメロー、プカン兩郡に於ける鑛業上の可能性に就ては未だ確定的に知られて居ない。ラウブ、メントン郡には未著手の大面積の鑛區があり、クアラリス郡に於ては錫及金採掘の見込がある。ネグリスマビラン州下に於ける採鑛業は漸次衰退しつつある。
 馬來聯邦に於て採鑛地として開發せらるべき國有地の大多數は既に試掘が行はれたが、尙馬來に於て最も物理的に適當した採鑛法即ちベケツ使用の液泥法の採用し得らるる廣漠な地域が未だ試掘されず残つて居り、含錫量の多く且つ浚渫作業に適する地域が農業耕地名義の下にあり、或は該地に村落或は市街が跨つて居るとの理由の下に、或は道路又は鐵道の收用を受けて居るが爲に之が採鑛を禁止されて居る處が極めて多い。是等の地域は總て將來採鑛せられるものと信ぜられる。上記の諸土地を別としても花崗岩丘陵地には廣大な鑛物埋藏地があり、是等の土地に於ては採鑛廢棄土の廢棄地に備へる爲に其の山麓下の平地が採鑛し盡されるに非ざれば作業に着手するを禁ぜられて居る。採鑛法が發達すればする程以前には餘り經濟的に價値のなかつた土地も益々鑛産地として價値を發揮するに至るは當然にして、ラルトに於ける主要採鑛地は支那人採鑛法では全く掘り盡されたものと考へられたが、夫より以後浚渫法にて既に二十三年も作業を繼續して居り、更に今後數箇年は其の壽命を保つものゝ如くである。
 次に馬來に於て錫採鑛の爲拂下げられた土地の面積を表示する。

馬來聯邦州別採鑛租借地面積表

單位：英反
出所：馬來聯邦鑛務局年報

州別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
ベラ	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
スランゴール	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
ネグリスマビラン	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
バハン	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
計	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000

(註) ① 地方官廳採鑛地 ② 英反を含む

次に一九三五年末現在試掘許可證を下附されて居る件數及其の面積並に試掘の結果發見されて居る面積を示せば次の通りである(但し金鑛を含む)

馬來聯邦別試掘許可件數及面積表

許可件數	面積	ベラ	スランゴール	ネグリスマビラン	バハン	計
一九三〇	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	47,000
一九三一	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	47,000
一九三二	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	47,000
一九三三	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	47,000
一九三四	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	47,000
一九三五	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	47,000
計	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000	232,000

一九三三年以降は七五・五%を錫と見做して之を加算したものである。

馬來聯邦別錫生産高表

年次	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一九三〇	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三一	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三二	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三三	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三四	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三五	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
計	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000

次に馬來聯邦の錫産額が世界錫産額中如何なる割合を占むるかを示せば左の通りである。

馬來聯邦及世界錫産額表

年次	馬來聯邦錫産額	世界錫産額	出所：同前表	世界産額に對する割合
一九三〇	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三一	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三二	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三三	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三四	11,700	11,700	11,700	11,700
一九三五	11,700	11,700	11,700	11,700
計	58,000	58,000	58,000	58,000

馬來には毎年精練の爲多量の錫鑛石が蘭領印度のバンカ及ピリントン並に暹羅、佛領印度支那、南阿弗利加、スマトラ等より輸入される。是等錫鑛の仕出額別輸入高及再輸出を含む錫の仕出地別輸出高を示せば次の通りである。

錫鑛輸入高表

Table showing tin and tin ore import statistics for various countries (e.g., 蘭領印, 南領印, 緬甸) from 1931 to 1935. Columns include quantity, price, and value.

出所：英領馬來貿易年報

錫鑛輸出高表

Table showing tin and tin ore export statistics for various countries (e.g., 英領印, 佛領印, 緬甸) from 1931 to 1935. Columns include quantity, price, and value.

錫價及錫鑛出稅

錫價：最近五箇年間の錫價を示せば次の通りである。

新加坡錫市價表

Table of tin market prices in Singapore for the years 1931-1935, listing highest, lowest, and average prices.

倫敦錫市價表

Table of tin market prices in London for the years 1931-1935, listing highest, lowest, and average prices.

鑛業収入及錫鑛出稅—英領馬來に於ける錫の輸出税は従價税にして時宜に應じて決定せる率に從ふ。錫鑛の場合には實際錫含有量如何に拘らず關稅目的より其の七二%（一九三五年以降七五・五%）として計算する。錫鑛産税は錫價一擔に付四一弗を超えざる時は一擔に付二弗四〇仙を、而して四一弗以上一弗を加ふる毎に一〇仙を加へるものとす。馬來聯邦内にて産出せる錫鑛を精錬して得たる錫に對しては錫鑛の場合と同じ割合の税金の外其の三分の二の附加税を、而して總ての輸出錫鑛に對しては一擔又は其の端數毎に一五仙を課する事となつて居る。錫鑛業が如何に聯邦錫務局の行政並に一般財政に貢獻して居るかは政府の收入を一見しても明白である。即ち一九三五年の關稅收入二六、六〇九、八七五弗の内錫の輸出税は九、七〇〇、六一五弗即ち三六%を占め、之は同年の鑛業關係諸収入の九四%に相當する。今最近五箇年間に於ける鑛業に關する収入及錫鑛出稅の之に對する割合を示せば次の通りである。

鑛業關係收入表

英領馬來……續業

出所：同前表

年次

Table showing the percentage of tin and tin ore export taxes relative to total tin and tin ore industry income from 1931 to 1935.

國際錫製協定

世界錫生産額の九割を擔する國際錫生産制協定案が一九三〇年十二月二十六日錫生産者組合實行委員會々長サー・ウィリアム・ビード氏より同狀として組合加盟會社に送付され、其の後關係各國政府の審議を經つたが、馬來政府の修正案及英國植民省がボリヴィア及蘭領印度當局へ申入れた件は夫々承認されたので、生産制限は一九三一年三月一日より實施されるに至つた。協定項目は左の如くである。

- 一、本協定の目的は供給を調節して過剩ストックを削減する事
二、協定國政府は自國內の生産及輸出を管理す
三、各協定國の生産量制當は一九二九年の實生産量を基準とす。即ち世界生産高合計を一八六、五一八噸と認定し、馬來産量は六九、三六六噸なりしを以て比率は三割七分一厘四毛となり、ニセリアは一〇、四二二噸、ボリヴィア四六、三三八噸、蘭領印度三五、七三〇噸を夫々一九二九年の實生産量と認めて之を比率に替ふ
四、本協定の有効期間は一九三一年三月一日より向ふ二箇年とす。
五、最初の世界の生産量を一四五、〇〇〇噸と定め馬來の生産制當を五三、八五三噸、其他の諸國の生産合計を七一、九二〇噸とし、其後の狀勢如何により其の都度量を増減し協定目的の達成を計る
六、各生産國內個々生産者の生産制當は該國の政府に於て定むる義務あるものとす
七、本協定の行政機關は加盟國各政府の任命する代表より成る政府代表委員會とす

八、右委員會は各國政府より證明附生産及輸出量報告を定期に接受し需要に應じ、時々生産量割當を加減す

九、本協定が最終的に承認され次第緬甸及暹羅の加入を勧誘する事

十、代表委員會は精細に錫研究計畫書を調査研究し、且つ馬來政府の提案に係る噸税を國際的に採用せしめ得る様努力すべし

以上は第一次協定案の骨子であるが、其の後右八項に依り屢割當量の變改が行はれた。右の如く國際錫協定は一九三〇年十二月馬來、ボリヴィア、蘭領印度、ニゼリアの僅に四箇國間に成立、翌三一年三月一日より實施を見たが其の後暹羅も之に加入、第一次協定の期限たる一九三三年中に第二次協定締結せられ、一九三四年一月一日の協定更改後は白耳義領コンゴ、佛領印度支那、葡萄牙及コロンボールの重要生産業者も略式加盟國として之に參加し、斯くて國際錫協定は國際カルテル中でも極めて堅固なものとして今日に及んだのである。而して第二次國際錫協定も一九三六年十二月三十一日には満期となり、斯くて今回の第三次協定の成立となつたものであつて、今次の倫敦委員會に於て正式決定を見た新協定の内容が如何なるものであるかは未だ詳細不明であるが、前後の事情を綜合すれば大體大詔の如きものであらうとの觀測が下される。

- 一、新協定は一九三七年一月一日より發効、一九四一年十二月三十一日まで向ふ五箇年有効とす
 - 二、新協定加盟國は左の九箇國とす
正式調印國(六箇國)馬來、蘭領印度、暹羅、ボリヴィア、ニゼリア、白耳義領コンゴ
 - 三、略式加盟國(三箇國)佛領印度支那、葡萄牙、コロンボール
- 錫輸出統制の基礎となるべき正式調印諸國の基準輸出割當は一九七、〇〇〇噸とし、國別割當は左の如く定む。(括弧内は現行第二回基準割當)
- | | |
|----|----------------|
| ボリ | 四六、〇〇〇(四六、四九〇) |
| ラ | 三六、三三〇(三六、三三〇) |
| グ | |
| イ | |
| ア | |

進 馬 一八、五〇〇(一九、八〇〇)
 白 額 七、九四〇(七、九四〇)
 計 一〇、八九〇(一〇、八九〇)
 一三、〇〇〇(一三、〇〇〇)
 一九六、六六〇(一九八、四五〇)

(註) 本協定は正式調印國の輸出許可率を基準割當の六割五分以上に引上げられた場合は夫々増加すべきものとす

四、暹羅に對しては基準輸出割當の六割(一一、二〇〇噸)に當る最低輸出數量を設定する。夫故新協定に基く暹羅の輸出最低數量は年一八、二〇〇噸となる。而して萬一各國の輸出許可率を基準割當の六割以下に低下するを生じたときには正式調印諸國は一堂に會して協定の更改を協議せねばならぬ

新協定の草案起草に際して豫て暹羅は基準割當量を年九、八〇〇噸から一舉一九、〇〇〇噸に増額を要求して譲らなかつた。之に對して他の正式調印國は一八、〇〇〇噸以上に増額する事に絶對反對の態度を採つて居たのであるが、ボリヴィア及白耳義領コンゴが夫々の割當の一部を削つて暹羅に譲り結局暹羅の割當は一八、五〇〇噸となつた。一方白耳義領コンゴも亦暹羅同様他の正式調印國の輸出許可率を適用せられる事になり、其の基準割當は結局一三、〇〇〇噸まで増額されたものと如くである。

2 其他鐵産物

金 ラウプ・オウストレーリアン金鐵會社は廣範圍に亘り金採掘に従事せる馬來唯一の會社である。パハン州に位置するラウプ鐵山は既に約四十箇年間作業を行つて居り、鐵層を追つて堅坑或は横坑を掘り、〇四〇呎の深度にまで達して居る。金鐵石は破砕機にかけて粉碎し、之を混養育化する方法にて處理して居る。一箇月三、〇〇〇噸の鐵石精煉能力を有する破砕機は、五〇馬力の出力を有する會社自用の水力發電所より得らるゝ電力に依り運轉して居る。一九三五年に至るまでの同鐵山の産量は六一〇、〇〇〇オンスに達する。馬來に於ては砂金は錫鐵業の副産物として一般に採掘されて居るが時として單獨の場合もある。ペラ州の一部にては年産量約四、〇〇〇オンス

産金及輸出高表

年次	ラウプ金山 生産高	馬來聯邦 産金高計	同輸出高
一九三二	三三、七六六	五九、四六二	二六、五七六
一九三三	三三、七六六	二九、二九六	二五、七二七
一九三三	三三、七六六	二九、二九六	二九、二九六
一九三三	三三、七六六	二九、二九六	二九、二九六
一九三五	三三、七六六	二九、二九六	二九、二九六

の鐵山もあり、其の外より少量ではあるがパハン州、ケラントン州、スラゴール州内の數箇所より産出を見て居る。

最近五箇年間に於ける金の生産及輸出高を示せば次の如くである。

石炭採掘高表

年次	ラウプ金山 生産高	馬來聯邦 産金高計	同輸出高
一九三二	三三、七六六	五九、四六二	二六、五七六
一九三三	三三、七六六	二九、二九六	二五、七二七
一九三三	三三、七六六	二九、二九六	二九、二九六
一九三三	三三、七六六	二九、二九六	二九、二九六
一九三五	三三、七六六	二九、二九六	二九、二九六

之は當半島に於ける唯一の炭礦である。同會社創設以來既に同炭山より六、五〇〇、〇〇〇噸を産出し、尙約千萬噸の採取可能量を有する。作業は廢坑は水力に依り砂土を充填せる長坑道並に露天にて行はれて居る。是等の場所に應用せられて居る採炭法は採炭能力の極致を盡して居る。同炭山産出の石炭は總て半島内にて消費されて居る。過去五箇年間に於ける石炭産量を掲げれば次の通りである。

鐵礦採出高表

州名	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
ジョホール	四八、八七七	四八、八七七	四八、八七七	四八、八七七	四八、八七七	四八、八七七
ペナン	一〇、七五七	一〇、七五七	一〇、七五七	一〇、七五七	一〇、七五七	一〇、七五七
セランガニ	七、六八七	七、六八七	七、六八七	七、六八七	七、六八七	七、六八七
タングステン	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇

ペシ(Petit Peak)に鐵礦山を有する。如上産出鐵礦の大部分は金屬鐵平均六四%を含有する良質の赤鐵礦にして、其の産出額は一九三二年六八八、一七二噸より一九三六年には一、六一二、三〇九噸に増加を見た。次表は最近五箇年間の鐵礦採出高を示す。

州名 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四 一九三五 一九三六

ジョホール 四八、八七七 四八、八七七 四八、八七七 四八、八七七 四八、八七七 四八、八七七

ペナン 一〇、七五七 一〇、七五七 一〇、七五七 一〇、七五七 一〇、七五七 一〇、七五七

セランガニ 七、六八七 七、六八七 七、六八七 七、六八七 七、六八七 七、六八七

タングステン 一、三〇〇 一、三〇〇 一、三〇〇 一、三〇〇 一、三〇〇 一、三〇〇

以前にはケダト及トレンガヌ州より有用なウオルフラム鐵を出し、ペラ州のタツバの近傍及ネグリスマヒラン州の鐵山より少量の産出を見たのであるが、市場が不定な爲同鐵業は時々思ひ出した様に勃興するだけであつた。同鐵物は特殊鋼の製造に使用せられ、又電球の發光體の製造にも使用される。此の頃市場が再び活氣を呈して來たので、ペラ州内に於てクマツト・フライ會社が大規模に灰重石の豊富な鐵床の採掘に乗り出し、一九三四年同鐵山より約一、三〇〇噸を産出した。此の外同鐵に對し鋭意探査を進めて居る。過去五箇年間の馬來聯邦に於けるウオルフラム鐵及灰重石の生産高を示せば次表の通りである。

ウオルフラム鐵

種別	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
ウオルフラム鐵	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
灰重石	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
イルメナイト	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇

此の鐵物は極めて豊富にして錫鐵業の副産物として多量に産出される。土人間にはアマン(Adamite)として知られて居る。錫鐵山の重い廢礦中の主要構成物をなして居る。錫砂の採掘されて居る處には何處にも之を産する。此の鐵物は錫鐵より磁石分離機にて抽取される。最近に至るまで輸出數量に見るべきものがなかつたが、ペイント及フェロチタムウムの製造に有用な事が發見されるに及んで、現在では此の商品を市場に出す事が試みられて居る。

工業

總論—各種工業現況—統計

一 總 說

英領馬來に於ける工業の發達は最近の事に屬し、(一)は歐洲大戰中の暫定的飛躍と、(二)は一九三一年以降の本格的發展の二に對することが出来る。即ち大戰中物資の供給は多分に東洋諸國に仰がれ、當馬來に於ても錫・護謨を始め其他の物資が大量歐洲に賣送された。この景氣は馬來の工業を刺激し、當時既に今日の隆盛に赴く下地を培つたのである。然し之は暫定的のもので大戰終末と同時に終熄した。その後馬來が世界的不況に當面するや、政府は廣義の輸入品防遏、領内産業の保護獎勵を政策的に必要視するに至つた。茲に於て一九三一年クリメンチ總督就任と同時に「馬來の産業化」の第一聲が公式に掲げられ、馬來工業の本格的發展が約束されることとなつた。

各種生産機械と資本を潤澤に供給する本國と足下に安價にして柔順な勞力を隨時獲得する馬來は斯くして領内の工業化に對して十分素質と條件を具備せるものと謂ふことが出来る。今日馬來工業は一大飛躍を遂げ其の部門は實に百十餘を算し、或る種の工業は完全に輸入品防遏の目的を達し、剩へ領内の供給は勿論輸出を爲す迄に進歩したのである。

既述の如く、政府は一九三一年以來公式に斯業の獎勵に踏出したが、その獎勵具體案として今日迄の處別に補助金の下附は行はれてゐない。何れも間接的獎勵法であつて、今日迄表面に現はれた處を綜合するに、獎勵方法は専ら左の二種に依てゐる。

(一) 工業獎勵を目的とする博覽會及展覽會の開催
(二) 領内生産品に對する低率消費稅の課稅
因に工業博覽會は一九三一年新嘉坡工業博覽會以後開催されてゐないが、英國貿易展會(British Trade Fair)は年々開催せられてゐる。

中 Loe Pineapple Co., Ltd. は資本金五十萬弗で斯業最大の工場である。現在二工場を經營するが、目下宿大工場は再築中で、落成の曉は斯業隨一の鐵筋コンクリート製モダン工場となる筈である。其他の工場は何れも安物瓦葺又は瓦鉛葺の貧弱なものである。生産能力は最低一日數百圓最高一千五百圓見當、又生産實量は最低一日二百五十圓である。

馬來産鳳梨は最大消費國たる英本國に於て品質非難され、改善要望の聲高かつたが、之に對し政府は一九三〇—三一年に新嘉坡に於て鳳梨會議を開催し、斯業發展の爲現状檢討の結果一九三四年十月當領には鳳梨産業法なる新法律が實施せらるゝ事となつた。この新法律は其の法令下の施行細則に相當する鳳梨工場規定により各工場は工場名及製品マーケの登録が必要となつた。本産業も法の保護を受けて漸次統制の第一歩を踏出す事となつたのは悦ばしい事で、品質は改善され、工場の非衛生感も漸次改良せられる事とならう。

火・水力電氣事業 火力電氣事業—馬來電氣事業は今日の隆盛を來す迄は近々三十年の歴史に過ぎない。一九〇六年新嘉坡市役所が電氣會社より電力を買受け市中の一區劃に七萬ユニットの直流給電を開始したのが嚆矢である。電氣事業は官民營の兩方あり、一九三四年に於ける動力及燈火用給電總量は一億ユニット内外である。今地方別火力推定給電高を擧ぐれば左の如くである。

Table with 2 columns: Location (e.g., Singapore, Penang, Malacca) and Power Generation Capacity (in units).

次に馬來全體の電力供給分布は大體左の如くである。
英領馬來……工業

二 各種工業現況

現在工業として擧げ得られるものは輸出護謨工業、錫精煉工業、鳳梨罐詰製造工業、火・水力電氣事業、石油精製業、機械工業及鐵工業、護謨タイヤー及チニープ製造業、製油及油粕製造業、清涼飲料水製造工業、製氷業、煉瓦製造業、ビスケット製造業、土管製造業、石鹼製造業、麥酒釀造業及其他の工業で今其の主要なるものに付内容等を示せば左の如し。

輸出護謨工業 英領馬來の生命線は何と云つても B.T.C の三大物産で、就中護謨の消長は全領の景氣を左右する重要性を持つてゐる。世界一の産額を誇る馬來の護謨は世界生産額の過半数を供給して居り、最近一九三四年には六十六萬噸、二億七千萬弗の輸出を見、この半数が米國內である。茲には輸出向バラ護謨製造工業を謂ふのであるが、これは何れも栽培園内の工場で製造される。詳細は「農業の部」参照。近年ラテックス其の儘の輸出は相當増加の傾向にあるといふが、尙七百萬弗にしてバラ護謨總輸出額の四十分の一に過ぎない。

錫精煉工業 護謨に並ぐ重要輸出物産錫の當領産額は世界産額の三割乃至四割を占め、就中馬來聯邦ペラ州は錫の寶庫である。而して各嶺山より採掘される原錫は 80% 以上含有品の輸出を禁止されてゐるので、何れも領内の精煉所で精煉の上輸出される。これは明に地方工業保護の目的の爲にして、馬來は領内産錫石のみならず、廣く蘭印のパンカ、ピルトン兩島、暹羅及日本より原錫の供給を仰ぎ、海峽植民地に於て精煉してゐる。

主要精煉所は新嘉坡の Straits Trading Co. 及 Pan Hook Hin 彼南には Eastern Striding Works があり、其他小規模精煉所が一二箇所ある。鳳梨罐詰製造工業 馬來鳳梨罐詰は世界産額の七割より見て第二位を占め、布哇に次ぐ存在である。領内約六萬五千英反の栽培地より製産される年額六萬六千噸、七百萬弗の罐詰を輸出しつゝある。護謨、錫に次ぐ大宗産業にして、右の内八割は英本國で消費せられる。目下領内には十六工場があるが、内一工場は閉鎖し、是等は盡く華僑經營にかゝる獨占事業である。就

公 營

Table listing public utility companies and their power generation capacity (e.g., Singapore, Penang, Malacca).

由來、電氣事業は其の國工業の盛衰を計るバロメーターと稱せられるが、今一九三〇年以來新嘉坡、彼南兩市役所に於ける電氣販賣統計を擧ぐれば次の如くである。

Table showing electricity sales statistics for Singapore and Penang from 1930 to 1935, including units sold and revenue.

而して馬來に於ける電力は消費種類別に見て動力用の方が燈火用より消費率大である。馬來二大物産護謨及錫の中錫嶺山に於ける電力消費は動力電氣消費中斷然傑出してゐる。

次に馬來聯邦に於ける電氣事業を見るに、一九三三年政府販賣電力は合計二千萬ユニットに達し、消費益々増加の氣概へである。是は護謨、錫市價が生産制限の爲恢復した爲と考へられる。發電所は現在吉隆坡、イギー、スレム、マン、タイピン、クラン等の外十箇所に散在する。右の中吉隆坡以外は燈火用給電の方で、吉隆坡のみは動力用消費の方が勝つてゐる。これ近年異常に工業化しつゝある半島首都の隆盛を物語るものである。

馬來聯邦は海峽植民地及馬來聯邦に比較し立遅れ氣味であるが、内ジョホール州のみは新嘉坡に近接せる關係上比較的發達を見せてゐる。

水力電気事業—馬來を縦走せる脊柱山脈を分水嶺として東西に貫流する二大河川にベラ、バハンの両河がある。この内西走して印度洋に注ぐベラ河の水

石油精製業 厳密にいへば、本業は富領に存在しない。現在この方面に活躍するものに Asiatic Petroleum Co., 及 Socony-Vacuum Corporation. の

三統 計 海峽植民地各種製造工場敷表

營むものである。次は Thornycroft, Ltd. p. 自動車及船舶用品関係の工場を經營してゐる。其他約四十軒の鐵工所があり、殆ど準備の經營である。

製糖及油粕製造業 馬來に於て製造される最も代表的な油は椰子油である。其他落花生油、護謨實油、コブラ油等があるが、椰子油の比ではない。

其他の諸工業 以上述べたる外馬來には清涼飲料水製造工場、製氷工場、煉瓦工場、製菓工場、土管工場、石鹼工場、麥酒工場、酸業及アセチレン

Table with columns for industry types (e.g., 炭酸水, 麵粉), years (1931-1935), and locations (Singapore, Penang, Malacca). Includes a total row at the bottom.

英領馬來……労働

際實施された南方印度人労働者の輸入制限も印度政府と交渉の結果、一九三四年に緩和せられ今日に至つてゐる。

二 労働者

労働者總數 一九三四年現在に於ける英領馬來内農園・鑛山・工場數は四、七六五に及び、労働者總數は三四九、二八八人を算し、前記内課税に労働者の職業別・人種別分布状況は次の通りである。

農園・鑛山・工場數表 (一九三四年)

地方別	農園	鑛山	工場	計
海峽植民地	3,334	1	503	3,838
馬來聯邦	2,145	255	59	2,459
馬來非聯邦	1,199	7	23	1,229
計	6,678	363	625	7,666

職業別・人種別労働者分布表

出所：同前表及馬來憲報

地方別	印度人	支那人	爪哇人	馬來人	其他	計
農園	1,935	1,093	1,093	1,093	1,093	6,314
海峽植民地	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	5,465
馬來聯邦	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	4,546
馬來非聯邦	1,093	1,093	1,093	1,093	1,093	3,427
計	3,278	3,278	3,278	3,278	3,278	13,614

九六六

地方別	印度人	支那人	爪哇人	馬來人	其他	計
政府諸局	1,307	3,296	1,151	1,268	1,935	8,957
海峽植民地	1,745	6,900	4,577	3,016	3,173	19,351
馬來聯邦	1,745	6,900	4,577	3,016	3,173	19,351
馬來非聯邦	1,745	6,900	4,577	3,016	3,173	19,351
計	6,542	23,996	10,301	8,317	10,281	60,437

因に政府諸局に雇傭され居る労働者を人種別に表示すれば次の通りである。

地方別	印度人	支那人	爪哇人	馬來人	其他	計
農園	1,875	3,595	1,534	1,534	1,534	9,071
海峽植民地	1,875	3,595	1,534	1,534	1,534	8,071
馬來聯邦	1,875	3,595	1,534	1,534	1,534	7,071
馬來非聯邦	1,875	3,595	1,534	1,534	1,534	6,071
計	7,350	14,719	6,136	6,136	6,136	34,361

地方別	印度人	支那人	爪哇人	馬來人	其他	計
鑛山及工場	745	2,459	745	745	745	6,678
海峽植民地	745	2,459	745	745	745	5,678
馬來聯邦	745	2,459	745	745	745	4,678
馬來非聯邦	745	2,459	745	745	745	3,678
計	2,980	9,873	2,980	2,980	2,980	19,813

政府諸局

海峽植民地	1,108	2,188	1,088	1,745	1,857
馬來聯邦	1,108	2,188	1,088	1,745	1,857
馬來非聯邦	1,108	2,188	1,088	1,745	1,857
計	3,324	6,564	3,264	5,235	5,571

(備考) 本表中海峽植民地及馬來聯邦内に就役せる馬來人の數は僅少に付其數に算入す

印度人労働者 沿革—印度人労働者が馬來に渡航し始めたのはベンゴール灣の東側に英國の政治的勢力が確立してから後即ち十九世紀の初頃からである。現在に於ては印度より英領馬來へ渡航する労働者は一九二二年の英領印度移民法により印度政府の監督下にあるが、同移民法の第一章に依り設けられた施行細則は、英領印度人移民を英領馬來に招致する場合基礎となる移民基金制度に歩調を合すやうになつてゐる。移民基金制度は一九〇七年の創設にかゝり、同年馬來聯邦を通過せる法律により、移民監督官を委員長とする移民委員會に對し、英領印度マドラス管区内より招致せる労働者の労働の高に應じ一定の拂込金を各雇主より徴収する権限を與へられた。此の拂込金に依る収入は移民基金と稱し、政府の一般歳入とは全然無關係である。移民基金を創設せる前記法律は、現今では労働法中に編入せられ、其の運用は労働監督官の手にある。

移民基金の目的用途は今日労働法中に規定せられてゐるが、老朽印度人労働者、失業印度人労働者、印度人労働者の子女に孤兒の爲宿泊所を設置する事、必要と認むる場合印度人労働者を本國に送還すべき事、救済金を印度人労働者に附與すべき規定がある。

労働者雇傭習慣—雇主が労働者を印度より雇入るゝ場合には、多くは苦力募集の許可を得てゐるカンガニー (Kangany) と稱する者の手を煩はす。カンガニーは雇主の依頼を受け印度に歸還して苦力を集め、應募した苦力は乘

英領馬來……労働

九六七

船前英領印度政府の出稼人保護官及検査官の検査を受ける。最近は以上記載せるカンガニーに依る労働者の外、所謂自由渡航者の數が多くなつて來た。自由渡航者は體格検査の結果健康なりと認められると移民委員に申出で、移民基金から渡航費を支拂つて馬來迄無賃で渡航することが出来る。是等自由渡航者の大部分は以前の雇主の下に歸つて行く舊備人である。

印度人苦力の輸入費用は一人當り三十八弗以下であると思はれてゐる。一九三五年に於ける拂込金は男一、六二弗、女〇・九六弗である。是を一日の拂込高に計算すれば一日の苦力賃銀の外に、雇主は男子労働者一日當り二仙、女子労働者一日當り一仙づゝ支拂ふことになつてゐる。而して現在移民基金運用の範圍は英領馬來全土に亘つてゐる。現在總ての印度人労働者は全く自由である。彼等は馬來に上陸する時は何等の責任を有してゐない。彼等は又何時如何なる時でも一箇月の豫告を以て彼等の仕事を有してゐない。之は雇主が労働者を雇へる代りに二十四日間の賃銀を雇主に拂つてもよい。之は雇主が労働者を解雇する時も同様である。但し労働者が適當の事由がなく二日間以上連續して仕事を休んだり、又は解雇するに十分なる理由がある場合は此の豫告を與へずして解雇することが出来る。又彼等は労働者として如何なる種類を問はず、總て書式による契約を結ぶことが出来ないことになつてゐる。

労働者數—一九三一年國勢調査の際英領馬來に於ける農園の労働に従事せるものは三〇四、一五七の印度人苦力中大部分はタミール人で、残りはテルグ人、マラヤリ人及マドラス管區北方から來る少數のウルヂヤ人から成つてゐる。印度人苦力がエステートに留まる期間は二年乃至三年位である。従て現在數の労働者を維持しやうと思へば毎年其の三割五分を招致する必要がある。而して一九三四年に於ては南方印度から來た印度人の數は八九、八二八(前年二〇、二四二)で、歸還せる者の數は二八、〇六八(前年三二、七三三)であつた。

支那人労働者 支那人労働者は前述の通り華民保護局の官吏が労働法の規定により監督権を行使してゐる。支那人労働者は、契約労働制度の下に支

那に於ける苦力周旋人から新嘉坡の苦力周旋ブローカーの手を経て馬來に輸入されてゐる。支那人移民に對しては印度移民基金の如き制度なく、前借りにより渡來する契約苦力は前借渡航費用を法律により定められたる條件の下に雇主に支拂ふ義務がある。尙、馬來栽培業者協會提議の下に前記基金制度を設けることの可否及其の方法等に付協議すべく、關係政府は協同して一諮問委員會を設け勞働監理官を以て其の會長としてゐる。

國籍別勞働者出入表 (一九三五年)

Table showing labor arrivals and departures by nationality (British, Chinese, Indian, etc.) for Singapore and Penang in 1935. Includes columns for arrivals, departures, and net arrivals.

出所：同前表

バハ州クアンタン及クアラリビス地方に送られてゐる。最近數年間月極めによる勞働者の數は非常に増加の傾向にある。一九三四年末現在馬來内農園、鑛山及倉庫に就役せる蘭領印度勞働者の總數は一三、四〇四人で、前年に比し二、二二二人の増加であつた。

出所：英領馬來貿易海運月表

三 貨 銀

英領馬來の勞働者中農園、工場及官廳使用勞働者は一體に鑛業勞働者に比し貨銀が低廉である。南方印度人勞働者の標準貨銀はスランゴール、バハ、プロビンス、ウエルズレイ及ケランタンの諸州では法律によつて規定されて居り、是が他の地方に於ける其他の勞働者に對する基準となつてゐる。

地方別印度人苦力貨銀比較表

Table comparing wages for Indian laborers across different regions like New Guinea, Malaya, and the Netherlands East Indies.

同非聯邦一 (一) バハ、(二) ケラダ、(三) ケラタン、(四) 海峽植民地、(五) 馬來聯邦。各勞働者共低貨銀なるは早朝より六時間乃至六時間半の作業なるによる。爪哇人勞働者にはタミール人と略同一貨銀を支拂つてゐるが、支那人勞働者は主として契約勞働者なるため其の受くる貨銀も稍高である。即ち護照國に於ては日給四〇仙乃至六五仙の貨銀支拂を受けらる。

英領馬來……商業

總設—會社數(海峽植民地、馬來聯邦、馬來非聯邦、商業會議所) 物價指數及主要物產市價—商品の取引方法—邦商の地位

一 總 說

一國の商業貿易を支配する重要な要素は其の地理上の位置、沿岸地方の性質、地質構成の如何及其の氣候條件並に住民の品性如何に係る事至大である。馬來及其の主要港たる新嘉坡は亞細亞大陸の突端に位置し更に延びて赤道近くまで達して居り、世界主要航路の集結點を扼し、地球上最も豊饒な群島を間近に控へて居る。本土の沿岸は一般に大商港の開發には不適であるが、新嘉坡及彼南は巨船の入港施設備はり、本土との連絡は鐵道又は沿岸通ひの小汽船にて行はれて居る一方、無數の戎克、トンカン(馬來帆船)及其の他雜多の小船が領内の運輸に當り、時には外國貿易にまでも活躍して居るものがある。西海岸にてポート・スウェナム港が本土唯一の大港として偉容を具へて居るが、西部海岸は一體に淺瀬多くより以上の發達を望み得ない状態にあるが、獨りデインデインズ(現在はベラ州に屬す)の小港ルムツ港のみは山紫水明の境にあつて、前面にはバンコル島を控へ巨船を繋ぐに足る大港灣を有して居る。現在は鐵道が未だ敷設されてゐないが、將來幹線と連絡されるに至れば必ず本土最大の港となり、彼南にとっては恐るべき競争相手となるべき日が來る事であらう。地質の構成上から云つて馬來は大製造工業の樹立は困難な立場にあり、鐵礦は極めて豊富に埋藏して居るが近隣に石炭を産出しない不便がある。馬來聯邦の繁榮を確立せる鑛産物は錫であつて、現在世界一の産出國たらしめてゐる。氣候は熱帯性にして年中平均に降水量多く、爲に熱帯作物の栽培には最も好適してゐる。従て馬來の最重要産物は錫及熱帯産物であつて、一九三四年馬來から輸出された錫の量は世界供給量の三一・五五%を占め三、四、一、二八噸に達した。馬來産錫鐵石は多量に

彼南にても精鍊されて居るが、其の大部分は新嘉坡に積出され、同地に於て精鍊される。又錫取引に關して新嘉坡は領内のみならず、蘭領印度更に遠方の濠洲、南阿弗利加、支那及アラスカ等より錫石が同港に集中し來り、其の總てを精鍊して居る。上述の如く當領は殆ど各種の熱帯作物の栽培に適して居るが、過去に於ける護謨の高値は僅に古々椰子を除いて其他の作物の栽培を顧みなくして仕舞つた。比較的近年に至り油椰子の栽培が將來ある栽培物として注目されるに至つてゐる。

當領内に於ける製造工業は殆ど顧みられず従て製品が輸入貿易品中主要部を占めてゐる。護謨園並に錫鐵山は多數の機械類を必要とし是等は總て輸入に俟つ現状にある。各種鐵器並に綿絲布、絹絲布の需要盛んにして是等の輸入も巨額に達してゐるが、氣候の關係上毛織品は殆ど需要がない。馬來聯邦の外國貿易の大約五五%迄は原則として自由港たる新嘉坡及彼南の兩港を通じて取引されてゐるが、沸騰性火酒、煙草並に石油は輸入税が課せられてゐる。然し乍ら新嘉坡の貿易は本土からの又は本土への物資の出入數量價額のみによつて之を推測する事は出來ない。新嘉坡は實に東は支那、日本及亞米利加、南は濠洲より新西蘭、更に西は印度、阿弗利加、歐洲に至る全東印度諸島の貿易の中心をなしてゐるのである。同港には何時にても各國の船舶が見られ、而して其の埠頭及船渠は世界に於ける最も繁忙なものの一に算へられてゐる。従て各國商人は代理店を新嘉坡に有し商況は股販を極め、其の積換貿易の如きは恐らく世界で一、二を争ふものであらう。

二 會 社 數

英領馬來にて營業中の會社を海峽植民地、馬來聯邦及同非聯邦に分けて其の數を列記すれば左の通りである。

1 海峽植民地

出所 海峽植民地會社登錄官報

種 別	一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南
經營中のもの	1,714	91	1,714	91	1,714	91	1,714	91	1,714	91	1,714	91
同年中清算せるもの	48	11	48	11	48	11	48	11	48	11	48	11
事業別經營會社數表	出所 同前表											
事業別	1,930	1,931	1,933	1,933	1,934	1,935	1,932	1,933	1,934	1,935	1,934	1,935
栽培業	84	81	83	83	84	84	84	84	84	84	84	84
鑛業	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
商船業	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
印刷及新聞紙業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
護謨取引及製造業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
運轉站到車庫業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
化學藥品並に賣藥業	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製氷業	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
銀行及保險業	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
販賣店	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
其他の製造業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
雜業	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104
新設立登記會社數表	出所 同前表											
種 別	1,930	1,931	1,933	1,933	1,934	1,935	1,932	1,933	1,934	1,935	1,934	1,935
株式會社	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
私會社	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
計	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
(註) ①組合に似たる株式會社	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

資本金別	一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南	新嘉坡	彼南
公稱資本金	3,909,911	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211
英領馬來……商業	3,909,911	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211	4,646,211